厚生労働省独立行政法人評価委員会医療・福祉部会(第69回) 議事次第

平成26年8月20日(水) 15:00~17:30 厚生労働省省議室(9階)

- 1 開会
- 2 議事

【医薬品医療機器総合機構】

- (1) 平成25年度業務実績評価(総合評価)について
- (2) 中期目標期間の業務実績評価(最終評価)について
- (3)業務方法書の変更について
- (4)役員の退職金に係る業績勘案率の決定について

【国立重度知的障害者総合施設のぞみの園】

- (5) 平成25年度財務諸表の承認について
- (6) 平成25年度業務実績評価(総合評価)について

【福祉医療機構】

- (7) 平成25年度財務諸表の承認について
- (8) 平成25年度業務実績評価(総合評価)について
- (9) 業務方法書の変更について
- 3 閉会

<配付資料>

【医薬品医療機器総合機構】

資料1-1	平成25年度の業務実績の評価結果(案)
資料1-2	平成25年度業務実績評価シート
資料1-3	最終評価説明資料
資料1-4	中期目標期間の業務実績の最終評価結果(案)
資料1-5	最終評価シート
資料1-6	救済業務関係業務方法書の一部改正について
資料1-7	審査等業務及び安全対策業務関係業務方法書の一部改正について
資料1-8	役員の退職金に係る業績勘案率の決定について

【国立重度知的障害者総合施設のぞみの園】

資料2-1財務諸表の承認についての意見(案)資料2-2平成25年度財務諸表

資料2-3 平成25年度の業務実績の評価結果(案)

資料2-4 平成25年度業務実績評価シート

【福祉医療機構】

資料3-1 財務諸表の承認についての意見(案)

資料3-2 平成25年度財務諸表

資料3-3 平成25年度の業務実績の評価結果(案)

資料3-4 平成25年度業務実績評価シート

資料3-5 業務方法書の変更(概要)

資料3-6 業務方法書新旧対照表

参考資料

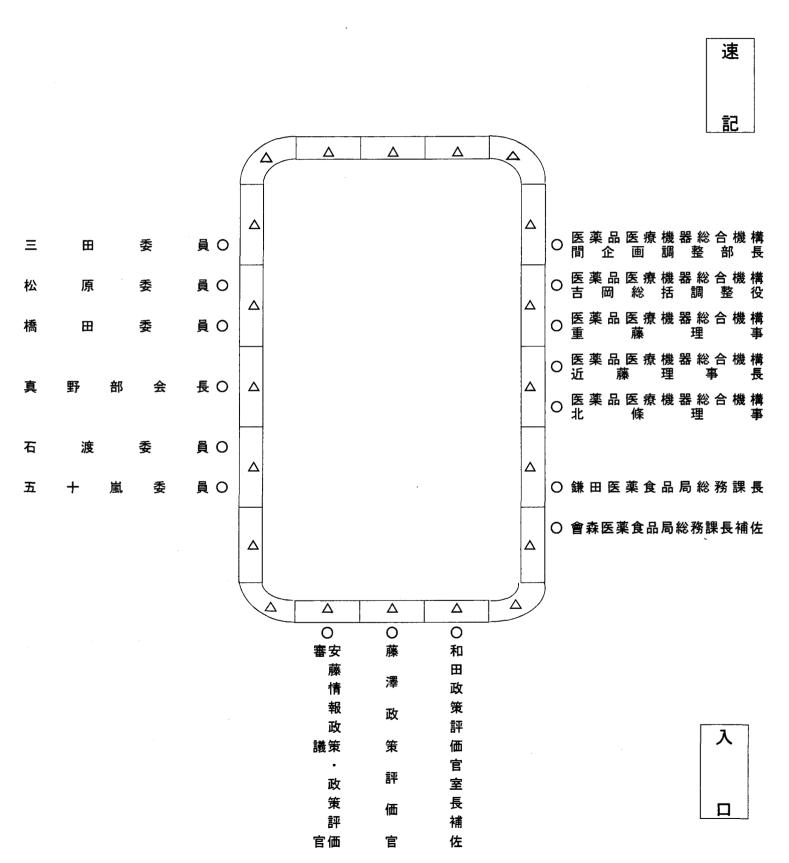
1 議事について

以上

独立行政法人評価委員会 医療・福祉部会(第69回)

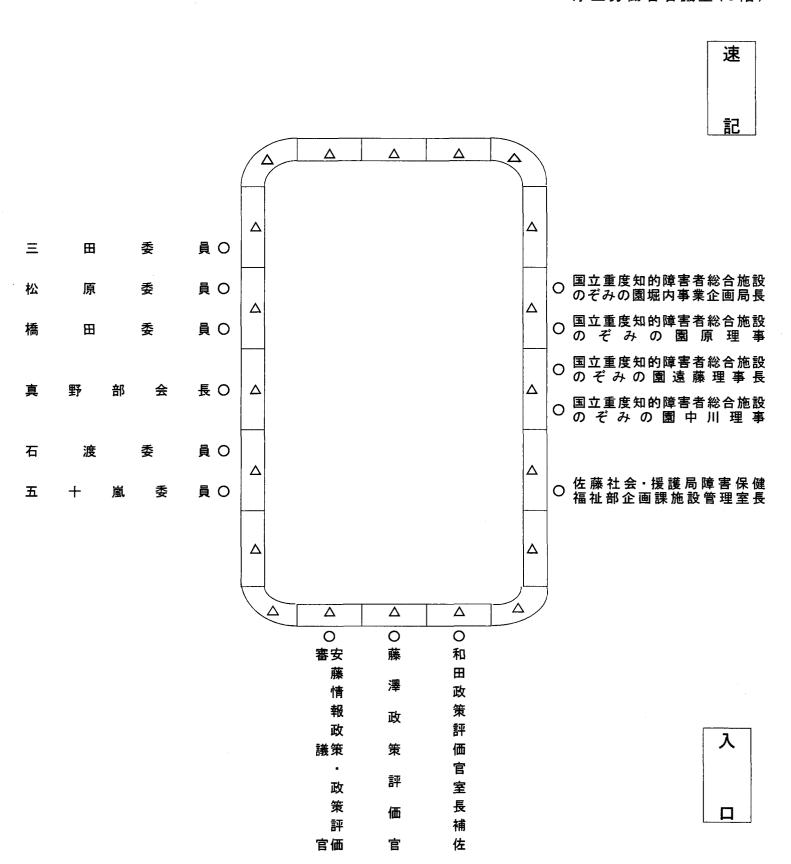
(医薬品医療機器総合機構)

平成 26 年 8 月 20 日(水) 1 5:00~17:30 厚生労働省省議室(9階)



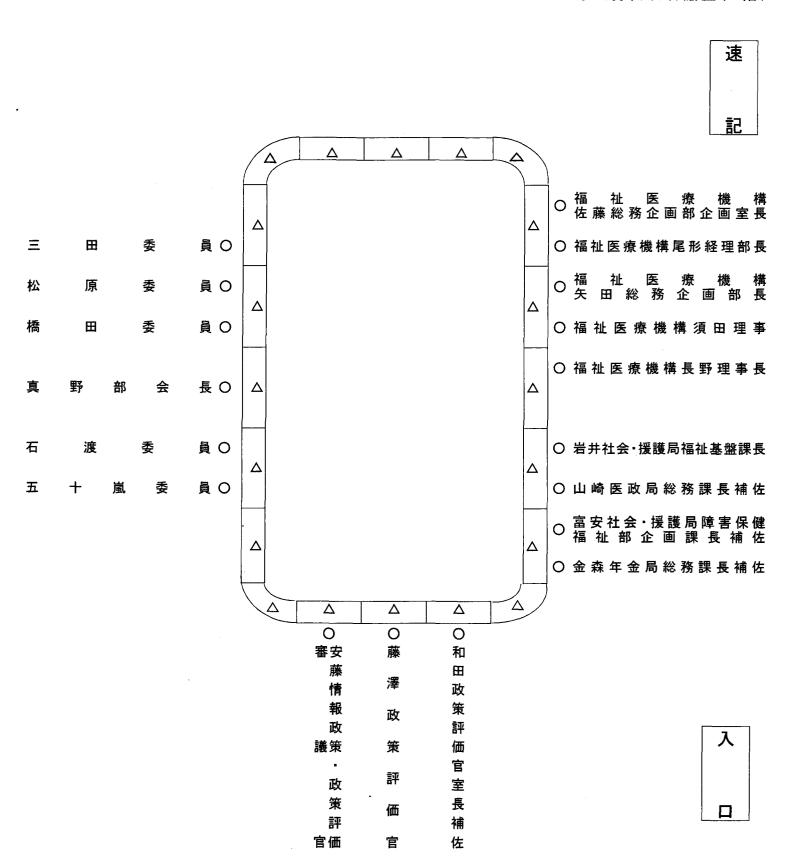
独立行政法人評価委員会 医療・福祉部会(第69回) (国立重度知的障害者総合施設のぞみの園)

平成 26 年 8 月 20 日(水) 1 5 : 0 0 ~ 1 7 : 3 0 厚生労働省省議室(9階)



独立行政法人評価委員会 医療・福祉部会(第69回) (福祉医療機構)

平成 26 年 8 月 20 日(水) 1 5:00~17:30 厚生労働省省議室(9階)



独立行政法人医薬品医療機器総合機構 の平成 25 年度の業務実績の評価結果 (案)

平成 26年8月20日 厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 平成 25 年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「PMDA」という。)は、認可法人医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構及び国立医薬品食品衛生研究所医薬品医療機器審査センターの業務並びに財団法人医療機器センターで行われていた一部業務を統合し、平成16年4月に新たに独立行政法人として発足したものである。

今年度の PMDA の業務実績の評価は、平成 21 年 2 月に厚生労働大臣が定めた第二期中期目標期間 (平成 21 年度~25 年度) の最終年度 (平成 25 年 4 月~平成 26 年 3 月)の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、平成24年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」(平成21年3月30日同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。)やいわゆる2次意見等も踏まえ、評価を実施した。

なお、PMDA は、欧米に比べて新医薬品及び新医療機器が上市されるのに数年遅れている、いわゆる「ドラッグ・ラグ」、「デバイス・ラグ」の解消及び安全対策の体制強化のために平成19年度から第二期中期目標期間にかけて増員が認められており、体制強化が図られているところであることを特記しておきたい。

(2) 平成25年度業務実績全般の評価

PMDAは、医薬品の副作用や生物由来製品を介した感染等による健康被害に対して、迅速な救済を図り、医薬品や医療機器などの品質、有効性及び安全性について、治験前から承認までを一貫した体制で指導・審査し、市販後における安全性に関する情報の収集、分析、提供を行うことを通じて、国民保健の向上に貢献することを目的としており、これらの事業を公正かつ効率的に運営していくことが求められている。

業務運営に関しては、理事長が業務の進捗状況を直接把握し、必要な指示を行う場の設置及び PMDA 全般の連絡調整の強化を行うことにより、理事長のトップマネジメントによる組織体制が確立されている。

さらに、学識経験者等による審議機関である「運営評議会」等を定期的に開催し業務の公正性や透明性の確保に努めるとともに、平成25年度には、PMDAの業務の全般を総括し、調整する者として「総括調整役」の設置、「関西イノベーション国際戦略総合特区」の要望として大阪府等が国に提案した「PMDA-WEST機能の整備等」を具体化するため、「PMDA 関西支部」の設置など体制強化を図った。

課題となっていた増員については、専門性の高い有能な人材の確保が着実に進み、 新薬審査部門を中心に増員が行われたが、平成25年度においても当初計画していた 増員数を満たすことはできなかった。今後も引き続き、積極的な公募による有能な人 材の確保がなされることを期待する。

財務状況については、「随意契約見直し計画」の着実な実施による一般競争入札の推進や無駄削減に向けた取組みの強化等により、経費の削減が図られた結果、一般管理費及び事業費の経費節減については、中期目標期間終了時に達成すべき所要の節減を見込んだ平成25年度予算から増員未達成等による不用額を除いた額と比較して、それぞれ11.5%減、4.7%減という大幅な削減を達成し、引き続き、中期計画を大きく上回る実績を上げることができたことを高く評価する。

人件費については、増員が図られているため総人件費が増加していることはやむを 得ないが、平成25年度における一人当たり人件費が、平成17年度と比べて約14.2% 減となっていることを評価する。

個別の各業務のうち、副作用救済給付業務については、請求件数の大幅な増加にもかかわらず、請求から支給・不支給までの事務処理期間 8ヶ月以内の達成率については、平成 25 年度計画で掲げた目標の 70%を大きく上回る 85.7%となっており、高く評価する。また、事務処理期間 6カ月以内を 60%以上という中期計画で掲げた目標についても 60.8%と、初めて目標を達成したことは評価できる。

審査等業務について、新医薬品審査業務は、従来からの増員計画が未達成となっているものの、総審査期間について目標を上回ったことは高く評価できる。このほか、一般用医薬品、後発医療用医薬品等についても行政側審査期間の目標を達成しており高く評価できる。

一方で、新医薬品(優先品目、通常品目)の総審査期間の目標は達成しているものの申請者側期間の目標が達成できていないことから、申請企業に対し、承認申請前の段階で治験相談等の実施を要請し、申請資料のまとめ方及びデータの評価を十分に行うこと等を助言・指導していくことや日米欧の規制当局と迅速に対応できるよう十分なリソースの確保等を要請するといった取組みにより、行政側の審査期間の一層の短縮とともに、申請者側期間が短縮されることを期待する。

医療機器審査業務については、新医療機器(優先品目、通常品目)、後発医療機器においては総審査期間の目標を達成できているが、改良医療機器(臨床あり品目、臨床なし品目)は総審査期間の目標を下回った。これは、申請年度が古く、審査が長期化している品目の処理を精力的に進めることにより行政側期間の目標は達成したものの、申請者側期間の目標が達成できなかったためであり、今後は、総審査期間の目標が達成されるよう、一層の努力を期待する。

PMDA は、日本再興戦略(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定。以下同じ。)等を踏まえ、 更なる体制強化を図ることとなっており、薬事戦略相談の拡充等により、世界に先駆 けて革新的医薬品、・医療機器等の実用化が促進されることを期待する。

安全対策業務については、審査と併せ「車の両輪」として医薬品等のリスクを適正に管理する機能を発揮するよう、その充実が求められている。このため、副作用・不

具合に係る情報の収集を強化するため、医療機関報告について PMDA 自ら詳細調査を実施する体制を整備するとともに、平成 24 年 3 月から試行的に開始している患者からの副作用報告については、受け付けられたものすべてを担当者が確認し、緊急な対応の要否等を判断する体制を整備しており、評価できる。また、副作用の評価の高度化・専門化に対応するため、安全対策のチーム編成を 12 チーム体制としていることに加え、部内横断的な業務として各チーム職員を指名するなど引き続き体制の整備が進められていることを評価する。なお、体制の強化を通じて、副作用のラインリストについて、関係者がより活用しやすい内容とするとともに、副作用報告から公表までの期間を、4ヶ月に維持するなど安全性情報の迅速な提供に引き続き努めていることを評価する。ただし、従来からの増員計画が未達成であり、引き続き達成に向けて積極的な公募による有能な人材の確保がなされることを期待する。

これらを踏まえると、平成25年度の業務実績については、全体としてPMDAの設立目的に沿って十分な成果が上げられており、評価をすることができる。今後とも、審査、安全対策及び救済給付の3つの業務が一体となって円滑に進むことを期待する。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。 また、個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 業務運営の効率化に関する措置について

① 目標管理による業務運営・トップマネジメント

目標管理制度の意義・必要性について新任者研修等により職員に周知徹底を図り、業務計画表の策定、幹部による業務計画表ヒアリングの実施と必要に応じて指示を行うことにより、理事長の経営方針を組織全体に浸透させる体制が確立されている。また、PMDAの業務運営に関する連絡調整のための「幹部会」、医薬品等の審査等業務の進捗状況を把握し、進行管理を改善するための「審査等業務進行管理委員会」、PMDA内のリスク管理に関するモニタリングを行うための「リスク管理委員会」、健全な財務運営及び適切な業務が行われるよう定期的に財務状況を把握するための「財務管理委員会」等を開催して理事長の経営判断を迅速に反映させる体制も整備されている。

さらに、平成25年度には、PMDAの業務の全般を総括し、調整する者として「総括調整役」の設置、次世代審査・相談体制の構築に向けた検討を行うため、「次世代審査・相談体制準備室」の設置、「関西イノベーション国際戦略総合特区」の要望として大阪府等が国に提案した「PMDA-WEST機能の整備等」を具体化するため「PMDA 関西支部」の設置などの取組みを行った。また、アカデミアとの連携、コミュニケーションを強化し、先端科学技術応用製品へのより的確な対応を図るため、平成24年5月に設置された科学委員会については、部会を含め23回開催され、外部専門家からの意見を積極的に受け入れ今後に役立てようとする取組みは評価できる。

その他、職員の意見を聴く場を設けるなど、幹部と職員のコミュニケーションを図る工夫や職員の業務運営への積極的参加を促進する取組みなど、経営判断に職員の意見を採用する取組みも行っており、役職員一体の組織体制の整備に努めていると評価する。

② 人事に関する事項及びセキュリティの確保

人事に関しては、人事評価制度が着実に定着し有効に機能しており、また、平成 16 年度の独立行政法人化後に採用された職員の専門性やスキルアップの段階に合わ せ、研修も系統的に計画され、例えば、製造施設の見学や企業側における開発の取組 みなどを紹介する研修、中堅職員研修及び管理職職員研修、総合職職員向けのロジカ ルシンキング研修などが行われていることを評価する。

セキュリティの確保に関しては、医薬品等の承認申請書や個人情報に関わる書類など機密情報を多く扱う法人であり、情報データ等の管理については特段の注意を払う必要があるが、ID カードによる入退室管理システムの適切な運用管理や電子メールの暗号化等適切な管理が行われていると評価する。

(2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置について

① 国民に対するサービスの向上

「PMDA 広報戦略」に基づき、PMDA の業務について積極的な情報発信を行い、特に健康被害救済制度については、オリジナルキャラクター「ドクトルQ」を用いた広報、テレビ CM の放映やラジオ番組の活用等積極的な広報を実施するなど普及に努めたことは評価する。しかし、健康被害救済制度の認知率は 21.2%と伸び悩んでおり、更なる工夫と努力により、認知度を高めることを期待する。

外部監査や内部監査の結果や財務状況等については、遅滞なく公表されており評価する。

② 審議機関の設置による透明性の確保

PMDA の全体の業務について審議するため、学識経験者、医療関係者、関係業界の代表、消費者の代表及び医薬品等による健康被害を受けた方々の代表を構成員として設置された「運営評議会」及びその下に設置された「救済業務委員会」と「審査・安全業務委員会」については、平成25年度において計8回開催されており、PMDAの業務の報告、委員からの提言等が行われた。各会議はすべて公開され、その議事録及び資料がPMDAのホームページで積極的に公表されている。特に、運営評議会及び審査・安全業務委員会では企業出身者の就業状況や専門委員の寄附金受け取り状況について報告がなされ、特定の企業の利益が業務に反映されることのないよう配慮がなされており、業務の公正性、透明性が確保されていると評価する。

(3) 財務内容の改善等について

① 各種経費節減等

所要の削減額を織り込んで作成された平成25年度予算から欠員分の人件費等を除いた額と比較して、一般管理費は11.5%、事業費は4.7%の更なる節減を行い、目標を大きく上回る効率的な予算執行を達成した。節減内容としては、「随意契約等見直し計画」に基づく一般競争入札の促進等によるもので、経費節減の努力の結果として高く評価する。

人件費についても、人事評価制度及び国家公務員の給与構造改革等を踏まえた給与制度による支給を実施しており、増員が行われているため総人件費が増加しているのはやむを得ないが、一人当たりの人件費で比較すると平成17年度比で約14.2%の減となっていることについて評価する。

② 拠出金の徴収及び管理

平成 25 年度も昨年度同様、副作用拠出金の収納率は 100%、感染拠出金の収納率は 100%、安全対策等拠出金の収納率は 99.8%となっており、中期計画における目標値 99%以上を達成しており、また、徴収管理業務の効率化も進めて十分な成果を上げたと評価する。

(4) 各業務の評価について

① 健康被害救済給付業務

迅速な救済給付の決定を行うため、医師等が診断書や投薬証明書を記入しやすくなるよう、投薬証明書・診断書記載要領の拡充、外部専門委員による請求事案の判定申出に係る専門家協議、救済給付システムの機能強化と関連システムとのデータベース一元化等の取組みを引き続き実施した。この結果、支給・不支給の決定件数は平成24年度が1,216件であったのに対し、平成25年度は1,240件と増加したにも関わらず、救済給付の標準的事務処理期間の達成率は、8ヵ月以内の処理を70%以上達成するという平成25年度の目標については85.7%と目標を大きく上回った。また、6ヵ月以内の処理を60%以上達成するという目標については、60.8%と初めて目標を上回った。処理件数を増加させつつ目標を達成したことを評価する。

医薬品副作用被害救済制度の認知度については、確実認知度(「知っている」と回答した者の割合)は一般国民で4.9%、医療関係者でも52.5%と決して高くはない。なお、「知っている」と「名前は聞いたことがある」を合わせると、一般国民で21.2%、医療関係者で81.3%となっている。当該制度の利用者が一般国民であることを鑑みると、目標としている一般国民の確実認知度を10%以上とすることを早期に達成するため、更なる広報活動を実施する等創意工夫するとともに、相談を受ける立場であ

る医療関係者の認知度の向上に対するより一層の取組みに期待する。

医薬品による健康被害実態調査については、「医薬品による重篤かつ希少な健康被害者に係る QOL 向上等のための調査研究事業」及び、「先天性の傷病治療による C型肝炎患者に係る QOL 向上等のための調査研究事業」において、平成 24 年度の調査研究実績を取りまとめ、調査報告書を作成し、関係者に送付した。

また、これまでの調査結果を踏まえ、健康被害救済制度受給者及びその家族に対する「精神面などに関する相談事業」を引き続き実施していることを評価する。スモン 患者及び血液製剤による HIV 感染者等に対する受託支払業務、受託給付業務及び特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤による C型肝炎感染患者に対する給付業務等については、個人情報に配慮し、委託契約の内容に基づき適切に事業が実施されていることを評価する。

② 審査等業務

新医薬品の総審査期間(中央値)については、第二期中期計画を踏まえ策定された年度計画で具体的な目標を定めているが、平成25年度においては、優先品目は目標9ヶ月に対して実績は7.2ヶ月、通常品目は目標12ヶ月に対して実績は11.3ヶ月と目標を上回っており、増員や研修等による審査体制強化の効果が出てきているものと高く評価する。

これを行政側期間と申請者側期間に分けてそれぞれの審査期間(中央値)を分析すると、優先品目の行政側期間は目標6ヶ月に対して実績は3.6ヶ月、申請者側期間は目標3ヶ月に対して実績は3.8ヶ月、通常品目の行政側期間は目標9ヶ月に対して実績は6.7ヶ月、申請者側期間は目標3ヶ月に対して実績は4.6ヶ月となっている。行政側期間はいずれも目標を大きく上回っているが、申請者側期間はいずれも目標を下回っていることから、申請企業に対し、承認申請前の段階で、治験相談等の実施を要請し、申請資料のまとめ方及びデータの評価を十分に行うこと等を助言・指導していくことや日米欧の規制当局と迅速に対応できるよう十分なリソースの確保等を要請するといった取組みにより、申請者側期間の短縮を期待する。

なお、新医薬品の平成25年度の承認件数は、優先品目で42件(平成24年度:53件)、通常品目で96件(同:81件)であり、各品目につき増減にばらつきはあるが、承認件数全体としては、第二期中期目標期間中で最も多く処理しており、その中で総審査期間の目標を達成しており、この点についても高く評価する。

また、その他の医薬品分野の審査期間(中央値)については、後発医療用医薬品が 行政側期間の目標 10 ヶ月に対して実績は 5.3 ヶ月、一般用医薬品は行政側期間の目標 8ヶ月に対して実績は 4.9 ヶ月、医薬部外品は行政側期間の目標 5.5 ヶ月に対して 実績は 4.9 ヶ月でいずれも目標を上回っていることは高く評価する。

新医療機器の総審査期間(中央値)についても、第二期中期計画を踏まえ策定され

た年度計画で具体的な目標を定めており、優先品目については目標 10 ヶ月に対して実績は 9.0 ヶ月、通常品目については目標 14 ヶ月に対して実績は 6.3 ヶ月と目標を上回っていると評価する。これを行政側期間と申請者側期間に分けてそれぞれの審査期間(中央値)を分析すると、優先品目の行政側期間は目標 6 ヶ月に対して実績 5.1 ヶ月、申請者側期間は目標 4 ヶ月に対して実績は 3.5 ヶ月、通常品目の行政側期間は目標 7 ヶ月に対して実績は 1.6 ヶ月と目標を上回っている。特に通常品目については、総審査期間、行政側期間、申請者側期間の各目標を大きく上回っており、高く評価できる。なお、新医療機器の平成 25 年度の承認件数は、優先品目で 14 件(平成 24 年度:5件)、通常品目で 80 件(同:41 件)となっており、大幅に件数が増加しているにもかかわらず、目標を上回っていることは高く評価する。

また、その他の医療機器分野の総審査期間(中央値)については、改良医療機器(臨床あり品目)は目標10ヶ月に対して実績は11.6ヶ月、改良医療機器(臨床なし品目)は目標6ヶ月に対して実績は7.5ヶ月と目標を下回っている。これは、申請年度が古く、審査が長期化している品目の処理を精力的に進めてきたためであり、行政側期間の目標は達成したものの申請者側期間の目標が達成できなかったものである。なお、改良医療機器(臨床あり品目)及び改良医療機器(臨床なし品目)に関して、平成24年度以前に申請され、審査中であった品目を大幅に削減できることができたことは評価できる。また、改良医療機器(臨床あり品目)及び改良医療機器(臨床なし品目)の平成25年度の承認件数は、それぞれ63件、231件と第二期中期計画期間中最多を記録しているが、今後は、目標が達成されるよう、一層の努力を期待する。

後発医療機器については、総審査期間の目標4ヶ月に対して実績3.9ヶ月と目標を 達成しており評価できる。

GMP/QMS 調査については、平成 25 年度は 2,454 件であり、アジア等の海外製造所に対し、リスクを勘案の上、優先的に実地調査を実施、GMP/QMS 調査担当者と審査員の連携による合同調査及び審査の推進など、適切に調査を行っている。また、中期計画で、平成 25 年度までに新医薬品の信頼性適合性調査の 50%以上を企業訪問型書面調査により実施する計画としているが、当年度は 88.6%の実施を達成しており、調査体制の充実についても評価する。

審査等業務及び安全対策業務の質の向上については、引き続き系統的な研修機会の提供を行い職員の資質の向上に努めるとともに、レギュラトリーサイエンスの普及や連携大学院の推進、「革新的医薬品・医療機器・再生医療製品実用化促進事業」に基づく大学等研究機関との人材交流や研究協力を推進するなど、実務に加えて教育・研究も行う体制作りを進めており、内外双方の質の向上に努めていることを評価する。また、審査業務の透明化に資するため、関係企業等の協力を得て、新医薬品については審査報告書 120 件、申請資料の概要 81 件、再審查報告書 38 件、新医療機器につい

ては審査報告書 19 件、申請資料の概要 18 件、再審査報告書 9 件をホームページで公開するなど、引き続き積極的な情報提供により審査業務の透明化の推進が図られていることを評価する。

なお、PMDAは、日本再興戦略等を踏まえ、更なる審査の迅速化と質の向上を図るため、必要な体制強化を行うこととなっており、薬事戦略相談の拡充等により、世界に先駆けて革新的医薬品・医療機器等の実用化が促進されることを期待する。

③ 安全対策業務

医薬品の副作用情報及び医療機器の不具合情報の収集を強化するために、医療機関報告については、PMDA 自ら詳細調査を実施する体制を整備するとともに、平成24年3月から試行的に開始している患者からの副作用報告については、受け付けられたものすべてを担当者が確認し、緊急対応の要否等を判断する体制を整備しており、評価できる。また、副作用の評価の高度化・専門化に対応するため安全対策のチーム編成を12 チーム体制としていることに加え、部内横断的な業務として各チーム職員を指名して、発がん副作用、先天異常副作用に対応するなど引き続き体制の整備が進められていることを評価する。

企業、医療関係者への安全性情報の提供については、平成23年度から副作用のラインリストの公表を副作用報告から4ヶ月に短縮する計画としているが、計画通りに短縮していることを評価する。医薬品医療機器情報配信サービス(PMDAメディナビ)については、医療機関や薬局の医薬品安全管理責任者等の登録が前年度から約1万9千件増の102,790件となっており、広報の成果を評価するが、中期計画においては、平成25年度までに15万件程度の登録を目指すこととしていたことから、今後とも一層の広報努力を期待する。

患者、一般消費者への安全性情報の提供については、患者向け医薬品ガイドを平成25年3月までに492成分、3,409品目をホームページに掲載するとともに、カラーの図表を入れるなど、内容の充実とともにより分かりやすくする工夫をして適切な情報提供を行っていると評価する。また、一般消費者等からの医薬品相談件数は10,244人、医療機器相談件数は547人となっている。積極的な情報提供により、PMDAの安全対策が広く周知されるとともに、医薬品等の安全に対する国民の関心が高まることも考えられることから、今後ともより一層の努力を期待する。

また、平成23年度から開始した「医療情報データベース基盤整備事業」については、全国の大学病院等10拠点に医療情報データベースを構築し、将来的に全国で1,000万人規模のデータベースの連携体制を整備し、安全対策に活用することとしているが、平成25年度からは医療情報データベースの分析手法高度化のためのデータ検証事業を開始するなど、安全対策の高度化を進めており、今後も、適切に事業が実施されるよう期待する。

医薬品医療機器総合機構 平成25年度業務実績評価シート

平成25年度評価項目について

評価区分	25年度計画記載項目	頁
【評価項目1 目標管理による 業務運営・トップマネジメント】	第1 法人全体の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項に係る目標を達成するためにとるべき措置	1
·	(1) 効率的かつ機動的な業務運営	¥
【評価項目2 審議機関の設置 による透明性の確保】	(1) 効率的かつ機動的な業務運営	4
【評価項目3 各種経費節減】	(2)業務運営の効率化に伴う経費節減等	9
【評価項目4 拠出金の徴収及 び管理】	(2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等	15
【評価項目 5 相談体制の整備、 業務内容の公表等】	(3) 国民に対するサービスの向上	1 7
【評価項目17 予算、収支計	第3 予算、収支計画及び資金計画	
画及び資金計画】	第4 短期借入額の限度額	20
	第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	20
•	第6 剰余金の使途	
【評価項目18 人事に関する	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
事項及びセキュリティの確保】	(1)人事に関する事項	2 3
	(2) セキュリティの確保	
【評価項目 6 救済制度の情報 提供、相談体制の充実】	第2 部門毎の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項に係る目標を達成するためにとるべき措置	
	1 健康被害救済給付業務	0.5
	(1) 救済制度に関する情報提供の拡充及び見直し	28
	(2) 救済制度周知のための広報活動の積極的展開	
,	(3) 相談窓口の円滑な運営確保	
【評価項目7 業務の迅速な処	(4) データベースを活用した業務の効率化の推進	0.0
理及び体制整備】	(5)請求事案処理の迅速化の推進	3 6

評価区分	25年度計画記載項目	頁
【評価項目8 部門間の連携及び保健福祉事業の実施】	(6)審査・安全対策部門との連携の推進 (7)保健福祉事業の適切な実施及び拡充	3 9
【評価項目9 スモン患者及び 血液製剤によるHIV感染者等 に対する受託支払業務等の実施】	(8) スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払 業務等の適切な実施 (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施	4 2
【評価項目10 業務の迅速な 処理及び体制整備(医薬品)】	2 審査等業務及び安全対策業務(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの迅速化	4 4
【評価項目11 業務の迅速な 処理及び体制整備(医療機器)】	(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの迅速化	7 1
【評価項目12 業務の迅速な 処理及び体制整備(各種調査)】	(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの迅速化	97
【評価項目13 審査等業務及 び安全業務の信頼性の向上】	(2) 審査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上	104
【新評価項目14 副作用・不 具合情報収集の強化並びに整理 及び評価分析の体系化】	(3) 安全対策業務の強化・充実	1 1 2
【評価項目15 企業・医療関係者への安全性情報の提供とフォローアップ】	(3) 安全対策業務の強化・充実	118
【評価項目16 患者、一般消費者への安全性情報の提供】	(3) 安全対策業務の強化・充実	122

医薬品医療機器総合機構

中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平成 25 年度の業務の実績
第1 中期目標の期間 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。 以下「通期法」という。)第29条第2項第1号の中期 目標の期間は、平成21年4月から平成26年3月までの5年間とする。			
第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する目標及び同項第3号の国民に対して提供するサ	に関する事項に係る目標を達成するためにとるべき指置 ~さらに効率的・機動的な事業運営に努め、国民への情報発信を積極的に推進する~ 通則法第30条第2項第1号の業務運営の効率化に 関する目標を達成するためにとるべき措置及び同項第	民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 に関する事項に係る目標を達成するためにとるべき措置 法人全体の業務運営の改善及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上のため、第2期中	PMDAは、平成13年に閣議決定された特殊法人等整理合理化計画を受けて、国立医薬品食品衛生研究所医薬品医療機器審査センター(以下「旧審査センター」という。)と医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構(以下「旧医薬品機構」という。)及び財団法人医療機器センターの一部の業務を統合し、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づいて平成16年4月1日に設立され、業務を開始した。PMDAは、医薬品の副作用や生物由来製品を介した感染等による健康被害に対して、迅速な救済を図り(健康被害救済)、医薬品や医療機器などの品質、有効性及び安全性について、治験前から承認までと一貫した体制で指導・審査し(承認審査)、市販後における安全性
ービスその他の業務の質の向上に関する目標のうち、 法人全体に係る目標は次のとおりとする。 (1) 効率的かつ機動的な業務運営	2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の 質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 は次のとおりとする。 (1) 効率的かつ機動的な業務運営		は関する情報の収集、分析、提供を行う(安全対策)ことにより、 国民保健の向上に貢献することを目的としている。 なお、PMDAは、国民の健康の保持増進に役立つ医薬品や医療機器 の基礎的研究開発を振興する(研究開発振興)ことも目的の一つと していたが、規制部門と研究振興部門を分離し、PMDAを審査、安全 対策及び健康被害教済の業務に専念させるため、平成17年4月より、 研究開発振興業務は独立行政法人医薬基盤研究所に移管した。
ア 効率的かつ機動的な業務運営体制を確立するとともに、業務管理の在り方及び業務の実施方法について、外部評価などによる確認を行い、以下の点を踏まえ、業務運営の改善を図ること。・職務執行の在り方をはじめとする内部統制について、会計監査人等の指導を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。	かつ的確な業務運営 ・各部門の業務の目標と責任を明確にするととも に、業務の進捗状況の日常的な管理を通じ、問題点 の抽出及びその改善に努める。	成し、目標管理による業務運営を行う。	○ 目標管理制度の意義・必要性について職員に周知を図り、業務計画表の作成を可能とするため、以下のことを実施した。 (1) 平成25年4月の新任者研修において、目標管理制度の意義等について説明し、新任者への周知・理解を図った。 (2) 平成24年度業務計画表(確定版)等をイントラネットに掲載し、職員への周知を図った。
・内部統制の在り方について、第三者の専門的知見 も活用し、検討を行う。	・業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守及び資産の保全の達成のために、内部統制プロセスを整備し、その適切な運用を図るとともに、講じた措置について積極的に公表する。		長級以上で組織する「幹部会」を、平成25年度も引き続き、週1 回、定期的に開催し、重要な方針の確認、業務の連絡調整等を行った(平成25年度37回開催)。 ② 健全な財務運営及び適切な業務が行えるよう定期的に財務状況を把握するため、理事長を委員長とした「財務管理委員会」を開
			催(12回開催)し、月毎の審査部門別審査手数料の申請状況及び 収支分析等について報告したほか、拠出金の申告額についても報 告を行った。 ③ 理事長はじめ幹部が審査業務等の進捗状況を確実に把握し、そ の進行の改善を図ることを目的とした「審査等業務進行管理委員 会」を約3か月に1回開催し、業務の進捗状況等の検証等を行った。
			④ 「情報システム管理等対策本部」を開催し、情報化を統合的に 推進するための情報基盤(インフラ)のWindowsIP等サポート終了 問題に対応したほか、その下部会議である「情報システム投資決 定会議」を複数回開催し、業務システムの新規開発及び改修に対 する必要性・費用対効果・技術的困難度等総合的な視点で検討し、 計画的かつ効率的な投資案件を選定した(3回開催)。

中期目標	中 期 計 画	平成 25 年度計画	平成 25 年度の業務の実績
			⑤ 医薬品業界との意見交換会については、新薬に関する意見交換会を2回(8月及び12月)、安全に関する意見交換会を2回(8月及び12月)開催した。また、医療機器及び体外診断用医薬品関係については、厚生労働省が主催する医療機器の薬事規制に関する定期意見交換会(7月)の開催や、アクションプログラムレビュー部会(7月及び12月)の運営及び開催に協力した。
			⑥ 厚生労働省医薬食品局との連絡調整の強化を図るため、理事長と医薬食品局長との連絡会等を開催し、直近の課題やトピックスに関する打ち合わせを行った。
			⑦ 職員の意見を聴く会の開催や、職員を対象とした「業務改善目安箱」の設置等、職員の意見を業務運営に反映する取組みを引き続き実施した。
			⑧ 国際戦略会議において、重要な国際案件に関する報告・意見を 換等をまとめて行っている。国際戦略会議を合計6回開催した。
		・業務運営の効率化を図るとともに、不正、誤謬の 発生を防止するため、計画的に内部監査を実施する。 また、監査結果について公表する。	
	•	・リスク管理委員会の月1回の開催に加え、至急の 案件が生じた場合にはその都度幹部会に報告する。 また、再発防止策の進捗状況等を把握するとともに、 リスク発生時の対応等についてPMDA役職員に 周知徹底を図る。	管理委員会」を毎月1回開催した。
	\$		③ 火災、地震等の災害リスクに対応するため、役職員に対し、 防計画の周知徹底を図った。
		・コンプライアンス遵守についての職員の意識向上 を図るため、引き続き必要な研修を実施するととも に、内部通報制度を円滑に運用する。	
			② 内部通報制度の周知のため、新任者研修(平成25年4月)にいて説明するとともに、内部用ホームページに「内部通報制度 施要領」を掲載している。
		・個人情報保護法に基づく情報の管理・保護の徹底を図る。	おり、個人情報の漏洩、盗難防止に取り組んだ。
	・各年度における業務実績について、意見募集を行い、業務運営に活用する。	・平成24事業年度業務報告について、ホームページに公開する。また、業務実績について意見募集を行い、業務運営に活用する。	
評価の視点等 【評価項目1 目標管理による業務運営	営・トップマネジメン 自己評定	A 評	定 A

評価の視点等 【評価項目1 目標管理による業務運営・トップマネジメント】	自己評定	A		評 定	A	
	を図る目標管理 組織運営に取り 上げた。その他	近している各部・各課・各職員、 E制度による業務の遂行、理事 D組み、効率的かつ組織的な業 D、理事長と医薬食品局長との	が毎年度目標を立てて業務向上 長のトップマネジメントによる 務運営について、十分な成果を 連絡会、職員の意見を聴く会、 、今後にわたる重要課題への対	業行れま迅括 機の が総の は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	ことにより、理事長の経いる。 「幹部会」を始めとした 「好映される体制もと備 調整する者として「総 に向けた検討を行うため、	るヒアリングの実施など必要に応じて指示 営方針を組織全体に浸透させる体制が確立 各種委員会等を開催し、理事長の経営判断 されている。さらに、PMDAの業務の全般を 括調整役」の設置、次世代審査・相談体制 「次世代審査・相談体制準備室」の設置、 総合特区」の要望として大阪府等が国に提
		- 2 -	,	. *		

[数値目標]

○特になし

「評価の視点」

○各部門毎に業務計画表が作成されているか。また、それにより業務の進捗状 | 実績:○ 況を日常的に管理し、問題点の抽出及びその改善が図られているか。

○戦略立案機能、リスク管理機能、チェック機能などの業務管理体制や理事長 実績:○ の経営判断が迅速に業務運営に反映できる組織体制が構築され、有効に機能 ○ 理事長の経営判断が迅速に業務運営に反映できる組織体制として第1期中 しているか(政・独委評価の視点)。

- 職員に対し、目標管理制度の意義・必要性を理解させ、中期計画・年度計 画の目標を具体化した業務計画表を作成できるようにするため、研修を実施 するとともに、以下のとおり、各部・各課において、業務計画表を作成し、 業務の進捗管理を行った。
- ・ 各業務については、業務計画表に基づき、計画(業務)の進捗状況や実 施上の課題のチェックを行うことで改善を図りながら、計画的に業務を実 施することができた。
- さらに、次年度の年度計画策定にも活用した。
- このようにPMDA全体として、「PLAN」「DO」「CHECK」「ACT」という形での目 標管理制度による業務改善の流れが確実に作られた。

- 期計画期間中に整備した「幹部会」をはじめ、審査業務等の進捗状況を確実 に把握し、その進行の改善を図るための「審査等業務進行管理委員会」、PMD Aの抱えるリスクについて幹部で協議を行うための「リスク管理委員会」、定 期的に財務状況を把握するための「財務管理委員会」及び主要な国際案件に 関する情報共有及び意見交換を行う「国際戦略会議」を開催し、組織内にお ける重要案件の動きが逐次理事長に届く体制を整備することで、理事長の経 営判断がより迅速に反映できるようになっている。
- 医薬品業界団体とは、意見交換会を定期的に開催した。医療機器及び体外 診断用医薬品関係業界についても、厚生労働省が主催する医療機器の薬事規 制に関する定期意見交換会の開催や、アクションプログラムレビュー部会の 運営及び開催に協力した。
- 厚生労働省医薬食品局との連絡調整の強化を図るため、理事長と医薬食品 局長との連絡会等を開催した。
- PMDAの業務が関係法令に従い適切かつ効率的、効果的に運営されているか、 また、会計経理の適正が確保されているか等の観点から、現金・預金、文書、 PASMO、競争的研究資金等の各管理状況及び就業制限の遵守状況について内 部監査を実施した。
- 内部通報制度の周知のため、新任者研修において説明するとともに、内部 用ホームページに「内部通報制度実施要領」を掲載した。

|案した「PMDA-WEST機能の整備等」を具体化するため「PMDA関西支部」の設置 などの体制強化を図り、機動的な業務運営等のための取組みが有効に機能し | ていることから、計画を上回る実績を上げたものと評価する。

(各委員の評定理由))

・理事長のリーダーシップは卓越している。

- 業務計画表に基づき、業務運営が適切に行われている。目標管理もきっち り対処されており、トップマネジメントも十分に機能している。
- 目標管理制度による業務遂行や幹部会を毎週開催するなど、理事長のトッ プマネジメントによる効率的・組織的な運営が、確実な評価を上げている と評価できる。
- ・国際戦略会議の設置や幹部ヒアリングなどで、重要課題に確実な対応をし ている。
- ・目標を達成しているため。
- ・「職員の意見を聴く会」や幹部会等理事長を中心とした会議が定例化されて おり、評価できる。
- ・評価の視点の各項目につき、順調に実施していると評価できるため。
- 新たに設置された「関西支部」の活動も期待される。

(業務への提言)

・薬事戦略相談の初期対応 (無料分) ということで、シーズの製品化が加速 することを期待する。

(その他の意見)

・PMDA-WESTの活動について、質問させて頂きました。

薬品医療機器総合機構			
中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平成 25 年度の業務の実績
(1) 効率的かつ機動的な業務運営 ア 効率的かつ機動的な業務運営体制を確立する とともに、業務管理の在り方及び業務の実施方 法について、外部評価などによる確認を行い、 以下の点を踏まえ、業務運営の改善を図ること。 ・職務執行の在り方をはじめとする内部統制につ いて、会計監査人等の指導を得つつ、向上を図 るものとし、講じた措置について積極的に公表	(1) 効率的かつ機動的な業務運営 ア コンプライアンス・リスク管理の徹底による透明かつ的確な業務運営 ・各部門の業務の目標と責任を明確にするととも に、業務の進捗状況の日常的な管理を通じ、問題 点の抽出及びその改善に努める。	(1) 効率的かつ機動的な業務運営 ア・年度計画に基づき、各部、各課の業務計画表を 作成し、目標管理による業務運営を行う。	
する。 ・内部統制の在り方について、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。			
	・幅広い分野の学職経験者との意見交換の場として審議機関を設置し、業務内容や運営体制への提言や改善策を求めることにより、業務の効率化に役立てるとともに、業務の公正性、透明性を確保する。	・運営評議会等において、業務実績の報告及び企業 出身者の就業制限に関する各種報告をはじめとし た、PMDAの業務状況の報告を行い、業務の公正性、 透明性を確保するとともに、委員からの提言等を踏 まえ、業務運営の改善・効率化を進める。 また、現中期計画の総括と次期中期計画の策定に ついて委員の意見を聴く。	○ PMDA全体の業務について、大所高所から審議するため、学識総験者、医療関係者、関係業界の代表、消費者の代表及び医薬品等による健康被害を受けた方々の代表により構成する「運営評議会」及びその下部組織として業務に関する専門的事項を審議するために設置された「教済業務委員会」と「審査・安全業務委員会」を開催した。 (開催状況)
			・運営評議会 平成25年6月17日(平成24年度業務報告、平成24年度決算報告、 近の主な取組み状況、次期中期計画について(表 見交換)、企業出身者の就業状況等、専門協議等 の実施に関する各専門委員における寄附金等の 受取状況)
			平成25年10月31日 (平成24年度業務実績評価結果及び中期目標期間業務実績暫定評価結果、最近の主な取組み状況第3期中期計画へ向けた論点、企業出身者の業状況、専門協議等の実施に関する各専門委員における寄附金等の受取状況) 平成26年2月4日 (第3期中期計画(案)、感染拠出金率(案)、業出身者の就業状況等について、専門協議等で実施に関する各専門委員における寄附金等の実施に関する各専門委員における寄附金等の
			取状況) 平成26年3月14日 (第3期中期計画、平成26年度計画 (案)、平成2 事業年度予算 (案)、企業出身者に対する就業間 限に関する経過措置の延長、最近の主な取組。 状況、過去1年間の運営評議会で委員からいていたご意見等に対する取組み状況、企業出身 者の就業状況等、専門協議等の実施に関する4 専門委員における寄附金等の受取状況)
			・救済業務委員会 平成25年6月10日 (平成24年度業務報告、平成25年度計画、医薬店 副作用被害救済制度に関する認知度調査結果等 平成25年12月11日 (平成24年度業務実績評価結果及び中期目標 業務実績暫定評価結果、最近の主な取組み状況 及び第3期中期計画へ向けた論点、平成26年度 以降の感染拠出金)
		- 4 -	

中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平成 25 年度の業務の実績
			・審査・安全業務委員会 平成25年6月14日(平成24年度業務報告、平成25年度計画等、最近 の主な取組み状況、企業出身者の就業状況等、 専門協議等の実施に関する各専門委員における 寄附金等の受取状況) 平成25年12月26日(平成24年度業務実績評価結果及び中期目標期間 業務実績暫定評価結果、平成25年度10月末まで の事業実績と今後の取組み等、第3期中期計画 へ向けた結点、企業出身者の就業状況等、専門 協議等の実施に関する各専門委員における寄附 金等の受取状況)
			○ 今後の医療イノベーションの推進も踏まえ、レギュラトリーサイエンスの積極的推進とともに、アカデミアや医療現場との連携・コミュニケーションを強化し、先端科学技術応用製品へのより的確な対応を図るため、医薬品・医療機器審査等業務の科学の側面に関する事項を審議する外部機関として設置された「科学委員会」、医療機として設備である「医薬品専門部会」、「不才製品専門部会」及び「細胞組織加工製品専門部会」から構成される。
			(開催状況) ・科学委員会(親委員会) 3回(委員16名) ・医薬品専門部会 6回(バイオ製品専門部会と合同開催)(委員12名) ・医療機器専門部会 3回(委員17名) ・バイオ製品専門部会 6回(医薬品専門部会と合同開催)(委員11名) ・細胞組織加工製品専門部会 5回(委員14名)
	・状況に応じた弾力的な人事配置と外部専門家な どの有効活用による効率的な業務運営を図る。	・人事配置について弾力的な対応が特に必要とされ る部署においては、課制をとらず、グループ制を 活用する。	○ 弾力的な対応が特に必要とされる審査(調査)部門において、 グループ制を採用し、部長の下に審査(調査)役を置き、審査(調査)役が各審査(調査)チームを統括する体制を継続した。
		・各業務について、必要な外部専門家の選定・委嘱 を行い、有効活用する。	① 審査及び安全対策における専門協議等の場において、科学的な 重要事項について外部専門家から意見を聴くため、平成16年度よ り引き続き外部の専門家に対し、PMDA専門委員を委嘱している。(平 成26年3月31日現在1,159名)
			② 医薬品の副作用及び生物由来製品を介した感染等による健康被害の救済に関して、専門的意見を聴くため、平成19年度より引き続き外部の専門家に対し、PMDA専門委員を委嘱している。(平成26年3月31日現在124名)
			③ 専門委員に対する協議に関しては、利益相反規定である「医薬品医療機器総合機構における専門協議等の実施に関する達」(平成20年12月25日)に基づき、承認審査及び安全対策に係る専門協議等を依頼した専門委員の寄附金・契約金等の受取状況について、運営評議会及び審査・安全業務委員会に報告を行った。
		・業務の遂行にあたり、必要となる法律・財務・システム等の専門的知識について、弁護士・税理士等を活用する。	① 契約している顧問弁護士と雇用等に関する人事・労務関係について相談を行うなどの活用を行った。 ② PMDAが保有する情報システムにおける業務を通じた連携及び整合性を確保するため、情報システム顧問として情報システム全般に関する高度な専門的知識と薬事に関する知識を有する者を引き続き外部から委嘱した。
			③ 情報システムの運用管理について民間支援会社を活用した。

・ 業務選生における危機管理を強体するため、元 かぜわかけ保に使じに第分に対して対していて、必要にはじません。 大力でのでは、大力を担保していて、必要により、大力では、大力を担保していて、必要により、大力では、大力を担保していて、必要により、大力では、大力を担保している。 ② 企業無限を留意により、大力を担保していて、必要により、大力を担保している。 ② 企業無限を留意となり、				
大学化の現代上電に大学の地における場合である。 本語の地で化学を推進し、効率的な栄養進化体制 とすること。 本語の上で化学を推進し、効率的な栄養進化体制 とすること。 本語の上で化学を推進し、効率的な栄養進化体制 とすること。 本語の上で化学を推進し、効率的な栄養進化体制 とすること。 本語の上で化学を推進し、効率的な栄養進化体制 とすること。 本語の大型体制にである。 本語の大型体制にいて、対象などの大型大型を関するともに、対象を関うた。 本語の大型体制にいて、対象などの大型大型を関するともに、対象を関うた。 本語の大型体制にいて、対象などの大型大型を関するともに、対象を関うた。 本語の大型体制にいて、対象などの大型大型を関するともに、対象を関うた。 本語の大型体制にいて、大型体制を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平成 25 年 度 の 業 務 の 実 績
・ 名称業族方つセンの原産化を連めることで、 非常 が開発した。		れぞれの状況に応じた緊急時における対応マニュ		に沿ったリスク管理の周知徹底を引き続き行った。 ② 緊急連絡網を適宜修正し、関係者に周知した。また、災害時に 備え非常用備蓄品を確保するとともに、「非常用備蓄品取扱マニュ
保を用いたであとし、体系的な整理・保管や原料 及び情報の水準並に分布等が可能となるようデ 一クペース化を推進する。 機構の非通的な情報システムの信息を表 を発生したともに、第2年を対するともに、大変を発育システムの信息を表 を発生したともに、第2年を対するともに、大変を発育システムの信息を表 を発生したとした。第2年を対するともに、大変を発育システムの信息を表 を発生したとした。第2年を対するともに、人類と変な情報システムの利用。 が特別のためのシステム最適化の推進 ・	イ 業務の電子化等を推進し、効率的な業務運営体制 とすること。	・各種業務プロセスの標準化を進めることで、非	に応じ、新たな標準業務手順書を整備するとともに、 既存の標準業務手順書についても内容を逐次見直	順書(SOP)を作成し、必要に応じて見直しを行っている。また、 SOPが作成されたことにより、定型的な業務については、非常勤職
・		体を用いたものとし、体系的な整理・保管や資料 及び情報の収集並びに分析等が可能となるようデ	について、調査・検討した結果を取りまとめた要件 定義書をベースに、PMDA内各種文書情報の体系的整 理及び保管並びに情報の収集及び分析等が可能な環 境構築に要する機器の整備及び情報のデータベース 化を推進するとともに、真に必要な情報システムの	用業務を効率化するため、各部が保有する各情報システムの情報、 運用状況・機器類を把握し、必要な情報システムの改修を提案、 その共有すべき情報に係る情報システムのインフラ整備に関して 具体化した。
・平成19年度末に策定した業務・システム最適 化計画に基づき、平成23年度を自途にこれまで 分散して構築されていた個別の審査系システムの 統合を図るとともに、審査関連業務、安全対策業 務及び健康被害教育業務の情報共有を推進するシステムの 教務の登とともに、審査関連業務、安全対策業 の表の企業を主など、業務・システム最適化の 取組を推進する。 ・また、業務・システム最適化計画の実施と平行し、各部門の業務の実態を踏まえ、情報システム の機能追加を行うことにより業務の効率化を図る。 ・非年度に引き続き、各部門の業務の実態を踏まえ、情報システム の機能追加を行うことにより業務の効率化を図る。 ・変数を実施する。 ・本務・システム最適化計画の実施と平行し、各部門の業務の実態を踏まえ、情報システム の機能追加を行うことにより業務の効率化を図る。	び調達方式の見直しを行うことにより、システムコストの削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い経費の節減を図ること。このため、平成19年度末に策定した業務・システム最適化計画に基づき、査関連業務、安全対策業務の信報共有を推進するシステムの構築など、業務・システム最適化の取組を推進す	・機構におけるシステム環境整備の基本方針を策定	・PMDAにおける情報システム環境の現状を把握し、 適正な調達やシステム運用を行える環境整備の方針	分離独立している情報化統括推進室として技術的支援と平行し、関係者間の調整、導入作業における問題点の把握、整理、クト世を行うようにベンダーコントロールし、厳正にプロジェストロールでは、開発等事案の十年で、開発等事業者を調達・協調した上で、開発等事業の分析では、市場参考価格の複数取得、各部門の環境整備方針への助言も実施し、情報システムの適正な調達に資するために要する共通的な発注仕様書の雛形(改修開発、機器等賃貸借、運用保守)も整備した。また、PMDAにおける情報基盤である「共用LANシステム」の通用支援等業務(いわゆるヘルプデスク業務)は、平成25年度する生産を開した。また、PMDAにおける情報基盤である「共用LANシステム」の通用支援等業務(いわゆるヘルプデスク業務)は、平成25年度まる生産の過程である。近代表のでは、単の選挙の調入による公共サービスの改革に関する法律(平成24年7月20日閣議決定)別表に記載されたため、新年の調入による公共サービスの改革に関する法律、解析を記述を表現し、第一次のでは、解析を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を
し、各部門の業務の実態を踏まえ、情報システム の機能追加を行うことにより業務の効率化を図る。 が表示しての機能追加を行う。 ※務上の必要性等を考慮し、効率的かつ効果的な情報を行う場である情報システム投資決定会議に於いて を業務システム開発・改修案件の投資妥当性・費用対効果・技術 的困難等の視点から総合的に判断した上で、計画的且つ効率的な 平成26年度の投資案件を選定した。		化計画に基づき、平成23年度を目途にこれまで 分散して構築されていた個別の審査系システムの 統合を図るとともに、審査関連業務、安全対策業 務及び健康被害教済業務の情報共有を推進するシ ステムを構築するなど、業務・システム最適化の	報システムの最適化を推進する。審査業務システム については、昨年度に引き続き設計・開発を実施す る。安全対策業務・健康被害救済業務システムにつ いては、各部門内システム間の情報連携の強化及び システム統合を実施する。管理業務システムについ	○ 審査関連業務については、次期申請・審査システムの平成26年度運用開始に向けた最終年次目の対応を実施した。安全対策・伝療被害救済業務については、システム間の情報連携強化及びシステム統合を実現するため、対象となる情報システムの開発・改作等を実施した。管理業務システムについては、財務会計システム人事給与システムの設計・開発、実運用試験を平成26年度運用制
		し、各部門の業務の実態を踏まえ、情報システム	業務上の必要性等を考慮し、効率的かつ効果的な情	的な投資判断を行う場である情報システム投資決定会議に於いて 各業務システム開発・改修案件の投資妥当性・費用対効果・技術 的困難等の視点から総合的に判断した上で、計画的且つ効率的な
評価の視点等 【評価項目2 審議機関の設置による透明性の確保】 自己評定 A 評 定 A		よる透明性の確保】 自己評定	A 評	定 A

「数値目標」 ○特にかし

「評価の視点]

○幅広い分野の学識経験者との意見交換の場として審議機関が設置され、業務 | 実績:○ 内容や運営体制への提言や改善策が業務の効率化、公正性、透明性確保に役 | 〇 PMDA全体の業務について、大所高所から審議するため、学識経験者、医療 立てられているか。

関係者、関係業界の代表、消費者の代表及び医薬品等による健康被害を受け た方々の代表により構成する「運営評議会」並びにその下部組織として業務 に関する専門的事項を審議するために設置された「救済業務委員会」及び「審 杏・安全業務委員会」をそれぞれ開催した。

審査システムの設計・開発、PMDA全体の情報管理及びIT統制の強化に関する

検討等に取り組み、業務運営上十分な成果を上げた。

運営評議会における各委員からの意見等については、業務の改善・効率化、 公正性、透明性の確保に役立てている。平成25年度においては、次期中期計 画について、科学委員会等の開催状況、委員からの意見に対するフォローア ップ状況等について、運営評議会で報告し、各委員からいただいた意見等を 業務運営や第3期中期計画に反映させた。

また、会議はマスコミにも公開し、各会議の議事録、資料等をホームペー ジ上に公表する等、PMDAの業務の公正性、透明性の確保に寄与した。

○ 今後の医療イノベーションの推進も踏まえ、レギュラトリーサイエンスの 積極的推進とともに、アカデミアや医療現場との連携・コミュニケーション を強化し、先端科学技術応用製品へのより的確な対応を図るため、医薬品・ 医療機器審査等業務の科学的側面に関する事項を審議する外部機関として設 置された「科学委員会」を開催した。

平成24年5月の設置以来、下部組織である専門部会及び親委員会での議論 を経て 以下の取りまとめについて科学委員会として了承された。なお、こ れらの取りまとめはホームページで公表されている。

- ・iPS細胞等をもとに製造される細胞組織加工製品の造腫瘍性に関する議論 のまとめ
- ・抗がん剤の非臨床薬理試験に関する取りまとめ
- ・医薬品の開発・承認審査に関わる個別化医療の現状評価に関する議論のと りまとめ
- ○外部評価の仕組み、グループ制等が構築され、有効に機能しているか。

実績:〇

- 査) 役が各チームの業務を統括するグループ制により引き続き業務を行って おり、また、各チームの業務状況に対応できるよう部を超えた弾力的な職員 配置も行うことにより、業務の効率的な運営を進めている。
- ○業務マニュアルが整備され、定型的作業は非常勤職員等が対応できるように | 実績:○ なっているか。
 - 主要業務について、引き続き、標準業務手順書(SOP)を作成し、必要に応 じて見直しを図った。なお、SOPの作成により、各種申請、届出、報告の受 付等のうち定型的な業務については、非常勤職員等を活用している。
- ○各業務における文書情報の電子化・データベース化により、体系的な情報の 実績:○ 整理・保管によるデータの有効活用が図られているか。
 - 情報システム管理等対策本部の方針に基づき、次期申請・審査システムで は、審査等関連14の個別システムを1システムに統合することによって、審 査関連の情報集約化・共有化への取組みを進めた。また、PMDA業務の共通的 基盤システムである共用LANシステムのメールアーカイブシステムのリプレイ ス、増員計画を踏まえた適時・適切なクライアント端末の追加調達・展開、 ペーパーレス社内会議システムの導入を実施し、併せて体系的な情報の整理 ・保管に必要なインフラ基盤の整備を進めた。
- ○平成19年度に策定した業務・システム最適化計画に基づき、個別の審査系 | 実績:○ システムの統合を図るとともに、審査関連業務、安全対策業務及び健康被害 🔘 情報システム管理等対策本部の方針に基づき、平成24年6月に改訂した業 の取組を実施したか。

救済業務の情報共有を推進するシステムの構築など、業務・システム最適化 務・システム最適化計画に沿って、管理業務システムである財務会計システ ム及び人事給与システムの再構築への取組みを進めた。また、次期申請・審

開催し、議事録や資料をホームページに公開するなど、業務の公正性や诱 明性の確保が図られている。

また。企業出身者の就業情報や専門委員の寄付金受け取り状況について 報告させ、その資料を運営評議会やホームページで公開するなどの取組み が、業務の透明性の確保に寄与している。さらに、アカデミアとの連携、 コミュニケーションを強化し、先端科学技術応用製品へのより的確な対応 を図るため設置された科学委員会を積極的に開催し、外部専門家からの意 見を受け入れ、今後に役立てる取組みがなされており、計画を上回る実績 を上げたものと評価する。

(各委員の評定理由)

・各種委員会を適切に行っている。

運営評議会、救済業務委員会、審査・安全業務委員会において、業務内容 や運営体制に関する外部よりの検討が適切に行われている。会議の公開も 適切である。

第3期中期計画策定に向け、運営評議会の開催を増やすなど、今後に向け た方向性を明確にしつつある。

科学委員会の各専門部会が確実に機能しており、他分野の多くの専門家の 協力を得て、透明性確保という面でもさらなる進展が見られたといえよう。 運営評議会や救済業務委員会などを公開で開き、業務の公平性・透明性の 確保に大きな役割を果たしていることは高く評価できる。

・外部からのチェック、検討体制を継続的に組成し、組織のガバナンス向上 に役立てている。

- 運営評議会、科学委員会等、外部専門家からの意見を積極的に受ける手段 を講じており評価できる。
- 評価の視点の各項目につき、順調に実施していると評価できるため。

(業務への提言)

・科学委員会については、このさらに充実が図られるものと期待する。

(その他の意見)

副作用救済に関わる委員の数が、専門委員に比べて少ないが、現在はこれ で十分まかなえているのかどうか、今後増やす予定かどうかについて質問 させて頂きました。

査システムについては、昨年度に引き続き最終年次目の開発を実施し、安全 対策及び健康被害救済関連システムについては、情報連携強化に向けた開発 として、消費者くすり機器相談室支援システムの構築、副作用システム機能 の安対システムへの移行・データベース統合等に向けた取組みを進めた。

《品医療機器総合機構		* · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平成 25 年度の業務の実績
2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等	(2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等	(2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等	
業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期間終了時までに、一般管理費(事務所移転経費及び退職手当を除く。)については、以下のとおり節減すること。	ア 一般管理費(管理部門)における経費節減 ・不断の業務改善及び効率的運営に努めることに より、一般管理費(事務所移転経費及び退職手当 を除く。)に係る中期計画予算は、中期目標期間 の終了時において以下の節減額を見込んだものと する。	ア 一般管理費(管理部門)における経費節減 ・一般管理費の節減目標を着実に達成するために、 業務の効率化を図り、過去の実績、年度収支見通し 等を踏まえ、適時適切な予算執行管理を行う。 また、業務遂行の一層の効率化を図るため、管理 会計を活用して期中の財務内容を分析する手法を検 討する。	① 一般管理費の平成25年度予算は、平成20年度と比べて15%程の節減を見込んだ額に、以下の一般管理費のうち平成21年度第発生分について12%程度節減した額、平成22年度新規発生分について6%度節減した額、平成23年度新規発生分について6%度節減した額、平成24年度新規発生分について3%程度節減し額及び平成25年度新規発生分を加えた合計額とする中期計画のえ方に沿ったものとした。
D平成20年度と比べて15%程度の額	①平成20年度と比べて15%程度の額		1) 総合科学技術会議の意見具申「科学技術の振興及び成界
②総合科学技術会議の意見具申「科学技術の振興及び成果の社会への還元に向けた制度改革について」 (平成18年12月25日。以下「総合科学技術会議の意見具申」という。)に基づき、承認審査の迅速化に取り組むことに伴い、平成21年度に新たに発生する一般 管理費については、平成21年度と比べて12%程度の額	②総合科学技術会議の意見具申「科学技術の振興 及び成果の社会への還元に向けた制度改革につ いて」(平成18年12月25日。以下「総合科 学技術会議の意見具申」という。)に基づき、承 認審査の迅速化に取り組むことに伴い、平成2 1年度に新たに発生する一般管理費については、 平成21年度と比べて12%程度の額		社会への還元に向けた制度改革について(平成18年12月25 に基づき、承認審査の迅速化に取り組むことに伴い、平原年度に新たに発生する一般管理費
③「医療機器の審査迅速化アクションプログラム」(平成20年12月11日)に基づき、承認審査の迅速化に取り組むことに伴い、・平成21年度に新たに発生する一般管理費については、平成21年度と比べて12%程度の額・平成22年度に新たに発生する一般管理費につ	③「医療機器の審査迅速化アクションプログラム」 (平成20年12月11日) に基づき、承認審 査の迅速化に取り組むことに伴い、 ・平成21年度に新たに発生する一般管理費に ついては、平成21年度と比べて12%程度 の額		2) 「医療機器の審査迅速化アクションプログラム」(平成2 12月25日)に基づき、承認審査の迅速化に取り組むことし い、平成21年度、平成22年度、平成23年度及び平成24年 新たに発生する一般管理費
いては、平成22年度と比べて9%程度の額 ・平成23年度に新たに発生する一般管理費については、平成23年度と比べて6%程度の額 ・平成24年度に新たに発生する一般管理費につ	・平成22年度に新たに発生する一般管理費に ついては、平成22年度と比べて9%程度の 額 ・平成23年度に新たに発生する一般管理費に		
いては、平成24年度と比べて3%程度の額	ついては、平成23年度と比べて6%程度の 額		
	・平成24年度に新たに発生する一般管理費に ついては、平成24年度と比べて3%程度の 額		
①薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品 行政のあり方検討委員会の中間取りまとめ「薬害 再発防止のための医薬品行政のあり方について」 (平成20年7月31日。以下「薬害肝炎検証委 員会の中間取りまとめ」という。)に基づき、安全 対策の強化・充実に取り組むことに伴い平成21 年度に発生する一般管理費については、平成21 年度と比べて12%程度の額	④薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会の中間取りまとめ「薬害再発防止のための医薬品行政のあり方について」(平成20年7月31日。以下「薬害肝炎検証委員会の中間取りまとめ」という。)に基づき、安全対策の強化・充実に取り組むことに伴い平成21年度に発生する一般管理費については、平成21年度と比べて12%程度の額		3) 薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政 り方検討委員会の中間取りまとめ「薬害再発防止のため 薬品行政のあり方について」(平成20年7月31日。以下「 肝炎検証委員会の中間取りまとめ」という。)に基づき、 対策の強化・充実に取り組むことに伴い平成21年度に発 る一般管理費
		・一般管理費の調達コストを削減するため、契約監 視委員会の点検・見直しを踏まえ策定した「随意契 約等見直し計画」に沿って、引き続き一般競争入札 を行う。また、一者応札・一者応募についても、公	るため、事務庁費等の執行に当たっては、平成22年4月に取 た「随意契約等見直し計画」に基づき一般競争入札を促進す しまに、前年度に引き続き、増島に伴うパソコン等の賃貸借
		告期間の十分な確保や仕様書案に対する意見招請の機会の設定等、改善のための具体的な取り組みを推進する。	器の調達に加え、コピー用紙等の消耗品等の購入も競争入札 ることにより、調達コストの削減を図った。 これらの結果、平成25年度効率化対象予算額1,601百万円に対 決算額は、1,371百万円となり、その差額は230百万円となっ この差額から増員未達成要因等による不用額45百万円を除く
			実質の削減額は185百万円となり、効率化対象予算額に対して 5%の節減を図ることができた。

•			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
中期目標	中 期 計 画	平成25年度計画	平成 25 年度の業務の実績
			○ 「随意契約等見直し計画」に基づき、契約全般にわたって入 化を促進した。
		・昨年度に引き続き、「無駄削減に向けた取組の強化 について」の諸施策を着実に実施する。	○ 平成21年度に策定し、平成22年度の取組み状況を踏まえ改正 た「無駄削減に向けた取組の強化について」(平成23年3月31日 の諸施策を着実に実行していくため、「無駄削減に向けた効率的 行動基準について」を踏まえたメールを全職員に毎月配信し、「 減取組」の推進を図った。
・業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期間終了時までに、事業費(事務所移転経費、給付関係経費及び事業創設等に伴い発生する単年度経費を除く。)については、以下のとおり節減すること。	イ 効率的な事業運営による事業費の節減 ・電子化の推進等の業務の効率化を図ることによ り、事業費(事務所移転経費、給付関係経費及び 事業創設等に伴い発生する単年度経費を除く。) に係る中期計画予算については、中期目標期間の 終了時において以下のとおり節減額を見込んだも のとする。	イ 効率的な事業運営による事業費の節減 ・事業費の節減目標を着実に達成するために、業務 の効率化を図り、過去の実績、年度収支見通し等を 踏まえ、適時適切な予算執行管理を行う。 また、業務遂行の一層の効率化を図るため、管理 会計を活用して期中の財務内容を分析する手法を検 討する。	① 事業費の平成25年度予算は、一般管理費の考え方と同様に、成20年度と比べて5%程度の節減を見込んだ額に、以下の一般理費のうち平成21年度新規発生分について4%程度節減した額、平成23年 新規発生分について3%程度節減した額、平成23年 新規発生分について2%程度節減した額、平成24年度新規発生について1%程度節減した額、及び平成25年度新規発生分を加た合計額とする中期計画の考え方に沿ったものとした。
①平成20年度と比べて5%程度の額	①平成20年度と比べて5%程度の額		
②総合科学技術会議の意見具申に基づき、承認審査 の迅速化に取り組むことに伴い、平成21年度に 新たに発生する事業費については、平成21年度 と比べて4%程度の額	②総合科学技術会議の意見具申に基づき、承認審 査の迅速化に取り組むことに伴い、平成21年 度に新たに発生する事業費については、平成2 1年度と比べて4%程度の額		1) 総合科学技術会議の意見具申に基づき、承認審査の迅速 に取り組むことに伴い、平成21年度に新たに発生する事業
③医療機器の審査迅速化アクションプログラムに基づき、承認審査の迅速化に取り組むことに伴い、・平成21年度に新たに発生する事業費については、平成21年度と比べて4%程度の額・平成22年度に新たに発生する事業費について	③医療機器の審査迅速化アクションプログラムに 基づき、承認審査の迅速化に取り組むことに伴い、 ・平成21年度に新たに発生する事業費につい ては、平成21年度と比べて4%程度の額		2) 医療機器の審査迅速化アクションプログラムに基づき、 認審査の迅速化に取り組むことに伴い、平成21年度、平成 年度、平成23年度及び平成24年度に新たに発生する事業費
は、平成22年度と比べて3%程度の額・平成23年度に新たに発生する事業費については、平成23年度と比べて2%程度の額・平成24年度に新たに発生する事業費については、平成24年度と比べて1%程度の額	・平成22年度に新たに発生する事業費については、平成22年度と比べて3%程度の額・平成23年度に新たに発生する事業費については、平成23年度と比べて2%程度の額・平成24年度に新たに発生する事業費については、平成24年度と比べて1%程度の額		
④薬害肝炎検証委員会の中間取りまとめに基づき、 安全対策の強化・充実に取り組むことに伴い平成 21年度に発生する事業費については、平成21 年度と比べて4%程度の額	④薬害肝炎検証委員会の中間取りまとめに基づき、 安全対策の強化・充実に取り組むことに伴い平 成21年度に発生する事業費については、平成 21年度と比べて4%程度の額		3) 薬害肝炎検証委員会の中間とりまとめに基づき、安全 の強化・充実に取り組むことに伴い、平成21年度に発生 事業費
		・事業費の調達コストを削減するため、契約監視委員会の点検・見直しを踏まえ策定した「随意契約等見直し計画」に沿って、引き続き一般競争入札を行う。また、一者応札・一者応募についても、公告期の十分な確保や仕様書案に対する意見招請の機会の設定等、改善のための具体的な取り組みを推進する。	② 平成25年度予算を踏まえ、より一層の事業費の節減に努めるめ、一般管理費と同様に、「随意契約等の見直し計画」に基づる般競争入札を促進するとともに、各業務の財源となる手数料し、拠出金収入等の収益化動向を見ながら、必要な事業を確保しつ、執行管理を着実に行った。これらの結果、平成25年度効率化対象予算額10,902百万円し決算額は10,052百万円となり、その差額は851百万円となったこの差額から増員未達成要因等による不用額及びGMP海外実地調案件が当初見込みより少なかったこと等により不用となった額百万円を除くと、実質の削減額は509百万円となり、効率化対針算額に対して、4.7%の節減を図ることができた。
			□ 「随意契約等見直し計画」に基づき、契約全般にわたって。 □ 化を促進した。
	·		13.5 (5.5)

中 期 目 標	中期計画	平成 25 年度計画	平成 25 年度の業務の実績
		・昨年度に引き続き、「無駄削減に向けた取組の強 化について」の諸施策を着実に実施する。	○ 平成21年度に策定し、平成22年度の取組み状況を踏まえ改正した「無駄削減に向けた取組の強化について」(平成23年3月31日)の諸施策を着実に実行していくため、「無駄削減に向けた効率的な行動基準について」を踏まえたメールを全職員に毎月配信し、「削減取組」の推進を図った。(一般管理費にかかる記述を再掲)
なお、運営費交付金については、本中期目標期間中に予定されている事務所移転に係る分を除き、中期目標期間の終了時において、平成20年度と比べて18%程度(事務所移転経費の一部に充てるため、各年度の運営費交付金に上乗せする場合には、15%程度)の額を節減する。次期中期目標については、平成20年度と比べて18%程度節減した額を前提として、策定を行うこと。	・なお、運営費交付金については、本中期目標期間中に予定されている事務所移転に係る分を除き、中期目標期間の終了時において、平成20年度と比べて18%程度(事務所移転経費の一部に充てるため、各年度の運営費交付金に上乗せする場合には、15%程度)の額を節減する。次期中期目標については、平成20年度と比べて18%程度節減した額を前提として、策定を行うこととする。		○ 平成20年度の運営費交付金予算611百万円に対して、平成25年度 予算は329百万円であり、46.2%の減額となっていることから、中 期目標期間の目標は達成している。
ウ 副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の業者品目データ等の一元管理等を行うことにより、業務の効率化を推進すること。 (拠出金の徴収及び管理は、No.4)	(ウ 拠出金の効率的な徴収 ・副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出 金の徴収業務に関する事務、並びに財政再計算の ための拠出金率の見直しに関する事務において、 拠出金徴収管理システムを活用することにより、 効率的な徴収・管理業務を行う。	ウ 拠出金の効率的な徴収 ・副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の徴収業務に関する事務、並びに財政再計算のための拠出金率の見直しに関する事務において、拠出金徴収管理システムを活用することにより、効率的な徴収・管理業務を行う。	
	・副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠 出金の収納率を99%以上とする。 (拠出金の徴収及び管理は、No.4)	・副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金 の未納業者に対し、電話や文書による催促を行い、 収納率を99%以上とする。	
		・各拠出金の効率的な収納と収納率の向上を図るため、 ①薬局製造販売医薬品製造販売業者の多数が加入 している(公社)日本薬剤師会に、当該薬局に 係る拠出金の徴収業務を委託する。 ②納付義務者の門滑な納付を促すため、制度の理 解と周知を徹底する。 ③納付義務者の利便を図るとともに、迅速かつ的 確に入金状況を確認するため、主要銀行5行と 収納委託契約を締結する。	
エ 総人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年6月2日法律第47号)等に基づく平成18年6月2日法律第47号)等に基づく平成18年6月2日第4日で第4月2日で	エ 人件費改革の継続 ・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改 革の推進に関する法律」(平成18年6月2日法 建第47号)に基づき、効率的運営に努め、中期	踏まえ、平成19年4月から導入した相手制度で有	贄からのも物以上の削減を達成している。

年度からの5年間で平成17年度を基準として5% 以上を削減すること。

さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本 方針20061 (平成18年7月7日閣議決定) に基づ き国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革の取組を 平成23年度まで継続すること。

併せて、機構の給与水準について、以下のような 観点からの検証を行い、その検証結果や取組状況に ついては公表すること。

- ①職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮しても なお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ②国からの出向者の割合が高いなど、給与水準が高 い原因について是正の余地はないか。

律第47号) に基づき、効率的運営に努め、中期 目標 第2 (2) エに基づく取組を始める期初の 人件費から、平成18年度以降の5年間において、 5%以上の削減を行う。

※ 補正後の基準値

「中期目標 第2(2) エに基づく取組を始める期 初の人件費」とは、709人×17年度1人当たり の人件費

・さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基 本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づ き、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平 成23年度まで継続する。

006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づく人件費の 削減については、医療機器の審査期間の短縮等に必 要な増員を図っていることから、平成17年度の一 人当たりの人件費から6%以上の削減を目標とし人 件費改革を引き続き継続する。

また、給与水準を検証し、検証結果や取組状況等 についてホームページで公表する。

- もに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2 ② 適正な給与水準を保つため、給与規程の改正により、中高年齢 層給与の俸給水準を引き下げる給与カーブのフラット化を行って いる。
 - ③ 国家公務員の行政職の給与水準を比較すると、地域と学歴を勘 案した結果のラスパイレス指数は104.4であるが、薬学等に関する 高度で専門的な知識経験を必要とする医薬品等の審査等業務や安 全対策業務等において、優秀な人材を安定的に確保する必要があることから、相当の給与水準を保つこととしている。
 - ④ 平成25年度の給与水準とその検証結果は、平成26年6月末にホ ームページで公表している。

	山 地 日 廼	th	期 計 南		亚	成 25 年	度 計 画	· ·	亚	成 2.5	年 度 (の宝	
似の業務を行 照らし、現状 明ができるか ④その他、給与	中 期 目 標 支出の大きさ、累積欠損の存在、類っている民間事業者の給与水準等にの給与水準が適切かどうか十分な説。 水準についての説明が十分に国民のるものとなっているか。	中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中	(2) エに基づ は、723人× 与水準について 行い、これを について はは要な措置 にで取組状況につ や 学歴構成等の要	くり できない はいます はいます はいます はいます がいい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はい	平	成 25 年	度計画		平	成 25	年度(D 業 務	の実	績
		か。か。の出向者の国内の出向者の国内の主体の主体の主体の主体の主体の主体の主体の主体の主体の主体の主体の主体の主体の	の割合が高いなど、是正の余地は、 見正の余地は、 はの大きさ、累積 いている民間を いている民間を いたの給与水準が適か。 いたのとなってい ものとなってい	、給与水準がないか。 欠損の存在、準 切かどうか十 が十分に国民	h	N. FRIMO	nte (D				<u>.</u>			
るも推進 では できます できません できまれる を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	は、原則として一般競争入札等によ (下の取組により、随意契約の適正化。 」直し計画」に基づく取組を着実に実 に、その取組状況を公表すること。 一等により契約を行う場合であっても 3中公募を行う場合には、競争性、透 保される方法により実施すること。 一監査人による監査において、入札・ と実施について徹底的なチェックを受	オ・ジスリー マック から かっぱい かっぱ	原則として一般での取組により、 計画」の取組に基づくいた。 より契約を行うは、 より契約を行う場合を な公される方法とは、 計監査人による場合を がは、 計監査人による場合を がは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	随意契約の適 取組を着実に を公表する。 場合には、実施 により実施 監査において、	況を公表する し後における る。 ・契約につい ものとし、「『	性・透明性の 等見直し計製 見また、 まま状況をフ では、原則と 直割と を を は、 に は、 に が では、 の は、 の の は、 の の は、 の の は、 の の は、 の の に が で は、 の の に が の に が の に に に の に の に の に の に の に に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に 。 に の に 。 に	を踏まえた事監視委員会の オローアップ して一般競争 [し計画] に名	○点検・見直 プし、公表す ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	② 「随意契 ともに、契 ・ 11月17日 11月17日 する「 当 で 当 で も に、 で も に、 で も に、 り に り に り に り に り に り に り に り に り に	一 約約 政議監委と	を平成25年 上計画」に 社会に進捗 といれで、 によびのが、 によいで、 で、 で、 で、 といて、 といて、 といて、 といて、 といて、 といて、 といて、 といて	18月にホー基づき着実ス校・見直外MDA内にあるので成者3名にの成立25年の公式の	- ム に し に に に に に の で か の の の の の の の の の の の の の	おける契約た。 と実施すると で実施すると で一本ので、 でである。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である
2月24日閣議	法人整理合理化計画」(平成19年1 統決定)を踏まえ、中期目標期間中に、 5の適否も含めた検討を行い、必要な と。	カ 効果的・効率的が 所移転の検対務所につ ・機構の事緊密をは 労働省との確保保理 スペースの確保保理 で対象でした。 において、他の場所 必要な措置を講じる	ついて、申請者の 連携の必要性及び 公要性を踏まえ、 名の観点から、中 への移転を含め	利便性、厚生 人員増による より効果的か 期目標期間中	移転の検討 ・平成21年 標期間中は移	p率的な事業運 度における検 転を行わない 必要性につい	討の結果、第 こととなった	5二期中期目	○ 将来的な 集を行った		医の可能性	を踏まえ、	近隣の不	動産情報の専
評価の視点等	【評価項目3 各種経	費節減】	自己評定	S				評定		s				

-	評価の視点等	【評価項目3 各種経費節病	支】	目已評定	S			評疋		S	<u> </u>	
					及び事業費の節減		契約等見直し計画」に基づく一 新減に十分な成果を上げた。	度予算 11.5%、 し計画	目標期間 から増員 事業費	別終了時に達成すべ 対未達成等による不 で4.7%の削減を達成 €な実施による一般	用額を除いた額と」 えした。節減内容と	んで作成された平成25年 比較して、一般管理費で しては、「随意契約見直 によるものであり、大き
	【数値目標】○中期目標終了時までに、 すること。	一般管理費を平成20年度と比べ	て15%程度節減(した平成25年	度の効率化対象予	净額1,601百	新減等となるよう考慮して計画 5円に対し、増員未達成等によ 5円であり、計画をさらに11.	人件 はやむ ている	費につい を得ない。	ヽては、増員が図ら ヽが、一人当たり人	件費は、平成17年	人件費が増加しているの度比で約14.2%減となった を大きく上回る実績を上

5%上回ろ節減となった。

- 〇中期目標終了時までに、事業費を平成20年度と比べて5%程度節減するこ 〇 中期目標終了時に平成20年度比5%程度の節減等となるよう考慮して計画 1.た 平成25年度の効率化対象予算額10.902百万円に対し、増員未達成等によ る不用額を除いた事業費の削減額は509百万円であり、計画をさらに4.7%上 回ろ節減となった。
- すること。
- 〇中期目標終了時において、運営費交付金を平成20年度と比べて18%節減 | 平成20年度の運営費交付金予算611百万円に対して、平成25年度予算は329 百万円であり、46.2%の減額となっていることから、中期目標期間の目標は 達成している。
- ○平成18年度から5年間で人件費を5%以上削減すること。

○ 平成25年度における1人当たり人件費については、平成17年度比で約14.2 %の削減を図った。

「評価の視点」

○一般管理費及び事業費の削減について、中期計画に掲げる目標値の達成に 向けた取り組みが講じられ、着実に進展しているか。

- 一般管理費の節減については、「随意契約等見直し計画」に基づき一般競 争入札を促進するとともに、前年度に引き続きパソコン等の賃貸借や什器の 調達に加え、コピー用紙を始めとした消耗品等の購入も競争入札とすること により、調達コストの削減を図ったほか、毎月の財務管理委員会等において 収支状況を検証するなど、年度計画予算を適切に管理することにより、中期 計画に掲げる目標値の達成が図られた。
- 事業費の節減についても、一般管理費同様、「随意契約等見直し計画」に 基づき一般競争入札を促進するなど節減努力を継続するとともに、事業の進 排管理も着実に実施した.
- これらの取組みにより、年度計画予算対比で、増員未達成等による不用額 を除いても一般管理費においては11.5%、事業費においては4.7%下回る支 出により、必要な事業及び事務執行ができた。
- ○契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか(その後のフォローア)実績:○ ップを含む。)。また、「随意契約等見直し計画」が計画とおり進んでいるか(政 〇 契約監視委員会(外部有識者3名及びPMDA監事2名により構成)において、 ・独委評価の視点)。

平成25年度に契約締結を予定していた調達案件すべてについて事前点検を受 けるとともに、フォローアップとして契約締結状況についても報告している (「独立行政法人の契約状況の点検・見直し」結果を平成25年8月にホーム ページで公表)。また、「随意契約等見直し計画」については、平成25年度に おいて計画どおり着実に実施している。

○事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。

実績: 〇 ○ 平成21年度に策定し、平成22年度の取組み状況を踏まえ改正した「無駄削 滅に向けた取組の強化について」(平成23年3月31日)の諸施策を着実に実 行していくため、「無駄削減に向けた効率的な行動基準について」を踏まえ たメールを全職員に毎月配信し、「削減取組」の推進を図った。

○総人件費改革は進んでいるか(政・独委評価の視点)。

- 中期計画に基づく増員を図りつつ、中高年齢層給与の俸給水準を引き下げ る給与カーブのフラット化等により、1人あたり人件費について、目標値を 上回る削減を達成している。
- ○給与水準が適正に設定されているか(特に、給与水準が対国家公務員指数 100を上回る場合にはその適切性を厳格に検証し、給与水準を設定している か)(政・独委評価の視点)。

○ 国家公務員の行政職の給与水準を比較すると、地域と学歴を勘案した結果 のラスパイレス指数は104.4であるが、薬学等に関する高度で専門的な知識 経験を必要とする医薬品等の審査等業務や安全対策業務等において、優秀な 人材を安定的に確保する必要があることから、相当の給与水準を保つことと している。

げていると高く評価する。

(各委員の評定理由)

(名安貞い計と専門) ・整合性の問題あり。但し、そもそもの方針、方向性から言えば間違っていないので、S評価のままとした。

随意契約の見直しは、適切に行われており、予算に対する経費節減も結果を 出している。

・出して、。 ・経費削減の努力は高く評価でき、一般管理費は予算額費11.5%、事業費は4.7 %の節減は注目される。

人件費は新しい給与制度を導入し、5年間で14.2%もの削減を実施している ことは特筆される。

·H20年度比、1割以上の経費カットを達成したので大きく評価。

・諸経費筋減目標を、いずれもクリアしており非常に評価できる。

・事業費 一般管理費 運営費交付金、人件費とも、中期計画上の数値目標の 削減率よりも4割以上上回ったと評価できる。

- ・毎年成果が上がっているが、職員の士気の低下に繋がらないような工夫が必 要であることと、東北大震災復興に伴う一時的給与抑制の効果が来年度は切 れるので、来年度は過度に高い水準の費用抑制を望みすぎないことが必要
- 今後、大幅な職員増をめざすなかで、理念とするワークライフバランスが、 PMDAの業務に確実な効果を上げるためにも、女性の出産・育児への支援は充 宝させてほしい。
- ・カットばかりでは組織が委縮するので、職員のモチベーションアップのため の取り組みも期待する。
- ・一人当たり人件費の削減については、今後の人材確保とのバランスに留意さ れたい。

(その他の意見)

・人件費の削減については、説明が不明確なため、どの程度評価すべきか判断 に迷うところがあった。

○国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。

実績:〇

○ 諸手当の支給は、基本的に国に準じている。

○法定外福利費の支出は、その適切であるか。

○ 健康診断費用等、職員の健康管理上必要最低限のものに対してのみ支出を 行っている。

○契約の締結に当たって、透明性・競争性等が確保されているか(政・独委評 実績:○ 価の視点)。

○ 契約の締結に当たっては、調達予定案件すべてについて契約監視委員会(外 部有識者3名及UPMDA監事2名により構成)において事前点検を受けるととも に、契約締結状況についても報告している。また、入札案件については、公 告の際に入札説明書、仕様書及び契約書(案)をホームページで公表し、案 作の内容を広く周知するとともに、十分な公告期間を設け、さらに「一者応札・一者応募」に係る改善方策を着実に実施する等、契約の透明性・競争性 の一層の確保に尽力している。 なお、平成25年度においては、契約監視委員会を4回開催し、その議事概

要をホームページで公表した。

○関連公益法人との関係について、透明性確保に向けた見直しを図っているか 実績:○ (政・独委評価の視点)。 関連公益法人はない。

○中期目標期間中に本部事務所移転の適否も含めた検討を行い、必要な措置 実績:○ を講じたか。

○ PMDAの事務所については、第2期中期計画期間中は移転を行わないことと したが、将来的な事務所移転の可能性も踏まえ、近隣不動産の情報収集を継

続した。

品医療機器総合機構								
中 期 目 標	中期計画	平成 25 年度計画	平成	25 年 度	きの 業	務の	実	績
((2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等)	((2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等)	((2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等)						
副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金 の業者品目データ等の一元管理等を行うことによ り、業務の効率化を推進すること。		ウ 拠出金の効率的な徴収 ・副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金 の徴収業務に関する事務、並びに財政再計算のため の拠出金率の見直しに関する事務において、拠出金 徴収管理システムを活用することにより、効率的な 徴収管理業務を行う。	① 申告・納付義 システムにおけ 報等の基礎デー 未納データ処理	る新規承認。 タの自動処3 などの徴収管	品目(医3 理により、 予理業務を	製品・医療 算定基礎 効率的に	寮機器) 礎取引額 行った。	・や入金 額の算出 。
			② 各拠出金の申付を拠出金徴収管理 を拠出金徴収管理 者への催促事務の 財政再計算の基本	理システムに の簡素化を図	こ入力し、 図り、収納록	審査事務	の迅速	化、未糾
	・副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出 金の収納率を99%以上とする。	・副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の未納業者に対し、電話や文書による催促を行い、 収納率を99%以上とする。	感染拠出金の (869百 安全対策等拠	6百万円:688 収納率は100 1万円:94業	8業者、5, % 者) ¤は99.8%			
		・各拠出金の効率的な収納と収納率の向上を図るため、 ①薬局製造販売医薬品製造販売業者の多数が加入 している(公社)日本薬剤師会に、当該薬局に 係る拠出金の徴収業務を委託する。 ②納付義務者の円滑な納付を促すため、制度の理	○ 薬局製造販売 ては、(公社)日 務の効率化、収 収納率は、 副 作用 拠 出 安全対策等拠出	本薬剤師会と 納率の向上を 金 100%	: 徴収業務 : 図った。 (5,866薬月	委託契約 哥/ 5,866	を締結 薬局)	
		解と周知を徹底する。 ③納付義務者の利便を図るとともに、迅速かつ的 確に入金状況を確認するため、主要銀行5行と 収納委託契約を締結する。	○ 以下の取り組・医薬品及び医・各種講演会等・ホームページ・平成25年6月に	療機器関係業 を通じての協 上での周知	後界団体へ 協力の要請	の周知協 (チラシ	力依頼の配布	の実施)
			付 ・平成25年7月に	二関係業界紙	へ広告を持	曷載		
			○ 拠出金の納付 納付義務者の利 た。	便性を確保す	けるととも	に、迅速		
		·	[-	平成25年度名	予拠出金収	納実績】		,
			区分		対象者数 (者)	納付者数 (者)	収納率 (%)	拠出金割 (百万円)
				販売業	688	688	100	3, 59
•		•	拠出金 薬局	3	5, 866 6, 554	5, 866 6, 554	100	3, 59
			計 感染拠出金 製造		6, 554	94	100	3, 5
		t .	1 双朱龙山亚 微堆	LNA/じオペ	, ,,,,			ı "
				品製造販売業	594	594	100	97

医薬品・医療機器 製造販売業

薬局

213

5, 866

8, 899

213

5, 866

8, 889

100

100

99.8

1, 588

2, 816

評価の視点等 【評価項目 4 拠出金の徴収及び管理】	自己評定	A		評 定	A	
「数値目標」 ○副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の収納率を99%以上とす	げた目標を」 ○ 平成25年月	出金、感染拠出金及び安全対策等 上回っており、十分な成果を上げ での副作用拠出金の収納率は100%	ている。 6、感染拠出金の収納率は100%、	平成25 安全対策 績を上げ	等拠出金の収納率は99. たものと評価する。	双納率は100%、感染拠出金の収納率は100%、 8%であり、いずれも計画の99%を上回る実 ら進めており、十分な成果を上げている。
ること。 [評価の視点] ○副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の徴収業務を効率的に行うための取組が着実に進められ、その結果として、各拠出金の収納率が99%以上の達成となっているか。	99%以上を 実績:○ 明」を の 明」を の の の の の の の の の の の の の	の納付対象者に対し、円滑な納付 対象者へ送付するとともに、関係 制度の理解と周知を図った。 内業者に対しては、PMDAから直接 速康被害教済制度及び安全対策業	を促すため、「申告・納付の手 業界紙に拠出金納付の広告を掲 、電話、書面による催促を繰り 務の必要性等を説明し各拠出金	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	\収納率を示している。 □ □さる。 ■成した。 100%に近い収納率で評 ■収納率99%につき、個別	射率は100%、安全対策拠出金は99.8%と ₽期計画の目標値99%を上回っており、高
(具体的取組) ・拠出金徴収管理システムを活用することにより、効率的な徴収・管理業務 を行っているか。	これらの。 率は100%、 した。 ・ 申告・納付 における新	#承認品目(医薬品・医療機器)	3率は100%、感染拠出金の収納 8%となっており、目標を達成 援する拠出金徴収管理システム や入金情報等の基礎データの自	(その他の	○意見)	
・業務の効率化を図るため、データを蓄積して財政再計算における拠出金率 の検討に活用しているか。	を効率的に 申告データ び収納率の「	り、算定基礎取引額の算出や未納行った。また、拠出金徴収管理: だった。また、拠出金徴収管理: を入力し、審査事務の効率化、未 向上を図った。 収管理システムに入力した算定基 計算における拠出金率の検討に活	ンステムに算定基礎取引額等の 納業者への催促事務の簡素化及 礎取引額等の申告データを蓄積			

中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平成 25 年度の業務の実績
(3) 国民に対するサービスの向上	(3) 国民に対するサービスの向上	(3) 国民に対するサービスの向上	
国民に対して、機構の事業及び役割についての周知を図りつつ、国民に対する相談体制を強化するとともに、業務運営及びその内容の透明化を確保し、国民に対するサービスの向上を図ること。	・平成20年度に策定した「PMDA広報戦略」の着実な実施を図るため、下記の事項をはじめとする各種施策を実施する。 ①機構に係るニュースレターなどを活用した広報。 ②「国民」が視聴対象・購読対象とするテレビ媒体や雑誌媒体への本機構に関する情報の定期的な提供及び掲載の実施。 ③英文版ニュースレターの作成や外国特派員クラブや海外メディアへの情報配信。 ④国民などからの相談や苦情に対する体制の強化	・「PMDA広報戦略」に基づき、下記をはじめとする諸施策を実施する。 ①PMDAの最新情報を掲載した「PMDA Updates」、内定者向けメールマガジン等を作成し、PMDAのホームページで提供する。 ②アレビ媒体や新聞・雑誌媒体等から要請があった場合には積極的に対応する。 ③英文版「PMDA Updates」や「Press Release」を作成し、ホームページ等で提供する。 ④一般消費者・国民からの相談や苦情に対応する	○ 「PMDA広報戦略」に沿った積極的な情報発信を推進することにより、国民に対するサービスの向上を図ることとし、ニュースレター(内定者メールマガジン)のホームページへの掲載を実施した。 ○ 一般国民向けにPMDAを紹介するリーフレットを各地でのイベント等にて配布するとともに、患者団体に対して、リーフレット類の配布を案内し、申し出のあった団体に対して配布した。また「薬と健康の週間」に併せ、12の都道府県等の薬剤節会へPMDA業務下内パンフレット・リーフレットや教済制度案内パンフレット・ノ
	・充実。	ために設置した一般相談窓口の円滑な運用を図る。	ベルティグッズ等を頒布するとともに、各地で開催されたイベントで講演及びブース出展を行い、一般国民向けの広報活動を実施した。さらに、研究者や医療従事者に対しては、学会等へのブース出展を行うことによりPMDAの業務を紹介した。
			○ 全国薬害被害者団体連絡協議会が主催した第15回薬害根絶フォーラムにおいて、救済制度の相談コーナー及びくすり相談コーナーを設置するとともに、リーフレットを配布した。
			○ 理事長自ら、国内及び海外において講演等を行った。(国内32件、海外5件)
		*	○ PMDA Updatesを作成し、英文ホームページに掲載した。
			○ PMDAに寄せられた相談等への対応方法及び寄せられた意見を業務改善につなげるための検討方法を定めた「一般相談等対応方針」に基づき、一般相談窓口を運用した。また、相談者の利便性の向上を図るため、引き続き、昼休みを含めた対応を実施している。
			○ 専門性を有する相談を除き、一般相談窓口で対応が完結するよう取り組んだ。
			照会・相談 苦 情 意見・要望 その他 合計
			相談件数 1,675 13 88 0 1,776
			○ 平成25年度における相談件数及びその内容は、上記のとおりであり、月平均148件であった。
		-	○ PMDA来訪者が意見・要望・苦情等を発信できるようにするとともに、寄せられた意見等を業務運営の改善のための参考として活用するため、ご意見箱を設置しているが、平成18年11月から開始したFAXによる受付に加え、平成19年6月からはPMDAホームページ上からの受付を開始し、PMDAに対する意見・要望を容易に収集できるようにし、平成25年度においても引き続き実施した。
			○ 平成22年6月からは、PMDAに寄せられた「国民の声」を毎週公表するようにしており、業務運営の改善に活用している。
			○ PMDAは平成16年4月1日の創設以来10周年を迎えた。これを実機に、PMDAの活動及び取組みを広く国民に対して周知し、国民の理解、認知度を向上させ、医薬品・医療機器の意義や役割等に関する国民の認識を深めるとともに、海外規制当局との連携を強化することを目的として、平成26年2月8日にPMDAフォーラムを東京で開催した。

中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平成25年度の業務の実績
	・医薬品、医療機器の安全性及び機構の全体業務に対する理解を深めるため、業務内容及びその成果について、本機構のホームページにおいて適宜、公表するとともに、広報誌においても公表することにより、一般国民向け情報発信の充実を図る。	・業務内容及びその成果について、ホームページ及びパンフレット等において、薬と健康の週間等の機会も利用し、できる限り国民に分かりやすい形で適宜公表する。	○ 新着情報、トピックス、既存掲載内容の更新等については、関係部から掲載依頼のあったものから順次ホームページに掲載した。また「薬と健康の週間」に併せ、12の都道府県等の薬剤師会へPMDA業務案内パンフレット・リーフレットや救済制度案内パンフレット、ノベルティグッズ等を頒布するとともに、各地で開催されたイベントで講演及びブース出展を行い、一般国民向けの広報活動を実施した。
			○ PMDAの給与水準について国民の理解を得るため、平成24年度の 役職員給与について、国家公務員の給与との比較等の検証を行い、 その結果をホームページに掲載し公表した。
		・PMDAの業務の透明性を高めるため、ホームページの掲載内容の充実や使いやすさの向上を図る。	○ ホームページを見やすいように、表示方法の一部を見直すとともに、現在運用しているホームページの課題を洗い出し、平成26年度運用開 始予定の新規ホームページへの改修に向けた作業を進めた。
		・情報公開法令に基づき、法人文書の開示請求処理 を適切に行う。また、開示状況をホームページにお いて公開する。	○ 請求件数が前年度比14.4%増となったが、関係法令に基づき的確に処理し、必要に応じて第三者意見照会を行った。(平成25年度請求件数1,823件)また、開示状況をホームページに公開するため準備を進めた。
	・独立行政法人制度に基づく外部監査の実施に加え、計画的に内部業務監査や会計監査を実施し、 その結果を公表する。	・外部監査、内部業務監査及び会計監査を適正に実施し、その結果を公表する。	① PMDA内部監査規程に基づき、監査室において内部監査(現金・ 預金文書、PASMO、競争的研究資金等の各管理状況)を実施し、 監査報告書をホームページに掲載した。また、就業制限監査につ いては、監査結果を運営評議会等で報告し、当該会議資料をホー ムページに掲載している。
			② PMDA監事監査規程に基づき、PMDAの業務が関係法令に従い、適正かつ効率的・効果的に運営されているか、また会計経理の適正性が確保されているか等の観点から平成24年度の決算及び業務運営について定期監事監査を実施し、監査結果報告書をホームページに掲載した。
	・支出面の透明性を確保するため、法人全体の財務状況、勘定別及びセグメント別の財務状況等について公表する。	・財務状況を年次報告として公表する。また、財務 情報について、できる限り一覧性のある形で公表す る。	○ 平成24年度決算については、平成25年9月9日に主務大臣の承認を受けた後、平成25年9月11日にホームページで公表し事務所に備え付けるとともに、平成25年10月29日に官報公告を行った。また、平成25年度予算についても平成25年4月5日にホームページで公表した。

評価の視点等	【評価項目 5	相談体制の整備	、業務内容の公表等】	自己評定	A		評定	Α	
[数値目標] ○特になし [評価の視点] ○国民に対する 策に取り組ん		のため、「PMD A	∆広報戦略」に基づいた4	 一ジ及びパン 民に対するサ 国民向けの間」に併せた 努めた。 外部監査を 実施されてお 各種施 「PMDA広報 	四事項) ハページにおける一般消費者から ハプレット等による情報提供、一 一ピスの向上を十分に図った。 の業務紹介リーフレットの患者日 広報活動、学会等へのブース出 で内部監査等を実施し、それらの のり、十分な成果を上げた。 の以来を上げた。 の戦略」に沿った積極的な情報発 では、ことし、二	般相談窓口の対応等により、国 は体等への配布、「薬と健康の週 展など、積極的な広報の実施に 結果の公表が遅延なく計画的に 信を推進することにより、国民	N. V.	に健康被害教済制度についた用いた広報、デレビCMの けるなど普及に努めた果や見 監査や内部監査の結果や見 評価する。 の評定理由) 談窓口を開設し、どのよう が国民にとって身近な機 の存在が、広く国民の利え 評価できる。	MDAの業務について積極的な情報発信を行いては、オリジナルキャラクター「ドクトンは、アリジナルギャラクター「ドクトンは、経済なるのでは、経済なく公表されば、経済などのでは、経済などのでは、経済などのでは、という姿勢は、な質問でも苦情でも受けるという姿勢は、関になることにつながり、業務の質の向上につながるよう、積極的に PR 活動をしまに実施していると評価できるため。
					- 18 -		• ,		

ガジン)のホームページへの掲載を実施した。

- 一般国民向けにPMDAを紹介するリーフレットを、各地でのイベント等にて 配布するとともに、患者団体にも配布した。また「薬と健康の週間」に併せ た広報活動や、学会等へのブース出展を行った。
- 全国薬害被害者団体連絡協議会が主催した第15回薬害根絶フォーラムにお いて、救済制度の相談コーナー及びくすり相談コーナーを設置するとともに、 リーフレットを配布した。
- 理事長自ら、国内及び海外において講演等を行った。(国内 32 件、海外 5
- PMDAに寄せられた相談等への対応方法及び寄せられた意見を業務改善につ なげるための検討方法を定めた「一般相談等対応方針」に基づき、一般相談 窓口を運用した。また、相談者の利便性の向上を図るため、引き続き、昼休 みを含めた対応を実施している。
- PMDA来訪者が意見・要望・苦情等を発信できるようにするとともに、寄せ られた意見等を業務運営の改善のための参考として活用するため、ご意見箱 を設置している。
- 平成22年6月からは、PMDAに寄せられた「国民の声」を毎週公表するよう にしており、業務運営の改善に活用している。

○業務内容及びその成果について、PMDAホームページにおける公表等が国 民に分かりやすいものになっているか。

- 新着情報、トピックス、既存掲載内容の更新等については、関係部から 掲載依頼のあったものから順次ホームページに掲載した。
- ホームページを見やすいように、表示方法の一部を見直すとともに、現 在運用しているホームページの課題を洗い出し、平成26年度運用開始予定 の新規ホームページへの改修に向けた作業を進めた。
- PMDAの給与水準について国民の理解を得るため、平成24年度の役職員給 与について、国家公務員の給与との比較等の検証を行い、その結果をホー ムページに掲載し公表した。
- ○外部監査の実施に加え、計画的な内部監査が実施され、その結果が公表され | 実績:○ ているか。また、審査手数料及び安全対策等拠出金について区分経理が規定 ○ 平成24事業年度決算について、外部監査法人による会計監査を実施した。 され、それらの使途等、財務状況について公表されているか。

- これにより、PMDAが公表する財務諸表等の表示内容の信頼性を確保した。 主務大臣の承認後、官報公告・ホームページで公表するとともに、事務所 備え付けとして、総務部受付において関係資料を公開している。
- 内部監査については、平成25年度監査計画を作成し、計画的、効率的な監 査を実施し、監査報告書等をホームページに掲載した。
- 計画的な各監査の実施により、業務運営及びその内容の透明性、信頼性を 確保し、国民へのサービス向上を図った。

○業務改善の取組を適切に講じているか。

実績:〇

- 業務改善推進室を設置し、無駄削減に向けた取組み等を適切に実施してい
- 一般相談窓口、ご意見箱、「国民の声」を活用し、業務改善に取り組んで いる。
- 職員の意見を聴く会、業務改善目安箱の設置等、役員が自ら直接職員の声 に耳を傾け、必要な措置を講じた。
- ○国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続す「実績: る必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、一該当なし 見直しを図っているか。

(業務への提言)

- 国民との直接コミュニケーションを目指しておられるので、さらに進めて 頂きたい。
- 国民の声の毎週公表、その他、職員の声を聴く会など、業務運営の改善に 活用している。今後は、これらが形式的になっていないよう事例の提示が 望まれる。

(その他の意見)

、ここでいうところの"3. 相談体制の整備、業務内容の公表等"の"相談 体制"は何を指すのか。国民からの質問や苦情を受け付ける「一般相談窓 口 (1,776 件受付)」でホームページにある「PMDA の業務運営やホームペ ージに関するご意見・ご要望」はその重要な要素であると理解するが、相 談体制という言葉に違和感を感じる。また、PMDA のホームページには極 めて多くの情報がアップされており、作成に苦労をされていることは十分 にうかがわれるが、一般の人にとってのアクセスのしやすさについては、 さらに工夫が必要と思われ、例えば、「PMDA の業務運営やホームページ に関するご意見・ご要望」のスペースはわかり辛く、一般の人向けの情報 提供はなるべく集約することが望まれる。

中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平成 25 年度の業務の実績
第4 財務内容の改善に関する事項	第3 予算、収支計画及び資金計画	第3 予算、収支計画及び資金計画	○ 平成25年度の予算、収支計画及び資金計画に基づく予算執行等の実績は、決算報告書及び財務諸表のとおりである。
通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関	1 予算 別紙1のとおり	1 予算 別紙1のとおり	の夫頼は、伏葬牧口首及い対場相及のこのりしのも。
する目標は、次のとおりとする。	2 収支計画 別紙2のとおり	2 収支計画 別紙2のとおり	
本目標第2の(1)及び(2)で定めた事項については、経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成し、 当該予算による運営を行うこと。	3 資金計画 別紙3のとおり	3 資金計画 別紙3のとおり	
•	第4 短期借入額の限度額	第4 短期借入額の限度額	〇 短期借入金 なし
	(1) 借入限度額	(1) 借入限度額	
	22億円	22億円	·
	(2)短期借入れが想定される理由	(2) 短期借り入れが想定される理由	
	ア 運営費交付金、補助金、委託費等の受入れの遅延 等による資金の不足	ア 運営費交付金、補助金、委託費等の受入れの遅 延等による資金の不足	
	イ 予定外の退職者の発生に伴う退職金の支給	イ 予定外の退職者の発生に伴う退職金の支給	
	ウ その他不測の事態により生じた資金の不足	ウ その他不測の事態により生じた資金の不足	
	第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし	第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようと するときは、その計画 なし	○ 重要な財産の譲渡 なし
	第6 剰余金の使途	第6 剰余金の使途	○ 審査等勘定の当期総利益については、独立行政法人通則法第 4 条第1項により、積立金として整理した。
	審査等勘定において、以下に充てることができる。 ・業務改善に係る支出のための原資 ・職員の質質向上のための研修等の財源 なお、副作用救済勘定、感染救済勘定については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法 (平成14年法律第192号)第31条第4項の規定により、残余の額は積立金として整理する。	審査等勘定において、以下に充てることができる。 ・業務改善に係る支出のための原資 ・職員の資質向上のための研修等の財源 なお、副作用救済勘定、感染救済勘定について は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14年法律第192号)第31条第4項の規定 により、残余の額は積立金とする。	

評価の視点等 【評価項目17 予算、収支計画及び資金計画】	自己評定 A	評定	A	
	(理由及び特記事項) ○ 「効率的かつ機動的な業務運営」及び「 を達成すべく、一般管理費及び事業費の 成しており、更にその執行に当たっては に実施したことなどにより、25 年度の節減 (入札による 節減効果 23.2 億円)	後務運営の効率化に伴う経費節減」 一般 経費節減計画を織り込んだ予算を作 に経費 「随意契約等見直し計画」を着実 その	削減を達成しており、計画	年度の削減目標を織り込んだ予算から更 国を上回っていると評価する。 上原因についても、勘定ごとの理由が明確
	○ 審査セグメントの損益について、一般質を節減したことから、当期利益が 15.6 億 ○ 更に、安全セグメントの損益について、コストを節減したことから、当期利益が 5	引となった。 (各委員 - 適切に - 一般競争入札の促進により、調達 ・利益増 - 経費節	(の評定理由)) 行われている。 行のられた。 減のための努力をしており 視点の各項目につき、確写	ク評価できる。 実に実施していると評価できるため。
[数値目標] ○特になし		(業務へ · 一般競	への提言) 竞争入札の促進等により、3	審査セグメントでは 15.6 億円、安全セグ

「評価の視点」

○予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績との間に |実績:○ 差異がある場合には、その発生理由が明らかにされ、かつ、合理的なもので│○ 年度予算及び収支計画・資金計画と実績との差異に係る主な理由について、 あるか。

勘定別では次のとおりであり、差額発生に係る主な要因は、全て合理的な理 由に基づいたものとなっている。

副作用救済勘定の業務経費において、救済給付金の不用が生じている要 因は、給付金の支給人員が見込みを下回ったことによるものである。 また、業務費及び一般管理費に不用が生じている主な要因は、制度普及 関係経費の支払等が見込みを下回り、業務・システム最適化(健康被害救 済業務システム) 経費の未執行等によるものである。

・ 感染救済勘定の業務経費において、救済給付金の不用が生じている要因 は、給付金の支給人員が見込みを下回ったことによるものである。 また、業務費及び一般管理費に不用が生じている主な要因は、保健福祉 事業に係る調査協力謝金の支払い等が見込みを下回り、業務・システム最 適化 (健康被害救済業務システム) 経費の未執行等によるものである。

審査等勘定の収入において、減収となっている主な要因は、医薬品手数 料収入等が減収となったこと等によるものである。

審査等勘定の支出において審査セグメントの事業費及び一般管理費に不 用が生じている主な要因は、予定していた増員の確保に至らず人件費が不 用となったこと、一般競争入札に伴い調達コストが節減されたことに加え、 GMP 海外実地調査旅費が、航空費の低減及び調査地域の欧米からアジアへ の移行等に伴い減少したことによるものである。

- 安全セグメントの事業費及び一般管理費に不用が生じている主な要因は 予定していた増員の確保に至らず人件費が不用となったこと、一般競争入 札の促進によるシステム経費の節減等によるものである。
- 特定救済勘定において、拠出金収入及び給付金が減少している要因は、 和解後請求件数が見込みを下回ったことから、給付金及び給付財源の一部 を負担する企業拠出金収入が減少したことによるものである。
- ・ 受託・貸付勘定においては、健康管理手当等給付金の支給人員が見込み を下回ったことから、給付金及び受託業務収入が減少したものである。
- 受託給付勘定においても、特別手当等給付金等の支給人員が見込みを下 回ったことから、給付金等及び受託業務収入が減少したものである。

○利益剰余金が発生している場合には、その発生要因となった業務運営は適切 |実績:○ なものであるか (政・独委評価の視点)。

- 利益剰余金が発生した勘定は、副作用救済勘定、感染救済勘定、審査等勘 定及び受託・貸付勘定の4勘定である。
 - 副作用救済勘定及び感染救済勘定の利益剰余金については、将来の予測 を上回る健康被害の発生に備えて、製薬企業等からの拠出金を基に救済給 付の財源として積み立てているものであることから、収支構造上、利益計 上されるべきものであり、業務運営は適切に行っている。
 - なお、拠出金率の算定については、独立行政法人医薬品医療機器総合機 構法に定める規定に基づき、5年ごとに見直しを行うこととされており、 25 年度については、責任準備金、給付金の支給額等を勘案し、副作用拠出 金の拠出金率の見直しを行った。
 - 副作用等救済給付金の決定については、PMDAから厚生労働大臣へ副作用 等の因果関係等の判定の申し出を行っており、同大臣は薬事・食品衛生審 議会へ諮問し、PMDAがその答申を受け、判定している。その判定結果通知 に基づき、給付金の決定を適切に行っている。
 - 審査等勘定の利益剰余金については、収入面において、医薬品手数料収 入等が減収となった一方で、支出面において、増員未達成による人件費が 不用となったことに加え、事業費についても一般競争入札実施による調達 コストの節減が図られたこと等によるものであり、業務運営は適切に行っ ている。

メントでは 5.6 億円の利益をあげており、これまでの収益の第3期への繰 り越しが認められていることは、職員増や業務拡大への期待が持てる。

(その他の意見)

・特になし。

中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平成 25 年度の業務の実績
第5 その他業務運営に関する重要事項	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。	独立行政法人医薬品医療機器総合機構の業務運営 並びに財務及び会計に関する省令(平成16年厚生 労働省令第55号)第4条の業務運営に関する事項 は、次のとおりとする。		
(1) 人事に関する事項	(1) 人事に関する事項	(1)人事に関する事項	•
ア 職員の専門性を高めるために外部機関との交流等をはじめとして適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績を考慮した人事評価を適切に実施すること。また、このような措置等により職員の	じて系統的に研修の機会を提供するとともに、企 業との連携による研修の充実並びに厚生労働省、	ア 研修の充実、適切な人事評価及び人事配置の実施 ・目標に応じた系統的な研修の機会を提供する。	○ 業務等の目標に応じ、「一般体系コース」、「専門体系コース」からなる系統的な研修を実施した。
意欲の向上を図ること。	職員の資質や能力の向上を図る。	・施設見学、企業講師による特別研修を充実すると ともに、内外の大学・研究所とのより一層の交流を 目指す。	○ 企業等の協力を得て、製造施設9 施設を見学したほか、企業側における開発の取組みや医療機器の設計管理などを紹介する研修、国立医薬品食品衛生研究所の協力による審査パート別研修等を含む特別研修(計34回)を国内外の専門家等を招いて実施した。また、国内の医療機関、研究所等へ延べ68名、海外へ延べ27名を派遣した。
	・特に新規職員に対する指導を充実させ、増員に よる体制強化の実行性を図る。	・中堅職員、管理職員の研修を実施することにより、 新規職員に対する指導を充実させる。 また、若手職員の資質・能力の向上を目的として、 採用後2~3年目の職員を対象とした研修の充実を 図る。	○ 新規職員に対する指導の充実等を視野に入れ、採用後2年目及び3年目の職員を対象としたフォローアップ研修、中堅職員研修及び管理職職員研修を各1回実施した。
	・組織運営を支える事務系職員の質の向上を図る ため、総合職職員に対する研修プログラムについ ても充実を図る。	・総合職職員に対する研修プログラムを充実させ、 必要とされるスキルの向上を図るとともに、総合職 職員が研修に参加しやすい環境の整備に努める。	○ 総合職職員向けにロジカルシンキング講座、マネジメント講座、 労務管理講座及びビジネス実務法務検定講座を実施した。
	・職員の意欲向上につながる人事評価制度を実施	・職員の評価・目標達成状況を報酬や昇給・昇格に	① 人事評価結果を昇給等に適切に反映した。
	し、職員の評価・目標達成状況を報酬や昇給・昇 格に適切に反映する。	適切に反映し、職員の意欲を向上させるため、引き 続き人事評価制度を着実に実施する。また、人事評 価制度の見直しの検討を引き続き行う。	② 人事評価制度の周知のため、以下の研修を実施した。 ・新任研修(人事評価)4月実施 参加者73名 ・中間レビュー研修 9~10月に6回実施 参加者28名 ・年度末評価研修(一般職員向け)3月に4回実施 参加者57名
			③ 平成25年度から新たに評価者(管理職:MGRIV・SPT II 以上)を 対象に、評価能力を高め、人事評価をより効果的な人材育成や能 力開発につなげるため、外部委託業者による研修を毎年実施する こととした。 平成26年2・3月 7回実施 参加者:114人
			④ 日頃から職員の勤務状況を知り、また、コミュニケーション創出の機会としてより良好な関係を築くことを目的とし、被評価者と二次評価者による面談を平成25年度から開始した。
			⑤ 人事評価制度の見直しの検討のため、以下を実施した。 ・人事評価制度等検討会 2回開催(H25.6、H25.9)
	・職員の専門性や業務の継続性を維持するため、収 来的なキャリア形成を見据えた戦略的な配置を行		○ より適切な人事管理を行うために人事情報のデータベース化に よる名簿管理を行い、人事異動の際の分析等に活用を行った。
	5.	・職員の専門性を維持するため、短期間で異なる分 野の業務に異動させない等の配慮を行う。	○ 職員の配属に当たっては、職員の知識・経験に配慮するほか、 健康上の問題や業務上の特別な理由以外による短期間の異動は、 基本的には行わないこととした。

中期目標	中期計画	平成25年度計画	平成 25 年 度 の 業 務 の 実 績
		・人事・組織運営有識者会議からの助言を踏まえ、職 員の意欲を向上させるために適切な人事運営を行う。	 平成23年3月に策定したキャリアパスの基本方針に沿った人 異動及びキャリアアップを行った。 事務系職員は厚生労働省等への出向を経験するよう、また、 技術系職員は行政機関や民間研究所への出向又は大学・国際 組織での研修・研究を経験するよう人事異動を行った。
			【出向中の職員数】平成26年3月現在 ・事務系職員: 平成25年度 8人 ・技術系職員: 平成25年度 28人
			② 第三期中期計画策定に向けた体制強化、業務の質の向上に ついて検討し、部署間の総合的な調整を図りながら策定作き を進めていくことが必要であるため、PMDAの業務全般を総打 し、調整する者として、新たに「総括調整役」を設置した。
総合科学技術会議の意見具申、医療機器の審査迅 化アクションプログラム及び薬害肝炎検証委員会 中間とりまとめに基づき、必要な審査・安全対策 係る人員数を確保すること。 なお、採用に当たっては、本機構の中立性等に十	迅速化アクションプログラム及び薬害肝炎検証委員会の中間取りまとめを踏まえた常勤職員の増員を行うため、公募を中心に専門性の高い有能な人	イ 専門性の高い有能な人材の確保 医療機器の審査迅速化アクションプログラム等を 踏まえ、必要な分野の有能な人材を、公募を中心に 計画的に確保していく。	○ 公募に当たって、①募集要項のPMDAホームページへの掲載、(就職支援サイト等の外部サイトの活用、③募集要項・PMDAパン レット・掲示用ポスターの大学等への送付、業務説明会等を実力 し、技術系職員44名、事務系職員10名を採用した。
なね、 抹がたヨたりでは、 本がな時の 千立正寺に 「 、 配慮すること。	の中立性等に十分、配慮することとする。 ※人事に係る指標 期末の常勤職員数は、期初の108.1%を上限とする。 (参考1) 期初の常勤職員数 695人		【平成25年度公募による採用状況等】平成26年4月1日現在 1)技術系職員(公募2回) 応募者数 347名 採用者数 44名 2)事務系職員(公募1回) 応募者数 179名
	医療機器の審査迅速化アクションプログラムを踏まえて、 平成22年度に新たに増員する審査部門の常勤職員数 14人 平成23年度に新たに増員する審査部門の常勤職員数 14人 平成24年度に新たに増員する審査部門の常勤職		採用者数 10名 ○ 随時募集について、従来の毒性担当、システム担当、臨床医担当、生物統計担当の4職種に加え、疫学担当、臨床薬理・薬動態担当、情報科学担当、GLP担当、GMP/QMS担当、語学担当 語)の6職種を新たに追加し、合計10職種の募集とした。また随時募集での採用は13人であった。
	員数 14人 平成25年度に新たに増員する審査部門の常勤職 員数 14人 期末の常勤職員数 751人(上限)		これにより、平成26年4月1日現在の役職員数は753名となり 引き続き、必要な分野の有能な人材を人事交流を含め公募によ 人材確保を進めることとしている。
			なお、公募により確保した人員については、新薬等審査部門 安全対策部門を中心に配置しており、管理部門については大幅 員に伴う人事管理等業務の増加に対応するため、効果的運用を いつつ必要最小限の人員を配置することにより、管理部門の職 比率を低く抑えている。
	(参考2) 中期目標期間中の人件費総額 27,627百万円(見込)		H21.4.1 H22.4.1 H23.4.1 H24.4.1 H25.4.1 H26.1 役職員数 521 605 648 678 708 7
	ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び時間外勤務手当に相当する範囲の費用である。		管理部門 51 53 60 65 69 1
			対象等の表別は「1705ののの、当該条約の条配にのにかれば、金子のでは、1765。 係、判断を行うための研究(17年 ニラドリーサイエンス)を推進する部門を含む。(当該部の人数は、H26年4月1日現在で11人)

中期目標	中期計画	平成 25 年 度 計 画	平成 25 年度の業務の実績
		・国立高度専門医療研究センター、国立病院、大学 等との人事交流に努める。また、人事交流の拡充に 向けた検討を行う。	① レギュラトリーサイエンスの普及、情報発信の観点から、筑波大学等従前からの17校に加え、金沢大学及び熊本大学の2校と連携大学院協定を締結した。また、平成23年4月から平成25年11月まで、岐阜薬科大学大学院から学生1名を修学職員として受け入れ、研究指導等を実施した。その成果として、原著論文が公表された。学生による研究成果のPMDA内部報告会を開催した(平成26年3月)。学生は、博士(薬学)の学位を取得した(平成26年3月)。
			② レギュラトリーサイエンスを普及させる一環として、大学等からPMDA職員に対し講義の依頼があった際の調整等を随時行った。 (平成25年度:29大学51コマ)。
			③ 革新的医薬品・医療機器・再生医療製品実用化促進事業(厚生 労働省予算事業)に基づく大学等研究機関との人材交流等により、 レギュラトリーサイエンスに精通した人材の育成を図るとともに、 先端技術を応用した製品の有効性・安全性の評価法について研究 協力を推進している。平成25年度は、24の大学等と人材交流を行い、20名の研究者を特任職員(非常勤を含む。)として受け入れ、 34名の職員を派遣(非常勤を含む。)した。
ウ 機構の業務が製薬企業等との不適切な関係を疑われることがないよう、役職員の採用、配置及び退職後の再就職等に関し適切な措置を講じること。		ウ 適切な人事管理の実施 就業規則等の服務関係規程に基づき、採用時にお ける警約書の提出や、配置及び退職後の再就職等に 関する制約の規定を厳格に適用し、適切な人事管理 を行う。	① 採用時の誓約書の提出、配置、退職後の再就職等に関する制約 又は家族が製薬企業等に在職している場合の業務の従事制限等に ついて就業規則に規程し、それらの内容を職員に周知徹底することについて適切な人事管理に努めた。
			② 服務関係規程の概要とQ&Aを掲載した服務ハンドブックを新任者 研修の場を活用して配布し、規程の周知を図った。
			③ 倫理規程に基づく贈与等報告書等について、対象者へ提出を促すとともに、提出のあった報告書について、内容の確認を行った。
(2) セキュリティの確保	(2) セキュリティの確保	(2) セキュリティの確保	
個人及び法人等の情報保護を徹底するため、事務室等のセキュリティを確保するとともに情報管理に万全を期すこと。	・防犯及び機密保持のために事務室の入退室管理 設備を用い、昼夜を問わず、入退室に係る管理を 徹底するなど内部管理体制の強化を引き続き図る。	・入退室管理システムの適正な運用を図るととも に、入退室管理について、職員への周知徹底を図る。	○ 部外者の入退室制限の徹底を図るため、執務室入口のほか受付 窓口等があるフロブを除きエレベータ不停止階を設けるなど、ID カードによる入退室管理の切な運用を図るとともに、これらシ ステムを含めた入退室管理について、新任者研修や内部ホームペ ージ等を活用して、職員への周知を図った。
	・情報システムに係る情報のセキュリティの確保 に努める。	・平成24年度に実施した情報システムに係るセキュリティ監査結果を踏まえ、情報セキュリティの確保に努めるとともに、情報システムに関するデータはテープへのバックアップを行い、業務継続性確保の観点から、遠隔地にある委託業者の倉庫への適切な保管・管理を継続実施する。	○ 脆弱性に対する指摘への改善を行うとともに、情報の漏洩防止 やコンプライアンス向上のため、パスワードの定期更新、ログオ ンパスワード設定、USB接続制限、メール添付ファイルの暗号化、 バックアップデータの遠隔地保管についても継続実施した。
		・情報セキュリティ確保のため、PMDA内の実態 把握と最新の情報の収集を行い、情報セキュリティ 向上のための対応策を適宜検討する。	○ 情報システム脆弱性監査業務を外注し、第三者的立場からPMD/ のセキュリティホールの最新情報を収集した。また、標的型攻撃 に対する防御力評価の実施や、セキュリティ対策強化のため、ウ イルス対策に特化したパッケージソフトによる監視を継続した。 また、内閣官房情報セキュリティセンター (NISC) からの情報に 基づく調査協力対応等も実施した。
	・保有文書の特性を踏まえた文書管理体制を引き 続き確保する。	・保有文書の特性を踏まえた文書管理体制を引き続 き確保する。	○ 各業務において作成又は取得した法人文書等について、適切な 文書管理体制を確保するよう職員への周知を図った。

															· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·							
価の視点等	【評価項目	18人	事に関す	る事項及	びセキ	ュリテ	ィの確保】	自	己評定		Α				評定	<u> </u>	Α .		,			<u> </u>
								管理	里システ	制度の着実 ムの適正な	な運用、文書	管理・情報		なる充実、入退 により、人材の あった。	養 た、平成 ップの段 や企業側 理職職員	関しては、 6年度の 皆に合わ こおける ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	、人事評価 独立行政法 せ、研修も 開発の取組 合職職員向	人化後に 系統的に みなどを	採用され 計画され 紹介する	いた職員の い、例えば ち研修 ロ	の専門性や ず、製造施 b B B B B B B B B B	マスキルア (設の見学 f 修及び管
数値目標] 特になし 評価の視点]		, ,									\$ 	-			わる書類では特段	リティの など機密 の注意を	る。 確保に関し 情報を多く 払う必要が や電子メー	扱う法人 あるが、	であり、 IDカー	情報デー ドによるフ	−タ等の管 入退室管理	ア理につい Eシステム
業務等の目標 実施されてい	票に応じた系約 いるか。また、 び研究機関等	企業との)連携によ	こる研修の	り充実並	びに厚	生労働省	、 を り 設 を 等療	これまで、ながら研修を見学し、紹介する。	修計画に基 たほか、企 研修、国立 明研修を国 究所等へ暗	基づき計画的 企業側におけ 立医薬品食品 国内外の専門	りに実施した ける開発の取 品衛生研究所 明家等を招い	。企業等の制 組みや医療机 の協力による で実施した。	の更なる充実を 力を得計で、製造 、場合の設計で関立な 審査パート別研 また、国内外の 職員の資質や能	図施ど修医力の評専集人	評定理由) 画を適切採 門る工夫 材の確保		る。 いること る。	、技術፤	専門職の阪	値時募集な	こど、よい
新規職員に対	する指導を充	実させ、	増員によ	こる体制的	強化を図	引ってい	るか。	職	新規職員	としたフォ	指導の充実等 オローアップ	章を視野に入 プ研修、中堅	、れ、採用後 医職員研修及で	年目及び3年目 ド管理職職員研修	を ・ 「職員の資 る点は評	こともなり で 質向上」 価できる。	い、昨年度 を大きな調 を充実させ	果題と位置	45名も増 置付け、	創加してい 系統的なで	·る。 开修体系 を	を築いてい
事務系職員の いて充実を図)質の向上を図]っているか。]るため	、総合職	職員に対	する研	修プロ	グラムに	0	総合職職			ノキング講座 構座を実施し		/ト講座、労務管	・人事評価	ラグ解消制度や系統	リンク。 を実施でき 統的な研修 目につき、	を実施し	ており割	F価できる		め。
	・目標達成状況 度を導入し、有				動切に反	映され	るような			結果を昇紀	給等に適切し	に反映した。			(業務への・薬学出身		希望者が多	いが、今	う後は医:	系の職員	を増やすた	こめの方策
職員の専門性	や業務の継続	性を確信	≹した適立	Eな人事的	配置が行	すわれて	いるか。	題	職員の配	属に当たっ の特別な理	っては、職員 理由以外によ	員の知識・経 よる短期間の	経験に配慮す。 ○異動は、基2	らほか、健康上の いには行わない	・随時募集	期計画が を新たに	たい。 終了するま 疫学担当等 門性を発揮	₹6 職種を	追加し、	10職種に	に拡大した	ことのこと
の公募や、ュ	の再就職者の7 平成21年度末3 こ行われたか。	ポストの までに廃 ・	見直しを 止するよ	図ってV う指導さ	いるか。 されてい	特に、 る嘱託	役員ポス ポストの	廃 〇	平成26年	成21年度末	現在、国家4 末までに廃1	公務員の再就 止するように	t職による役員 と指導された	しないない。 ピストについては	「 ・ ・特になし			•	_	·		•
)独立行政法/	人職員の再就職	哉者 の非	人件費ポ	ストの見	直しを	図ってい	いるか。	0	専門的な り、結果	技術知識が	が必要な技術	析系嘱託とし	レて公募によ	・ 月については、 ほ り選考されたもの 月であると考えて	で	·					· · ·	
)ドラッグ・ 門性の高い。 いるか。	ラグを解消する 有能な人材が、	るための 中立性	審査部門 :等に配慮	の常勤職 (しつつ、	戦員の増 公募を	消員等に 中心に	ついて、 確保され	て り 現確	公募によ 在で753% 保を進め また、公	名の役職員 ることとし 募等により	員数となった している。 り確保したノ	こ。今後も引 人員は、新薬	き続き公募 表等審査部門	。平成26年4月1 よる優秀な職員 安全対策部門を	[の] -							
置及び退職	との不適切な 後の再就職等 理が行われてい	こ関しと	われるこ のような	とがない 制約が記	ヽよう、 殳けられ	役職員、それ	の採用、 に基づき	配実績適の	: 〇 守秘義務	、製薬企業	(等の職歴を	する者の	限り低く抑え 採用後5年間 D.従事制限	、いる。 の業務の従事制 京就職する場合、	退、		•					

定の事項を届出る制約等の規定について、採用時にこれらを遵守する誓約書 を徴収するとともに、新任者研修における説明、内部掲示板等での周知徹底 を行った。

○事務室の入退室に係る管理体制が強化されているか。情報システムに係る情 実績:○ 報セキュリティの確保が図られているか。

- 部外者の入退室制限の徹底を図るため、執務室入口のほか受付窓口等ある フロアを除きエレベータ不停止階を設けるなど、IDカードによる入退室管理 の適切な運用を図るとともに、これらシステムを含めた入退室管理について、 新任者研修や内部ホームページ等を活用して、職員への周知を図った。
- PMDAの情報システム管理利用規程の適正な運用により、PMDAシステムのセ キュリティ対策を講じている。

物理的セキュリテイでは、機器の盗難、火災・自然災害による破壊等を防止するための管理区域(サーバ室)を設置し、アクセスコントロールを行うとともに、入退出管理システムにてIDカードによる入退出状況の監視と記録 を実施している。

人的セキュリティでは、不正アクセス防止のための情報システム等へのID ・パスワード等によるアクセス制限、新任者や情報システム担当者等へ集合 型研修を実施する他、全職員に対する標的型攻撃疑似訓練メールの実施に よる教育及び最近のウイルスのトレンドについて周知するなど、コンピュ ータウイルス対策も兼ね、全職員のスキル向上を図っている。

技術的セキュリティでは、電子メールの暗号化(セキュアメール)の利用促進を継続実施し、また、情報化を統合的に推進するための情報基盤(イ ンフラ) である、平成11年度より構築した共用LANシステムに関して、平成25 年4月9日の日本マイクロソフト社報道(WindowsXP、Microsoft Office20 03、Internet Explorer6の平成26年4月9日サポート終了)対応として、 平成25年7月に情報システム管理等対策本部を緊急開催した上で、約1,300 台のPC等の更改措置を平成25年12月末迄に実施し、IT統制基盤確保と信頼 性向上を図った。

○保有文書の特性を踏まえた文書管理体制が確保されているか。

実績:〇

○ 各業務において作成又は取得した法人文書等について、適切な文書管理体 制を確保するよう職員への周知を図った。

医薬品医療機器総合機構			6
中 期 目 標	中期計画	平成 25 年度計画	平成 25 年度の業務の実績
第3 部門毎の業務運営の改善に関する事項及び国民 に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に 関する事項	上に関する事項に係る目標を達成するためにとるべき措置 ~PMDAの使命である審査・安全・救済のセイ	第2 部門毎の業務運営の改善に関する事項及び国民 に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に 関する事項に係る目標を達成するためにとるべき措置	
	フティ・トライアングルの推進に全力を傾注する~		
1 健康被害救済給付業務	1 健康被害救済給付業務	1 健康被害救済給付業務	
健康被害救済給付業務については、医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度(以下「救済制度」という。)をより多くの方々に周知し、適切に運用するとともに、医薬品による副作用及び生物由来製品を介した感染等による健康被害を受けられた方々に対し、適正かつ迅速な救済を行うことが重要である。。このような考え方を踏まえ、以下の目標を達成する。	健康被害教済給付業務は、審査及び安全対策の適 正な遂行に資する、セイフティ・トライアングルの 一角を担う我が国独自の制度であり、これを一層を 進していくためには、医薬品副作用被害救済制度及 び生物由来製品感染等被害救済制度(以下「教制 度」という。)について、より多くの方々に周知し、 適切に運用するとともに、医薬品による副作用及び 生物由来製品を介した感染等による健康被害を受け		健康被害救済給付業務においては、医薬品創作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度(以下「救済制度」という。)について、より多くの方々に周知し、適切に運用するとともに、医薬品による創作用及び生物由来製品を介した感染等による健康被害を受けられた方々に対し、適正かつ迅速な救済を行っていくことが必要であることから、平成25年度においては以下の措置を講じた。
このような考え力を晒よれ、以下の自然を建成する。	られた方々に対し、適正かつ迅速な救済を行ってい		•
	くことが必要であることから以下の措置をとることとする。		
(1) 救済制度に関する情報提供の拡充及び見直し	(1) 救済制度に関する情報提供の拡充及び見直し	(1) 救済制度に関する情報提供の拡充及び見直し	·
ア 救済制度に関する情報提供の内容を充実させ、制度運営の透明化を図ること。	ア 給付事例等の公表 ・ホームページ等において、給付事例、業務統計 等の公表を行い、国民、医療関係者及び製造販売 業者等に対し、引き続き給付実態の理解と救済制 度の周知を図る。	ア 給付事例等の公表 ・ホームページ等において、給付事例、業務統計 等の公表を行い、国民、医療関係者及び製造販売 業者等に対し、給付実態の理解と救済制度の周知 を図る。 なお、公表に当たっては、個人情報に配慮する。	○ 救済制度に係る支給・不支給事例については、個人情報に配慮しつつ、翌月に公表してきたところであり、平成26年3月までに平成26年2月分までの支給・不支給事例をホームページに掲載するとともに、平成24年12月からはホームページ掲載時に併せて「FMDAメディナビ」からも情報配信を実施している。
			○ 救済給付事例等を通じて把握した情報を活用し、既に添付文書などで注意喚起してきているにもかかわらず繰り返されているに様の事例などについて、「PMDAからの医薬品適正使用のお願い」として、医薬品医療機器情報提供ホームページに掲載するとともに、「PMDAメディナビ」で情報配信し、適正使用の更なる徹底を呼びかけている。
			○ 「副作用救済給付の決定に関する情報」と添付文書、副作用・ 不具合、回収、承認審査等に関する情報を提供する「医薬品医療 機器情報提供ホームページ」との間で相互のアクセスが簡便にな るよう、それぞれのトップページにバナーを設けている。
			○ 医薬品による副作用の発生傾向を把握するなど医薬品の安全 策を進めることを目的として、平成24年3月26日から試行的に実 施しているインターネットによる「患者副作用報告」のホームページから「健康被害教済制度」のホームページへアクセスできる よう、リンクを設けている。
			○ 平成24年度及び平成25年9月末までの業務実績等をホームペー ジで公表した。
イ 請求書類の不備等により処理に時間を要する事案 を減らし、業務の効率化を図ること。	イ 制度に関する情報提供 ・パンフレット及び請求手引の改善、インターネットを通じた情報提供の内容の改善等、情報の受け手にとっての使い易さ・分かり易さといった観点で情報提供の実施方法について見直しを行う。	イ 制度に関する情報提供 ・パンフレット、請求手引き、インターネットを 通じた情報提供について、また請求書の書式等のダ ウンロードサイトについて、患者や医師等にとって より使いやすく、かつ分かりやすい内容になるよう 見直しをする。	○ 一般向けには、一方的な発信ではなく、患者の視点に立ち、「ま薬を正しく使えば副作用は出ないはず?」という患者の疑問、本音から問いかけるアプローチとすることで、「自分事化」し、その疑問に対する医療関係者からの答えとして、「いいえ。正しく使っていても、まれに重い健康被害を起こすことがあります。」として、患者に「気づき」を与えるようリーフレットのキャッチコピーを改めた。
	••		

中 期 目 標	中期計画	平成 25 年度計画	平成 25 年度の業務の実績
			○ 医療関係者向けは、「患者さんにお伝え下さい。正しく使っていても、まれに重い健康被害を起こす可能性があることを。」とし、 医療関係者には、「患者に正しく伝え、制度利用への橋渡しを担っていただきたい」ことを意識してもらうものとした。
			○ ホームページに医療関係者向けの小冊子の電子ファイル(PDF形式)を掲載し、利用者の利便性の向上を図っている。
			○ 医師等が診断書や投薬証明書を記入しやすくなるよう、医療 ・医療手当に係る診断書の消化管障害(バリウム製剤)の記載 領と、投薬証明書の消化管障害(バリウム製剤)の記載要領及で 肺障害記載要領を新たに作成するとともに、障害年金・障害児素 育年金診断書記載要領の視覚障害用の見直しを行った。また、 該記載要領をホームページに記載した。
			○ 請求用紙等がホームページからダウンロードできることの周外に努め、請求者の利便性の向上を図った。
			○ 請求書作成に係る記載方法や添付書類を分かりやすく示すこので、請求者の負担を軽減するため、平成26年4月1日の給付額で定に併せ、請求書類送付の際に同封する請求の手引き及び請求す向けチェックリストの見直しを行った。
2) 救済制度周知のための広報活動の積極的実施	(2) 救済制度周知のための広報活動の積極的展開	(2) 救済制度周知のための広報活動の積極的展開	
改済制度を幅広く国民に周知すること。	・教済制度について、効果的な広報を検討し、積極的に実施する。 ・ホームページや新聞広報等の媒体を活用し、。 ・カ多くの方に、引き続き教済制度の周知を図対係既の国民、医療関係者及び製造販売者をに対係既存のの連進等とら知能に表さらい後に表すのを推進さるとり、などと重点をでは、無難することとは、大型、関係者のでは、東海では、大型、関係では、自標、対域、は、は、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	・	 <平成25年度実施の広報> 【平成25年度新たに実施したもの〕 ○ テレビ放映による新たな広報活動の展開として、平成25年10 17日 (木) ~23日 (水) の「薬と健康の週間」に併せ、テレビ京系列 6 局ネットにて、制度の普及を目的に一般の方々を対象した15秒のインフォマーシャルCMを放映した。 ○ 医療関係者が医療に必要な最新情報を収集するラジオ番組「ジオNIKKEI」の医学専門ゾーンにおいて、医薬品副作用被害物制度をテーマにした特別番組を全3 回域みたり放送。PMDA職員よる救済制度の概要説明と、医療の立場から光を10分割である。 ○ 医薬品副作用被害救済制度について、制度名と制度内容の理促進を図るため、 (と腰専門誌(日経メディカル、日経ドラッグインフォメーシン)とWeb展開(ネット連動)とのタイアップによる広報・大型屋外ビジョンにおける、救済制度インフォマーシャルCMの放映(30回/日)・インターネット向けアニメーション広告制作・公益社団法人日本医師会ホームページ及び社団法人日本保険局協会ホームページに救済制度特設サイトのバナー設置を実施した。

中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平成 25 年度の業務の実績
		④医薬情報担当者(MR)への周知徹底を図るため、引き続き、関係団体等に対して協力を求め、MR教育研修の場を活用した広報を実施する。 ⑤中学校等で行われる医薬品の教育に関し、引き続き、関係機関等と連携を図り、教材として活用可能な資料の提供支援等を通じた制度周知に努める。	○ 同通知に基づく医療機関等からの依頼により、平成25年度においてはPMDAから11の医療機関等に講師を派遣し制度説明を行うとともに、179の医療機関等へ資料を送付した。 ○ 各学会において、口頭発表や冊子等の配布により広報を実施した。 (口頭発表を行った学会) - 日本病院薬剤師会関東ブロック大会 - 第40回日本肝臓学会西部会 - 長野県薬剤師会東信支部学術大会 (冊子等の配布を行った学会) - 日本呼吸器学会学術講演会 - 日本アレルギー学会春期臨床大会 - 日本輸血・細胞治療学会総会 など合計20学会
			○ 大学や関係団体等が実施する研修会において、PMDA職員が救済制度について説明した。 - 東邦大学薬学部生涯学習講座 - 城西大学薬学部 - 予防接種従事者研修会(全国7プロック) - 医療安全支援センター実践研修(東京・大阪) など合計27ヶ所
			○ 行政機関・関係団体等に対し、救済制度の認知度の現状を伝えるとともに、広報の協力を依頼した。 - 行政機関5ヶ所、保健所1ヶ所、医療安全支援センター7ヶ所 - 医師会・歯科医師会5ヶ所、薬剤師会7ヶ所、看護協会2ヶ所 - その他1ヶ所(社団法人日本保険薬局協会)
			○ 第15回薬害根絶フォーラム (全国薬害被害者団体連絡協議会主催) において、救済制度の相談コーナーを設置するとともに、リーフレットを配布した。
			【継続して実施したもの】 ○ オリジナルキャラクター「ドクトルQ」を継続して使用し、「薬と健康の週間(10月17日~10月23日)を含む、平成25年10~12月を集中的広報期間と定め、同キャラクターを使用した教済制度の全国向け広報を展開した。 - 新聞広告(朝日、毎日、読売、産経、日経) - 病院・薬局ビジョンにおける広告放映 (病院173ヶ所、薬局479ヶ所、延べ652ヶ所) - 専門雑誌等への広告 (医療関係専門雑誌、医療関係専門新聞、延べ11誌) - 広報ポスター等の送付・掲出 (薬局、ドラッグストア等、延べ600ヶ所) - Webサイト広告掲載 - 特設サイト作成
			○ 医療関係者向け冊子「誰よりも知ってほしい。伝えてほしい。 医薬品副作用被害教済制度」を活用した広報を実施するとともに、 電子媒体化した冊子 (PDF形式) をホームページに掲載した。
			○ 大学等の授業や病院内の研修会等において、救済制度に関する 講義、説明等を行う際に活用できるよう「医薬品副作用被害救済 制度について」の説明スライドを更新した。
			○ 薬局等に掲示する救済制度のポスター及び薬袋の広報資料をホームページに掲載した。(ダウンロード可能)

中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平成 25 年度の業務の実績
			○ 日本製薬団体連合会に依頼し、同連合会が発行する医薬品安全 対策情報誌 (DSU) に救済制度の内容を掲載し、全医療機関に配布 した。
			○ 厚生労働省と連携し、「医薬品・医療機器等安全性情報報告制度」 の案内に医薬品副作用被害救済制度のリーフレットを折り込み、 関係団体等に配布した。
			○ 「薬と健康の週間」におけるパンプレット「知っておきたい薬 の知識」(厚生労働省、日本薬剤師会発行)に救済制度の内容を掲 載した。
			○ 専門誌(日本医師会雑誌、日本薬剤師会雑誌、日本歯科医師会 雑誌)に医薬品副作用被害救済制度のリーフレットと同じデザインを用いた広告を掲載した。
			○ 公益社団法人日本薬剤師会ホームページにおける救済制度特設 サイトのバナーを、より多くの方に認識していただけるよう、同 会サイトのトップページに移設した。
			○ 一般国民に対する救済制度の周知を目的に、平成25年12月27日 〜平成26年1月26日の1ヶ月間、電車内において救済制度の広告 を掲出した。
			○ 厚生労働省が作成した教材「薬害を学ぼう」に救済制度のホームページアドレスを掲載するとともに、全国の中学校や教育委員会等に配布の際、ポスターを同梱した。
			【広報の効果の検証】 ○ 効果的な広報を実施するため、外部コンサルタントの意見を踏まえつつ、より効果的な広報を実施、具体的には、・健康被害救済制度だけでなく、医薬品の適正使用の推進に関する情報と組み合わせた広報の推進(主に医療関係者を対象)・医療関係者の理解を更に深めつつ、医療関係者を通じての一般国民への広報の推進
			・「内容を含めて制度を知っている人の割合」に加え、「制度の名称を聞いたことがある人の割合」を向上させて、実際に健康被害を受けた際に、健康被害救済制度を思い出してもらう広報の推進(主に一般国民を対象)を実施した。
			【認知度調査】 教済制度の認知度を把握するとともに、より効果的な広報を実施することを目的として、一般国民及び医療関係者を対象に「医薬品副作用被害教済制度に関する認知度調査」を実施した。調査期間:(一般国民)平成26年1月27日~1月30日(医療関係者)平成26年1月27日~2月13日調査方法:インターネット調査調査対象:(一般国民)全国の20歳以上、計3,118人(医療関係者)全国の医師、薬剤師、看護師、歯科医師計3,640人
			 (当該調査結果の概要) (一般国民) ・救済制度の認知率は、21.2%であった。 (内訳)「知っている」 4.9% 「聞いたことがある」16.3% ・制度認知者ベースにおける内容理解度については、「公的な制度である」が49.6%、「副作用による健康被害について救済給付を行う」45.4%であった。 ・制度への関心度は、76.1%であった。

				•			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·									
	中期目標		中	期計画		平成 2:	年度計画	珂		平 成	2 5	年 度	のう	業 務	の実	績
								,	・制度語である	制度の認 R) 「知 関 関 関 関 関 関 関 関 が 8 3 1 8 3 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	ってい. いたこ. ベースに 3.9%、	とがある おける内 「副作用	52 」 28 P容理角 による	. 5% . 8% 解度に~ 健康被	害につい	、「公的な ^集 いて救済給付 6%であった
	の拡充 充し、救済制度の給付 付ける体制を充実させ		する相談や副作用組	な運営確保 D職員を配置し、制度合付や感染給付手続き ける体制を確保する。	E 利用に関 ・ 相談 に関する 相談 談を き彩	そや副作用・感染 ・専門に受け付け	職員を配置し、制 救済給付の手続き る体制を確保する アルをより使いる	きに関する相 る。また、引	員を配 帯電話・ ど、継続 件数は2	置、相認 や公衆質 売的な存 1,843件 マニュブ	炎電話を 電話が 動物を を を を を を が が が が が が が が が が が が が が	フリー? もフリー を備を図っ た。(平	ダイヤ, ーダイ ってお 成24年	ル化と ヤルへ り、平 度22,3	し、平成 の利用を 成25年度 324件)	だより専任の 20年度より 可能とする だにおける村 て、不断の
評価の視点等	【評価項目6 求	政済制度の情報提供	共、相談体制の充実】	自己評定	A		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	評	Ē.	Ą						
				ページで適正使月 〇 一般向けには、 く使えば副作用 アプロチとす。 らの答えとして、	事例情報、不支給の するとともに、救済 月を呼びかけた。	等事例で把握した はなく、患者の視問 という患者の疑問 化」し、その疑問 使っていても、ま	情報を活用し、オ 点に立ち、「お問い 、本音から医療関係 に対する医療関係 れに重い健康被害	をす率こ いとををす率こ いとを	いな21.2を楽し 21.2を楽して 報及とす作答くと もして もして もして もして もし もし いた も で き いた も の き の き の き の も り る り る し て も る と し る と し る と り と し る と し る と し る と る と り と り と り と り と り と り と り と り と	制テ努び 被たな一度レめ悩 害者い般にどん 救のが	Mのとお 制合 関と 制合 はり 度) 「 で 21.	央やラジる 平価更 認用 認用 の 認用 の の に 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	オ。エーに民る関 番し夫 つで」関 組かと V4.と係	のし努 て9「者活、力 は%名で81	等積極的 康より 実際間 医療間いり 1.3%と	「ドクトル(失 りな済制度を高いない。 「おな制度を高いないる。 「なな制度をでしている。 「なないいる。」 「ないいる。」

トのキャッチコピーを改めた。

研修の実施への協力を依頼した。

力的な広報活動を展開した。

シャルCMを放映した。

資料を送付した。

(各委員の評定理由)

・被害を受けた時に確実に救済措置を求めるためにも、国民に制度を知って もらわなくてはとの視点から、一般国民の認知度を高めようとする努力は 評価できる。

該制度の利用者が一般国民であることを鑑みると、目標としている一般国

民の確実認知度を10%以上とすることを早期に達成するため、更なる広報 活動を実施する等創意工夫するとともに、相談を受ける立場である医療関

・医療従事者への情報普及に向けた更なる取組が望まれる。

係者の認知度の向上に対するより一層の取組みに期待する。

- 認知度を上げる努力は評価できる。
- ・実施状況としては積極的に行っていると評価でき、中期計画における数値 目標である「一般国民の確実認知度平成25年までに10%以上」は、「知って いる」4.9%と低いが、「聞いたことがある16.3%」を3分の1に割り引い て加算すると10.3%となり、中期計画どおりとの評価ができるため。

(業務への提言)

普及啓発活動、情報提供や相談体制について、拡充を考えておられるなら、 広報などの専門家に依頼するのも一案ではないだろうか。内部だけで行っ ているとやはり、限界があると思われる。委託会社についても、もっと依 頼先を広く募集した方がいいのでは。

- ・「自分事化」「気付き」を訴求するという方針に大きな成果を期待したい。 ・親しみやすいキャラクターとして「ドクトルQ」を用いた広報などは注目さ
- れる。
- ・今後も更なる広報活動に尽力されたい。

- 医療関係者が医療に必要な最新情報を収集するラジオ番組「ラジオNIKK EI」の医学専門ゾーンにおいて、医薬品副作用被害救済制度をテーマに した特別番組を全3回にわたり放送。PMDA職員による救済制度の概要説 明と、医療の立場及び薬剤の立場からそれぞれ専門家とラジオNIKKEIア

○ 平成25年11月29日付厚生労働省医薬食品局総務課医薬品副作用被害対策

室長通知「独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する健康被害救済 制度の周知について (協力依頼)」において、「医療の安全管理に係る研修 における救済制度の広報資料の活用、PMDA職員の講師派遣の協力」等が記 されたことを踏まえ、直接、医療関係団体等を訪問して救済制度に関する

○ 同通知に基づく医療機関等からの依頼により、平成25年度はPMDAから11 の医療機関等に講師を派遣し制度説明を行うとともに、179の医療機関等へ

○ 医療関係団体の協力の下、学会及び各種研修会へ積極的に参加するとと

もに、オリジナルキャラクター「ドクトルQ」を使用した集中広報等、精

- テレビ放映による新たな広報活動の展開として、平成25年10月17日(木)

~23日 (水) の「薬と健康の週間」に併せ、テレビ東京系列 6 局ネット にて、制度の普及を目的に一般の方々を対象とした15秒のインフォマー

ナウンサーとの対談形式にて救済制度について解説した。 - 医薬品副作用救済制度について、制度名と制度内容の理解促進を図るた

め、 ・医療専門誌(日経メディカル、日経ドラッグインフォメーション)と

Web展開(ネット連動)とのタイアップによる広報 ・大型屋外ビジョンにおける、救済制度インフォマーシャルCMの放映 (30回/日)

「数値日標]

以上にする。

・インターネット向けアニメーション広告制作

・公益社団法人日本医師会ホームページ及び社団法人日本保険薬局協会 ホームページに救済制度特設サイトのバナー設置

を実施した。

○教済制度に関する一般国民の確実認知度を、平成25年度までに10% ○ 教済制度の認知度を把握するとともに、より効果的な広報を実施すること を目的として、一般国民及び医療関係者を対象に「医薬品副作用被害救済制 度に関する認知度調査」を実施した。

調查期間: (一般国民) 平成26年1月27日~1月30日

調査方法・インターネット調査

調査対象・(一般 国 民) 全国の20歳以上、計3.118人

調査結果の概要・

認知率 (「知っている」+「名前を聞いたことがある」は、21.2%で

あった。(H24年度: 20.7%)

		'21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
12	知 率	39.1	. 18.9	23.9	20.7	21.2
(内訳)	「知っている」	5.3	5.1	5.0	5.3	. 4.9
	「名前は聞いたことがある」	33.8	13.8	18.9	15.4	16.3
	調査対象入数	*3,119人	21,000人	人090,8	3,114人	3,118人
	請求件數	1,052件	1,018件	1,075件	1,280件	1,371 件

- 救済制度の認知度調査の分析を外部コンサルタントに依頼し、その分析 結果を参考に、より効果的な広報を引き続き実施した。 旦体的には
 - ・救済制度だけではなく、医薬品の適正使用の推進に関する情報と組み合 わせた広報 (主に医療関係者を対象)
 - ・医療関係者の理解を更に深めつつ、医療関係者を通じての一般国民への
 - 「内容を含めて制度を知っている人の割合」のほか、「制度の名称を聞いる。 たことがある人の割合」を向上させて、実際に健康被害を受けた際に健康被害救済制度を思い出してもらう広報(主に一般国民を対象)を実施

「評価の視点」

○ホームページ等において給付事例、業務統計等を公表し、給付実態の理解と 実績:○ 救済制度の周知を図っているか。

- *** 教済制度に係る支給・不支給事例については、個人情報に配慮しつつ、翌 月に公表してきたところであり、平成26年3月までに平成26年2月分までの 支給・不支給事例をホームページに掲載するとともに、平成24年12月からは ホームページ掲載時に併せて「PMDAメディナビ」からも情報配信を実施して いる。
- 救済給付事例等を通じて把握した情報を活用し、既に添付文書などで注意 喚起してきているにもかかわらず繰り返されている同様の事例などについ て、「PMDAからの医薬品適正使用のお願い」として、医薬品医療機器情報提 供ホームページに掲載するとともに、「PMDAメディナビ」で情報配信し、適 正使用の更なる徹底を呼びかけている。
- 「副作用救済給付の決定に関する情報」と添付文書、副作用・不具合、回 収、承認審査等に関する情報を提供する「医薬品医療機器情報提供ホームペ ージ」との間で相互のアクセスが簡便になるよう、それぞれのトップページ にバナーを設けている。
- ○請求書の不備等を減らし、業務の効率化を図るために、パンフレット、請求 実績:○ 新水管のが開発を飲むし、 手引き及び請求書の書式等のダウンロードサイトについて、使いやすくかつ 分かりやすくした内容に改善したか。 「医療者・医療手当」 に係る診断書の消化管障害(バリウム製剤)の記載要領と、投薬証明書の消

化管障害 (バリウム製剤) の記載要領及び肺障害記載要領を新たに作成する とともに、障害年金・障害児養育年金診断書記載要領の視覚障害用の見直し

(その他の音見)

・救済制度に対する社会の認知の徹底に向け、一層の広報活動が望まれる。 **④**の相談窓口については、ホームページ上に「救済制度相談窓口」として 電話番号とメールアドレス kvufu@pmda.go.ip が挙げられているようで あるが、できるだけわかりやすいように配慮が必要である。前記事項5の 「相談体制」とは明確に区別されるものであると思うが、資料作成におい てけ その点配慮をお願いしたい。

を行った。また、当該記載要領をホームページに記載した。

- 請求用紙等がホームページからダウンロードできることの周知に努め、請 求者の利便性の向上を図った。
- 請求書作成に係る記載方法や添付書類を分かりやすく示すことで、請求者 の負担を軽減するため、平成26年4月1日の給付額改定に併せ、請求書類送 付の際に同封する請求の手引き及び請求者向けチェックリストの見直しを行 った。
- ○救済制度を幅広く国民に周知するという観点から、中期計画に掲げる各種取 | 実績:○ 組みが積極的に講じられ、制度普及が着実に進んでいるか。 (具体的取組)
 - 効果的広報の検討及び実施
 - ・新聞等の媒体を活用した救済制度の周知
 - ・専門誌等を活用した医療関係者に対する制度の普及
 - ・国民、医療関係者等に対する認知度の向上

- 救済制度の普及に関する施策を推進するため、以下の取組を実施した。 ーテレビ放映による新たな広報活動の展開として、平成25年10月17日(木)
 - ~23日(水)の「薬と健康の週間」に併せ、テレビ東京系列6局ネットに て、制度の普及を目的に一般の方々を対象とした15秒のインフォマーシャ ルCMを放映した。
 - ー医療関係者が医療に必要な最新情報を収集するラジオ番組「ラジオNIKKEI」 の医学専門ゾーンにおいて、医薬品副作用救済制度をテーマにした特別番 組を全3回にわたり放送。PMDA職員による救済制度の概要説明と、医療の 立場及び薬剤の立場からそれぞれ専門家とラジオNIKKEIアナウンサーとの 対談形式にて救済制度について解説した。
- -医薬品副作用救済制度について、制度名と制度内容の理解促進を図るため、
- ・医療専門誌 (日経メディカル、日経ドラッグインフォメーショ ン)とWeb展開(ネット連動)とのタイアップによる広報
- 大型屋外ビジョンにおける、救済制度インフォマーシャルCM の放映 (30回/日)
- ・インターネット向けアニメーション広告制作
- ・公益社団法人日本医師会ホームページ及び社団法人日本保険薬局協会ホ ームページに救済制度特設サイトのバナー設置
- を実施した。
- オリジナルキャラクター「ドクトルQ」を継続して使用し、「薬と健康の 週間(10月17日~10月23日)を含む、平成25年10~12月を集中的広報期間 と定め、同キャラクターを使用した救済制度の全国向け広報を展開した。
- -新聞広告(朝日、毎日、読売、産経、日経)
- -病院・薬局ビジョンにおける広告放映
- (病院173ヶ所、薬局479ヶ所、延べ652ヶ所)
- -専門雑誌等への広告
- (医療関係専門雑誌、医療関係専門新聞、延べ11誌)
- -広報ポスター等の送付・掲出
 - (薬局、ドラッグストア等、延べ600ヶ所)
- ーWebサイト広告掲載
- -特設サイト作成
- 日本製薬団体連合会に依頼し、同連合会が発行する医薬品安全対策情報 誌 (DSU) に救済制度の内容を掲載し、全医療機関に配布した。
- 厚生労働省と連携し、「医薬品・医療機器等安全性情報報告制度」の案内 に医薬品副作用被害救済制度のリーフレットを折り込み、関係団体等に配 布した。
- 「薬と健康の週間」におけるパンフレット「知っておきたい薬の知識」(厚 生労働省、日本薬剤師会発行)に救済制度の内容を掲載した。
- 専門誌 (日本医師会雑誌、日本薬剤師会雑誌、日本歯科医師会雑誌) に 医薬品副作用被害救済制度のリーフレットと同じデザインを用いた広告を 掲載した。
- 公益社団法人日本薬剤師会ホームページにおける救済制度特設サイトの バナーを、より多くの方に認識していただけるよう、同会サイトのトップ ページに移設した。
- ○救済制度に関する認知度調査を実施し、広報成果について検証を行ったか。
- 救済制度の認知度を把握するとともに、より効果的な広報を実施すること を目的として、一般国民及び医療関係者を対象に「医薬品副作用被害救済制

度に関する認知度調査」を実施した。

調査期間: (一 般 国 民) 平成26年1月27日~1月30日 (医療関係者) 平成26年1月27日~2月13日

調査方法:インターネット調査

調査対象: (一般国民)全国の20歳以上、計3,118人

(医療関係者) 全国の医師、薬剤師、看護師、歯科医師 計3.640人

〔当該調査結果の概要〕

(一般国民)

教済制度の認知率は、21.2%であった。 (内訳)「知っている」 4.9%

「聞いたことがある」16.3%

- ・制度認知者ベースにおける内容理解度については、「公的な制度である」 が49.6%、「副作用による健康被害について救済給付を行う」が45.4% であった。
- ・制度への関心度は、76.1%であった。 (医療関係者)
- ・救済制度の認知率は、81.3%であった。 (内訳)「知っている」 52.5% (内訳)「知っている」
- 「聞いたことがある」 28.8% ・制度認知者ベースにおける内容理解度については、「公的な制度である」 が83.9%、「副作用による健康被害について救済給付を行う」が82.1% であり、救済制度の勧奨率は、74.6%であった。

○中期目標・中期計画に基づき、救済制度に関する相談を広く受け付ける体制 実績:○ を確保しているか。

- 救済給付業務を円滑に運営するため、平成17年より専任の職員を配置、相 | 談電話をフリーダイヤル化とし、平成20年度より携帯電話や公衆電話からもフリーダイヤルへの利用を可能とするなど、継続的な体制の整備を図ってお り、平成25年度における相談件数は21,843件であった。(平成24年度22,324
- 相談マニュアルは、これまでの相談事例を踏まえて、不断の見直しを行っ ている。

中期目標 中期計画 平成 25 年度計画 (4) 情報のデータベース化による一元管理 (4) データベースを活用した業務の効率化の推進 (4) データベースを活用した業務の効率化の推進 ・副作用救済給付業務に関する情報、特に原因薬や 救済給付業務に関する情報のデータベースをより使 ・副作用救済給付業務に関する情報、特に原因薬 や健康被害に関する情報のデータベースへのデー 健康被害に関する情報のデータベースへの蓄積を進 いやすいものに改修すること等により業務の効率化の タ蓄積を進めるとともに、蓄積されたデータにつ 推進を図ること。 める 蓄積されたデータを用いた集計・解析等の結果に いて統計的に処理し、様々な角度から分析・解析 ついては、それらの結果を利用して、より迅速かつ を行い、それらの結果を活用して、迅速かつ効率 効率的に救済給付業務を行い、更なるタイムクロッ 的に救済給付を実現するシステムを運用する。 クの短縮を目指す。また、業務・システム最適化計 画に基づく健康被害救済業務システムの最適化に向 ・救済給付請求の増加や業務状況に対応したシス 談カードシステム改修を行った。 けた取り組みを行う。 テムの改修や業務支援ツールの策定を行う。 (5)請求事案処理の迅速化の推進 (5) 請求事案処理の迅速化の推進 (5) 事実関係の調査等による請求事案の迅速な処理 ア 請求内容の事実関係の調査・整理 ア 請求内容の事実関係の調査・整理 ア 救済給付の請求事案の迅速な処理を図ること。 ・厚生労働省における請求事案の迅速な処理に資す ・請求事案の迅速な処理を図るため、救済給付の 請求を受け、厚生労働大臣に医学・薬学的事項に るため、厚生労働大臣に医学・薬学的事項に関する 判定を申し出るに当たり、次の文書を提出する。 関する判定を申し出るに当たり、請求内容の事実 ①提出された診断書等では情報が不足している場 関係を調査・整理する。 合に、医療機関等に依頼し、提出された追加・ ※·副作用救済 補足資料 ②提出された診断書等に基づき、時系列に沿って 請求件数1,371件 作成した症例経過概要表 ③救済給付の請求内容について、提出された資料 感染救済 に基づき、事案の概要及び類似事例等を調査・ 請求件数7件 整理した調査報告書 ※決定に不服がある 場合は、厚生労働 大臣に対して審査 申立てが可能。 給付務求 資料データ要求 健康被害者 資料データ提出 医療機関 イ 標準的事務処理期間内における迅速な事務処理 イ 標準的事務処理期間(厚生労働省における医学的 標準的事務処理期間内における迅速な事務処理 ・請求から支給・不支給決定までの事務処理につい 薬学的判定を行う期間を含む。ただし、医学・薬学 ・厚生労働省との連携を図りつつ、上記アの調査 て、年度内に決定した総件数のうち70%以上を8 的判断等のため、請求者、医療機関等に対し、追加 ・整理を迅速に行うことにより、請求から支給・ ヶ月以内に処理することを維持しつつ、更なる迅速 不支給決定までの事務処理期間については、第1 ・補足資料及び調査が必要とされ、事務処理を行う 期中期計画において、総件数の60%以上を8ヶ な事務処理を図ることによって、6ヶ月以内に処理 ことができなかった等の期間については除く。)内 する件数を60%以上とする。ただし、医学・薬学 月以内に処理したことから、これをさらに推進し、 の短縮目標を設定し、業務の改善を図ること。 平成25年度までに、各年度に支給・不支給決定 的判断等のため、請求者、医療機関等に対する、追 %と年次目標を上回った。 をした全決定件数のうち、60%以上を6ヶ月以 加・補足資料の請求及び調査が必要とされ、事務処

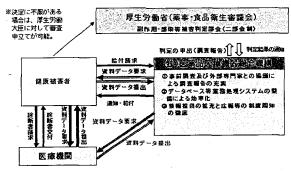
内に処理できるようにする。

- 平成 25 年度の業務の実績
- 請求事案毎に、原因薬や健康被害に関する情報等の蓄積に努め、 蓄積された情報を集計し統計的データの作成に資するとともに、 迅速かつ効率的な救済給付のための調査業務等に生かした。
- 業務・システム最適化計画に基づく健康被害救済業務システム の最適化に向けて、救済給付関連システムの機能強化と救済給付 関連情報のデータベース化による一元管理(データベース統合) 等を行うための前処置として、基本ソフトのバージョン統一と相
- ①請求案件の事実関係調査、②症例経過概要票の作成、③調査 報告書の作成の各業務を行い、医学・薬学的事項に関する判定を 行うために必要な文書を厚生労働大臣に提出した。また、各種文 書の提出にあたっては、過去の類似事例の検索、専門家協議等を 行い、請求事案の迅速な処理を図った。

支給・不支給決定件数1,240件(うち支給件数:1,007件)

支給・不支給決定件数4件(うち支給件数:4件)

【副作用被害救済業務の流れ】



○ 平成25年度の請求件数は、平成24年度の1,280件から1.371件と 大幅に増加しており、処理件数も平成24年度の1,216件から1,240 件と増加させ、8ヶ月以内の処理件数は1,063件と昨年度の923件 を大きく上回り達成率は全体の85.7%、さらに6ヶ月以内の処理 件数も754件と昨年度の553件を大きく上回り達成率は全体の60.8

理を行うことができなかった等の期間については、

事務処理期間からは除くものとする。

中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平成 25 年度の業務の実績
1 /2 3	・ただし、医学・薬学的判断等のため、請求者、		【副作用被害救済の実績】
	医療機関等に対し、追加・補足資料及び調査が必 要とされ、事務処理を行うことができなかった等		平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度
	の期間については、事務処理期間からは除くもの とする。		請求件数 1,052件 1,018件 1,075件 1,280件 1,371件
			決定件数 990件 1,021件 1,103件 1,216件 1,240件
			支給件数 861件 897件 959件 997件 1,007件 不支給件数 127件 122件 143件 215件 232件 取下げ件数 2件 2件 1件 4件 1件
			8ヶ月 件 数 733件 765件 809件 923件 1,063件 以内 達成率 * 1 74.0% 74.9% 73.3% 75.9% 85.79%
			6 5 月 件 数 360件 434件 534件 553件 754件 以内 違成率 * 2 36.4% 42.5% 48.4% 45.5% 60.8%
		· .	処理中件数*3 746件 743件 715件 779件 910件
			処理期間(中央値) 6.8月 6.4月 6.1月 6.2月 5.8月
			*1 当該年度中に決定されたもののうち、8ケ月以内に処理できたものの割合。 *2 当該年度中に決定されたもののうち、6ケ月以内に処理できたものの割合。 *3 各年度末時点の数値。
		・上記目標を達成するために、救済給付業務の処理 体制の強化を図る。	 ● 教済給付業務における判定申出の事前調査の的確化・迅速化き図るため、外部専門家である専門委員を拡充(平成24年度末1184→平成25年度末124名)するとともに、PMDA事務所内での定期的が意見聴取(依頼対象委員:平成24年度末6名→平成25年度末7名の実施など、業務の効率化に努めた。
		・支給・不支給決定に係る事務処理について、迅速 化を図るための方策を厚生労働省と検討する。	○ 厚生労働省と検討を行い、追加・補足資料の減少による事務が 理の迅速化を図るために、下記の書類を新規に作成等するととい に、ホームページに掲載した。 (新規作成) の状態を利用書記載 第第8.75 [第3]
			・消化管障害 (バリウム製剤) の投薬証明書記載要領及び医療: ・医療手当診断書記載要領 ・

評価の視点等	【評価項目7 業務の迅速な処理及び体制整備】	自己評定		S		評 定	A	
		断書記載要強 あの機大 を が が の の の の の の の の の の の の の	「一つてきた請求 ³ 質の拡充、外付額」 ビと教済給等。 「学を引き続き。 平成25年度に到りで で大きく上回りで こと昨年度の553(た。	専門委員による 車情報のデーム いいては、8ケット を成ななななななない。 全成なななななななない。 単位を大きく上回	を高める取組み(投薬証明書、記専門家協議、救済給付関連シスラベース化による一元管理(データボースを表した。 は、過去最高の請求及び処理性 は1,063件と昨年 以内の処理件数は1,063件と昨年 85.7%、さらに6ヶ月以内の処理 り達成率は全体の60.8%と年次日	マ 中 で は に で で で で で で で で の に の に の に の の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の の の の の の の の の の の の の	政済給付の決定を行うを なるように なるように なるように なるように なるとので な25年度に な25年度成率いては のでは、8ヵ79 ののでは ののでは のので のので のので のので のので の	め、医師等が診断書や投薬証明書を記入 診断書記載要領の拡充、外部専門委島 門家協議、救済給付システムの機能強化 一元化等の取組みを引き続き実施した。 数は平成24年度が1,216件であったのに 加したにも関わらず、救済給付の標準的 以内の処理を70%以上達成するとい評値 と目標を大きく上回ったことを評価は %以上達成するという目標については、 処理件数を増加させつつ目標を達成した
【[数値目標] ○教済給付によ うち60%以	3ける事務処理期間について、平成25年度までに全決定件数 以上を6ヶ月以内に処理できるようにする。	1 ている中	で 処理体数も	平成24年度の1.	v1, 280件から1, 371件と大幅に増か 216件から1, 240件と増加させ、 { p23件を大きく上回り達成率は全f	3		

「評価の視点]

○副作用救済給付業務に関する情報のデータベースへの蓄積を進めるとともに、実績:○ 蓄積されたデータについて分析・解析を行い、迅速かつ効率的な救済給付を│○ 請求事案毎に、原因薬や健康被害に関する情報等の蓄積に努め、蓄積され 実現するシステムとして活用されているか。

○請求事案の迅速な処理を図るため、医療機関や製造業者に対して請求内容の│実績:○ 事実関係の調査・整理が適切に行われ、厚生労働大臣への医学・薬学的事項 〇 ①請求案件の事実関係調査、②症例経過概要票の作成、③調査報告書の作 に関する判定の申出に活用されているか。

○中期目標期間終了時までに、各年度に支給・不支給決定をした全決定件数の 実績:○ うち、60%以上を6ヶ月以内に処理するための取組が着実に行われている○○ 中期目標達成に向けた継続的な取組については、平成25年度における請求

の85.7%、さらに6ヶ月以内の処理件数も754件と昨年度の553件を大きく上 (各委員の評定理由) 回り達成率は全体の60.8%と年次目標を上回った。

た情報を集計し統計的データの作成に資するとともに、迅速かつ効率的な救 済給付のための調査業務等に生かした。また、業務・システム最適化計画に 基づく健康被害救済業務システムの最適化に向けて、救済給付関連システム の機能強化と救済給付関連情報のデータベース化による一元管理 (データベー・請求件数が増えているにもかかわらず、処理期間の数値目標が達成されて ース統合)等を行うための前処置として、基本ソフトのバージョン統一と相 談カードシステム改修を行った。

成の各業務を行い、医学・薬学的事項に関する判定を行うために必要な文書 を厚生労働大臣に提出した。また、各種文書の提出にあたっては、過去の類 似事例の検索、専門家協議等を行い、請求事案の迅速な処理を図った。

外部専門家である専門委員を拡充(平成24年度末118名→平成25年度末124名) するとともに、PMDA事務所内での定期的な意見聴取(依頼対象委員:平成24 年度末6名→平成25年度末7名)の実施など、業務の効率化に努めた。

件数の大幅な増加に伴い、引き続き以下のような取組を行っている。

【医療機関等に対する追加・補足資料件数の減少のための施策】 以下の書類を作成・見直すとともに、ホームページに掲載した。 (新規作成)

- ・消化管障害(バリウム製剤)の投薬証明書記載要領及び医療費・医療 手当診断書記載要領
- ・肺障害の投薬証明書記載要領

(見直し)

視覚障害用の障害年金/障害児養育年金診断書記載要領

【事務処理の迅速化を図るための施策】

- ・PMDA内において定期的に意見聴取可能な専門委員等を充実・活用するこ とにより、調査前からの事例相談等による複数回に及ぶ追加・補足資料 依頼及び協議の回避、並びに協議に係る時間の短縮を図る。
- ・厚生労働省とも協力して、厳格なタイムクロック管理に基づく事務手続 きの綿密な連携等を実施。

【外部専門家の活用による判定申出の事前調査の的確化】

- ・新たな専門委員の委嘱及び意見聴取
- (平成24年度末118名→平成25年度末124名)
- ・PMDA事務所内での定期的な意見聴取
- (依賴対象委員:平成24年度末6名→平成25年度末7名)
- ・専門委員への資料送付から直接訪問への変更による意見聴取

【システムを利用した業務の効率化及び進捗管理の強化】

救済給付システムデータベース統合・解析システムにおいて以下の取組を 行った。

・救済給付関連システムの機能強化と救済給付関連情報のデータベース化 による一元管理(データベース統合)等を行うための前処置として、基 本ソフトのバージョン統一と相談カードシステム改修。

目標を大幅に達成した。

・相談件数が増えているので、目標値ギリギリでクリアでも致し方ないだろ

・請求事案の処理は、迅速かつ適切に行われている。

・副作用被害救済はPMDAの原点とも言え、請求件数が大幅に増加したにもか かわらず、確実に迅速な処理が行われ、処理に要する期間も短縮化されて いることは高く評価したい。

目標を上回っている。

おり、評価できる。

評価の視点の各項目につき、順調に実施しており、数値目標60%も実績60. 8%と中期計画どおりと評価できる。

(業務への提言)

・6か月以上、8か月以上を要しているケースについての原因分析等されるこ とを期待したい。

(その他の意見)

・特になし。

医薬品医療機器総合機構

	中期目標	中期計画	平成25年度計画	平成 25 年度の業務の実績
-	T 初 日 塚 (6) 部門間の連携を通じた適切な情報伝達の推進	(6) 審査・安全対策部門との連携の推進	(6) 審査・安全対策部門との連携の推進	,
16	機構内の各部門との連携を図り、特に救済業務における給付事例を審査関連部門や安全対策部門に適切に対報提供すること。	・機構内の各部門との連携を図り、特に救済業務 における給付事例については、個人情報に配慮し つつ、審査関連部門や安全対策部門に適切に情報 提供する。	・PMDA内の各部門との連携を図り、特に救済業務においては、判定結果等において得られた情報を、個人情報に配慮しつつ、審査関連部門や安全対策部門に適切に提供する。	○ 安全対策部門との連携を密にし、月1回程度の定期連絡会を開催するなどして情報の共有を行った。 ・審査・安全対策部門に対し、毎月、副作用救済給付に関する支給・不支給決定情報について、個人情報に配慮しつつ情報提供を行った。
				・救済給付請求事例等を通じて把握した情報を活用し、既に添付 文書などで注意喚起してきているにもかかわらず繰り返されて いる同様の事例などについて、安全対策部門を通じて「PMDAからの医薬品適正使用のお願い」として医薬品医療機器情報提供 ホームページに掲載し、医療従事者等が活用しやすいように、 安全に使用するための注意点などをわかりやすく解説して適正 使用の更なる徹底を呼びかけている。 参考:「PMDAからの医薬品適正使用のお願い」は、「PMDAメディ
	(7) 保健福祉事業の適切な実施に関する検討	(7) 保健福祉事業の適切な実施及び拡充	(7) 保健福祉事業の適切な実施及び拡充	ナビ」でも、医療関係者等に対して情報提供している。
		・医薬品の副作用による健康被害実態調査の結果	・医薬品の副作用による健康被害実態調査の結果等	 ○ 平成25年12月6日に「医薬品による重篤かつ希少な健康被害者
等え	保健福祉事業において、救済給付受給者の被害実態 等に関する調査の結果を踏まえ、保健福祉事業の着実 な実施を図ること。	・医薬品の創作用による健康被害表認嗣宜の和米 等を踏まえ、重篤で稀少な健康被害者に対するQ OL向上策等を検討するための資料を得る調査研 究事業を引き続き実施する。	を踏まえ、重篤で稀少な健康被害者に対するQOL向 上策等を検討するための資料を得る調査研究事業を 引き続き実施する。	に係るQOL向上等のための調査研究班」の班会議を開催し、平成24 年度調査研究事業の実績を取りまとめ、報告書を作成した。 【調査研究事業概要】 (1)調査研究の目的
				「医薬品の副作用による健康被害実態調査(平成18年3月)」 の結果を踏まえ、障害者のための一般施策では必ずしも支援が 十分ではないと考えられる重篤かつ希少な健康被害者のQOLの向 上策及び必要なサービス提供の在り方等を検討するための資料 を得るため、調査研究事業を開始した。
				(2) 調査研究対象者 医薬品の副作用により重篤かつ希少な健康被害を受けた者 (平成25年度調査研究協力者87名)(3) 調査項目の種別 ア. 生活状況調査票(本人記入用)
			.	A票(福祉サービスの利用状況についての調査) B票(社会活動を中心とした調査) C票(過去1年間の日常生活状況調査) イ.健康状態報告書(医師記入用) D票(調査研究事業用診断書)
			・先天性の傷病の治療に際して血液製剤を投与され C型肝炎ウイルスに感染した者であって重篤(肝硬 変又は肝がん)である者に対するQOL向上策等を検 討するための資料を得る調査研究事業を引き続き実 施する。	係るQOL向上等のための調査研究班」の班会議を開催し、平成24年 度調査研究事業の実績を取りまとめ、報告書を作成した。 【調査研究事業概要】 (1) 調本研究の目的
				生物由来製品を介した感染等により健康被害を受けた者に対して調査を実施し、その日常生活の状況等の実態を把握することにより、健康被害を受けた方のQOLの向上策及び必要なサービス提供のあり方を検討するための資料を得るため、調査研究事業を開始した。
				(2) 調査研究対象者 先天性の傷病の治療により、C型肝炎に罹患された方々のうち、 重篤な感染被害者 (平成25年度調査研究協力者164名) (3) 調査項目の種別
				ア・生活状況調査票(本人記入用) A票(年間を通じた生活状況に関する調査) B票(日常生活状況及び医療・福祉サービスの利用状況調査) C票(治療状況等及び社会活動・就労・家事に関する調査) イ・健康状態報告書(医師記入用)
				1. 健康状態報告者(医師記八州) D票 (調査研究事業用診断書)

中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平成 25 年度の業務の実績
	・精神面などに関する相談事業を平成21年度から着実に実施していく。	・精神面等に関する相談事業について、精神保健福祉士及び社会福祉士による電話での相談を引き続き 実施する。	○ 医薬品の副作用による疾病や障害等の健康被害により、精神的に深い傷を負った方へのケアの必要性及び日常生活に著しい制限を受ける方に対する相談支援の重要性に鑑み、探済制度において支給を受けた方に対する支援事業の実施について薬害被害者団体等と協議を重ね、「精神面などに関する相談事業」を平成22年1月から開始している。 具体的には、医薬品の副作用及び生物由来製品を介した感染等による健康被害を受けた方及びその家族に対し、精神面のケア及び福祉サービスの利用に関する助言等を行うことを目的に、福祉に関する資格を有する専門家による相談事業を行い、平成25年度においては46件の相談について対応を行った。
		・引き続き、救済給付の受給者のうち希望者に対して、副作用の原因と考えられる又は推定される医薬品名や副作用の名称等を記載した受給者カードの発行を行う。	○ 副作用救済給付の受給者を対象に、副作用の原因と考えられる 又は推定される医薬品等を記載した、携帯可能なサイズのカード を希望に応じ発行しており、平成25年度においては508人に対し発 行した。

評価の視点等 【評価項目 8 部門間の連携及び保健福祉事業の実施】	自己評定 A	評定	A	
	(理由及び特記事項) ○ 救済給付請求事例等を通じて把握した情報を多対策部門を通じて適正使用の更なる徹底を呼びが ○ 平成17年度に実施した医薬品の副作用による低まえ、平成18年度より開始した医薬品による重集するQ0L向上等のための調査研究事業を引き続き ○ 平成22年度より開始した先天性の傷病治療に向上等のための調査研究事業を引き続き実施し、等により健康被害を受けた者の日常生活の状況等	全対策部門に提供し、安全 けた。 康被害実態調査の結果を踏 がつ希少な健康被害者に対 実施した。 よるC型肝炎患者に係るQOL 生物由来製品を介した感染	康被害者に係るQOL向上等のため 原によるC型肝炎患者に係るQOL向 平成24年度の調査研究実績を取り 送付した。 、これまでの調査結果を踏まえ、 対する「精神面などに関する相談	いては、「医薬品による重篤かつ希 の調査研究事業」及び、「先天性の 上等のための調査研究事業」にお まとめ、調査報告書を作成し、関 健康被害救済制度受給者及びその 事業」を引き続き実施しているこ
	○ 福祉の専門家を配置し精神面のケア及び福祉サ 「精神面などに関する相談事業」を引き続き実施 談対応を行った。 ○ 副作用救済給付の受給者を対象に、受給者の予 確に情報提供し、今後の治療に活かせるよう、高 は推定される医薬品名等を記載した携帯可能なサ 布しており、平成25年度は508人に対して発行し	に、平成25年度は46件の相 ・受給者: ・教済薬 ・繰り返 ・繰り返 ・繰り返 ・繰り返 ・繰り返 ・ ・繰り返 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	務と安全対策業務の連携は適切に される薬の不適切な使用について 用の徹底に努めている姿勢は評価	、医療機関に注意を喚起するなどできる。 の精神面などに関する相談事業を
	○ 救済給付請求事例等を通じて把握した情報を多 ○ 個人情報に配慮の上、毎月、請求情報及び支給 部門に提供した。 また、救済給付請求事例等を通じて把握した作	を対策部門に提供した。 ・不支給情報等を安全対策 ・報を活用し、既に添付文書	に、重篤かつ希少な健康被害者の さらに 24 年度・25 年度は対象 でなければ実施できない調査でも するための支援につなげてほしい	O QOL 向上のための調査研究を実を見直して調査を継続している。 っり、結果を活用して日々の暮らし。 。 きるが、精神面に関するケアの向
	などで注意喚起してきているにもかかわらず繰り どについて、安全対策部門を通じて「PMDAからの として医薬品医療機器情報提供ホームページに排 しやすいように、安全に使用するための注意点な 適正使用の更なる徹底を呼びかけている。 参考:「PMDAからの医薬品適正使用のお願い」は 医療関係者等に対して情報提供している。	返されている同様の事例な 医薬品適正使用のお願い」 載し、医療従事者等が活用 どをわかりやすく解説して・特にな		
○重篤で稀少な健康被害者に対するQOL向上策等を検討するための資料を得る調査研究事業を着実に実施したか。	実績:○ ○ 医薬品の副作用による健康被害実態調査の結果 り開始した医薬品による重篤かつ希少な健康被:	を踏まえ、平成 18 年度よ p者に対するQOL向上等のた		•
	- 40 -		₹	

めの調査研究事業を引き続き実施した。(平成25年度調査研究協力者87名)

○ 平成22年度より開始した先天性の傷病治療によるC型肝炎患者に係るQOL 向上等のための調査研究事業を引き続き実施し、生物由来製品を介した感染 等により健康被害を受けた者の日常生活の状況等の実態把握を行った。(平 成25年度調查研究協力者164名)

○精神面などに関する相談事業を着実に実施したか。

- 実績:〇 〇 福祉の専門家を配置し精神面のケア及び福祉サービスに関する助言を行う 「精神面などに関する相談事業」を引き続き実施し、平成25年度は46件の 相談対応を行った。
- 副作用救済給付の受給者を対象に、受給者の支給決定内容を担当医等に正確に情報提供し、今後の治療に活かせるよう、副作用の原因と考えられる又は推定される医薬品名等を記載した携帯可能なサイズのカードを希望者に配布しており、平成25年度は508人に対して発行した。

中期目標	,	中期	計画		平成	25年月	表計 画		平	成 2	5 年	度の	業系	の 実	経	
8) スモン患者及び血液製剤によるHIV原対する受託支払業務等の適切な実施		患者及び血液 託支払業務等			(8) スモン患 等に対する受託3		によるHIV感 切な実施	杂者					-			
スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者 る受託支払業務等を適切に実施すること。	剤によるト の実施に当	者に対する受 IIV感染者等 らたっては、値 内容に基づき	等に対する受調 国人情報に特に	托給付業務 こ配慮し、	によるHIV 施に当たって	感染者等に対す	払業務及び血液! る受託給付業務 特に配慮し、委! 務を行う。	の実に契	健康 健康当 健康当 変 を 変 を 変 を 変 を 変 を で る の で で り で り で り で り で り で り で り で り で り	当及びがない。 女に対する 委託を登 症者に記	E状るける けるけるする	程度が症 護費用の 支払する る方々に	度Ⅲで起 支払いを を行って、	超重症者、 と、昭和5- と。また、 昭和57事	超々重症 4年12月以 症状の程	定者 と と と 度
								'	国かり安心	2.20		成25年度		11.210		
									受給者?	女 (人)				1, 639	9
									支払額	(千円)			1, 16	0, 994	 4
		*								建康管理	手当			864	4, 462	2
				*)遊費用	(企業	美分)		2 1 !	9,630	.— ე
									訳) 護費用	(国庫	[分)		7 (6, 902	2
			· .						製剤に混入 を行った。 1) 栽判 2) 裁判上 手当の給	未発症者 の和解か 付【健身	に対 成立 管理	する健康で したエイス 支援事業】	管理費用 ズ発症者	の支給【 に対する	調査研究3 発症者健康	事業康智
									を行った。 1) エイズ 2) 裁判上	未発症者 の和解か 付【健身 の和解か	に対 成理 成理 対 は 対事	する健康で したエイス 支援事業】 していない	管理費用 ズ発症者 ハエイズ	の支給【 に対する	調査研究3 発症者健康	の事康
									を行った。 1) エイス 2) 裁判上 手裁判 3) 裁判上	未発症者 の和解か 付【健身 の和解か	に対 成理 成理 対 は 対事	する健康でした事でした事では 支援でいない は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	管理費用 ズ発症者 ハエイズ 実績	の支給【 に対する	調査研究署 発症者健原 対する特別	の事象を
									を行った。 1) エイス 2) 裁判上 手裁判 3) 裁判上	未発症者 の和解が 付【健身の の和託系 【受託系	に成理立事	する健康で したエイン 支援事業】 していない 業】 -成25年度 人数(人	管理費用 ズ発症者 ハエイズ 実績	の支給【i に対する 発症者に 支給額	調査研究 発症者健原 対する特別	の事康 別
									を行った。 1) エイン 2) 裁判 3) まり 等の 名) 等の 給付	未発症を表現のは、一般のは、一般のは、一般のは、一般のは、一般のは、一般のは、一般のは、一般	に成立理で成す事	する健康作業とは大きない。 大きない 大きない 大きない 大きない 大きない 大きない 大きない 大きない	管理費用 べ発症者 ハエイズ 実績	の支給【i に対する 発症者に 支給額 2 9	調査研究署発症者健康対する特別	の事康 別 9
									を行った。 (1) かい (1) がい (1) がい (2) がい (3) での (4) がい (4) がい (5) がい (6) がい (7) が	未の付いています。	に成管成付平	する健康作業とは大きない。 大きない 大きない 大きない 大きない 大きない 大きない 大きない 大きない	管理費用 べ発症者 いエイズ 実績)	の支給【i に対する 発症者に 支給額 2 9	調査研究 発症者健康 対する特別 (千円) 2,34	の事康 別 9 0
									を行った。 (を行った。 (では、)	未の付いています。	に成管成付平	する健康 ^(*) したエギ し支援事業 して と 業 】 一 人数 (人 5 1	管理費用者 ×エイズ 実績 ×1 29	の支給【i に対する 発症者に 支給額 29 19	調査研究 発症者健原 対する特別 (千円) 2,34 9,65	の 事康 別 9 0 2
									を行うのようにより、 でもの でもの でもの でもの でもの でもの でもの できます できます できます できます できます できます できます できます	未の付の【受験を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を	対立理立事 平 て	する健康(*) を	管理費用 で発症者 ハエイズ 実績 ハ) 29 12 2 43	の支給【 に対する 発症者に 支給額 29 19	調査研究等 発症者健康 対する特別 (千円) 2,34 9,65 6,23 8,23	の 事康 別 9 0 2 0
(9)特定フィブリノゲン製剤及び特定血液 子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する# の適切な実施		フィブリノゲン イブよう アマリンで型 アマップ アマップ アマップ アマップ アマップ アマップ アマップ アマップ				るC型肝炎感染	及び特定血液凝 被害者に対する		を行)の工裁当裁のの 査 管 託 合 られば 一般 一年	未の付の【受験を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を	対立理立事 平 て	する健康(*) を	管理費用 で発症者 ハエイズ 実績 ハ) 29 12 2 43	の支給【 に対する 発症者に 支給額 29 19	調査研究等 発症者健康 対する特別 (千円) 2,34 9,65 6,23 8,23	の事康 別 9 6 2 0
子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する	給付業務 第IX因子製 給付業務等の 第IX因子 ・特定フ	flによるC型用	肝炎感染被害 製剤及び特定	者に対する 血液凝固第	IX因子製剤によ 業務等の適切な ・特定フィブ	るC型肝炎感染 実施 リノゲン製剤及		固給 第 第 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	を行)の工裁当裁のの 査 管 託 合 られば 一般 一年	未の付の【 究 友 付 業適 業高 業 業 学 業 で きか 関か 糸 業 業 学 で きか 見か 糸 で きか 見か 糸 ま か ま か ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま	に成管成付 い務 よ	すした を は を は と に と に と に と と と と と と と と と と と と と	管理費用 第理費	の支給【indicated を	調査研究 発症者健康 対する特別 (千円) 2,34 9,65 6,23 8,23 委託契約の	の事康別 9 0 2 0

	中其	月 目 柞	票					中	中期	計	画		-			平	成 2	5 4	年 度	計	画		ŀ		平	成 25	5, 年	度の	業務	(O)	実績	
												·												法限	「特定フ C型肝炎! の改正? が5年延り こ対して	感染被害 去が、平 長(平成	言者を救 成 24 ^を え 30 年	済する 年9月 1月 30	ための絹 14 日にカ 日まで)	合付金に 包行され	関する特 、給付金	·別措置 ≥請求其
																							.				平成	25 年度	実績			
		-										•	•										.		— 受給者数	数(人)		-			1 3	3
	•																								 うち追加	 受給者数	数)				(1	8)
	,																							-	給付額	 頌(千円)	,		2	, 888	3, 00	0
																									 (うち追加	 給付額))			(332	2, 00	0)
																									相談件数	(件)					.47	3
				•			٠									•								0 \$	製造業者な	いらの拠	出金受	入れ業績	 务を行っ	た。		
																											平成	25 年度	実績			
																									納付者数	(者)						1
																								拠	出金納付	領(千円	1)			9 5 9	9, 62	0
評価の視点等	【評価項に対する	目 9 ス 受託支払	モン患業務等	者及U の実施	が血液製	削による	ъніч	√感染ネ	占等	自己	型評定	T		A									評定	:		A						
[数値目標] ○特になし			,		<u> </u>	,				○ 4	 及び特記 受託支払 こ特に配	、業務) 受託線 に上で適	合付業系 適切に業	務及び 終務を3	特定物実施し	文済業 ている	務の名	各業務	: Ł も	、個丿	情	託給	モンだけるCE	平定理由) 見者及び値 务及び特別 所炎感染 肝炎感染 契約の内別	ピフィブ 患者にす	プリノゲ 対する彩	'ン製剤 合付業務	及び特別	E血液疑 ハては、	固第IX区 個人情報	日子製剤 最に配卵
[評価の視点] ○ 思考は ○ 思考に ○ 特定 でで で で で で で で で で で で で で で で で で で	だ対する受 業務につい われている	て、個人 か。 2 1115 78%	人情報に 生宝血辺	こ配慮し なほほう	した上で 室IX田子	、委託	契約のF トスCJ	内容に3 型肝炎原	基づ、	〇 契 製 漬 漬 業 に 料	託支払 すの内容 ○ 数済	送務に	なび受託 がき支払 こついて 拠出金	∆対象者 ∴、個人	に対し、情報に	って適 こ特に	切に実 配慮し	施し、適切に	た。 かつ迂	1速に	٠	-	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	に個施に通の 手被の人は実り視 へ等	平里青れをこれ の者この 建れへいてわる 言のいてわる 言のいてのるいれ頃)サイ	いる感が 記感を が評しる。 いに ト	したい。	に実施し	っている ぇている	と評価で	ごきるたる さ、実際/	め。
											`											-	(その	他の意						C 4 6 60 V.	Σ\$Φ Υ 'Ν'*Α	y-13 * 0

中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平成 25 年度の業務の実績
2 審査等業務及び安全対策業務	2 審査等業務及び安全対策業務	2 審査等業務及び安全対策業務	
審査等業務及び安全対策業務については、国民が、国際的が準にある医薬品・医療機器を安心機器品・医療機器を安心機器品・医療機器のできるよう場合に、いるのでは、国際的ができるように、いるのでは、国際のできると、は、これのでは、国際のできると、は、これのでは、、一般のでは、、一般のでは、、一般のでは、、一般のでは、、一般のでは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	審査等業務及び安全対策業務については、国民が、国際的水準にある医薬品・医療機器を立いして開用いることができるよりよい医薬と・医療機器は最近に使用されることを確保、迅速をは上の危害発生の危害発生とのを療機器が高近にでは、変性が一般である。ととを確保・迅速を行い、医薬は、大きの、大きの、大きの、大きの、大きの、大きの、大きの、大きの、大きの、大きの	より有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を迅速に国民に提供するため、今後の医療イノベーションの推進も踏まえ、レギュラトリーサイエンスの積極的推進とともに、アカデミアや医療現場との連携・コミュニケーションを強化し、薬事政時相談を含め先端計算と病応用製品へのより的確な対応をどの外部専門家からた審査等改革本部及び医薬歯工などの外部専門家から構成される科学委員会の活動により、審査・相談から市販後安全対策まで見据えた業務の向上を目指す。	審査等業務及び安全対策業務においては、国民が、国際的水準にある医薬品・医療機器を安心して用いることができるよう、と、それらの適正な使用を確保し、保健衛生上の危害発生の防止と、発生時の的確・迅速な対応を行うことが求められている。このためらを発生の的確・迅速な対策の体制を強化するとともに、ためらるるで審査及び市販後安全対策の体制を強化するとともに、なれらるるともに、対策を実施した。なお、先に連携させ、中期計画及び平成25年度計し、以下の業務を実施した。なお、先に軽率するとなり、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では
	**		
(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの 迅速化	(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの 迅速化	(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの 迅速化	
国民や医療関係者が、そのニーズに即した先端的	,		
でかつ安全な医薬品・医療機器の便益を速やかに享受し、その恩恵を最大限に得ることができるよう努めること。			
ア ドラッグ・ラグ解消に向けた審査迅速化のための 工程表を基に、各種施策を実施するとともに、その 進行状況について評価・検証を行い、必要な追加方 策を講ずること。 また、平成23年度の工程表の目標期間終了後、 速やかにその成果の検証を行うこと。	(平成19年4月26日) 及び審査迅速化のための 工程表に基づき、平成23年度までに、欧米において て最初に新医薬品が承認されてから我が国において 承認されるまでの期間を2.5年短縮すること等を 目指して、機構として以下の措置を実施することとと	【新医薬品】	
	する。 また、新医薬品の審査期間をはじめとする審査迅速化のための工程表については、毎年度その進捗状況について評価・検証等を行うとともに必要な追加方策を講じたうえで、平成23年度終了後、速やかにその成果を検証する。		
	ア 的確かつ迅速な審査の実施	ア 的確かつ迅速な審査の実施 ・総審査期間等の目標を引き続き達成できるよう、 適切な進行管理を行い、審査に長期を要する事例が	○ 平成20年度から導入したプロジェクトマネジメント制度により、新医薬品の審査等の進行管理・調整等を行っている。
	-	発生した場合には必要な改善方策を検討する。	○ 「審査等業務進行管理委員会」、「進捗確認に係る審査セグメント内会議」を引き続き開催し、審査等業務の進捗状況の把握・管理、課題の解決方針の検討、審査に長期を要したような問題品目の問題点・改善方策の検討結果の周知等を行った。
	・新医薬品及び生物系医薬品に関する審査チーム 数について、現状のおおむね倍程度まで増強し、 審査の迅速化を図る。	・新医薬品及び生物系医薬品に関する審査チームに ついて、適切な増員・配置を実施し、審査の迅速化 を図る。	
			○ 新医薬品の承認申請品目の偏りにより迅速な処理が困難と見込まれる分野について、審査要員を増員し、審査体制の強化を図った。

	中期計画	平成25年度計画	平成 25 年度の業務の実績
1 791 H IA	・プロジェクトマネジメント制度の着実な実施により、審査業務の進行管理機能を高めるとともに、申請者側にとっても、審査の進捗状況と見通しについての透明性の向上を図る。	・プロジェクトマネジメント制度を効率的かつ有効に活用することにより、申請品目の経過、総審査期間の状況の適切な把握等を行い、進行管理の更なる充実を図る。	○ 審査等の一層の迅速化のための取組みの一つとして、平成20年度から、新医薬品の審査等を対象に、その進行管理・調整等を行うことを目指したプロジェクトマネジメント制度を導入してより、平成25年度においては、これまでの実施経験を基に、当該制度の更なる定着を推進した。
		・審査等業務進行管理委員会や審査セグメント内会 議等において、審査の進捗状況に係る関係情報を総 合的にとらえ、課題解決のための方針を決定する。	○ 審査期間に係る中期計画の目標の達成に向けて、審査等業務を 迅速かつ的確に行うため、理事長始め幹部が承認審査業務等の対 捗状況を確実に把握し、必要に応じてその進行の改善を図ること を目的とした「審査等業務進行管理委員会」を3ヶ月に1度開係 し、業務の進捗状況等を検証するとともに、特に新医薬品については関係情報を総合的にとらえ、業務遂行に係る課題解決のため の方針について検討を進めた。
			○ 審査の進捗状況管理等のため、審査センター長を筆頭とする「近
		・「新医薬品の承認審査の進捗状況の確認について」 (平成22年12月27日薬機発第1227001号) に基づき、 承認審査の進捗状況に関する申請者への情報の提示 等を適切に実施する。	○ 申請者による審査進捗状況等の把握については、「新医薬品の 認審査の進捗状況の確認について」(平成22年12月27日薬機発第 27001号)に基づき、承認審査の各段階における情報を申請者に 絡することとし、申請者の求めに応じて、審査の進捗状況と見 しについて確認するため、部長による面談を実施している。
	・審査の透明化及び効率化を促進するため、「新医薬品承認審査実務に関わる審査員のための留意事項」の周知徹底を図るとともに、審査業務プロセスの手引書を作成し、周知を行うなど、審査業務プロセスの標準化を推進する。	・審査の透明化及び効率化を促進するため、平成2 0年4月に公表した「新医薬品承認審査実務に関わる審査員のための留意事項」の周知徹底を図る。また、審査業務プロセスに係る手引書の作成に向けて、引き続き検討する。	
	・学会や医療関係者等との連携を強化し、最新の 医療動向や医療ニーズを踏まえた相談や審査を実 施するとともに、医薬品の適正使用に向けた協力 を進める。	・医療関係者のニーズを把握するため、学会や医療 関係者等との対話を実施し、それを踏まえた相談や 審査を実施する。	
		・厚生労働省に設置された「医療上の必要性の高い 未承認薬・適応外薬検討会議」の評価結果等を踏ま えた未承認薬・適応外薬の申請に対して適切に対応 する。	○ 欧米では使用が認められているが、国内では承認されていない 医薬品や適応について、製薬企業の開発促進に資するため、平成 22年2月に、「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会! (座長:堀田知光(独立行政法人国立がん研究センター理事長)) が厚生労働省に設置されて活動が続けられており、PMDAも当該 議の運営に協力するとともに、引き続き検討結果に基づく治験 談や承認申請に対応している。
		・医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬の解消に資するため、海外主要国における医薬品の承認状況等を収集・整理し、平成24年度に作成した簡易データベースのさらなる充実を図り、「未承認薬データベース(仮称)」の構築・運用開始を目指す。	かつタイムリーに把握するとともに、エビデンス情報等を収集

中期目標	中期計画	平成25年度計画	平成 25 年度の業務の実績
	・治験相談及び審査の内容の整合性を図るため、 相談と審査の連携を保ちつつ、柔軟なチーム編成 を行い、的確かつ迅速な審査・相談を実施する。	・治験相談及び審査の内容の整合性を図るため、相 談と審査の連携を保ちつつ、必要に応じて柔軟なチ ーム編成を行い、的確かつ迅速な審査・相談を実施 する。	○ 治験相談及び審査の内容の整合性を図るため、相談と審査の連携を保ちつつ、必要に応じて柔軟なチーム編成を行うとともに、すべての治験相談に担当の審査チームが参加している。また、平成25年度においては、治験相談等のさらなる整合化確保に資するため、過去の治験相談情報をフィードバックする取組みも開始した。
	・新医薬品の再審査について、的確かつ迅速な審査を実施する。また、再評価についても、適切に対応することとする。	・新医薬品の再審査について、的確かつ迅速な審査 を実施する。また、再評価についても適切に対応す る。	○ 平成25年度における再審査品目数は121、薬効再評価品目数は0、 品質再評価品目数は0であった。なお、薬効再評価については、 平成25年度中に漢方製剤、非ステロイド性消炎鎮痛剤、代謝拮抗 剤についての科学的な評価は実質終了させた。 (新たに承認された新医薬品について、承認後一定期間が経過した後、その間に製造販売業者等が実施した使用成績調査等に関する資料等に基づき、有効性び安全性を確認する再審査がある。また、既に承認された医薬品のうち厚生労働大臣が指定したものについては、製造販売業者より提出された資料に基づき、現時点再評価と、内用固形製剤の溶出性について、品質であるかを確認し、適当な溶出試験を設定することにより、内用固形製剤の品質を一定の水準に確保することを目的とした品質再評価がある。)
		A second	【再審査・再評価の実施状況】
			平成21 平成22 平成23 平成24 平成25 年度 年度 年度 年度
			再審査品目数 164 115 81 50 121
			再
			価 品質再評価 12 53 0 0 0 0 1 1
	・治験相談及び審査手続における電子化の促進並びに職員のITリテラシーの向上を図る。	・治験相談及び審査資料等の電子化を促進し、審査 手続きにおける種々の電子ドキュメントのより一層 の活用を図ることによって、審査業務の効率化に向 けた体制を整備する。	の実施状況は以下のとおりである。

中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平成 25 年度の業務の実績
			(4) 医薬品等承認原識及び治験届等の電子媒体変換業務 医薬品等承認原識、薬物及び機械器具等治験届について、省 スペース化・長期保存に耐えうる画像データへの変換を行った。 これらの画像データを検索等により活用することで、審査業務 の効率化・迅速化を推進した。 さらに広く情報を活用し、審査・相談業務を効率化すること を目的に、希少疾病用医薬品指定、簡易相談、対面助言、製造 販売後調査計画書等の資料を文字情報でも検索できるよう透明 テキスト化したPDFデータへの変換を行った。
		・電子ドキュメントのより一層の活用を図るよう、 引き続き効果的なITリテラシー研修を実施する。	○ e-Learning形式によるITリテラシー研修を実施した。
	・eCTDに関する更なる環境整備等を行うことにより、新医薬品の申請書類の電子資料による提出 を促進する。	・eCTDによる承認申請を推奨するとともに、電子ドキュメントに基づく審査を円滑に実施できるようシステムの改善点を検討し、必要に応じて改修等を実施することで、審査の効率化を図る。	○ 申請者の利便性向上のため、申請者向けに無料配布しているeCT D検証ツール及びeCTDオフラインビューアについて、Windows8 やI nternet Explorer 10、Acrobat XI 等で稼働するよう改修した。
	・日本薬局方などの医薬品等の品質に関する基準 作成を推進することにより、的確かつ迅速な審査 を実施する。	・関係部署との連携により、日本薬局方収載原案の 作成業務の推進を図る。	○ 平成25年度に計95回の日本薬局方原案審議委員会を開催し、第十六改正日本薬局方第二追補(平成26年2月28日告示)収載原案として、医薬品各条232件(新規60件、改正172件、削除1件)、一般試験法8件(新規1件、改正7件)、参照紫外可視吸収スペクトル13件、参照赤外吸収スペクトル13件、参照赤外吸収スペクトル17件、その他通則の改正、製剤総則の一部改正についてPMDAホームページに掲載し、意見募集を実施した。
		・特にアジア地域で製造される医薬品についての品質、有効性及び安全性を高めるため、マスターファイル (原薬等登録原簿)登録時確認の実施、国内管理人の研修を行う。	○ 原薬製造業者、国内管理人及び製造販売業者等を対象に、マスターファイル登録申請書の作成及び登録後の照会回答の対応等を解説する講習会を2回開催した。
	イ 新しい審査方式の導入等 ・新医薬品について、治験相談、審査及び安全対策業務の連携をさらに強化し、開発段階から安全性及び有効性に関する評価を行う仕組みを、平成21年度から順次試行・導入するとともに、適宜必要な見直しを実施する。	イ 新しい審査方式の導入等 ・新医薬品の事前評価相談制度の定着に向けて、各 審査部における審査等の業務量を踏まえつつ、適宜 必要な見直しを図る。	○ 申請前の段階から品質、有効性、安全性に関する評価を行うため、事前評価相談制度を平成21年度から試行的に導入し、平成23年度から正式に実施している。平成25年度においては、上半期と下半期に分け相談実施依頼書を受け付け、以下のとおり実施した。第1分野:1品目(相談区分数は6件。以下同じ。)、第6分野の2:1品目(6件)、第2分野:1品目(1件)、第3分野の1:1品目(6件)、第6分野の1:1品目(4件)、抗悪性腫瘍剤分野:2品目(6件)、血液製剤分野:2品目(3件)(※同一品目について、異なる相談区分で上半期と下半期に相談を実施した場合は、1品目として集計している。)
			○ 承認申請データを電子的に集積し、先進的手法による解析等を行い、その情報を活用することにより、申請者の負担軽減及び審査・相談の質の向上を図ることを目的とした次世代審査・相談体制の構築に向けた検討を行うため、9月に次世代審査・相談体制準備室(理事長同定)を設置した。 次世代審査・相談体制構築に向け、各種課題について製薬業界と継続的に意見交換を行うとともに、製薬企業等向けの説明会も実施した。また、基本的なシステムの導入を行った上で、臨床電子データの試行的提供を受け、導入ソフトウェアを使用した解析を行い、そのフィージビリティを確認するパイロットを実施した。

中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平 成	25 年 度	の業務の
	・新医薬品について、治験段階から市販後までの 医薬品の安全性を一貫して管理する仕組みを、平 成21年度から順次試行・導入する。	・リスク管理計画を着実に実施するとともに、関連 通知の周知、新薬審査部間の整合性を図るため適切 に対応する。	○ 全ての提出され クマネージャー「 論を行った。まれ ても共有し、整名 を行った。	間で情報を共存 た、製造販売後	有し、審査上の記 とにRMPを変更す
イ このため、平成16年4月1日以降の申請に係る審査事務処理期間(「その年に承認された品目に係る審査機関側の処理時間」をいう。)に係る短縮目標(大幅な制度変更、社会情勢の変化など例外的な場合を除く通常時における目標。)を設定し、業務の改善を図ること。また、効率的な審査体制を確立すること。	ウ ドラッグ・ラグ解消に向けた目標設定 ・平成16年4月1日以降に申請された医薬品に 係る総審査期間(申請日から承認日までの日数を 言う。以下同じ)、並びにそのうちの行政側期間(厚 生労働省における期間を含む。以下同じ)及び申 請者側期間の目標は、次のとおりとし、申請者側 を達成することができるよう、行政側、申請者 の双方が努力することにより、取り組むものとす る。	ウ ドラッグ・ラグ解消に向けた目標設定 ・平成16年4月1日以降に申請された医薬品に係る 総審査期間(申請日から承認日までの日数を言う。 以下同じ。)、並びにそのうちの行政側期間(厚生労 働省における期間を含む。以下同じ。)及び申請者 側期間の目標は次のとおりとし、その目標を達成す ることができるよう、行政側、申請者側の双方が努 力することにより取り組むものとする。	○ 平成16年4月 請日から承認日: の行政側期間(原中請者側期間の 向け、行政側、「	までの日数をV 厚生労働省にお 目標をそれぞれ	いう。以下同じ。 らける期間を含む n設定した上で、
	①新医薬品(厚生労働大臣が指定した優先審査の 対象品目(以下「優先品目」という。)) の審査期 間	・新医薬品(厚生労働大臣が指定した優先審査の対象品目(以下「優先品目」という。)) については、総審査期間9ヶ月(行政側期間6ヶ月・申請者側期200円で表す。		品(優先品目)	の総審査期間
	以下の表に定められた審査期間に関し、それぞ	間3ヶ月)を50%(中央値)について達成する。そのため、次の取り組みを行う。		平成21 平成 年度 年度	
	れ50% (中央値) について達成することを確保 する。	①申請件数の増加等により総審査期間、行政側期 間の増大が見込まれる分野について、審査員の		11.9月 9.2	月 6.5月
	he had the state of the sea of th	増員、審査チームの数の増加等により、対応を 図る。 ②審査業務の進捗状況等を把握し、進行情報を各		3.6月 4.9	月 4.2月
	年度 総審査期間 行政側期間 申請者側期間 平成21年度 11ヶ月 6ヶ月 5ヶ月 平成22年度 10ヶ月 6ヶ月 4ヶ月	②審宜業務の連移状況寺を忙遅し、進11情報を合 審査チームに提供するとともに、審査等業務進 行管理委員会で分析・検討し、進捗管理の実施		6. 4月 3. 4	月 2.0月
	平成23年度 9ヶ月 6ヶ月 3ヶ月 平成24年度 9ヶ月 6ヶ月 3ヶ月	1 日本を員会でのが、傾向し、地が日本の天地 を行う。 ③審査に長期を要した問題事例の分析等を取りま	件 数	15 20	50
	平成25年度 9ヶ月 6ヶ月 3ヶ月	とめ、審査チームにフィードバックするとともに、業界説明会等を通じて申請者に対しても注意を促す。 ④「新医薬品承認審査実務に関わる審査員のための留意事項」を審査業務において積極的に活用し、審査の透明化及び効率化を促進する。	適応外別いる。	度以降について	
			○ 薬品 ・ 薬の ・ 薬の ・ 薬の ・ 薬の ・ 薬の ・ 薬の ・ 薬を ・ 薬を ・ 、薬 ・ 、薬 ・ 薬 ・ 、薬 ・ 薬 ・ 、薬 ・ 、薬 ・ 、薬 ・ 、薬 ・ 、薬 ・ 、薬 ・ 、薬 ・ 、・ 、・ 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	が重無性があり、 は安全性が医療 要先は42件である。 対合に係る 対合に係る 対合に係る 対象では、 が を は を は を は を は を は を は を は を は を は と で に る る と で に る る と で る る と で に る る と で る と で る と で と で に る と で に が ま が ま が ま が ま が ま が が ま が が が が が が	、既存の医薬品 寮上明らかに優先 承認審査を優先 った公い申請11件を 高いいと記がして10 年度において10 と判断され
			● 優先品目におりは7.2月、切間におりは7.2月、切間での側中請者側、切間であるのでのであるながの見交換の場を記された。	期間(中央値) 中央値)は3.8 善に向けては、 対応をとるよ じて、新薬メー) は3.6月であり 月であり、目標 、申請前から積 うに、従来より カーに協力を『 数のうち、優先

- (RMP) について、リス の論点を踏まえての議 する場合の事例につい は、4品目のRMPの公表
- 品に係る総審査期間(申 間じ。)、並びにそのうち 含む。以下同じ。)及び こで、その目標の達成に よがら審査を実施してい

間(中央値)】

	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度
総審査期間	11.9月	9. 2月	6.5月	6.1月	7. 2月
行政側期間	3.6月	4.9月	4. 2月	3.8月	3. 6月
申請者側期間	6.4月	3. 4月	2. 0月	1.5月	3. 8月
件 数	15	20	50	53	42

品目が対象。

の必要性の高い未承認薬 品目を優先品目に含めて

上が高いと認められる医 基品又は治療方法と比較 工優れていると認められ 優先的に実施しており、 上の必要性の高い未承認

上の必要性の高い不承認。 1件を含む)。 られる医薬品に対する優 て10 件あり、「該当」と されたものが1件、平成 っている。

の総審査期間 (中央値) あり、目標を達成した。 目標は達成できなかった う積極的に治験相談等を り業界との定期的な意 を呼びかけている。

先品目が占める割合は 30%となっており、平成24年度の40%より減少した。

中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平 成	25 年	度の業	務の実	續
	②新医薬品(通常品目)の審査期間 以下の表に定められた審査期間に関し、それぞ	・新医薬品(通常品目)については、総審査期間12 ヶ月(行政側期間9ヶ月・申請者側期間3ヶ月)を 50%(中央値)について達成する。そのため、次の	【新医薬	品(通常品	目)の総審査	至期間(中央	直)】
	れ50% (中央値) について達成することを確保する。	取り組みを行う。 ①申請件数の増加等により総審査期間、行政側期			元成22 平成 三度 年度		平成2年度
	年度 総審査期間 行政側期間 申請者側期間 平成21年度 19ヶ月 12ヶ月 7ヶ月	間の増大が見込まれる分野について、審査員の 増員、審査チームの数の増加等により、対応を	総審査期間	19.2月 14	4. 7月 11.	5月 10:3月	11. 3,
	平成22年度 16ヶ月 11ヶ月 5ヶ月 平成23年度 12ヶ月 9ヶ月 3ヶ月	図る。 ②審査業務の進捗状況等を把握し、進行情報を各	行政側期間	10.5月	7.6月 6.	3月 5.7月	6, 7
	平成24年度 12ヶ月 9ヶ月 3ヶ月 平成25年度 12ヶ月 9ヶ月 3ヶ月	審査チームに提供するとともに、審査等業務進 行管理委員会で分析・検討し、進捗管理の実施	申請者側期間	6. 7月	6.4月 5.	1月 4.2月	4.6
		を行う。 ③審査に長期を要した問題事例の分析等を取りま	件 数	92	92 8	0 81	96
		とめ、審査チームにフィードバックするととも に、業界説明会等を通じ申請者に対しても注意	注:平成16年度」	以降に申請さ	れ承認され7	た品目が対象。	
		を促す。 ④「新医薬品承認審査実務に関わる審査員のため の留意事項」を審査業務において積極的に活用 し、審査の透明化及び効率化を促進する。					•
			○ 通常品目の平 は11.3月、行政・ 申請者側期間(ものの、 活用するなどの 見交換の場を通	側期間 (中ダ (中央値) は (善に向けて)対応をとる	と値) は6.7月 4.6月であり は、申請前: ように、従	】であり、目様 、目標は達成 から積極的に 来より業界と	票を達成 えできなれ 治験相談 の定期的
			【通常審査の各審	杏プロセスに	おける処理状態	2.(行政側期間	(中央値)
			【平成25年度】		2. 初回面談	3. 専門協議 から審査結 果通知	
			処理件数と 総審査期間 (中央値)	46件 70.5日	42件 181.5日	111件 28.0日	138代 44.0日
			注:平成16年4			1	₩ III A
			○	ラッグ・ラグ P成24年第0 はは解発ラット はい開発ラッ国と ないたかも はなる。	でに関するア・ファイン かいまい かいしょう かいしょう にいっかい いいい はい かい いいい はい いい い	ンケート調査を ラグの 見を含は 日をと試算は 日本と は 日本と は 日本 と 日本 と は 日本 と は 日 は は は は は は は は は は は は は は は は は	等を実施 吉果に大い 0.3年、 1.00公 近の公 での公 でのは一時
			を	t、PMDAとし のと考えて ¥消支援のた 削強化を行り	って以下のよ いる。 ・め、相談業	この改善傾原 うな課題に 務の拡充を図 ・見性の向上。	月さ続さ る
		I .	•				

中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平成 25 年度の業務の実績
ı			【新有効成分含有医薬品】
			平成21年 平成22年 平成23年 平成24年 度
			申請ラグ 2.5年 1.3年 1.5年 0.3年 (2.3年) (1.0年) (0.4年) (0年)
			審査ラグ 0.8年 0.4年 0.1年 0年
			ドラッグ・ラグ 3.3年 1.7年 1.6年 0.3年 (3.1年) (1.4年) (0.5年) (0年)
			※:米国での開発見込みが少ないと思われる品目を除くと、開発ラグ (=ドラッグ・ラグ) は0.4年 (検討会品目を除くと0.2年) となる。 (注1) 開発ラグ:当該年度に国内で承認申請された新薬について、米国
			における申請時期との差の中央値 審査ラグ:当該年度(米国は暦年)における日米間の新薬の総審 査期間(中央値)の差。米国は直近の公表データを使 用(※※)。
			ドラッグ・ラグ:開発ラグと審査ラグの和 ※※引用:新有効成分含有医薬品の分析にあたっては、「CDER Use r Performance & New Drug Approvals 2011」のデー タを使用。よって、平成24年における米国の数値は 2011年のものとなっている。
			(注2) 表中() 内の数値は、検討会品目を除いた場合の値を示したもの。ここで、検討会品目とは、厚生労働省において開催された「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議」における検討結果を受けて申請された品目をいう。
			(注3) 第3期中期計画期間においては、審査の予見性を高めるため、審 査期間目標設定を従来の中央値から80%タイル値での目標へと変 更した。
ウ 欧米やアジア諸国との連携により、積極的な国際活動を推進し、医療サービスの向上と機構の国際的地位の確立を図ること。	エ 国際調和及び国際共同治験の推進 「PMDA国際戦略」に基づき、厚生労働省とと もに欧米やアジア諸国との連携により、積極的な 国際活動を推進し、医療サービスの向上と機構の国 際的地位の確立を図ることとし、下記をはじめ とする諸々の施策を実施する。	エ 国際調和及び国際共同治験の推進 「PMDA国際ビジョン」及び「PMDA国際戦略」に基づき、下記をはじめとする諸施策を実施する。	
	①欧米アジア諸国、諸国際機関との連携強化・米国FDA及び欧州委員会及びEMEAと協力し、秘密保持契約に基づくパイラテラル協議の推進及び情報の受発信の促進を図る。	①欧米アジア諸国、諸国際機関との連携強化 ・米国FDA、欧州EMA及びEuropean Commissio nと協力し、秘密保持契約に基づくバイラテラル協 議のさらなる充実・発展を図る。また、情報の受発 信の体制を維持するとともに、協力可能分野におけ る協力促進を図る。	① FDA国際部との定期的なバイラテラル協議を実施し、情報及び意見交換を行った。(5月、9月及び12月に実施)
		・米国やEUと共同して相談、審査及び安全対策を 行うための情報交換等の体制のさらなる充実を図 る。	の情報を入手し、内部に提供した。また、EU/EMAとMHLW/PMDAの連携強化に向けて、週1回のEMA担当者との面談を実施し、各週の成
	・他の欧米アジア諸国、諸国際機関との協力関 係の構築を図る。	・他の欧米アジア諸国・諸国際機関との協力関係の 維持、拡大を図る。	果と今後の方向性に向けて議論を行い、その結果について関係部署への速やかな報告、相談を行っている。

	中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平成 25 年度の業務
	,	・医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準 (以下GLPという。)・医薬品の臨床試験の実施の 基準 (以下GCPという。)・医薬品及び医薬部外品 の製造管理及び品質管理の基準 (以下GMPとい う。) に関する調査に関して、他国との連携を強化 し、調査報告書の交換等の実施環境の整備を図る。	・GLP調査については、引き続きOECDのデータ相互 受け入れ制度に基づき調査結果の相互受け入れを行 うとともに、GCP、GMP調査については、他国等との 連携を強化し、調査報告書の交換等の実施環境の整 備を目指す。	③ 守秘協定を基礎として、スイスメディッ派遣した。また、ヘルスカナダへの派遣もを ④ OECDのCLPトレーニングコースを日本で開 GLPワーキングループへの参加、OECD事務 通じて、OECD加盟国との連携強化を図って 盟国間の調査(査察)リストの交換により
			・厚生労働省が進めている日本とECとの間の医薬品 GMPに関するMRAの対象範囲の拡大のための交渉に協 力する。	田川の飼食(重祭) リハトの文族により 有を行った。 GCPについては、EU諸国で調査を実施する 査察当局に調査日程等を知らせる手順書に
				⑤ BudraGMPの活用、GCP調査の事前調整、結 の更なる協力強化に向け、EMAとMHLW/PMDA
				⑤ 9月にPIC/S実地審査を受けた。特段の指年5月の総会で加盟承認が承認されている。 から国際的なGMP基準の整合を図っており、 府県に浸透させる必要があることから、事 月19日に厚労省の事務連絡として発出される。
				⑦ MRAの対象国の拡大を念頭に、ブルガリア て、6月に実地確認を行い、厚労省に報告
				(8) MHLWより提供された情報を基に、現状に 提供を行うとともに、EUとしての重要事項 状況提供を行うなど、その進展に務めた。
		②国際調和活動に対する取り組みの強化 ・日米EU医薬品規制調和国際会議(以下ICH という。)において日米EUが合意した承認申請デ ータの作成基準などの国際的なガイドライン等と の整合化・調和を推進するとともに、薬局方調和 検討会議(PDG)において薬局方の国際調和	②国際調和活動等に対する取り組みの強化 ・ICH等の国際調和会議において、国際ガイドラインの作成に主体的に取り組むとともに、参加国により合意された国際ガイドラインの実施を推進する。	○ ICHブリュッセル会合(6月)、大阪会合 労働省と連携し、PMDAの幹部了解を得た上 また、Regulators Meeting、Internationa ulators Forum等、10回の関連電話会議にPI ICHの運営への参画を継続した。
		を推進する。	・新たな取り組みである「国際後発医薬品規制当局 パイロット」(IGDRP)については、今後の協力体制 の構築に向けて種々の検討を行う。	○ IGDRPキャンベラ会合(6月)、ジュネープ 厚生労働省と連携し、対処方針を定めた。 会議にPMDAを代表して出席し、IGDRPの運営
				○ PDGについて、6月のストラスブール会会 合を主催して、薬局方の国際調和を継続し
		・I C H等の国際会議において、日本の意見を積極的に表明し、国際基準の策定に貢献する。	・国際基準を作成するために必要なレギュラトリー サイエンス研究を推進し、その成果を公表する。	○ レギュラトリーサイエンス研究を積極的 MDAの業務遂行に役立てる観点から、レギニ 究評価委員会等における検討結果を踏まえ 課題(指定研究 7 課題:新規3 課題、継続 れた。そのうち、1 課題の研究成果が公表 研究評価委員会等における検討を踏まえ 究として14課題(新規: 7課題、継続: 7
-			・アジア地域を中心に医薬品規制に関するシンポジ ウムを開催し、アジア各国等との一層の連携強化を 図る。	10月にタイ、12月に台湾とのシンポジウ SIFの下部組織であるRHSCに参加し、情報 2月)
			・PIC/S及びEMAのIWG等の会議へ参加することにより、GMP調査方法の海外との整合・調和を推進するとともに、情報の交換を図る。	 PIC/Sエキスパートサークルへの参加(H and Tissues)、PIC/Sセミナーへの参加 ティーへの参加(H25.5及びH25.10)、EMA 海外杏窓当局との整合・調査の情報収集に

- ックに新たにリエゾンを も決定した。
- 開催した。また、OECDの 務局への研修員派遣等を ている。さらに、OECD加 り、査察状況等の情報共
- 「る際、EMA及び関係国の こ則り連絡を行った。
- 結果共有など、GCP、GMP DAの調整に務めた。
- の指摘事項はなく、平成26 る。また、PIC/Sへの対応 り、その運用を業界、都道 事例集の改訂を行い、12 れた。
- ア当局の調査能力につい 告した。
- について、関係者に情報 項の優先順序を確認し、
- 合(11月)につき、厚生 上で対処方針を定めた。 nal Pharmaceuticals Reg PMDAを代表して出席し、
- -ブ会合(10月)につき、 また、5回の関連電話 運営への参画を継続した。
- 合に出席、11月の東京会 して推進した。
- 的に推進し、その成果をP ドュラトリーサイエンス研 え、平成25年度の各研究 と続4課題)の検討が行わ 表された。 ミえ、平成26年度の指定研
- 7課題)を指定した。
- ウムを実施した。APEC L 報収集を行った。(8月、
- (H25, 5 QRM, H25, 10 Blood bn (H25.10)、PIC/Sコミッ ティーへの参加 (H25.5及びH25.10)、EMA IWG (H26.2) へ参加し、 海外査察当局との整合・調査の情報収集に取り組んだ。
- ② 再生医療等製品の製造管理及び品質管理に係るFDA及びEMAの法

中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平成 25 年度の業務の実績
		・PDGにおける薬局方の国際調和を推進するとともに、合意事項を踏まえ、日本薬局方収載原案の作成業務の推進を図る。	○ 6月(仏、ストラスブール)及び11月(東京)のPDG会合に出席し、一般試験法について改訂1件及び訂正2件、医薬品添加物規格について新規2件及び改訂11件を調和合意した。
			○ 医薬品名称専門協議を計4回開催し、計45品目の一般的名称(J AN)について厚生労働省に報告した。また、国際一般名(INN)の 申請相談を4件実施するとともに、4月及び10月にWHOで開催され た国際一般名(INN)の会議に参加した。
		・WHO等国際的な薬局方の活動への協力を通じ、日本薬局方の国際的位置付け向上に貢献する。	○ 10月にタイ当局とバイラテラル会合を実施し、タイにおける日 局の受け入れに向けての具体的作業を開始した。
			○ WHOが4月にインドで開催した「第2回世界薬局方会議」及び米国薬局方と中国薬局方が9月に米国で開催した「薬局方グローバルサミット」に参加し、共通課題に関する意見交換を行った。特に前者では各国・地域で策定される薬局方に必要な項目・内容・基準等を明示するためのGood Pharmacopoeial Practicesの作成を進めており、原案策定グループの一員としてWHOの国際活動へ継続的な協力を行った。
	・WHO、OECD等における国際調和活動への 参画と貢献を図る。	・引き続き、WHO、OECDにおける国際調和活動等に 参画し貢献を図る。	○ 11月の0ECD主催トレーニングにおいて講演を行った。
	③人的交流の促進 ・海外規制当局とのネットワーク構築の促進のため、国際学会、国際会議への職員の積極的な参加 並びにFDA及びEMEAへの派遣機会の充実を 図る。	③人的交流の促進 ・引き続き、国際業務担当部署の更なる充実を進め、 職員の派遣・研修生の受け入れ等を活用し、審査等 業務及び安全対策業務に関し、欧米の規制当局との 連携強化を図る。	○ マンスフィールド財団研修生としてのFDA職員の受入を9月から 行うため、各部署との調整を行うと共に、研修が円滑に進むよう 随時調整を行った。
		・バイラテラル会合等の機会を通じて、FDA、EMA以外の諸外国の規制当局との間で相互の職員の派遣受け入れを目指す。	○ 7月に韓国当局 (MFDS) とのバイラテラル会合を実施し、10月にタイ当局 (タイFDA) との初のバイラテラル会合を実施した。また、カナダの規制当局を訪問し、職員の相互派遣に関する事前調査を実施した。(4月)
	・中国、韓国及びその他の諸国並びに国際機関と の人材交流を促進し、審査及び安全対策関連情報 を定常的に交換できる体制の構築を進める。	・中国、韓国及びその他の諸国並びに国際機関との 人材交流を促進し、審査及び安全対策関連情報を定 常的に交換できる体制の構築を進める。	○ 5月にマレーシア及びタイ、9月に中国規制当局関係者、12月に台湾規制当局からの研修生を受け入れるための調整を行い、対応に協力した。また、2月には第4回PMDAトレーニングセミナー、を開催し、関係各部と調整を行った。
	①国際感覚、コミュニケーション能力を備えた人材 の育成・強化 ・ICH等の国際会議において、国際的に活躍で きる人材の育成を図るため、対外交渉や国際会議 への出席等を含む職員の研修プログラムの策定及 び実施を図る。	①国際感覚、コミュニケーション能力を備えた人材の育成・強化・国際的に活躍できる人材を育成するため、「国際学会等若手体験研修(チャレンジ)プログラム」等を活用することにより、必要な研修を実施する。	○ 海外短期派遣研修により、米国FDA等のトレーニングコースに職員を派遣するとともに、「国際学会等若手体験研修(チャレンジ)プログラム」により、DIA等が主催する研修に職員を参加させた。
	・役職員向けの英語研修等の継続・強化による語 学力の向上を図る。	・現行の英語研修を継続実施するとともに、英文資料の誘解力向上等、職員全体の英語レベルの底上げを目的とした研修の見直しを図る。	○ H24中級英語研修について、計画通り本年度7月末までに終了させるとともに、国際人材育成プログラムに必要な体制整備とそれに伴う研修体制整備を実施し、選抜制の国内英語研修及び英語通信教育研修の検討を進め、研修委員会の了承を得た。
	⑤国際広報、情報発信の強化・充実 ・英文ホームページの強化・充実を図るため、薬 事制度、業務内容、審査報告書及び安全性情報等 の英訳公開を推進する。	⑤国際広報、情報発信の充実・強化 ・英文ホームページの充実、強化を図るため、特に 審査報告書の英訳を促進するとともに、薬事制度、 業務内容及び安全性情報等の英訳公開を引き続き推 進する。	○ PMDAパンフレット、業務報告の英語版を作成するとともに、英 文ホームページに掲載し、DVDを作成した。 3月20日までに合計20品目の審査報告書英訳を英文ホームページに掲載した。

				一
Γ	中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平成 25 年度の業務の実績
				○ 英文ホームページにおいて、横断的プロジェクトの紹介を行った。特に、本年度ガイダンス作成に協力したナノ医薬品プロジェクト及び海外規制当局との活動を行ったオーファン医薬品ワーキンググループ、小児医薬品ワーキンググループ、QbD評価プロジェクト等について活動情報を発信し、広報活動を行った。またコンパニオン診断薬プロジェクトが作成・作成協力し平成25年度に発出された通知及びガイダンスについて英文による掲載を予定しており、現在その準備中である。
		・国際学会における講演、ブース出展等を継続的に実施する。	・国際学会における講演、ブース出展等を継続的に 実施する。	○ 6月のDIA米国年会、11月のDIA日本年会、3月のDIA欧州年会に ブースを出展し、広報活動を実施した。
		・海外関係プレスへの情報配信を推進する。	・海外関係プレスへの情報配信を推進する。	○ PMDA NEWS RELEASE、Press Release等の英文ニュースレターを 作成し、英文HPに掲載した。
		⑥国際共同治験の推進 ・国際共同治験の実施を推進するため、試験デザインなどに関するガイダンスに基づいて、国際共同治験に係る治験相談の申し込みに適切に対応することにより、日本の積極的な国際共同治験への参加を推進する。	⑥国際共同治験の推進 ・国際共同治験の実施を推進するために整備したガイダンス(平成19年9月28日業食番瓷第90928010 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知「国際共同治験に関する基本的考え方について」)、「国際共同治験に関する基本的考え方について」)、「国際共同治験に関する基本的考え方(参考事例)」(平成24年9月5日厚生労働省医薬食品局審査管理課事務連絡)を治験相談の場において積極的に活用し、更なる国際共同治験の推進を図る。	「国際共同活験に関する基 労働省医薬食品局審査管理課長通知」、「国際共同治験に関する基 本的考え方(参考事例)」(平成24年9月5日付厚生労働省医薬食 品局審査管理課事務連絡)に基づき、対面助言、審査等を実施し
		・国際共同治験の実施件数については、平成25 年度までに、大幅な増加が実現できるよう積極的	・国際共同治験に係る治験相談について、全ての需 要に対応できるように努める。	【国際共同治験に係る治験計画届の件数】
		に環境整備等を行う。		平成21 平成22 平成23 平成24 平成25 年度 年度 年度 年度 年度
				件数 113 134 121 130 169
				○ 国際共同治験への対応などを積極的に進めることとしており、 新有効成分の国際共同治験に係る相談については、平成25年度は 59件実施した。
İ				【新有効成分の国際共同治験に係る相談実施件数】
				平成21 平成22 平成23 平成24 平成25 年度 年度 年度 年度
				件数 56 66 73 64 59
	エ 申請前相談を充実し、有用性が高いと期待される 医薬品・医療機器については、優先的に治験相談を 実施し、承認に至る期間を短縮すること。	オ 治験相談等の円滑な実施 ・優先相談、事前申請資料確認等を引き続き実施 し、承認申請までに指導・助言を提供する機会を 増加させる。	オ 治験相談等の円滑な実施 ・優先対面助言、事前申請資料確認等を引き続き実施するとともに、承認申請までに指導・助言を提供する機会の増加を目指して、相談メニューの拡充のび運用方法の見直し等を検討する。また、各種機会を通じて、治験相談等の積極的な活用を関係者に呼びかける。	明言制度については、干燥の干燥は耐たった。 指定した成分について、対面助言を2件実施した。
		・新医薬品の治験相談については、現在の治験相談の申し込みから対面相談までの期間(2ヶ月程度)を堅持するとともに、優先治験相談については随時相談申込みを受け付け、治験相談の手続きの迅速化を図る。	込みのあった全ての治験相談に対応する。また、	力法を効率化し、治験相談の申込みから実施日までの期間につい

中別 日		·	•	
ト・和談を実施するとともに、全での相談に対応することとし、処理可能な枠敷として、平成23年度までに、最大で1、200件程度を確保することに、他生図る。 基本を変化、最大で1、200件程度を確保することに表して1、200件程度を確保することに表して1、200件程度を確保することに表して1、200件程度を確保することに関している。 本本の前後11分割にた。 なお、処理可能な枠敷として、実施が312件、取下げが30件であり、すべての相談に対応するとの目標に対し、実施が312件、取下げが30件であり、すべての相談に対応するとの目標に対し、実施が312件、100件程度確保することに関し、平成25年度は、治験相談(専前評価相談)アクマーマコグ・スタ・バイオマーカー相談及び優先書の事務目談当性相談を除く)312件のほか、実事を終相談の書中に面談1、006件、要事的終相談の書中的面談346件を加えると1、787件となり、枠敷として目標を達成していると考えられる。 ・対面助言から記録確定までの期間30勤務日以内を後して1、200件程度の充足に向けて、引き続き、業界向け各種説明会等において、各種相談の利用について呼びかけた。今後は、さらなる利用加速を目指して、ニーズに沿った相談枠を新設するなどの見面しを行うこととしている。 ・対面助言から記録確定までの期間30勤務日以内を80%について達成ける「ファーマコグ・ラスク・バイマーカー和談及び単的情報情報を除く)。 ・対面助言から記録確定までの期間30勤務日以内を80%について達成ける「ファーマコグ・ラスク・バイマーカー和設及び単的音解音楽を除く)。 ・対面助言から記録確定までの期間30勤務日以内を80%の品目について30勤務日以内に収めることを目標としている。 ・対面助言から記録確定までの期間を70事に対していて適定しを行うこととしている。 ・対面助言から記録確定する「ファーマコグ・ラスク・バイマーカー和設及び単的音解音を終く)。 ・対面助言から記録確定までの期間30勤務日以内を80%の品目について30勤務日以内に収めることを目標としていて達成していてが適定していてが適かが高されていて、200件程度を除っていてが高されていて、200件程度を除っていていることでは、200件程度を除っていていることでは、200件程度を除っていていることでは、200件程度を除っていていることでは、200件程度を除っていることでは、200件程度を使うなどは、200件程度を使うなどは、200件程度を使うなどは、200件程度を使うなどは、200件程度を使うなどのは、200件程度を使うなどのは、200件程度を使うなどのは、200件程度を使うなどのは、200件程度を除るには、200件程度を除るには、200件程度を除るでは、200件程度を除るには、200件程度を使うなどのは、200件程度を除るには、200件程度を使うなどのは、200件程度を使うなどのは、200件程度を使うなどのは、200件程度を使うなどのは、200件程度を使うなどのは、200件程度を使うなどのは、200件程度を使うなどのは、200件程度を使うなどのは、200件程度を使うなどのは、200件程度を使うなどのは、200件程度を使うなどのは、200件程度を使うなどのは、200件程度を使うなどのは、200件程度を使うなどのは、200件をでは、200件程度を	中期目標	中 期 計 画	平成 25 年度計画	平成 25 年度の業務の実績
し、平成25年度は、治験相談、(事前評価相談、ファーマグノミクス・バイオマーカー相談及び優先審査品目該当性相談を除く) 312件のほか、薬事戦略相談123件、さらには対面助言と同様に審査部が相談対応する事前面談1,006件、薬事戦略相談の事前面談346件を加えると1,787件となり、枠数として目標を達成していると考えられる。 ○ 最大受入礼枠として1,200件程度の充足に向けて、引き続き、業界向け各種説明会等において、各種相談の利用について呼びかけた。今後は、さらなる利用の増加を目指して、ニーズに沿った相談枠を新設するなどの見直しを行うこととしている。 ・対面助言から記録確定までの期間30勤務日以内を談枠を新設するなどの見直しを行うこととしている。 ・対面助言から記録確定までの期間30勤務日以内を認幹確定日までの期間を、対象品目のうる80%の品目について30勤務日以内に収めることを目標としていイオマーカー相談及び事前評価相談を除く)。 ・ 治験相談の実施日から記録確定日までの期間を、対象品目のうち80%の品目について30勤務日以内に収めることを目標としていイマーカー相談及です前評価相談を除く)。 ・ たところ、平成25年度は321件中310件(96.6%)について達成し		い相談を実施するとともに、全ての相談に対応することとし、処理可能な枠数として、平成23年度までに、最大で1,200件程度を確保するこ	込みを受け付けるとともに、治験相談の手続きの迅	ス・バイオマーカー相談及び優先審査品目該当性相談を除く)については、原則としてすべての治験相談の需要に対応するため、日程調整依頼の受付けに応じて日程調整を行い、実施希望月で調整できなかった場合は、その前後1ヶ月で調整を行う方法を取ることとしている。平成25年度については、申請のあったすべての治験相談に対応するとの目標に対し、実施が312件、取下げが30件
・対面助言から記録確定までの期間30勤務日以内を 80%について達成する (ファーマコゲノミクス・バイオマーカー和談及び事前評価相談を除く)。				し、平成25年度は、治験相談(事前評価相談、ファーマコゲノミ クス・パイオマーカー相談及び優先審査品目該当性相談を除く) 312件のほか、薬事戦略相談123件、さらには対面助言と同様に審 査部が相談対応する事前面談1,006件、薬事戦略相談の事前面談 346件を加えると1,787件となり、枠数として目標を達成している
80%について達成する(ファーマコゲノミクス・バ ち80%の品目について30勤務日以内に収めることを目標としてい イオマーカー相談及び事前評価相談を除く)。 たところ、平成25年度は321件中310件(96.6%)について達成し				界向け各種説明会等において、各種相談の利用について呼びかけ
			80%について達成する(ファーマコゲノミクス・バ	ち80%の品目について30勤務日以内に収めることを目標としてい たところ、平成25年度は321件中310件(96.6%)について達成し

中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平成 25 年度の業務の実績
			【対面助言の実施状況】
,	r de la companya de La companya de la co		平成21平成22平成23平成24平成2
			年度 年度 年度 年度
			対面助言実施件数 370 390 447 387 354 取下げ件数 23 44 30 20 30
	· ·		実施・取下げ合計 393 434 477 407 384
			<u>【うち医薬品事前評価相談の実施状況】</u> 平成21 平成22 平成23 平成24 平成2
			年度 年度 年度 年度 年度
•			対面助言実施件数 33 30 33 19 32
	`		取下げ件数 0 0 0 0 0
•			実施・取下げ合計 33 30 33 19 32
			【うちファーマコゲノミクス・バイオマーカー相談の実施状
			平成21 平成22 平成23 平成24 平成2 年度
			取下げ件数 0 0 0 0 0
			実施・取下げ合計 1 1 1 0 0
			 【うち優先審査品目該当性相談の実施状況】
			平成21平成22平成23平成24平成
			年度 年度 年度 年度 年度 年度 年度 年度
			対面助言実施件数
			実施・取下げ合計 - 2 7 10
			注1:医薬品事前評価相談及びファーマコゲノミクス・パイオマーカー相談
		, ,	年度より、また優先審査品目該当性相談は平成23年度より実施し、い 談も資料搬入日を実施日として集計。
			注2:医薬品事前評価相談は、相談区分数を集計(品質、非臨床・毒性、非 理、非臨床・薬物動態、第Ⅰ相試験、第Ⅱ相試験、第Ⅱ/Ⅲ相試験の
			定)。
And the second s			
	上 如 4+44	カ 新技術の評価等の推進	
バイオ・ゲノム・再生医療といった先端技術の急 な発展を視野に入れ、この分野における指導・審	│ ・バイオ・ゲノム・再生医療といった先端♪	技術の ・バイオ・ゲノム・再生医療といった先端技術を応	○ バイオ・ゲノムといった先端技術分野を中心に指導・審
技術水準を向上させるとともに、先端技術を利用 た新医薬品及び新医療機器開発に対応した相談・	評価については、中期目標期間を通じ、高度 見を有する外部専門家を活用する。		水準を向上することが求められていることから、審査及び 策における専門協議等の場において、科学的な重要事項に
査の在り方につき必要な措置を講ずること。		するとともに、欧米規制当局との当該医薬品に関す る情報共有に努める。	専門的意見を聴くため、高度な知見を有する外部の専門家に PMDAの専門委員としての委嘱を引き続き行っている。(平成
		る 自 取が行 に カ い る。	│ 月31日現在での委嘱者数は、1,159名(安全対策に関して委
			た専門委員を含む。))
			○ 平成25年度の専門協議の実施件数は、244件(書面形式1 会議形式57件)であった。
			 ○ バイオ医薬品及び再生医療袋製品の承認審査及び治験相
			る専門協議等において、外部専門家を活用した。また、FD/ との電話会議等を通じて、情報交換の推進に努めた。
•			C V 电前 玄磯守を 題して、 自牧文侠 V 推進に分りた。

中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平成 25 年 度 の 業 務 の 実 績
	・先端技術を応用した製品に係る国の評価指針の 作成に協力するとともに、本機構としても、評価 の際に考慮すべき事項(point-to-consider)を積 極的に公表する。	・先端技術を応用した製品に係る国の評価指針の作成に協力するとともに、評価の際に考慮すべき事項 (point-to-consider) の作成対象に係る選定を引き続き実施する。	○ 再生医療やワクチンの評価のための研究班によるガイドライン 作成等の作業に協力し、以下の指針等が発出された。 平成25年5月29日付薬食機発0529第1号「次世代医療機器評価 指標の公表について」で示された自己iPS細胞由来網膜色素上皮細 胞に関する評価指標の作成・発出に協力した。 平成25年度医薬品承認審査等推進費医薬品審査等業務庁費研究
			報告「バイオ後続品の品質等に関わる調査」における検討に参加 し、バイオ後続品等の承認申請において必要な資料に関する研究 等に協力した。 厚生労働科学研究費補助金 医薬品・医療機器等レギュラトリ
·			ーサイエンス総合研究事業「ウイルス等感染性因子安全性評価に関する研究」(平成25年度総括・分担研究報告書)の分担研究報告書「細胞組織加工医薬品及びバイオ医薬品の異常型プリオンの検出・リスク評価に関する研究」、「エンドトキシン試験法の研究」
			及び「ウシ等由来原料の基準の研究」の作成に協力した。 平成25年4月15日付事務連絡「細胞・組織加工医薬品等の製造 に関連するものに係る原薬等登録原簿登録申請書及びその申請書 に添付すべき資料の作成要領に関するQ&Aについて」の作成に協力
			するとともに、ホームページへの掲載や学会等における講演等により内容の周知徹底を図っている。 「厚生労働科学研究費補助金(地球規模保健課題推進研究事業) 課題名:トラベラーズワクチン等の品質、有効性等の評価手法の 検討に関する研究 研究代表者:尾内一信」における検討に参加
			し、トラペラーズワクチンの開発手法の研究等に協力した。 「厚生労働科学研究費補助金(地球規模保健課題推進研究事業) 課題名:次世代型ワクチンの実用化に向けた検討及び品質管理 に関する基準の在り方に関する研究 研究代表者:石井健」にお ける検討に参加し、次世代型ワクチンの実用化に向けた開発に関
			する研究等に協力した。 生物学的製剤基準について、医薬品に係る新知見の発見、新測 定技法の開発等の科学的進歩や海外で採用されている基準の状況 等医薬品を取り巻く環境の変化を踏まえた改正作業に協力した(平 成25年9月12日付薬食審査発0912第9号「生物学的製剤基準の一
			部改正に伴う医薬品製造販売承認申請等の取扱いについて」) ○ PMDAの横断的プロジェクトであるナノ医薬品プロジェクトにおいては、EMAとの共同発出である「プロック共重合体ミセル医薬品
			の開発に関するリフレクションペーパー」(平成26年1月10日付薬 食審査発0110第1号審査管理課長通知)及びそのQ&A (同日付審査 管理課事務連絡)の作成に協力した。
			○ マイクロドーズ臨床治験プロジェクト及びナノ医薬品プロジェクトにおいて、関連する医薬品開発の治験届の取扱いについて検討を行い、対応案を厚生労働省医薬食品局審査管理課に提案した結果、その取扱いに関する記載が含まれた平成25年5月31日付業食審査発0531第4号及び8号及びそのQ&A(平成25年8月30日付事査管理課事務連絡)が発出された。また、ナノ医薬品プロジェク
			トにおいては、承認申請時の添付資料の取扱いについて検討を行い、審査管理課に対応を提案した結果、その取扱いに関する記載が平成26年1月10日付薬食審査発0110第1号審査管理課長通知に記された。
			○ 医薬品製法変更等プロジェクトにおいて、医薬品の品質審査及び承認書記載等に係る検討を行い、「原薬等登録簿に関する質疑に答集(Q&A)について(その4)」の発出に協力を行った。また、有効成分を多数有する医薬品等の承認書の製造方法記載に係る材討を行い、関連する通知案を作成中である。

	中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平成 25 年度の業務の実績
				○ コンパニオン診断薬プロジェクトが中心となり、コンパニオン診断薬とそれに関連する医薬品の基本的考え方について整理の上、「コンパニオン診断薬等及び関連する医薬品の承認申請に係る留意事項」可成25年7月1日付薬食番奄発0701第10号審査管理課長通知及び同日付のQ&Aの作成に協力した。さらに当該通知を啓まえ、開発の考え方を示す、「コンパニオン診断薬及び関連する医薬品の開発に関する技術的ガイダンス」及びそのQ&A(平成25年12月26日付審査管理課事務連絡)の作成に協力した。また、コンパニオン診断薬の承認書記載に関する留意事項を示した平成26年2月19日付薬食機発0328第7号医療機器管理室長通知及び平成26年3月28日付薬食機発0328第7号医療機器管理室長通知の作成に協力した。
			•	○ 上記の他、各専門分野あるいは各部等で対応し、PMDAが作成に 協力したものとして、平成25年度はおよそ10の通知等が発出され た。
-			・「独立行政法人医薬品医療機器総合機構におけるレギュラトリーサイエンス研究に関する基本的考え方」に基づき、厚生労働科学研究費補助金等の公的研究費の活用等によりレギュラトリーサイエンス研究を推進し、その成果を公表する。また、革	○ レギュラトリーサイエンス研究を積極的に推進し、その成果を PMDAの業務遂行に役立てる観点から、レギュラトリーサイエンス 研究評価委員会等における検討結果を踏まえ、平成25年度の各研 究課題(指定研究7課題:新規3課題、継続4課題)の検討が行 われた。そのうち1課題の研究成果が学術雑誌で公表された。
			新的医薬品・医療機器・再生医療製品実用化促進 事業に基づく大学等研究機関との人事交流等はより、レギュラトリーサイエンスに精通した人材の 育成を図るとともに、先端技術を応用した製品の 有効性・安全性の評価法について研究協力を推進 する。	○ 革新的医薬品・医療機器・再生医療製品実用化促進事業(厚生労働省予算事業)に基づく大学等研究機関との人材交流等により、レギュラトリーサイエンスに精通した人材の育成を図るとともに、先端技術を応用した製品の有効性・安全性の評価法について研究協力を推進している。平成25年度は、24の大学等と人材交流を行い、20名の研究者を特任職員(非常勤を含む。)として受け入れ、34名の職員を派遣(非常勤を含む。)した。
		・臨床試験実施前の細胞・組織利用医薬品及び遺伝子治療用医薬品に関する事前審査について、迅速な実施を図る。また、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(以下「カルタヘナ法」という。)に関する事前審査について、行政側期間を第1種用の承認については66万月、第2種使用の確認については3	・臨床試験実施前の遺伝子治療用医薬品に関する事前審査について、薬事戦略相談、資料整備相談等の利用等を促し、迅速な実施を図る。また、細胞・組織利用医薬品に関する初期の臨床開発について、薬事戦略相談の利用等を促し、迅速な実施を図る。加えて、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(以下「カルタヘナ	○ 臨床試験実施前の遺伝子治療用医薬品について、品質と安全性が指針に適合しているか否かについて事前審査を実施してきたが、平成25年7月より当該事前審査は廃止(8月末まで経過措置)され、薬事戦略相談に代替されることとなった。 【事前審査の申請数及び終了数】
		ケ月とし、それぞれ50% (中央値) について達 成することを目標とする。	法」という。)に関する事前審査について、行政側期間の目標(第1種使用の承認については6ヶ月、第2種使用の確認については3ヶ月、それぞれ50	平成21 平成22 平成23 平成24 平成25 年度 年度 年度 年度 年度
			%(中央値))を達成する。	申 終 申 終 申 終 申 終 申 終 申 終 申 終 申 終 申 終 申 終 申 終 方 請 了 請 了 請 了 請 了 數 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数
				細胞・組織 2 2 0 1 1 1
'			,	遺伝子治療 0 2 1 1 1 0 2 2 0 1
				注:細胞・組織利用医薬品・医療機器については、平成23年7月より 事前審査は廃止。遺伝子治療用医薬品については、平成25年7月 より事前審査は廃止、申請中であった1品目も取下げられた。
				○ 遺伝子組換え生物の使用に関し、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)」に定める第一種使用等の承認と第二種使用等の確認に関する事前審査を実施している。行政側期間を第一種使用等の承認については6ヶ月、第二種使用等の確認については3ヶ月とし、それぞれ50%(中央値)について達成することを目標とし、達成した。

中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平成 2	5 年 度	の業	務の第	足 績
·							
			【カルタヘナ注	に係る審査	E状況(行)	政側期間(中央値))】
				平成2	1平成22	平成23 平	成24 平成25
•			60° 155 (-b) 111 60°	年度_	年度	年度 年月	度 年度
	. 4		第一種使用等 事前審査件数	0		0	0 0
			事前審重円数 審査期間(中央値	1 -	_ /		-月 -月
			第二種使用等	/-	1 1		"
	,		事前審査件数	11	13	15	21 24
			審査期間(中央個				
			注:「第一種使用等」 「第二種使用等」	とは、環境	中への拡散	散を防止し≀ -ス場会をレ	ない場合をいい いっ
	. •		初二厘人/11寸	C \$\'\ C\	,	230154	<i>)</i> •
		en e					
·	・国民により有効でより安全な医薬品を速やかに	・日本発シーズの実用化に向けた薬事戦略相談事業	○ 日本発の革新的	矢薬品・医	療機器の負	訓出に向け	有望なシーン
	提供していくため、先端技術を利用した新薬開発 │	を適切に実施するとともに、ニーズにより適切に対	│ を持つ大学・研究	幾関、ベン	チャー企業	崔を主な対象	象として、開き
	が適切に行われるよう、早い段階から薬事上の相 談に応じる体制を整備する。	応できるよう、関西地域などへの出張相談を実施するほか、必要に応じて改善策を講じる。	初期から必要な試 談事業を平成23年				
		* .	は以下のとおりでは	あった。			
			〇 平成25年度は、	大阪、京都	、神戸、神	富島、名古	量、広島、福[
			等で計121件(内数	りの出張値	別面談を	実施した。	
			〇 平成25年6月14	口付捌業外。	おの「担判	光太宝操 乳	面にも悪けて
	·		同年7月1日より	、細胞・組	織加工製品	品に続いて、	従来の遺伝
,			治療用医薬品に係 いて対応している				事戦略相談に:
			○ また、平成25年			-,	- + 3) \ - + 3
			別面談、事前面談:			A 関四又前	C101, C.P. 1
·			-				
· ·			l r	薬事戦略相	談の実施体	牛数】	
	·		個別面談	平成23年	平成24	平成25	合計
			IED/JEIRK	度(注1)	平成24 年度	年度	(to p)
	_		医薬品関係(再生	45	83	78 [6]	206 [6]
			医療関係を除く)				
·			医療機器関係(再	70	200	134 [12]	404 [12]
		V.	生医療関係を除く)				
			再生医療関係	3	19	25 [2]	47 [2]
			合計	118	302	237 [20]	657 [20]
						1	L
	• •					*	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						

		中期	目標		Т	+	期計	画		平成	25 年 度	計画		平 成 2	5 年 度	の業	務の実	養
	-													•				
									·.			•		事前面談	平成23年 度 (注1)	平成24 年度	平成25 年度	合計
				-										医薬品関係(再生 医療関係を除く)	71	89	147 [12]	307 [12]
					-									医療機器関係(再 生医療関係を除く)	39	93	91 [7]	223 [7]
														再生医療関係	43	72	108 [7]	223 [7]
					. :				*				·	合計	153	254	346 [26]	753 [26]
			•.															
														6				
														対面助言	平成23年 度 (注1)	平成24 年度	平成25 年度	合計
									•			,		医薬品関係(再生 医療関係を除く)	19	26	58	103
														医療機器関係(再 生医療関係を除く)	3	5	33	41
													·	再生医療関係 (注3)	9 (11)	9 (15)	32 (45)	50 (71)
						•		* .					į.	合計 (注3)	31 (33)	40 (46)	123 (136)	194 (215)
														に係る十分な	iは、関西支音。 。 iは、細胞・維 け画の届出を	部における 織加工製品 行う前に、 めに必要な	実施件数の内 品又は遺伝子 当該製品の品 よ範囲で、複	子治療用医薬品 品質及び安全性 数日に渡って相
		4	e e e e e e e e e e e e e e e e e e e			・「経済財政改革 た「先端医療開系 いう。)」について	特区(じ	人下 「スー	-パー特区」と		れた案件につり	ハて、厚生タ	寺区」とい 労働省が実	○ 先端医療開発 に終了している。 開催されなかった また、スーパ	従って、乳 とものの関係 - 特区軽択割	逐事相談会 案件へのt 型題に対す	については 劦力態勢は絹 ろ治験相談	、半成25年度 維持した。 等については
-					, .	•		-						薬事戦略相談44 を実施し、いずる 器治験相談につい	‡(医薬品戦 れも迅速に対	:略相談 2 년 対応した。	牛、医療機器 医薬品治験	影戦略相談 2′
												. ′						
					•													

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平成 25 年度の業務の実績
カ 一般用医薬品及び後発医薬品等に関しても、新医薬品に準じて、審査の迅速化に関する措置を講ずること。	【一般用医薬品及び後発医薬品等】 国民におけるセルフメディケーションの推進及び ジェネリック医薬品の普及を図るため、機構として 以下の措置を実施することとする。	【一般用医薬品及び後発医薬品等】	
	ア 的確かつ迅速な審査の実施 ・学会や医療関係者等との連携を強化し、最新の 医療動向や医療ニーズを踏まえた相談、審査を実 施するとともに、医薬品の適正使用に向けた協力 を進める。	ア 的確かつ迅速な審査の実施 ・学会等への積極的参加や医療関係者等との連携 等を通じ、医療関係者のニーズを踏まえた相談や審 査を実施する。	○ 医療関係者のニーズを把握するため、国内外の学会等への参加 を通じて、積極的に医療関係者と意見交換を行うとともに、それ を踏まえた相談及び審査を実施している。
	_	・後発医薬品のリスク管理計画を着実に実施すると ともに、関係部門と連携し適切に対応する。	○ 後発医療用医薬品での医薬品リスク管理計画の円滑な導入に向けて、その対象範囲、提出時期、記載するべき内容等の課題を検証するため、ゾレドロン酸(水和物)及びシルデナフィルクエン酸塩を有効成分として含有する後発医療用医薬品を対象として、医薬品リスク管理計画書案の提出を求める試行業務を実施した。
	・審査手続における電子化の促進及び職員の I T リテラシーの向上を図る。	・審査資料等の電子化を促進し、審査手続きにおける種々の電子ドキュメントのより一層の活用を図ることによって、審査等業務の効率化に向けた体制を整備する。	○ 平成25年度における審査関係業務システムの開発・改修作業等の実施状況は以下のとおりである。 (1)業務・システム最適化計画(次期審査システム)業務・システム最適化計画の具体化に向け、現行の審査系システムの要望事項等への対応、システムの統合化、情報の一元管理を目的とした次期審査システムについて、結合テスト、総
			合テストを完了した。また、実運用に即したシナリオに沿って 業務が滞りなく遂行できることを確認するため、実運用テスト を実施した。 (2) 医薬品等承認原議及び治験届等の電子媒体変換業務 医薬品等承認原議、薬物及び機械器具等治験届について、省 スペース化・長期保存に耐えうる画像データへの変換を行った。 これらの画像データを検索等により活用することで、審査業務
		・電子ドキュメントのより一層の活用を図るよう、	の効率化・迅速化を推進した。 さらに広く情報を活用し、審査・相談業務を効率化することを目的に、希少疾病用医薬品指定、簡易相談、対面助言、製造販売後調査計画書等の資料を文字情報でも検索できるよう透明テキスト化したPDFデータへの変換を行った。
	・日本薬局方などの医薬品等の品質に関する基準 作成や添加物規格の公定規格化を推進することに より、的確かつ迅速な審査を実施する。	引き続き効果的なITリテラシー研修を実施する。 ・関係部署との連携により、日本薬局方収載原案の	
		・医薬部外品原料規格原案の作成業務の推進を図る。	○ 厚生労働省の医薬部外品原料規格の改正作業について、平成25年度に計2回の「医薬部外品原料規格検討会」の開催に協力した。それに基づき、「医薬部外品原料規格2006」に関わる事務連絡(平成25年4月10日及び平成25年41月6日)が発出された。それとは別に、審査の迅速化や申請の手間の軽減を目的に、既承認の薬用化粧品に用いられている別紙規格を公表すべく事務局作業を外部委託し、「薬用化粧品添加物規格集」を作成した。
		・特にアジア地域で製造される医薬品についての品質、有効性及び安全性を高めるため、マスターファイル(原薬等登録原簿)登録時確認の実施、国内管理人の研修を行う。	スターファイル登録申請書の作成及び登録後の照会回答の対応等

	中	期	B	標
•				
			-	
•				
				•

中	期	計	画
- 44	ガガ	61	凹

平成25年度計画

平成 25 年度の業務の実績

・漢方製剤及び生薬製剤に関する審査体制の効率 化・充実を図る。

イ 審査期間短縮に向けた目標設定

・平成16年4月1日以降に申請された医薬品等 に係る行政側期間の目標は、次のとおりとし、そ の目標を達成することができるよう取り組むもの とする。

①後発医療用医薬品の審査期間

平成23年度までに、以下の表に定められた審 査期間に関し、50% (中央値) について達成 することを確保する。

1	86 E	行政側期間	_
	後発医療用医薬品	10ヶ月	_

②一般用医薬品(OTC)の審査期間 平成23年度までに、以下の表に定められた審 査期間に関し、50%(中央値)について達成 することを確保する。

i	品	行政側期間
	一般用医薬品	8ヶ月

③医薬部外品の審査期間 平成23年度までに、以下の表に定められた審 査期間に関し、50%(中央値)について達成 することを確保する。

品目	行政侧期間				
医薬部外品	5.5ヶ月				

・ 漢方製剤及び生薬製剤に関する審査の効率化を検 討しつつ、審査体制の充実強化を図る。

イ 審査期間短縮に向けた目標設定

・平成16年4月1日以降に申請された医薬品等に係る行政側期間の目標として、後発医療用医薬品については10ヶ月を、一般用医薬品については18ヶ月を、中般用医薬品については5.5ヶ月をそれぞれ50%(中央値)達成する。そのため、次の取り組みを行う。

- ①審査・調査実施要領、業務手順書の見直し等を 適宜行い、行政側期間の目標達成にかかる自己 点検の実施、行政側期間の目標達成状況の審査 担当者への周知等により、業務を適切に管理す る。
- ②関係部局との連携のもと、審査・調査の迅速化 ・適正化のための具体的な改善方策の検討を行 う。

○ 日本薬局方生薬委員会に審査担当者を参加させ、また、国立医薬品食品衛生研究所生薬部が関与する厚生労働科学研究班にも協力研究員として参加させるなど、漢方・生薬製剤の専門家等との意見交換等を通じ、審査担当者の資質向上に努めた。

【後発医療用医薬品等の年度別承認品目数と行政側期間 (中央値) 平成21年 平成22年 平成23年 平成24年 平成25年 2, 633 3,091 3, 421 3, 504 後発医療用医薬品承 3.271 認品目数 うち平成16年4月 3,502 3. 388 以降申請分の承認品 3,245 2,590 3.046 目数 5.9月 5.3月 中央値(平成16年4 7.5月 6.9月 6.5月 月以降申請分) 881 916 -般用医薬品承認品 2.171 1,008 1,031 目数 うち平成16年4月 1,029 916 以降申請分の承認品 2,166 1,007 881 4.0月 3.4月 4.1月 4.9月 中央値(平成16年4 4.6月 月以降申請分) 2,028 1, 938 1.968 医薬部外品承認品目 2, 221 1,976 うち平成16年4月 2, 220 1,976 1. 938 1, 968 2,028 以降申請分の承認品 日数 5.2月 5.0月 4.9月 4.9月 中央値(平成16年4 4.8月 月以降申請分) 6,060 6,270 6,448 5,617 7,663 6, 237 6,446 7,631 6,013 うち平成16年4月以 5, 573 降申請分の計 注1:一般用医薬品及び医薬部外品の中央値は、審査終了後、都道府県等から

- 主1:一般用医薬品及び医薬部外品の中央値は、審査終了後、都道府県等か のGMP結果通知までに要した期間を除外して算出している。
- 注2:承認品目数には、標準的事務処理期間が6ヶ月以内の優先審査品目も含む。
- 後発医療用医薬品等の審査業務については、業務を的確・迅速 に遂行するために、審査の方法と、審査に伴う手続き等について 「医療用後発品承認審査実施要領」、「一般用医薬品承認審査実施 要領」、「殺虫剤・殺鼠剤承認審査実施要領」及び「医薬部外品承 認審査実施要領」を作成するとともに、各業務に係る標準業務手 順書等を整備した。

また、定期的に審査事務処理期間目標の達成状況を集計し、審査担当者に周知したほか、審査等業務進行管理委員会を開催し、業務の進捗状況等を検証した。(平成25年度は年4回開催)

○ 平成25年度の承認品目における行政側期間(中央値)は、後発 医療用医薬品(目標10ヶ月)については5.3月、一般用医薬品(目標8ヶ月)については4.9月、医薬部外品(目標5.5ヶ月)については4.9月であり、すべて目標を達成している。

中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平成 25 年度の業務の実績
中 別 日 保	十 朔 貞 岡	一 从 20 干 及 时 國	于
	ウ 治験相談等の円滑な実施 ・後発医療用医薬品について、簡易相談とは別の 申請前相談制度を創設する。	ウ 治験相談等の円滑な実施 ・後発医療用医薬品については、新たな申請前相談 制度の試行的実施を継続し、次期中期計画期間中の 本格的実施を目指し、運用方法等の改善について検 討する。	○ 後発医療用医薬品に関する申請前相談については、平成24年 1 月から後発医薬品品質相談及び後発医薬品生物学的同等性相談を 試行的に開始し、平成25年度は17件実施した。なお、平成26年度 上半期も試行的実施を継続しながら、月 2 件の相談に対応するこ ととしている。
			【後発医療用医薬品に係る相談の実施状況】
			平成23年度 平成24年度 平成25年度
			治験相談実施件数 3 10 17
	•		取下げ件数 0 0 1 実施・取下げ件数 3 10 18
			実施・取下げ件数 3 10 18 18 注:後発医療用医薬品に係る相談は、平成23年度から実施。
			注:後免医療用医薬品に係る相談は、平成23年度が5美胞。
			【後発医療用医薬品に係る相談の平成25年度相談区分別実施状況】 治験相談 取下げ 実施・取下げ
			実施件数 件数 合計
			後発医薬品生物学的同等性相談 14 1 15
			後発医薬品品質相談 3 0 3
			合計 17 1 18
	・一般用医薬品について、開発前から申請直前まで相談ができる制度に見直し、相談の充実を図る。	・一般用医薬品については、スイッチOTC相談等 の本格的実施を含め、相談制度全体について運用方 法等の改善を検討する。	○ 一般用医薬品に関する申請前相談については、業界団体の意見等に基づき、平成22年度から一般用医薬品開発開始・申請前相談を開始している。このうち、新一般用医薬品開発妥当性相談は平成23年度から実施、スイッチ07C等申請前相談及び治験実施計画書要点確認相談は引き続き試行的に実施した。平成24年度は相談件数が前年に比較し減少したものの、業界団体の意見等を参考にするなどした結果、平成25年度は大幅に件数が増加した。今後も、相談制度を更に充実していくこととしている。
		*	【一般用医薬品開発開始・申請前相談の治験相談の実施状況】
<u> </u>			平成22 平成23 平成24 平成25
'			年度 年度 年度 年度 治験相談実施件数 23 17 4 21
			信機相談美施件数 25 17 4 21 1 1 1 1 1 1 1 1
			実施・取下げ件数 23 19 4 21
			注:一般用医薬品開発開始・申請前相談は、平成22年度から実施。
			【一般用医薬品開発開始・申請前相談の平成25年度相談区分別実施状況】
			一般用医薬品所発用炉・申請削相談の予放25年度相談区分別実施へ代
· ·			実施件数 件数 合計
			スイッチOTC等時前俯談 1 0 1
			治験実施計画書要点確認相談 0 0 0
			新一般用医薬品開発妥当性相談 20 0 20
			合計 21 0 21
	・専門協議が必要な医薬部外品について、申請前 相談の充実を図る。	・医薬部外品については、専門協議が必要な医薬部外品に関する新たな申請前相談制度の必要性について、業界のニーズを把握しながら検討する。	

自己評定

評 定

S

(理由及び特記事項)

○ 総合科学技術会議の意見具申 (平成18年12月25日) 等を踏まえた審査 体制の強化を行うために、平成19年度から、増員及び新規採用者の研修 等に全力を挙げるとともに、申請品目の多寡に応じて、弾力的に審査員 を配置するなど、承認審査等の処理能力を高めるための各種取組みを精 力的に進めできた。

S

その結果、新医薬品の総審査期間(中央値)については、優先品目(目 標 9 ヶ月) は7.2ヶ月、通常品目(目標12ヶ月)は11.3ヶ月であり、平

成25年度の目標を上回っている。

また、後発医療用医薬品等の行政側期間(中央値)についても、後発 医療用医薬品(目標10ヶ月)は5.3ヶ月、一般用医薬品(目標8ヶ月) は4.9ヶ月、医薬部外品(目標5.5ヶ月)は4.9ヶ月であり、平成23年度 までに達成すべき目標を、平成25年度においても達成した。

また、カルタヘナ法に関する事前審査については、第2種使用等の確 認を24件実施し、行政側期間(目標3ヶ月)は0.9ヶ月であり、第2期

中期計画期間中の目標を達成した。

他方、新医薬品の対面助言については、実施日時の調整を効率的に行 うなど、円滑な実施に努めたところであり、平成21年度から導入した「医 薬品事前評価相談」及び平成23年度から導入した「優先審査品目該当性 相談」を含めて、384件に対応することができた。

以上のように、平成25年度の総審査期間目標等を上回る成果を上げた が、新医薬品(優先品目、通常品目ともに)の申請者側期間については、 各目標3ヶ月に対し優先品目の実績3.8ヶ月、通常品目は4.6ヶ月であり、

目標未達成であった。

ただし、審査期間の数値目標については、申請者ひいては患者、医療 関係者が医薬品を入手できるようにするために承認されることが最終目 標であることから、総審査期間の目標達成が最も重要と考えており、そ れが達成できない場合に、改善すべき点を明確にするため、その内訳で ある行政側期間と申請者側期間を設定しているものである。

申請者側期間の短縮に向けては、承認申請前の治験相談等を通じ、申 請資料のまとめ方及び評価の十分性等の助言・指導を受けること等につ いて、業界との意見交換会等を通じて申請企業に協力要請を行う等の取 組みを行っており、今後ともこの取組みを継続してまいりたい。

[数値目標]

○新医薬品(優先品目)の審査期間(下記の審査期間に関し、それぞれ50|○ 新医薬品(優先品目)における平成25年度の承認品目の総審査期間(中 %について達成)

平成21年度 総審査期間11ヶ月、行政側期間6ヶ月、申請者側期間5ヶ 平成22年度 総審査期間10ヶ月、行政側期間6ヶ月、申請者側期間4ヶ

- 平成23~25年度 総審査期間9ヶ月、行政側期間6ヶ月、申請者側期間 3ヶ月
- ○新医薬品(通常品目)の審査期間(下記の審査期間に関し、それぞれ50 新医薬品(通常品目)における平成25年度の承認品目の総審査期間(中 %について達成)

平成21年度 総審査期間19ヶ月、行政側期間12ヶ月、申請者側期間7

- 平成22年度 総審査期間16ヶ月、行政側期間11ヶ月、申請者側期間5 ヶ月
- 平成23~25年度 総審査期間12ヶ月、行政側期間9ヶ月、申請者側期 間3ヶ月

央値) は7.2月、行政側期間(中央値)は3.6月、申請者側期間(中央値) は3.8月であり、総審査期間及び行政側期間について目標を達成した。 なお、平成25年度の承認件数のうち、優先品目が占める割合は30%であ った。

- 0 申請者側期間については、目標は達成できなかったものの、その改善 に向けては、申請前から積極的に治験相談等を活用するなどの対応をと るように、従来より業界との定期的な意見交換の場を通じて、新薬メーカーに協力を呼びかけた。
- 央値) は11.3月、行政側期間(中央値)は6.7月、申請者側期間(中央値) は4.6月であり、総審査期間及び行政側期間について目標を達成した。
- 申請者側期間については、目標は達成できなかったものの、その改善 に向けては、申請前から積極的に治験相談等を活用するなどの対応をと るように、従来より業界との定期的な意見交換の場を通じて、新薬メー カーに協力を呼びかけた。
- 平成24年度における米国とのドラッグ・ラグの実態把握のため、企業 に対しドラッグ・ラグに関するアンケート調査等を実施した。

その結果、平成24年度のドラッグ・ラグの試算結果は大幅に改善され、 ラグはほぼ解消したようにみえる。具体的には、新有効成分含有医薬品 の開発ラグは検討会品目を含めても0.3年、審査ラグ0年とあわせ、ド ラッグ・ラグは0.3年と試算された。

ただし、比較した米国審査期間データ数値は直近の公表値ではなく、 また開発ラグも含めたドラッグ・ラグ試算値は一時的な改善傾向である

(委員会の評定理由)

新医薬品の総審査期間(中央値)については、第二期中期計画を踏まえ策 定された年度計画で具体的な目標を定めているが、平成25年度においては、 優先品目は目標 9ヶ月に対して実績は7.2ヶ月、通常品目は目標12ヶ月に対し て実績は11.3ヶ月と目標を上回っており、増員や研修等による審査体制強化 の効果が出てきているものと高く評価する。

これを行政側期間と申請者側期間に分けてそれぞれの審査期間(中央値) を分析すると、優先品目の行政側期間は目標6ヶ月に対して実績は3.6ヶ月、 申請者側期間は目標3ヶ月に対して実績は3.8ヶ月、通常品目の行政側期間は 目標 9ヶ月に対して実績は6.7ヶ月、申請者側期間は目標 3ヶ月に対して実績 は4.6ヶ月となっている。行政側期間はいずれも目標を大きく上回っているが、 申請者側期間はいずれも目標を下回っていることから、申請企業に対し、承 認申請前の段階で、治験相談等の実施を要請し、申請資料のまとめ方及びデ ータの評価を十分に行うこと等を助言・指導していくことや日米欧の規制当 局と迅速に対応できるよう十分なリソースの確保等を要請するといった取組 みにより、申請者側期間の短縮を期待する。

なお、新医薬品の平成25年度の承認件数は、優先品目で42件(平成24年度 :53件)、通常品目で96件(同:81件)であり、各品目につき増減にばらつき はあるが、承認件数全体としては、第二期中期目標期間中で最も多く処理し ており、その中で総審査期間の目標を達成しており、この点についても高く 評価する。

また、その他の医薬品分野の総審査期間(中央値)については、後発医療 用医薬品が行政側期間の目標10ヶ月に対して実績は5.3ヶ月、一般用医薬品は 行政側期間の目標8ヶ月に対して実績は4.9ヶ月、医薬部外品は行政側期間の 目標5.5ヶ月に対して実績は4.9ヶ月でいずれも目標を上回っていることは高 く評価する。

(各委員の評定理由)

- ・目標を大幅に達成している。国際協調も進んでいる。
- 医薬品の審査業務は迅速かつ適切に行われており、ドラッグ・ラグ解消に繋が
- PMDAに期待される中核的な業務とも言え、ドラッグ・ラグの解消に向けて大き な成果が上がっていることは高く評価したい。審査件数が増大している中で、 優先品目、通常品目とも短期間で審査できている。事前評価相談制度、リスク マネージャー制度など、新しいシステムの導入も成果を上げていると考えられ る。
- 日本の審査に対する諸外国の信頼性が高まっていることも昨年あたりから話題 になっていたが、PMDAの実績がさまざまな形で国際的な評価にもつながってお り、「SI評価は当然と言えよう。
- 多くは目標を上回ったが、一部下回っているのでA評価。ドラッグラグが解消 されたことについては、この委員会においても長年の悲願であり、敬意を表す
- 迅速な処理体制確立に向け、様々に研究、努力されており、高く評価できる。 ・各数値目標は審査期間の申請者側期間を除き確実に上回っており、大きく上回 っているものの存在等を含めて判断すると全体として目標を上回っていると評 価できるため。

(業務への提言)

・次世代審査相談体制について検討されているというのは、大変期待されます。

(その他の意見)

特になし。

可能性は否定できない。この改善傾向を恒常的に達成するためには、PMD Aとして以下のような課題に引き続き取り組む必要があるものと考えている。

- ・開発ラグ解消支援のため、相談業務の拡充を図る
- ・必要な体制強化を行い、審査の予見性の向上と質の向上を図る (注3)

【新有効成分含有医薬品】

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
	度	度	度	度
申請ラグ	2. 5年	1.3年	1.5年	0.3年
	(2. 3年)	(1.0年)	(0.4年)	(0年)
審査ラグ	0.8年	0.4年	0.1年	0年
ドラッグ・ラグ	3.3年	1.7年	1.6年	0.3年
	(3.1年)	(1.4年)	(0.5年)	(0年)

※:米国での開発見込みが少ないと思われる品目を除くと、開発ラグ(=ドラッグ・ラグ)は0.4年(検討会品目を除くと0.2年)となる。

(注1)

開発ラグ:当該年度に国内で承認申請された新薬について、米国にお ける申請時期との差の中央値

審査ラグ: 当該年度(米国は暦年)における日米間の新薬の総審査期間(中央値)の差。米国は直近の公表データを使用(※※)。

ドラッグ・ラグ:開発ラグと審査ラグの和

※※引用: 新有効成分含有医薬品の分析にあたっては、「CDER User Performance & New Drug Approvals 2011」のデータを使用。 よって、平成24年における米国の数値は2011年のものとな

っている。

(注2) 表中() 内の数値は、検討会品目を除いた場合の値を示したもの。 ここで、検討会品目とは、厚生労働省において開催された「医療上の 必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議」における検討結果を受け て申請された品目をいう。

(注3)

第3期中期計画期間においては、審査の予見性を高めるため、審査期間目標設定を従来の中央値から80%タイル値での目標へと変更した。

- ○新医薬品の治験相談について、処理可能な枠数として、平成23年度までに 治験相談(事前評価相談、ファーマコゲノミクス・バイオマーカー相 最大で1,200件程度を確保。 談及び優先審査品目該当性相談を除く)については、原則としてすべて
- 治験相談(事前評価相談、ファーマコゲノミクス・バイオマーカー相 談及び優先審査品目該当性相談を除く)については、原則としてすべて の治験相談の需要に対応するため、日程調整依頼の受付けに応じて日程 調整を行い、実施希望月で調整できなかった場合は、その前後1ヶ月で 調整を行う方法を取ることとしている。平成25年度については、申請の あったすべての治験相談に対応するとの目標に対し、実施が312件、取下 げが30件であり、すべての相談に対応した。
 - なお、処理可能な枠数として最大1,200件程度確保することに関し、平成25年度は、治験相談(事前評価相談、ファーマコゲノミクス・バイオマーカー相談及び優先審査目該当性相談を除く)312件のほか、薬事戦略相談123件、さらには対面助言と同様に審査部が相談対応する事前面談1,006件、薬事戦略相談の事前面談346件を加えると1,787件となり、枠数として目標を達成していると考えられる。
 - 最大受入れ枠として1,200件程度の充足に向けて、引き続き、業界向け 各種説明会等において、各種相談の利用について呼びかけた。今後は、 さらなる利用の増加を目指して、ニーズに沿った相談枠を新設するなど の見直しを行うこととしている。

- ○カルタへナ法に関する事前審査について、行政側期間を第1種使用の承認に カルタヘナ法に関する事前審査については、第1種使用等の承認につ ついては6ヶ月、第2種使用の確認については3ヶ月とし、50%以上については0件、第2種使用等の確認については24件、審査期間中央値は0.9 いて達成 (医薬品)。
- ○後発医薬品等審査期間(下記の期間に関し、平成23年度までに50%につ 〇 平成25年度の承認品目における行政側期間(中央値)は、後発医療用 いて達成)

後発医薬品 行政側期間10ヶ月 一般用医薬品 (OTC) 行政側期間8ヶ月 医薬部外品 行政側期間5.5ヶ月

「評価の視点]

○新医薬品について、的確かつ迅速な審査を実施していくために、中期計画に|実績:○ 掲げられている各種取組が着実に実施されているか。

(具体的取組)

- ・審査チーム数の増強及び柔軟なチーム編成
- プロジェクトマネジメント制度の実施
- ・審査業務プロセスの標準化の推進
- 最新の医療動向等を踏まえた相談、審査の実施

・新医薬品の再審査の的確かつ迅速な審査及び再評価の適切な対応

- ・審査業務における電子化の促進等
- ・日本薬局方などの医薬品等の品質に関する基準の作成

- ヶ月であり、目標を達成した。
- 医薬品(目標10ヶ月)については5.3月、一般用医薬品(目標8ヶ月)に ついては4.9月、医薬部外品(目標5.5ヶ月)については4.9月であり、す べて目標を達成している。

- 新医薬品の承認申請品目の偏りにより迅速な処理が困難と見込まれる 分野について、審査要員を増員し、審査体制の強化を図った。
- 審査等の一層の迅速化のための取組みの一つとして、平成20年度から、 新医薬品の審査等を対象に、その進行管理・調整等を行うことを目指し たプロジェクトマネジメント制度を導入しており、平成25年度において は、これまでの実施経験を基に、当該制度の更なる定着を推進した。
- 審査の基本的考え方については、審査基準の明確化を図る観点から、 平成20年度に公表した「新医薬品承認審査実務に関わる審査員のための 留意事項しを担当職員に周知するとともに、PMDAホームページに掲載し ている。
- 医療関係者のニーズを把握するため、国内外の学会等への参加を通じ て、積極的に医療関係者と意見交換を行い、それを踏まえた相談及び審 査を実施した。
- 欧米では使用が認められているが、国内では承認されていない医薬品 や適応について、製薬企業の開発促進に資するため、平成22年2月に、「医 療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議(座長:堀田知光(独 立行政法人国立がん研究センター 理事長))」が厚生労働省に設置され て活動が続けられており、PMDAも当該会議の運営に協力するとともに、 引き続き検討結果に基づく治験相談や承認申請に対応している。
- 平成25年度における再審査品目数は121、薬効再評価品目数は0、品質 再評価品目数は0であった。なお、薬効再評価については、平成25年度 中に漢方製剤、非ステロイド性消炎鎮痛剤、代謝拮抗剤についての科学 的な評価は実質終了させた。

(新たに承認された新医薬品について、承認後一定期間が経過した後、 その間に製造販売業者等が実施した使用成績調査等に関する資料等に基 づき、有効性及び安全性を確認する再審査がある。また、既に承認され た医薬品のうち厚生労働大臣が指定したものについては、製造販売業者 より提出された資料に基づき、現時点の医学・薬学の学問水準から有効 性及び安全性を確認する薬効再評価と、内用固形製剤の溶出性について、 品質が適当であるかを確認し、適当な溶出試験を設定することにより、 内用固形製剤の品質を一定の水準に確保することを目的とした品質再評 価がある。)

- 平成25年度における審査関係業務システムの開発・改修作業等の実施 状況は、①業務・システム最適化計画 (次期審査システム) の推進、② eCTDビューアシステムの改修、③治験中機器不具合報告システムの開発、 ④販売名類似性検証システムの機能開発、⑤医薬品等承認原議及び治験 届等の電子媒体変換を実施し、審査・調査業務の更なる迅速化・効率化 を推進した。
- 平成25年度に計95回の日本薬局方原案審議委員会を開催し、第十六改

正日本薬局方第二追補(平成26年2月28日告示)収載原案として、医薬 品各条232件(新規60件、改正172件、削除1件)、一般試験法8件(新規 1件、改正7件)、参照紫外可視吸収スペクトル13件、参照赤外吸収スペ クトル17件、その他通則の改正、製剤総則の一部改正についてPMDAホー ムページに掲載し、意見募集を実施した。

○新医薬品について、中期計画で掲げている新しい審査方式の導入等に関する | 実績:○ 取組が着実に進展されているか。

(具体的取組)

・開発段階から安全性及び有効性に関する評価を行う仕組みの導入及び必要 〇 申請前の段階から品質、有効性、安全性に関する評価を行うため、事 な見直し・

前評価相談制度を平成21年度から試行的に導入し、平成23年度から正式 に実施している。平成25年度においては、上半期と下半期に分け相談実 施依頼書を受け付け、以下のとおり実施した。

第1分野:1品目(相談区分数は6件。以下同じ。)、第6分野の2: 1品目 (6件)、第2分野:1品目 (1件)、第3分野の1:1品目 (6 件)、第6分野の1:1品目(4件)、抗悪性腫瘍剤分野:2品目(6件)、 血液製剤分野: 2品目(3件)

(※同一品目について、異なる相談区分で上半期と下半期に相談を実施 した場合は、1品目として集計している。)

・治験段階から市販後までの医薬品の安全性を一貫して管理する仕組みの検│○ リスクマネージャーを12審査チーム14人体制で配置し、新薬の審査チ 討、導入及び実施

- ームにおける安全性評価、製造販売後調査に関する承認条件解除報告書 の作成等を行った。
- 全ての提出された医薬品リスク管理計画 (RMP) について、リスクマネ ージャー間で情報を共有し、審査上の論点を踏まえての議論を行った。 また、製造販売後にRMPを変更する場合の事例についても共有し、整合性 を図った。平成25年度は、4品目のRMPの公表を行った。

○ドラッグ・ラグ解消に向けて中期計画で設定された新医薬品の審査期間の目 実績:○ 標が達成されているか。

- 新医薬品(優先品目)における平成25年度の承認品目の総審査期間(中 央値) は7.2月、行政側期間 (中央値) は3.6月、申請者側期間 (中央値) は3.8月であり、総審査期間及び行政側期間について目標を達成した。 なお、平成25年度の承認件数のうち、優先品目が占める割合は30%で あった。
- 新医薬品(通常品目)における平成25年度の承認品目の総審査期間(中 央値)は11.3月、行政側期間(中央値)は6.7月、申請者側期間(中央値) は4.6月であり、総審査期間及び行政側期間について目標を達成した。
- 優先品目、通常品目ともに、申請者側期間の目標は達成できなかった ものの、その改善に向けては、申請前から積極的に治験相談等を活用す るなどの対応をとるように、従来より業界との定期的な意見交換の場を 诵じて、新薬メーカーに協力を呼びかけた。

○「PMDA国際戦略」に基づき、欧米やアジア諸国との連携により、積極的 実績:○ な国際活動を推進し、医療サービスの向上とPMDAの国際的地位の確立を 図るための諸々の施策が着実に実施されているか。

(具体的取組)

・欧米、アジア諸国、諸国際機関との連携強化

○ PMDA内で連携をとりつつ、EMA、FDA等、欧米諸国とコンスタントに情 報交換している。具体的には、米FDAとの定期テレカンの実施やEMAリエ ゾンオフィサーとEMA側担当者との週1回の面談、オーファンドラッグ等 の個別分野に係る定期テレカン等が挙げられる。また、スイスメディッ クに新たにリエゾンを派遣した他、ヘルスカナダへの派遣も決定し、米F DAへの中・長期派遣も調整を進め、次年度早々に実現するに至った。

対アジアとしては、韓国、タイ等との二国間協議の他、タイ及び台湾 との二国間シンポジウムを開催もしくは共催するなど、これまでから一 歩踏み込んだ関係の構築を進めている。

一方、GXPの領域では、GMPに関してPIC/S加盟に向けた準備を進めたり、 GCPに関してEMAとクローズド会合を実施したりするなど、国際協力を積 極的に進めている。

米国DIA年会、DIA欧州年会、薬事サミット、ICMRA会合等においては、 各規制当局トップ間の会合、情報共有等により連携強化を進めている。

・国際調和活動に対する取組の強化

人的交流の促進

- ・国際感覚、コミュニケーション能力を備えた人材の育成・強化
- ・国際広報、情報発信の強化・充実
- 国際共同治験の推進

○新医薬品に係る治験相談等の円滑な実施のため、中期計画に掲げられている |実績:○ 各種取組が着実に行われているか。

(具体的施策)

・承認申請までの指導・助言を提供する機会の増加

- PIC/S加盟に向けた体制整備、MRA締結国の拡大に対する取り組みを行 った。PIC/S加盟関連の会議・研修として、調査手法の国際整合・調和の目 的で、平成25年5月: PIC/Sコミッティー、PIC/S Expert Circle (QRM)、 10月: PIC/Sコミッティー、PIC/Sセミナー、PIC/S Expert Circle (Blood and Tissues Cell) に参加したほか、平成26年2月にEMAの GMP/GDP Inspectors Working Group にオブザーバー参加し、海外査察当局の情報 収集に取り組んだ。
- ICH、IGDRP等の国際調和活動に引き続き参加し、ガイドライン作成等 に積極的に貢献するだけでなく、運営への参画も継続している。特に薬 事規制分野の各国当局トップで構成されるICMRA会合では理事長が副議長 に指名されるなど中心的な役割を果たしている。またそうした会議から 派生した個別の領域に関する調和活動も欧米規制当局と積極的に実施し ている。

一方、アジア地域においても、APEC LSIFの下部組織であるRHSCに参 加し、特にMRCTについては主導国として調整を進めている。また二国間 協議及びシンポジウムの開催等により、相互理解もこれまで以上に深め ている。

- 既存のリエゾン派遣に加え、スイスメディックへの派遣を開始し、 ルスカナダへの派遣が決定した。その他、米FDAへの中・長期派遣も調整 を進め、次年度早々に実現するに至った。 一方、海外規制当局からの研修生も積極的に受け入れている。米マン スフィールド財団研修生としてFDA職員(6ヶ月)を受け入れた他、中国、 台湾等からも短期間来所し、またタイ及びマレーシアからの来訪者も受 け入れの方向で調整している。更に、海外規制当局者を対象に日本の規 制や業務手法等を紹介するPMDAトレーニングセミナーを実施し、アジア を中心とする規制当局より医薬品分野では17名、医療機器分野では19名
- 米国FDA等のトレーニングコースに計画的に職員を派遣し、人材の育成 ・強化を図った。また、「国際学会等若手体験研修(チャレンジ)プログ ラム」により、国際感覚を備えた人材の育成を図ったほか、国際人材育 成プログラムに必要な体制整備とそれに伴う研修体制整備を実施し、選 抜制の国内英語研修及び英語通信教育研修の検討を進め、研修委員会の 了承を得た。
- PMDAパンフレット、業務報告の英語版を作成するとともに、英文Webに 掲載し、CDも作成してDIAやRAPS等に出展したブースで配布するなど、海 外向けの積極的な情報発信を行った。また昨年度実績7品目であった審 査報告書英訳のWeb公開を、翻訳体制強化等により20品目に増やしたり、 国際部の業務に関する英文情報を公開し、更に承認申請に係る手続きの紹介スライドの作成を進めたりするなど、Webの内容も充実を図った。
- 国際共同治験については、ドラッグ・ラグの短縮のため、その推進を 図るとともに、実施に当たっての基本的な考え方を示した「国際共同治 験に関する基本的考え方」(平成19年9月28日付厚生労働省医薬食品局審 査管理課長通知)、「国際共同治験に関する基本的考え方(参考事例)」(平 成24年9月5日付厚生労働省医薬食品局審査管理課事務連絡)に基づき、 対面助言、審査等を実施している。

・型成25年度の治験計画届601件中、国際共同治験に係るものは169件で あった。

○ 国際共同治験への対応などを積極的に進めることとしており、新有効 成分の国際共同治験に係る相談については、平成25年度は59件実施した。

の参加者を受け入れた。

- 申請前から積極的に治験相談等を活用するなどの対応をとるように、 従来より業界との定期的な意見交換の場を通じて、新薬メーカーに協力 を呼びかけた。
- 医療上特に必要性が高いと認められる医薬品に対する優先対面助言制

新医薬品の治験相談について、申込みから対面相談までの期間(2ヶ月程□ 治験相談の迅速化については、平成22年10月実施分の相談受付以後、 度) の堅持

全ての相談に対応可能な体制の確保

○医薬品に係る新技術の評価等の推進を図るため、中期計画に掲げられている |実績:○ 各種取組が着実に実施されているか。

(具体的取組)

・再生医療等の先端技術の評価における外部専門家の活用

・先端技術を応用した製品に係る国の評価指針の作成への協力

度については、平成25年度は指定申請がなかった。また、指定した成分 について、対面助言を2件実施した。

- 相談者の申込み作業及びPMDA担当者の受付作業に係る運用方法を効率化 し、治験相談の申込みから実施日までの期間については目標である2ヶ 月程度を堅持した。
- 治験相談(事前評価相談、ファーマコゲノミクス・バイオマーカー相 談及び優先審査品目該当性相談を除く) については、原則としてすべて の治験相談の需要に対応するため、日程調整依頼の受付けに応じて日程 調整を行い、実施希望月で調整できなかった場合は、その前後1ヶ月で 調整を行う方法を取ることとしている。平成25年度については、申請の あったすべての治験相談に対応するとの目標に対し、実施が312件、取 下げが30件であり、すべての相談に対応した。

- バイオ・ゲノムといった先端技術分野を中心に指導・審査技術水準を 向上することが求められていることから、審査及び安全対策における専 門協議等の場において、科学的な重要事項に関する専門的意見を聴くた め、高度な知見を有する外部の専門家に対し、PMDAの専門委員としての 委嘱を引き続き行っている。(平成26年3月31日現在での委嘱者数は、 1,159名(安全対策に関して委嘱された専門委員を含む。))
- 平成25年度の専門協議の実施件数は、244件(書面形式187件、会議形 式57件) であった。
- 再生医療やワクチンの評価のための研究班によるガイドライン作成等

の作業に協力し、以下の指針等が発出された。 平成25年5月29日付薬食機発0529第1号「次世代医療機器評価指標の 公表について」で示された自己iPS細胞由来網膜色素上皮細胞に関する 評価指標の作成・発出に協力した。

平成25年度医薬品承認審查等推進費医薬品審查等業務庁費研究報告 「バイオ後続品の品質等に関わる調査」における検討に参加し、バイオ 後続品等の承認申請において必要な資料に関する研究等に協力した。

厚生労働科学研究費補助金 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイ エンス総合研究事業「ウイルス等感染性因子安全性評価に関する研究」 (平成25年度総括・分担研究報告書) の分担研究報告書「細胞組織加工 医薬品及びバイオ医薬品の異常型プリオンの検出・リスク評価に関する 研究」、「エンドトキシン試験法の研究」及び「ウシ等由来原料の基準の 研究」の作成に協力した。

平成25年4月15日付事務連「細胞・組織加工医薬品等の製造に関連す るものに係る原薬等登録原簿登録申請書及びその申請書に添付すべき資 料の作成要領に関するQ&Aについて」の作成に協力するとともに、ホー ムページへの掲載や学会等における講演等により内容の周知徹底を図っ ている。

「厚生労働科学研究費補助金(地球規模保健課題推進研究事業)課題 名:トラベラーズワクチン等の品質、有効性等の評価手法の検討に関す る研究 研究代表者:尾内一信」における検討に参加し、トラベラーズ ワクチンの開発手法の研究等に協力した。

「厚生労働科学研究費補助金(地球規模保健課題推進研究事業)課題 名:次世代型ワクチンの実用化に向けた検討及び品質管理に関する基準 の在り方に関する研究 研究代表者:石井健」における検討に参加し、 次世代型ワクチンの実用化に向けた開発に関する研究等に協力した。

生物学的製剤基準について、医薬品に係る新知見の発見、新測定技法 の開発等の科学的進歩や海外で採用されている基準の状況等医薬品を取 り巻く環境の変化を踏まえた改正作業に協力した(平成25年9月12日薬 食審査発0912第9号「生物学的製剤基準の一部改正に伴う医薬品製造販 売承認申請等の取扱いについて」)

○ PMDAの横断的プロジェクトであるナノ医薬品プロジェクトにおいて は、EMAとの共同発出である「ブロック共重合体ミセル医薬品の開発に

- ・カルタヘナ法に関する事前審査についての目標の達成
- ・早い段階から薬事上の相談に応じる体制の整備

・スーパー特区についての必要な対応

- 関するリフレクションペーパー」(平成26年1月10日付薬食審査発011 0第1号審査管理課長通知)及びそのQ&A (同日付審査管理課事務連絡) の作成に協力した。
- マイクロドーズ臨床治験プロジェクト及びナノ医薬品プロジェクトに おいて、関連する医薬品開発の治験届の取扱いについて検討を行い、対 応案を厚生労働省医薬食品局審査管理課に提案した結果、その取扱いに 関する記載が含まれた平成25年5月31日付薬食審査発0531第4号及び8 号及びそのQ&A (平成25年8月30日付審査管理課事務連絡) が発出され た。また、ナノ医薬品プロジェクトにおいては、承認申請時の添付資料 の取扱いについて検討を行い、審査管理課に対応を提案した結果、その 取扱いに関する記載が平成26年1月10日付薬食審査発0110第1号審査管 理課長通知に記された。
- 医薬品製法変更等プロジェクトにおいて、医薬品の品質審査及び承認 書記載等に係る検討を行い、「原薬等登録簿に関する質疑応答集 (Q&A) について (その4)」の発出に協力を行った。また、有効成分を多数有 する医薬品等の承認書の製造方法記載に係る検討を行い、関連する通知 案を作成中である。
- コンパニオン診断薬プロジェクトが中心となり、コンパニオン診断薬 とそれに関連する医薬品の基本的考え方について整理の上、「コンパニ オン診断薬等及び関連する医薬品の承認申請に係る留意事項」平成25年 7月1日付薬食審査発0701第10号審査管理課長通知及び同日付のQ&Aの 作成に協力した。さらに当該通知を踏まえ、開発の考え方を示す、「コ ンパニオン診断薬及び関連する医薬品の開発に関する技術的ガイダン ス L 及びそのQ&A (平成25年12月26日付審査管理課事務連絡) の作成に 協力した。また、コンパニオン診断薬の承認書記載に関する留意事項を 示した平成26年2月19日付薬食機発0219第4号医療機器管理室長通知及 び平成26年3月28日付薬食機発0328第7号医療機器管理室長通知の作成 に協力した。
- 上記の他、各専門分野あるいは各部等で対応し、PMDAが作成に協力し たものとして、平成25年度はおよそ10の通知等が発出された。
- カルタヘナ法に関する事前審査については、第1種使用等の承認につ いては0件 (申請なし)、第2種使用等の確認については24件、審査期 間中央値は0.9ヶ月であり、目標を達成した。
- 日本発の革新的医薬品・医療機器の創出に向け、有望なシーズを持つ 大学・研究機関、ベンチャー企業を主な対象として、開発初期から必要 な試験・治験に関する指導・助言を行う薬事戦略相談事業を平成23年7 月から実施しており、平成25年度は、個別面談237件、事前面談346件、 対面助言123件と、前年度を大幅に上回る実績を残した。
- 平成25年度は、大阪、京都、神戸、福島、名古屋、広島、福岡等で計 121件 (内数) の出張個別面談を実施した。
- 平成25年6月14日付閣議決定の「規制改革実施計画」を受けて、同年 7月1日より 細胞・組織加工製品に続いて、従来の遺伝子治療用医薬 品に係る確認申請制度についても、薬事戦略相談において対応している (8月末まで経過措置)
- また、平成25年10月に設置されたPMDA関西支部 (PMDA-WEST) におい ても、個別面談、事前面談を実施している。
- 先端医療開発特区 (スーパー特区) そのものの取組み期間は既に終了 している。従って、薬事相談会については、平成25年度も開催されなかったものの関係案件への協力態勢は維持した。

また、スーパー特区採択課題に対する治験相談等については、薬事戦 略相談 4件 (医薬品戦略相談 2件、医療機器戦略相談 2件) を実施し、 いずれも迅速に対応した。医薬品治験相談及び医療機器治験相談につい ては、案件がなかった。

○一般用医薬品及び後発医薬品等について、的確かつ迅速な審査を実施するた | 実績:○ めに、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。

(具体的取組)

- 最新の医療動向等を踏まえた相談、審査の実施
- ・後発医療用医薬品の医薬品リスク管理計画の導入に向けた取組み
- ・審査手続における電子化の促進等
- ・日本薬局方などの医薬品等の品質に関する基準の作成等
- ・漢方製剤等に関する審査体制の効率化・充実
- ○審査期間短縮に向け、中期計画で設定した一般用医薬品及び後発医療用医薬 実績:○ 品等の審査期間の目標が達成されているか。
- ○後発医薬品に係る申請前相談制度の創設、一般用医薬品に係る相談制度の見 実績:○ 直し及び更なる充実が進められているか。

- 医療関係者のニーズを把握するため、国内外の学会等への参加を通じ て、積極的に医療関係者と意見交換を行うとともに、それを踏まえた相 談及び審査を実施している。
- 後発医療用医薬品での医薬品リスク管理計画の円滑な導入に向けて、 その対象範囲、提出時期、記載するべき内容等の課題を検証するため、 ゾレドロン酸(水和物)及びシルデナフィルクエン酸塩を有効成分とし て含有する後発医療用医薬品を対象として、医薬品リスク管理計画書案 の提出を求める試行業務を実施した。
- 平成25年度における審査関係業務システムの開発・改修作業等の実施 状況は、①業務・システム最適化計画(次期審査システム)の推進、② 医薬品等承認原議及び治験届等の電子媒体変換を実施し、審査・調査業 務の更なる迅速化・効率化を推進した。
- 平成25年度に計95回の日本薬局方原案審議委員会を開催し、第十六改 正日本薬局方第二追補(平成26年2月28日告示)収載原案として、医薬 品各条232件(新規60件、改正172件、削除1件)、一般試験法8件(新規 1件、改正7件)、参照紫外可視吸収スペクトル13件、参照赤外吸収スペ クトル17件、その他通則の改正、製剤総則の一部改正についてPMDAホー ムページに掲載し、意見募集を実施した。
- 日本薬局方生薬委員会に審査担当者を参加させ、また、国立医薬品食 品衛生研究所生薬部が関与する厚生労働科学研究班にも協力研究員とし 田崎上が近れて来ばから、 で参加させるなど、漢方・生薬製剤の専門家等との意見交換等を通じ、 審査担当者の資質向上に努めた。

○ 平成25年度の承認品目における行政側期間(中央値)は、後発医療用 医薬品 (目標10ヶ月) については5.3月、一般用医薬品 (目標8ヶ月) については4.9月、医薬部外品 (目標5.5ヶ月) については4.9月であり、 すべて目標を達成している。

- 後発医療用医薬品に関する申請前相談については、平成24年1月から 後発医薬品品質相談及び後発医薬品生物学的同等性相談を試行的に開始 し、平成25年度は17件実施した。なお、平成26年度上半期も試行的実施 を継続しながら、月2件の相談に対応することとしている。
- 一般用医薬品に関する申請前相談については、業界団体の意見等に基 づき、平成22年度から一般用医薬品開発開始・申請前相談を開始してい る。このうち、新一般用医薬品開発妥当性相談は平成23年度から実施、 スイッチOTC等申請前相談及び治験実施計画書要点確認相談は引き続き 試行的に実施した。平成24年度は相談件数が前年に比較し減少したもの の、業界団体の意見等を参考にするなどした結果、平成25年度は大幅に 件数が増加した。今後も、相談制度を更に充実していくこととしている。

医塞品医療機器総合機構

	the state of	亚古明年中計画	平成 25 年度の業務の実績
中期目標	- 中期計画	平成 25 年度計画	TMOTXVXV
) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの [化	(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセス の迅速化	(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセス の迅速化	
民や医療関係者が、そのニーズに即した先端的で)安全な医薬品・医療機器の便益を速やかに享受 その恩恵を最大限に得ることができるよう努める			
医療機器に関しても、新医薬品と同様にデバイス グの解消に向け医療機器の審査迅速化アクション グラムを基に、審査の迅速化に関する各種施策を ること。	【医療機器】 医療機器の審査迅速化アクションプログラムに基づき、米国において最初に新医療機器が承認されてから我が国において承認されるまでの期間を19ヶ月短縮すること等を目指して、機構として以下の措置を実施することとする。	【医療機器】	
	ア 的確かつ迅速な審査の実施 ・ 学会や医療関係者等との連携を強化し、最新の 医療動向や医療ニーズを踏まえた相談、審査を実 施するとともに、医療機器の適正使用に向けた協 力を進める。	ア 的確かつ迅速な審査の実施 ・医療関係者のニーズを把握するため、学会や医療関係者との対話を実施し、それを踏まえた相談や審査を実施する。	○ 医療関係者のニーズを把握するため、国内外の学会、タウールミーティング、依頼講演等への参加を通じて、積極的に 関係者と意見交換を行い、それを踏まえた相談及び審査を実力 ている。
		・医療上の必要性の高い未承認又は適応外の医療機器等の解消に資するため、引き続き海外主要国における医療機器等の承認状況等を収集・整理し、データベースの充実を図る。	○ 平成18年10月、「医療ニーズの高い医療機器等の早期導入にる検討会(座長:北村惣一郎(独立行政法人国立循環器病研ンター名誉総長))」が厚生労働省に設置された。以後、同検は活発に検討活動を行っている。PMDAも同検討会の運営に協るとともに、同検討会の検討結果を踏まえ治験相談や承認申対応し、平成25年度には医療機器20品目を承認した。
		・医療機関における医療機器の臨床使用の実情を 理解するための病院実地研修 (手術立会い研修) や医療機器の操作を通して医療機器の理解を深め るための製品トレーニング研修を推進する。	○ 医療機器製品トレーニング研修を3回、エデュケーション品トレーニングを1回、整形外科領域製品トレーニングを1 施した。
		・ME(Medical Engineering) 技術研修を推進する。	○ 医療機器に関する基礎知識習得を目的とした第1種、2種 術研修等を各1回実施した。
	・新医療機器、改良医療機器、後発医療機器について、審査の効率化・迅速化を図ることとし、それぞれの区分ごとに専門の審査チームを設ける3トラック審査制を平成23年度から順次実施する。		
			○ 後発医療機器の審査については、熟練者と新人が2人1組って審査を行うbuddy制を継続し、そのbuddyをマネージャーね、調整役が全体を掌握することで、分野間における審査内バラツキの解消を図った。また、平成23年11月に設置した医器審査第三部において集中的に審査にあたるとともに、審査目の多い分野については、従来の分野の枠を超えて、類似品審査を担当している他のbuddyが審査を支援するなど、審査迟に向けた弾力的な運用に努めた。
			○ 新・改良医療機器については、進捗管理を強化するととも申請年度が古く、審査が長期化している品目については、そ因を分析し、企業への照会に対する回答が遅延している申請いては頻繁に督促を行うなど、精力的に審査長期化品目の首努めた。

(具体的取組)

- ・最新の医療動向等を踏まえた相談、審査の実施
- ・後発医療用医薬品の医薬品リスク管理計画の導入に向けた取組み
- ・審査手続における電子化の促進等
- ・日本薬局方などの医薬品等の品質に関する基準の作成等
- ・漢方製剤等に関する審査体制の効率化・充実
- ○審査期間短縮に向け、中期計画で設定した一般用医薬品及び後発医療用医薬 | 実績:○ 品等の審査期間の目標が達成されているか。
- ○後発医薬品に係る申請前相談制度の創設、一般用医薬品に係る相談制度の見 実績:○ 直し及び更なる充実が進められているか。

- 医療関係者のニーズを把握するため、国内外の学会等への参加を通じ て、積極的に医療関係者と意見交換を行うとともに、それを踏まえた相 談及び審査を実施している。
- 後発医療用医薬品での医薬品リスク管理計画の円滑な導入に向けて、 その対象範囲、提出時期、記載するべき内容等の課題を検証するため、 ゾレドロン酸(水和物)及びシルデナフィルクエン酸塩を有効成分とし て含有する後発医療用医薬品を対象として、医薬品リスク管理計画書案 の提出を求める試行業務を実施した。
- 平成25年度における審査関係業務システムの開発・改修作業等の実施 状況は、①業務・システム最適化計画(次期審査システム)の推進、② 医薬品等承認原議及び治験届等の電子媒体変換を実施し、審査・調査業 務の更なる迅速化・効率化を推進した。
- 平成25年度に計95回の日本薬局方原案審議委員会を開催し、第十六改 正日本薬局方第二追補(平成26年2月28日告示)収載原案として、医薬 品各条232件 (新規60件、改正172件、削除1件)、一般試験法8件 (新規 1件、改正7件)、参照紫外可視吸収スペクトル13件、参照赤外吸収スペ クトル17件、その他通則の改正、製剤総則の一部改正についてPMDAホー ムページに掲載し、意見募集を実施した。
- 日本薬局方生薬委員会に審査担当者を参加させ、また、国立医薬品食 品衛生研究所生薬部が関与する厚生労働科学研究班にも協力研究員とし て参加させるなど、漢方・生薬製剤の専門家等との意見交換等を通じ、 審査担当者の資質向上に努めた。

○ 平成25年度の承認品目における行政側期間(中央値)は、後発医療用 医薬品 (目標10ヶ月) については5.3月、一般用医薬品 (目標8ヶ月) については4.9月、医薬部外品(目標5.5ヶ月)については4.9月であり、 すべて目標を達成している。

- 後発医療用医薬品に関する申請前相談については、平成24年1月から 後発医薬品品質相談及び後発医薬品生物学的同等性相談を試行的に開始 し、平成25年度は17件実施した。なお、平成26年度上半期も試行的実施 を継続しながら、月2件の相談に対応することとしている。
- 一般用医薬品に関する申請前相談については、業界団体の意見等に基 づき、平成22年度から一般用医薬品開発開始・申請前相談を開始してい る。このうち、新一般用医薬品開発妥当性相談は平成23年度から実施、 スイッチOTC等申請前相談及び治験実施計画書要点確認相談は引き続き 試行的に実施した。平成24年度は相談件数が前年に比較し減少したもの の、業界団体の意見等を参考にするなどした結果、平成25年度は大幅に 件数が増加した。今後も、相談制度を更に充実していくこととしている。

中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平成 25 年度の業務の実績
1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの	(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセス の迅速化	(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセス の迅速化	
悪化 国民や医療関係者が、そのニーズに即した先端的で つ安全な医薬品・医療機器の便益を速やかに享受 、その恩恵を最大限に得ることができるよう努める と。	ا المحالات		
医療機器に関しても、新医薬品と同様にデバイス ラグの解消に向け医療機器の審査迅速化アクション ログラムを基に、審査の迅速化に関する各種施策を ずること。	【医療機器】 医療機器】 医療機器の審査迅速化アクションプログラムに基 づき、米国において最初に新医療機器が承認されて から我が国において承認されるまでの期間を19ヶ 月短縮すること等を目指して、機構として以下の措	【医療機器】	
	置を実施することとする。 ア 的確かつ迅速な審査の実施 ・ 学会や医療関係者等との連携を強化し、最新の 医療動向や医療ニーズを踏まえた相談、審査を実 施するとともに、医療機器の適正使用に向けた協 力を進める。	ア 的確かつ迅速な審査の実施 ・医療関係者のニーズを把握するため、学会や医療関係者との対話を実施し、それを踏まえた相談 や審査を実施する。	○ 医療関係者のニーズを把握するため、国内外の学会、タウン ールミーティング、依頼講演等への参加を通じて、積極的に医 関係者と意見交換を行い、それを踏まえた相談及び審査を実施 ている。
		・医療上の必要性の高い未承認又は適応外の医療機器等の解消に資するため、引き続き海外主要国における医療機器等の承認状況等を収集・整理し、データベースの充実を図る。	○ 平成18年10月、「医療ニーズの高い医療機器等の早期導入に関る検討会(座長:北村惣一郎(独立行政法人国立循環器病研究ンター名*総長))」が厚生労働省に設置された。以後、同検討は活発に検討活動を行っている。PMDAも同検討会の運営に協力るとともに、同検討会の検討結果を踏まえ治験相談や承認申請対応し、平成25年度には医療機器20品目を承認した。
		・医療機関における医療機器の臨床使用の実情を 理解するための病院実地研修(手術立会い研修) や医療機器の操作を通して医療機器の理解を深め るための製品トレーニング研修を推進する。	○ 医療機器製品トレーニング研修を3回、エデュケーション& 品トレーニングを1回、整形外科領域製品トレーニングを1回 施した。
No.		・ME(Medical Engineering) 技術研修を推進する。	○ 医療機器に関する基礎知識習得を目的とした第1種、2種M 術研修等を各1回実施した。
	・新医療機器、改良医療機器、後発医療機器について、審査の効率化・迅速化を図ることとし、それぞれの区分ごとに専門の審査チームを設ける3トラック審査制を平成23年度から順次実施する。	・3トラック審査制を順次実施するとともに、その運用上の課題を抽出し、より効率的な運用を行う。	○ 審査等の高度化及び迅速化を図るための取組みの1つとして 平成23年度より3トラック審査制(新医療機器、改良医療機器及 後発医療機器の各トラック)を完全実施しており、平成25年度に いては、前年度における実施経験を基に、当該制度の更なる気 を推進した。
			○ 後発医療機器の審査については、熟練者と新人が2人1組にって審査を行うbuddy制を継続し、そのbuddyをマネージャーカね、調整役が全体を掌握することで、分野間における審査内容バラツキの解消を図った。また、平成23年11月に設置した医療器審査第三部において集中的に審査にあたるとともに、審査中目の多い分野については、従来の分野の枠を超えて、類似品言審査を担当している他のbuddyが審査を支援するなど、審査迅速に向けた弾力的な運用に努めた。
			○ 新・改良医療機器については、進捗管理を強化するととも 申請年度が古く、審査が長期化している品目については、そり 因を分析し、企業への照会に対する回答が遅延している申請いては頻繁に督促を行うなど、精力的に審査長期化品目の削 努めた。

中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平成 25 年度の業務の実績
			○ 医療機器の審査業務については、各審査チーム間の整合性を図るとともに、審査業務を迅速かつ的確に遂行するために、新医療機器、改良医療機器、後発医療機器の区分ごとに、審査やこれに伴う手続き等を内容とする各業務に係る標準業務手順書等を整備し担当職員に周知した。また、毎月の審査事務処理期間目標の達成状況を集計し、審査担当者に周知した。
			〇 総審査期間の短縮のため、国際共同治験の実施を円滑に行うための環境整備を進めることも重要であり、これを目的として、日米両国において実施しているHBD (Harmonization by Doing) 活動に参加し、国際共同治験の実施や日米の共通のプロトコル作成に向けた環境整備、市販後調査データの共通化に向けた議論を行った。今年度は特に、評価が困難とされている重症下肢虚血に対する血管内治療デバイスを対象に、日米のアカデミア、行政を中心に国際共同治験における基本的な考え方について議論を行い、平成25年2月ワシントンにおいて開催されたCRT (Cardiovascular Research Technologies) において、その成果を公表するに至った。また、前年度に引き続き、審査、相談業務において米国食品医薬品庁(FDA)と情報交換を行うことにより、審査の迅速化に努めた。さらに、HBD活動の一環としてTCT(Transcatheter Cardiovascular Therapeutics)、CRT (Cardiovascular Research Technologies)等の学術集会において開催されたサイエンティフィックセッションに参加し、新医療機器開発における問題点、市販後レジストリの活用方法等を産官学で議論した。
			○ 行政側期間の目標達成に向けては、申請時期が古く審査が長期 化している品目の処理を精力的に進めつつ、新たに申請された品 目について、より迅速な審査の実施が可能となるように進捗管理 の徹底に努めた。
			○ また、申請者側期間の目標達成に向けては、申請前から積極的 に治験相談等を活用するなどの対応をとるように、業界との定期 的な意見交換の場等を通じて、医療機器メーカーに協力を呼びか けた。さらに、申請時によくある不備事項については、講習会等 において具体的事例を示し、改善を呼びかけた。
	・審査手続における電子化の促進及び職員の I T リテラシーの向上を図る。	・審査資料等の電子化を促進し、審査手続きにおける種々の電子ドキュメントのより一層の活用を図ることによって、審査等業務の効率化に向けた体制を整備する。	○ 平成25年度における審査関係業務システムの開発・改修作業等の実施状況は以下のとおりである。 (1)業務・システム最適化計画(次期審査システム)業務・システム最適化計画の具体化に向け、現行の審査系システムの要望事項等への対応、システムの統合化、情報の一元管理を目的とした次期審査システムについて、結合テスト、総合テストを完了した。また、実運用に即したシナリオに沿って業務が滞りなく遂行できることを確認するため、実運用テストを実施した。
			(2)治験中機器不具合報告システムの開発業務 薬事法に基づき企業等より報告された治験中機器不具合報告 等の受付及び情報管理の効率化を図るため、治験中機器等不具 合報告システムを開発した。
			(3) 医薬品等承認原議及び治験届等の電子媒体変換業務 医薬品等承認原議、薬物及び機械器具等治験届について、省 スペース化・長期保存に耐えうる画像データへの変換を行った。 これらの画像データを検索等により活用することで、審査業務 の効率化・迅速化を推進した。 さらに広く情報を活用し、審査・相談業務を効率化すること を目的に、希少疾病用医薬品指定、簡易相談、対面助言、製造 販売後調査計画書等の資料を文字情報でも検索できるよう透明 テキスト化したPDFデータへの変換を行った。

中期目標	中期計画	平 成 25 年 度 計 画	平成 25 年度の業務の実績
		・電子ドキュメントのより一層の活用を図るよう、 引き続き効果的なITリテラシー研修を実施する。	○ e-Learning形式によるITリテラシー研修を実施した。
	・審査の透明化及び効率化を促進するため、審査 業務プロセスの手引書を作成し、周知を行うなど、 審査業務プロセスの標準化を推進するとともに、 各チームにおける審査業務の進行管理機能を高め ること等により、マネジメント機能の強化を図る。	・審査の透明化及び効率化を促進するために、「医療機器製造販売承認申請書添付資料概要作成の指針(新医療機器、改良区分)」の周知徹底を図る。また、新医療機器等について、審査プロセスのメトリックス管理システムのためのマイルストーンを確定する。	○ 審査の透明化及び効率化を促進するため、平成21年度に公表した「医療機器製造販売承認申請書添付資料概要作成の指針(新医療機器、改良区分)の改訂版である「医療機器製造販売承認申請書添付資料概要作成の指針(新医療機器)」をホームページに掲載し、講習会で紹介するなど内容の周知徹底を図った。また、改良医療機器については「改良医療機器の製造販売承認申請書添付資料作成に際し留意すべき事項について」を、後発医療機器については「後き医療機器の製造販売承認申請書添付資料作成に際し留意すべき事項について」及び「後発医療機器(承認基準なし・臨床なし)申請区分における医療機器製造販売承認申請書添付資料作成の指針」を、それぞれホームページに掲載し、講習会で紹介するなど周知徹底に努めた。
			○ 審査の基本的考え方については、審査基準の明確化を図る観点から、平成20年度に作成し、その後の制度改正に伴い改定等してきた「新医療機器等の承認申請資料に関する留意事項について」、「改良医療機器の承認申請資料に関する留意事項について」をPMD イスティー・ を発展を できない できない できない できない といる は
			○ 審査の進捗状況管理等のため、審査センター長を筆頭とする「進
			○ 審査期間に係る中期計画の目標の達成に向けて、審査等業務を 迅速かつ的確に行うため、理事長始め幹部が承認審査業務等の進 捗状況を確実に把握し、必要に応じてその進行の改善を図ること を目的とした「審査等業務進行管理委員会」を3ヶ月に1度開催 し、業務の進捗状況等を検証するとともに、特に新医療機器につ いては関係情報を総合的にとらえ、業務遂行に係る課題解決のた めの方針について検討を進めた。
			○ 新医療機器及び改良医療機器 (臨床あり) について、厚生労働省と協力し、審査プロセスのメトリックス管理システムのためのマイルストーンを確定し公表した (新医療機器:平成25年11月20日付薬食機発1120第1号医療機器審査管理室長通知、改良医療機器(臨床あり):平成26年3月28日付薬食機発0328第4号医療機器審査管理室長通知)。
	・改良医療機器、後発医療機器の申請資料の合理 化(一部変更承認申請を含む)について、厚生労 働省とともに、平成21年度から順次検討・実施 する。	・「後発医療機器の製造販売承認申請書添付資料作成に際し留意すべき事項について」(平成21年3月27日)及び「改良医療機器の製造販売承認申請書添付資料作成に際し留意すべき事項について」(平成23年1月31日)の周知徹底を図る。	○ 改良医療機器については「改良医療機器の製造販売承認申請書添付資料作成に際し留意すべき事項について」を、後発医療機器については「後発医療機器の製造販売承認申請書添付資料作成に際し留意すべき事項について」及び「後発医療機器(承認基準なし・臨床なし)申請区分における医療機器製造販売承認申請書添付資料作成の指針」を、それぞれホームページに掲載し、講習会で紹介するなど周知に努めた。

中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平成 25 年 度 の 業 務 の 実 績
	イ 新しい審査方式の導入等 ・新医療機器についても、治験相談、審査及び安 全対策業務の連携をさらに強化し、治験相談段階 から安全性及び有効性に関する評価を行う仕組み を導入するためのガイダンスを平成21年度中に 整備した上で、平成22年度から導入する。	イ 新しい審査方式の導入等 ・新医療機器等の事前評価相談制度について、業 務量も踏まえつつ実績のさらなる増加を図る。	○ 開発段階から品質、有効性及び安全性に関する評価を行うため、 事前評価相談制度の試行的運用を平成22年10月から開始し、平成 24年度から正式に実施している。平成25年度においては、上半期 と下半期に分け相談実施依頼書を受け付け、第3分野の1品目に ついて実施した。
	・医療機器に係る特定内容の一部変更承認に関する短期審査方式について、平成21年度より一部実施を行った上で、平成22年度より本格的な実施を図る。	・医療機器に係る特定内容の一部変更承認に関する短期審査方式を継続して実施する。	○ 「医療機器の特定の変更に係る手続きの迅速化について」(平成 20年11月10日付薬食機発第1110001号) に則り、平成25年度に承認 した30品目について、審査側の持ち時間(信頼性調査期間を除く。) は2ヶ月以内であった。
	・医療機器承認基準、医療機器認証基準、医療機器審査ガイドライン等の策定に協力し、HP等での公表の推進を行うことにより、審査の迅速化を進めていく。 また、その際には特に以下の事項についての明確化を図るものとする。	・厚生労働省が行う医療機器承認基準、医療機器 認証基準、医療機器審査ガイドライン等の策定及 び改正に協力するとともに、作成された基準等、 現在活用されている基準等のHPによる公表を推 進する。	 □ 厚生労働省が行う医療機器の承認基準等の作成に協力するため、 平成25年度においては、医療機器承認基準等審議委員会を5回開催した。平成25年度に制定された認証基準は3件、同年度に改正された認証基準は26件であった。 ○ 医療機器の基準等に関する情報については、認証基準及び承認基準並びにそれらの構成要素であるJIS、ISO/IEC、行政通知及び
			一般的名称等を相互に関連付けた最新情報を、基準等情報提供ホームページにより情報発信を行っている。また、医療機器の英文版ホームページにより、海外に向けての情報提供を継続して行っている。当該情報等については、月2回以上の定期更新を行っている。
	①軽微な変更についての一部変更承認申請の不要な範囲、軽微変更届の必要な範囲の明確化については、平成21年度中に実施。	・厚生労働省より発出された通知に従い、軽微な変更についての一部変更承認申請の不要な範囲、軽微変更届の必要な範囲について明確化を行い、簡易相談により製造販売業者等の質問に引き続き対応する。	○ 一部変更承認申請が不要な範囲、軽微変更届が必要な範囲等に ついては、「医療機器の一部変更に伴う手続きについて」(平成20 年10月23日付薬食機発第1023001号)を基に、個別品目毎に簡易相 談において助言を行った。 また、原材料を変更する場合の手続きについて、その考え方を 明確にした「医療機器の原材料の変更手続きについて」(平成25年
			3月29日付薬食機発0329第7号)をもとに、個別品目毎に簡易相 談において対応した。
	②臨床試験の必要なケースの明確化については、 平成21年度中に実施。	・対面助言における製造販売業者等からの臨床試 験の要不要に係る質問に対し、厚生労働省より発 出された通知等に従い適切に対応する。	○ 対面助言における製造販売業者等からの臨床試験の要不要に係る質問に対しては、厚生労働省より発出された通知等をもとに、 個別品目毎に適切に対応した。
	③一品目の範囲や類似変更の手続きの明確化については、平成21年度から検討に着手し、方針を明確化。	・一品目の範囲の明確化等について、厚生労働省からの通知に基づき、適切に対応する。	○ 一品目の範囲の明確化等を図るため、「「医療機器の製造販売承認申請に際し留意すべき事項について」の一部改正について」(平成22年12月24日付薬食機発第1224007号)、「歯科用インプラントの承認申請に関する取り扱いについて」(平成24年7月13日付薬食機発の713第1号)及び「医療機器製造販売承認申請に際して申請書に記載すべき範囲及び医療機器の一部変更に伴う手続きについて(整形外科用インプラント製品)」(平成25年7月1日付薬食機発070
	・後発医療機器について同等性審査方式の導入を 平成21年度より実施する。	・後発審査や申請区分の考え方を整理し、同等性 審査方式について引き続き推進を図る。	1第10号)に基づき、簡易相談等を実施した。
	・平成23年度までに、原則、全てのクラスⅡ医療機器が第三者認証制度へ移行されることに対応して、クラスⅢ、Ⅳ医療機器といったハイリスク品目に対する審査の重点化に努める。	・厚生労働省が行う認証基準策定及び認証基準改正の作業に、引き続き協力する。 ・特に後発医療機器について登録認証機関の活用拡大を図るため、認証業務に必要な認証基準の策定に協力する。	○ 厚生労働省が行う認証基準の策定及び改正に協力した。平成25 年度に制定された認証基準は3件、同年度に改正された認証基準 は26件であった。また、クラスⅢ認証基準については素案3件の 作成に協力した。

中	期	Ħ	標

中期計画

平成 25 年度計画

平成 25 年度の業務の実績

- ウ デバイス・ラグ解消に向けた目標設定
- ・平成16年4月1日以降に申請された医療機器 に係る総審査期間、並びにそのうちの行政側期間 及び申請者側期間の目標は、次のとおりとし、そ の目標を達成することができるよう、行政側、そ 請者側の双方が努力することにより、取り組むも のとする。
- ①新医療機器(優先品目)の審査期間 以下の表に定められた審査期間に関し、それぞ れ50%(中央値)について達成することを確 保する。

年 度	総審査期間	行政側期間	申請者側期間
平成21年度	16ヶ月	8ヶ月	9ヶ月
平成22年度	16ヶ月	8ヶ月	9ヶ月
平成23年度	15ヶ月	7ヶ月	8ヶ月
平成24年度	13ヶ月	7ヶ月	6ヶ月
平成25年度	10ヶ月	6ヶ月	4ヶ月

②新医療機器(通常品目)の審査期間 以下の表に定められた審査期間に関し、それぞ れ50% (中央値)について達成することを確 保する。

年	度	総審査期間	行致側期間	申請者側期間
平成2	1年度	21ヶ月	8ヶ月	14ヶ月
平成2	2年度	21ヶ月	8ヶ月	14ヶ月
平成2	3年度	20ヶ月	8ヶ月	12ヶ月
平成2	4年度	17ヶ月	7ヶ月	10ヶ月
亚成 2	5年度	14ヶ月	7ヶ月	7ヶ月

- ウ デバイス・ラグ解消に向けた目標設定
- ・平成16年4月1日以降に申請された医療機器に 係る総審査期間、並びにそのうちの行政側期間及び 申請者側期間の目標は次のとおりとし、その目標を 達成することができるよう、行政側、申請者側の双 方が努力することにより取り組むものとする。
- ・新医療機器(優先品目)の審査期間 総審査期間;10ヶ月、行政側期間;6ヶ月、 申請者側期間;4ヶ月、のそれぞれについて50 %(中央値)を達成することを確保する。

・新医療機器 (通常品目) の審査期間

% (中央値)を達成することを確保する。

総審査期間;14ヶ月、行政側期間;7ヶ月、

申請者側期間;7ヶ月、のそれぞれについて50

○ 平成16年4月1日以降に申請された医療機器に係る総審査期間、 並びにそのうちの行政側期間及び申請者側期間の目標をそれぞれ 設定した上で、その目標の達成に向け、行政側、申請者側の双方 が努力しながら審査を実施している。

【新医療機器(優先品目)の審査期間(中央値)】

	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度
総審査期間	13. 9月	15.1月	4. 3月	9. 3月	9.0月
行政側期間	6. 0月	5.3月	2.9月	7.2月	5. 1月
申請者側期間	7. 7月	10.7月	1. 3月	3.4月	3. 5月
件 数	3	3	6	5	14

注:平成16年度以降に申請され承認された品目が対象。

- 希少疾病用医療機器や医療上特に必要性が高いと認められる医療機器(適用疾病が重篤であり、既存の医療機器又は治療方法と比較して、有効性又は安全性が医療上明らかに優れていると認められる医療機器)は、優先品目として、優先的に承認審査を実施し、平成25年度においては14品目(全て新医療機器)を承認した。
- 平成25年度における優先品目の承認状況についてみると、総審査期間(中央値)は9.0月、行政側期間(中央値)は5.1月、申請者側期間(中央値)は3.5月であり、いずれも目標を達成した。承認件数は14件となり、大幅に増加(平成24年度と比較して2.8倍、「医療機器の審査迅速化アクションプログラム」制定時(平成20年度)の4件と比較して3.5倍)した。

【新医療機器(通常品目)の審査期間(中央値)】

	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度
総審査期間	11.0月	16.5月	9.7月	12,7月	6.3月
行政側期間	6.8月	7. 1月	5. 1月	5. 4月	4. 0月
申請者側期間	7.1月	8. 2月	3.4月	5. 0月	1.6月
件 数	33	15	27	41	80

注:平成16年度以降に申請され承認された品目が対象

中期目標	中期計画	平 成 25 年 度 計 画	平成 25 年 度 の 業 務 の 実 績
			○ 平成25年度における新医療機器通常品目の承認状況についると、終審査期間(中央値)は6.3月、行政側期間(中央値)4.0月、申請者側期間(中央値)は1.6月であり、いずれも大短縮し、目標を達成した。承認件数は80件となり、大幅に増加成24年度と比較して2.0倍、「医療機器の審査迅速化アクショログラム」制定時(平成20年度)の12件と比較して6.7倍)してれは、平成25年度において、MRI対応のペースメーカ、の申請が集中したことが影響していると考えられる。
		7/ 中医结形的 / 医生生 1/ 月日) (2) 本本地間	○ なお、平成25年度末における審査中件数は41件 (うち希少用医療機器は1件、希少疾病用医療機器を除く優先審査は1であり、平成24年度末の61件から大幅に削減した。
	③改良医療機器(臨床あり品目)の審査期間 以下の表に定められた審査期間に関し、それぞ	・改良医療機器(臨床あり品目)の審査期間 総審査期間;10ヶ月、行政側期間;6ヶ月、	【改良医療機器(臨床あり品目)の審査期間】
	れ50%(中央値)について達成することを確保する。	申請者側期間;4ヶ月、のそれぞれについて50 %(中央値)を達成することを確保する。	平成21 平成22 平成23 平成24 平成 年度 年度 年度 年度 年度
	年 度 総審査期間 行政側期間 申請者側期間 平成21年度 16ヶ月 8ヶ月 7ヶ月		総審査期間 17.2月 15.5月 13.9月 17.3月 11.6
	平成22年度 16ヶ月 8ヶ月 7ヶ月 平成23年度 14ヶ月 7ヶ月 6ヶ月		行政侧期間 10.4月 7.6月 7.0月 7.9月 5.7
	平成24年度 12ヶ月 7ヶ月 5ヶ月 平成25年度 10ヶ月 6ヶ月 4ヶ月		申請者側期間 6.6月 7.6月 7.2月 8.8月 5.5
•			件 数 30 40 55 44 63
			注1:平成16年度以降に申請され承認された品目が対象 注2:平成20年度以前に申請された品目は、平成21年度以 分に読み替えて承認件数を集計している。
			○ 平成25年度に承認された改良医療機器(臨床あり品目)の 状況についてみると、総審査期間(中央値)は11.6月、行政 間(中央値)は5.7月、申請者側期間(中央値)は5.5月であっ いずれも前年度より短縮しており、行政側期間は目標を達成 が、申請者側期間は目標を達成できず、その結果、総審査則 目標を達成できなかった。承認件数は63件となり、大幅に増 成24年度と比較して1.4倍)し、平成21年度以降で最多であっ
			○ 平成25年度に承認された改良医療機器(臨床あり品目)の 状況についてみると、総審査期間(中央値)は11.6月、行政 間(中央値)は5.7月、申請者側期間(中央値)は5.5月であっ いずれも前年度より短縮しており、行政側期間は目標を達成 が、申請者側期間は目標を達成できず、その結果、総審査則 目標を達成できなかった。承認件数は63件となり、大幅に増
			○ 平成25年度に承認された改良医療機器(臨床あり品目)の 状況についてみると、総審査期間(中央値)は11.6月、行政間(中央値)は5.7月、申請者側期間(中央値)は5.5月であっいずれも前年度より短縮しており、行政側期間は目標を達が、申請者側期間は目標を達成できず、その結果、総審査計目標を達成できなかった。承認件数は63件となり、大幅に増成24年度と比較して1.4倍)し、平成21年度以降で最多であってしたは、改良医療機器(臨床あり品目)について、特に、年度が古く審査が長期化している品目の処理を精力的に進めたことを反映したものである。総審査期間及び申請者側期標達成には至らなかったものの、平成24年度以前に申請され査中であった品目を相当数削減させることができた。
			○ 平成25年度に承認された改良医療機器(臨床あり品目)の 状況についてみると、総審査期間(中央値)は11.6月、行政間(中央値)は5.7月、申請者側期間(中央値)は5.5月であってずれずれも前年度より短縮しており、行政側期間は目標を達成が、申請者側期間は目標を達成できず、その結果、総審査則目標を達成できなかった。承認件数は63件となり、大幅に増成24年度と比較して1.4倍)し、平成21年度以降で最多であっていは、改良医療機器(臨床あり品目)について、特に、年度が古く審査が長期化している品目の処理を精力的に進めたことを反映したものである。総審査期間及び申請者側期標達成には至らなかったものの、平成24年度以前に申請される中であった品目を相当数削減させることができた。
			○ 平成25年度に承認された改良医療機器(臨床あり品目)の 状況についてみると、総審査期間(中央値)は11.6月、行政間(中央値)は5.7月、申請者側期間(中央値)は5.5月であっいずれも前年度より短縮しており、行政側期間は目標を達が、申請者側期間は目標を達成できず、その結果、総審査計目標を達成できなかった。承認件数は63件となり、大幅に増成24年度と比較して1.4倍)し、平成21年度以降で最多であって。本は、改良医療機器(臨床あり品目)について、特に、年度が古く審査が長期化している品目の処理を精力的に進めたことを反映したものである。総審査期間及び申請者側期標達成には至らなかったものの、平成24年度以前に申請され査中であった品目を相当数削減させることができた。 □ 改良医療機器 □ 平成24年度末 □ 平成25年度末
			○ 平成25年度に承認された改良医療機器 (臨床あり品目) の状況についてみると、総審査期間(中央値)は11.6月、行理間(中央値)は5.5月であいずれも前年度より短縮しており、行政側期間は目標を達成が、申請者側期間は目標を達成できず、その結果、総審査判目標を達成できなかった。承認件数は63件となり、大幅に増成24年度と比較して1.4倍)し、平成21年度以降で最多であった。これは、改良医療機器 (臨床あり品目)について、特に、年度が古く審査が長期化している品目の処理を行力的に進むたことを反映したものである。総審査期間及び申請者側期標達成には至らなかったものの、平成22年度以前に申請され査中であった品目を相当数削減させることができた。
			○ 平成25年度に承認された改良医療機器 (臨床あり品目) の状況についてみると、総審者期間(中央値)は11.6月、行理間(中央値)は5.5月であいずれも前年度より短縁しており、行政側期間は目標を達成が、申請者側期間は目標を達成できず、その結果、総審査則目標を達成できなかった。承認件数は63件となり、大幅に増成24年度と比較して1.4倍)し、平成21年度以降で最多であってれは、改良医療機器 (臨床あり品目)について、特に、年度が古く審査が長期化している品目の処理を精力的に進めたことをで映したものである。総審査期間及び申請者側期標準成には至らなかったものの、平成24年度以前に申請されてませいであった品目を相当数削減させることができた。

·	r		
中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平成25年度の業務の実績
			○ 改良医療機器(臨床あり品目)の総審査期間及び申請者側期間が目標達成できなかったことの要因分析及び改善方策については、以下の通りである。
			(要因分析) 申請者側期間に時間を要した要因は、承認審査において、追加の試験成績書の提出が必要と判断され、追加試験に時間を要した事例、申請資料におけるデータの評価が不十分なため評価し直しが必要であった場合など、資料作成に時間を要した事例及び申請企業が同時併行して複数件の申請を実施した場合であって、これらの品目に対する照会に対応できる申請者側のリソースが不十分
			なため、回答作成に時間を要した事例が多いことが挙げられる。 総審査期間に時間を要した要因は、行政側期間は目標達成した ものの、前述ののとおり、申請者側期間が目標未達成であったた め、結果として総審査期間も未達成となったものである。
			(改善方策) 申請者側期間の改善方策としては、i)承認申請前の段階で積極的に安全性確認相談、性能試験相談、臨床評価相談、治験相談、申請前相談等の対面助言等を活用し、申請資とめ方及び評価の十分性等について助言・指導を受けるともに、明道された内容については確実に問題点を解決した上で申請すること、ii)多数の品目について同時期に申請する場合には、行政側がらの照会にび、定理に対応できるようリッチスを確保することを等について、業界との定期的な意見交換の場等をきらに、申請時にし、公ある不備事項については、講習会等において具体的事例を定いる。さらに、非初を示し、改善を呼びかけている。これらの取組みは、これまでに一定の成果を上げており、今後、さらに継続して実施している。期間の改善方策を推進することに加り、総審査期間の報告方策を推進することに加り組が高ことにより、総審査期間短縮に努めることにより、総審査期間の間標達成が可能となるよう取り組んでいく。
	①改良医療機器(臨床なし品目)の審査期間 以下の表に定められた審査期間に関し、それぞれ	・改良医療機器(臨床なし品目)の審査期間 総審査期間; 6ヶ月、行政側期間;4ヶ月、	【改良医療機器(臨床なし品目)の審査期間】
	50% (中央値) について達成することを確保す る。	申請者側期間;2ヶ月、のそれぞれについて50 %(中央値)を達成することを確保する。	平成21 平成22 平成23 平成24 平成25 年度 年度 年度 年度 年度
	年度 終審査期間 行政側期間 申請者側期間 平成21年度 11ヶ月 6ヶ月 5ヶ月		総審査期間 13.2月 14.5月 13.3月 9.7月 7.5月
	平成 2 2 年度 1 1 ヶ月 6 ヶ月 5 ヶ月 平成 2 3 年度 1 0 ヶ月 6 ヶ月 5 ヶ月		行政側期間 8.5月 8.0月 5.6月 4.8月 3.7月
	平成24年度 9ヶ月 5ヶ月 4ヶ月 平成25年度 6ヶ月 4ヶ月 2ヶ月	•	申請者側期間 3.9月 6.2月 6.5月 4.7月 3.7月
			件 数 158 182 218 229 231
			注1: 平成16年度以降に申請され承認された品目が対象 注2: 平成20年度以前に申請された品目は、平成21年度以降の区 分に読み替えて承認件数を集計している。
			○ 平成25年度に承認された改良医療機器(臨床なし品目)の承認 状況についてみると、総審査期間(中央値)は7.5月、行政側期間 (中央値)は3.7月、申請者側期間(中央値)は3.7月であった。 いずれも前年度に比べ短縮し、行政側期間は目標を達成したが、 申請者側期間は目標を達成できず、その結果、総審査期間も目標 を達成できなかった。承認件数は231件となり、昨年度より2品目 増加し、平成21年度以降で最多であった。

中期目標	中 期 計 画	平成 25 年度計画	平成 25 年度の業務の実績
			○ これは、改良医療機器(臨床なし品目)について、特に、申請 年度が古く審査が長期化している品目の処理を精力的に進めてき たことを反映したものである。総審査期間及び申請者側期間の目 標達成には至らなかったものの、平成24年度以前に申請され、審 査中であった品目を大幅に削減させることができた。
			改良医療機器 平成24年度末 平成25年度末 (臨床なし) 審査中品目 審査中品目
			平成21年度申請 7 0
			平成22年度申請 16 7
			平成23年度申請 36 11
		er e	平成24年度申請 143 23
			平成25年度申請 - 106
			○ 改良医療機器(臨床なし品目)の総審査期間及び申請者側期間が目標達成できなかったことの要因分析と改善方策については、以下の通りである。
			(全般) 改良医療機器(臨床なし品目)については、改良医療機器(臨 床あり品目)と申請企業がほとんど同じであり、目標未達成の要 因分析や改善方策についても概ね同じである。
			(要因分析) 申請者側期間に時間を要した要因は、承認審査において、追加の試験成績書の提出が必要と判断され、追加試験に時間を要した事例、申請資料におけるデータの評価が不十分なため評価し直しが必要であった場合など、資料作成に時間を要した事例及び申請企業が同時併行して複数件の申請を実施した場合であって、これらの品目に対する照会に対応できる申請者側のリソースが不十分なため、回答作成に時間を要した事例が多いことが挙げられる。総審査期間に時間を要した要因は、行政側期間は目標達成したものの、前述のとおり、申請者側期間が目標未達であったため、結果として総審査期間も未達成となったものである。
			(改善方策) 申請者側期間の改善方策としては、i)承認申請前の段階で積極的に安全性確認相談、性能試験相談、臨床評価相談、申請前相談等の対面助言等を活用し、申請資料のまとめ方及び評価の十分性等について助言・指導を受けるとともに、助言・指導された内容については確実に問題点を解決した上で申請すること、ii)多数の出目については確実に問題点を解決した上で申請すること、ii)多数の出日については確別に可以一スを確保すること等に効力をの知して迅速に対応できるリソースを確保すること等に協力要請を行う等の取組みを実施している。さらに、申請時によく、改善を呼びかけている。これらの報知みに、中請時によく、改善を呼びかけている。これらの報知みは、これまでに一定の成果を上げており、今後、さらに継続して実施していく。総審査期間の改善方策を推進することに加え、上述した申請者側期間の改善方策を推進することに加え、任政側期間についても進捗管理の徹底を図るなど、更なるよう取り組んでいく。

<u> </u>			75 A 0.5 T HE O W M O
中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平成 25 年度の業務の
	⑤後発医療機器の審査期間 以下の表に定められた審査期間に関し、それぞ	・後発医療機器の審査期間 総審査期間; 3ヶ月、申	【後発医療機器の審査期間】
	れ50% (中央値) について達成することを確 保する。	請者側期間;1ヶ月、のそれぞれについて50% (中央値)を達成することを確保する。	平成21 平成22 平成23 平成 年度 年度 年度 年度
	年度 総審査期間 行政側期間 申請者側期間 平成21年度 8ヶ月 5ヶ月 3ヶ月		総審査期間 12.9月 11.0月 5.0月 4
	中成21年度 6ヶ月 3ヶ月 2ヶ月 平成23年度 6ヶ月 4ヶ月 1ヶ月 平成23年度 5ヶ月 4ヶ月 1ヶ月		行政側期間 5.9月 5.1月 2.5月 1
	平成24年度 4ヶ月 3ヶ月 1ヶ月 平成25年度 4ヶ月 3ヶ月 1ヶ月		申請者側期間 3.6月 4.7月 2.3月 2
			件 数 1,797 1,391 907 1,2
			注1: 平成16年度以降に申請され承認された品目注2: 平成20年度以前に申請された品目は、平成分に読み替えて承認件数を集計している。
			○ 平成25年度に承認された後発医療機器の承認 と、総審査期間(中央値)は3.9月、行政側期間 月、申請者側期間(中央値)は2.1月であった。前4 総審査期間、申請者側期間が短縮した。また、約 値)、行政側期間(中央値)は目標を達成した。 となり、申請件数が平成24年度1,075件から平成 減少したことから承認件数は減少したものの、平 を上回った。審査中件数については、平成24年度 25年度末458件と103件削減させることができた。
			○ 後発医療機器の申請者側期間が目標達成できた 因分析と改善方策については、以下の通りである
			(全般) 後発医療機器についても、改良医療機器(臨床 改良医療機器(臨床なし品目)と申請企業がほと、 目標未達成の要因分析や改善方策についても概ね
			(要因分析) 申請者側期間に時間を要した要因は、承認審査の試験成績書の提出が必要と判断され、追加試験事例、申請資料におけるデータの評価が不十分が必要であった場合など、資料作成に時間を要し企業が同時併行して複数件の申請を実施した場である目に対する照会に対応できる申請者側のりなため、回答作成に時間を要した事例が多いこと
			(改善方策) 申請者側期間の改善方策としては、i)承認申記的に申請者側規間の改善方策としては、i)承認申認的に申請者制規相談、申請前相談等の対面助言等等料のまとめ方及び評価の十分性等について助言ともに、助言・指導された内容について確実にた上で申請すること、ii)多数の品目して迅速に対けたになり、行政側からの問合せに対して迅速に対すを確保すること等について、業界との定期的な通じて、申請企業に協力要請を行う等の取組みる。

	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度
総審査期間	12. 9月	11.0月	5.0月	4.0月	3. 9月
行政側期間	5.9月	5.1月	2. 5月	1.6月	1.8月
申請者側期間	3.6月	4.7月	2. 3月	2. 3月	2. 1月
件 数	1, 797	1, 391	907	1, 216	958

実 績

目が対象 平成21年度以降の区

- 状況についてみる 間 (中央値) は1.8 前年度と比べると、 総審査期間(中央 総番貨期间(中央 。承認件数は958件 成25年度は924件と 平成23年度の実績 E度末561件から平成
- なかったことの要 る。

臨床あり品目)及び とんど同じであり、 既ね同じである。

審査において、追加 試験に時間を要した 試験に時間を安した 分なため評価し値し直し 要した事例及び、これ 場合であってがこれ のリソースが不十分 ことが挙げられる。

申請前の段階で積極 等を活用し、申請資言・指導を受けると 実に問題点を解決し 同時期に申請する場 対応できるリソース な意見交換の場等を 確には、申請企業に協力要請を行う等の取組みを実施している。 また、申請時によくある不備事項については、講習会等において 具体的事例を示し、改善を呼びかけている。これらの取組みは、 これまでに一定の成果を上げており、今後、さらに継続して実施 していく。

中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平成 25 年度の業務の実績
1 79 H W		・上記の目標を達成するため、厚生労働省より発出された「医療機器の審査迅速化アクションプログラム」に基づき、引き続き次の取り組みを行う。	○ 平成20年12月に定められた「医療機器の審査迅速化アクション プログラム」に基づき、また、平成25年6月14日に策定された「日 本再興戦略」や「健康・医療戦略」を念頭に、新医療機器の承認 審査の迅速化等を目指して、各種施策の実施あるいは検討を行っ た。
		①医療機器審査部の審査員の増員を図る。	(1)「医療機器の審査迅速化アクションプログラム」に基づき、平成25年度に14名の増員を図り、平成26年3月末時点の医療機器審査要員は104名体制となった。
		②審査担当者の能力向上のため、研修の充実を 図る。	(2) 心臓血管外科、整形外科領域等の医療機器を用いた製品トレーニング研修を実施した。さらに、医療機器に関する基礎知識習得のため、第1種及び第2種配技術研修を実施した(19名)。
		③新医療機器・改良医療機器・後発医療機器の 区分毎に専門の審査チームを設ける3トラック審査制を実施する。	(3) ① 審査等の高度化及び迅速化を図るための取組みの1つとして、 平成23年度より3トラック審査制(新医療機器、改良医療機器及び後発医療機器の各トラック)を完全実施しており、平成25年度においては、前年度における実施経験を基に、当該制度の更なる定着を推進した。
			② また、後発医療機器の審査については、熟練者と新人が2人 1組になって審査を行うbuddy制を継続し、そのbuddyをマネー ジャーが東ね、調整役が全体を掌握することで、分野間におけ る審査内容のバラツキの解消を図った。また、平成23年11月に 設置した医療機器審査第三部において集中的に審査にあたると ともに、審査中品目の多い分野については、従来の分野の枠と 超えて、類似品目の審査を担当している他のbuddyが審査を支援 するなど、審査迅速化に向けた弾力的な運用が可能となるよう に努めた。
		④承認基準、審査ガイドライン等の策定により 審査基準の明確化を図り、審査の迅速化を進 める。	(4) ① 医療機器の審査業務については、各審査チーム間の整合性を図るとともに、審査業務を迅速かつ的確に遂行するために、第 医療機器、改良医療機器、後発医療機器の区分ごとに、審査や これに伴う手続き等を内容とする各業務に係る標準業務手 等を整備し担当職員に周知した。また、毎月の審査事務処理期間目標の達成状況を集計し、審査担当者に周知した。
			② 審査の透明化及び効率化を促進するため、平成21年度に公表した「医療機器製造販売承認申請書添付資料概要作成の指針(新医療機器、改良区分)の改訂版である「医療機器製造販売承認申請書添付資料概要作成の指針(新医療機器)」をホームページに掲載し、講習会で紹介するなど内容の周知徹底を図った。また、良医療機器については「改良医療機器については「改良医療機器の製造販売承認申請書添付資料作成に際し留意すべき事項について」を、後発医療機器については「後発医療機器の製造販売承認申請書添付資料作成に際し留意すべき事項について」を、後発医療機器については「後発医療機器の製造販売承認申請書添付資料作成に際し留意すべき事項について」及び「後発医療機器(資料作成に際し留意すべき事項について」及び「後発医療機器(資料作成の指針)を、それぞれホームページに掲載し、認習会で紹介するなど周知徹底に努めた。
			③ 厚生労働省が行う医療機器の承認基準等の作成に協力するため、平成25年度においては、医療機器承認基準等審議委員会を 5回開催した。厚生労働省が行う認証基準の策定及び改正に協力した。平成25年度に制定された認証基準は3件、同年度に改正された認証基準は26件であった。

	⑤特に改良医療機器及び後発医療機器については、申請者側の協力を得ながら、更に精力的に処理を進める。	(5) ① 改良医療機器について、特に、申請年度が古く審査が長期化している品目の処理を精力的に進めた。その結果、平成24年度以前に申請され、審査中であった品目を大幅に削減させることができた。
		② 後発医療機器についても審査が長期化している品目の処理を 精力的に進めた。その結果、平成24年度以前に申請され、審査 中であった品目を大幅に削減させることができた。
	⑥審査に長期を要した問題事例の分析等を取りまとめ、審査チームにフィードバックするとともに、業界説明会等を通じ申請者に対しても注意を促す。	(6) ① 審査期間に係る中期計画の目標の達成に向けて、審査等業務を迅速かつ的確に行うため、理事長始め幹部が承認審査業務等の進捗状況を確実に把握し、必要に応じてその進行の改善を図ることを目的とした「審査等業務進行管理委員会」を3ヶ月に1度開催し、業務の進捗状況等を検証するとともに、特に新医
		療機器等については関係情報を総合的にとらえ、業務逐行に係る課題解決のための方針について検討を進めた。 また、審査の進捗状況管理等のため、審査モンター長を筆頭とする「進捗確認に係る審査セグメント内会議」を平成25年度も引き締ぎ開催し、QMS調査等も含めた新医療機器に係る審査状
		いる体の現況と課題に対する情報共有、対応策と今後の方針等の検討等を行った。(平成25年度11回実施)なお、「進捗確認に係る審査セグメント内会議」においては、引き続き、審査セジョ部長からの報告を踏まえた、審査センター長及び審議役からの必要な指導と、審査に長期間を要したような問題品目の問題点・改善方策を検討し、その結果について審査セグメント内へ周知等も行われている。
		② 行政側期間の目標達成に向けては、申請時期が古く審査が長期化している品目の処理を精力的に進めつつ、新たに申請された品目について、より迅速な審査の実施が可能となるように進捗管理の徹底に努めた。 また、申請者側期間の目標達成に向けては、申請前から積極的に治験相談等を活用するなどの対応をとるように、業界を定期的な意見交換の場等を通じて、医療機器メーカーに協力を
		呼びかけた。さらに、申請時によくある不備事項については、 講習会等において具体的事例を示し、改善を呼びかけた。
エ 国際調和及び国際共同治験の推進 「PMDA国際戦略」に基づき、厚生労働省とともに、欧米やアジア諸国との連携により積極的な国際活動を推進し、医療サービスの向上と機構の国際的地位の確立を図ることとし、下記をはじめとする諸々の施策を実施する。	エ 国際調和及び国際共同治験の推進「PMDA国際ビジョン」及び「PMDA国際戦略」に基づき、下記をはじめとする諸施策を実施する。	
①欧米アジア諸国、諸国際機関との連携強化 ・米国FDAと協力し、秘密保持契約に基づくバイラテラル協議及びHBD活動の推進及び情報 の受発信の促進を図る。 ・他の欧米アジア諸国・諸国際機関との協力関係 の構築を図る。 ・GLP・GCP・医療機器及び体外診断用医薬 品の製造管理及び品質管理の基準(以下QMSという。)に関する調査に関して、他国との連携 を強化し、調査報告書の交換等の実施環境の 整備を図る。	①欧米アジア諸国、諸国際機関との連携強化 ・米国FDAと協力し、秘密保持契約に基づくバイラ テラル協議及びHBD活動を推進するとともに、情報 の受発信及び連携の促進を図る。 ・他の欧米アジア諸国等との協力関係の構築・強 化を図る。 ・QMS調査情報等の交換のための環境整備を目指す とともに、国際会議を通してGCP運用情報の交換を 行い、他国との連携を強化する。	○ 厚労省、業界と協力の上、7月にHBD East 2013 Think Tank metingを開催した。また、併せて、運営委員会、各WGの会合会議を開催した。 HBDの共同議長として、運営委員会の電話会議の開催準備、進行、議事録作成を行った(6回)。また、WGの会議の開催準備、会議への参加を通して、活動に協力した(WG1:11回、WG2:3回、WG4:3回)。また、CVIT2013、TCT2013、CRT2014におけるHBD Scientitic Sessionの開催に協力した。 7月、9月、2月のIMDRF会議、9月のMDSAP会議に出席し、監査報告書交換のための情報収集を適切に実施した。また、調査者

中期目標	中 期 計 画	平成 25 年度計画	平成 25 年度の業務の実績
			○ 総審査期間の短縮のため、国際共同治験の実施を円滑に行うための環境整備を進めることも重要であり、これを目的として、日米両国において実施しているHBD (Harmonization by Doing)活動に参加し、国際共同治験の実施、日米の共通のプロトコル作成、市販後調査データの共通化に向けた議論を行った。今年度は特に、評価が困難とされている重症下肢虚血に対する血管内治療デバイスを対象に、日米のアカデミア、行政を中心に国際共同治験における基本的な考え方について議論を行い、平成26年2月ワシントンにおいて開催されたCRT(Cardiovascular Research Technologies)において、その成果を公表するに至った。また、前年度に引き続き、審査、相談業務において米国食品医薬品庁(FDA)と情報交換を行うことにより、審査の迅速化に努めた。さらに、HBD活動の一環としてTCT(Transcatheter Cardiovascular Therapeutics)、CRT(Cardiovascular Research Technologies)等の学術集会において開催されたサイエンティフィックセッションに参加し、新医療機器開発における問題点、市販後レジストリの活用方法等を産官学
			で議論した。 〇 米国と実施している共同相談・審査スキームを通し、守秘取り 決めに基づく情報交換を行った。
	②国際調和活動に対する取り組みの強化 ・医療機器規制調和国際会議(以下GHTFという。)において決定された承認申請データの作成基準などの国際的な基準及びISO等のその他国際基準との整合性・調和を推進する。	②国際調和活動に対する取り組みの強化 ・IMDRF等の国際調和会議における国際ガイドラインの作成に積極的に参加するとともに、参加国により策定された国際ガイドラインとわが国の基準との整合性を確保するための活動を推進す	○ IMDRF会議の運営委員としてガイダンス文書の最終承認に関わった。 「GHTF/SG5/N5治験中の有害事象報告」発出に基づくGCP省令改正のフォローアップに協力した。
	・GHTF等の国際会議において、日本の意見を 積極的に表明し、国際基準の策定に貢献する。	る。 ・IMDRFの会議へ参加することにより、QMS調査方法の国際整合化・調和を推進するとともに、情報交換を行う。	○ QMS調査手法の国際整合等について検討を進めるため、IMDRF、M DSAP Pilotの会議に出席した。会議においては監査機関のあり方 について検討しており、必要な体制整備のための意見交換を行っ た。
	・WHO、OECD等における国際調和活動への参 画と貢献を図る。	• ISO等における国際的な基準作成への参画と 貢献を図るとともに、得られた国際情報の共有に 努める。	○ ISO TC210〜の会議参加に協力するとともに、会議報告を受け取った。
	③人的交流の促進 ・海外規制当局とのネットワーク構築の促進のため、国際学会、国際会議への職員の積極的な参加並びにFDAへの派遣機会の充実を図る。	③人的交流の促進 ・国際業務担当部署の更なる充実・強化を進め、 職員の派遣・研修生の受け入れ等を活用し、審査 等業務及び安全対策業務に関し、欧米の規制当局 との連携の強化を図る。	○ HBD会合会議等の機会を利用し、FDA医療機器国際担当とのコミュニケーションを図り、今後の連携強化に向けた話し合いを行った。
	・中国、韓国及びその他の諸国並びに国際機関と の人材交流を促進し、審査及び安全対策関連情 報を定常的に交換できる体制の構築を進める。	・中国、韓国及びその他の諸国との人材交流を促進し、審査・安全対策関連情報を定常的に交換できる体制の構築を進める。	○ 5月にマレーシア及びタイ、9月に中国規制当局関係者、12月 に台湾規制当局からの研修生を受け入れるための調整を行い、対 応に協力した。また、3月には第1回PMDA医療機器トレーニング セミナーを開催し、関係各部と調整を行った。
	①国際感覚、コミュニケーション能力を備えた人材の育成・強化 ・GHTF等の国際会議において、国際的に活躍できる人材の育成を図るため、対外交渉や国際会議への出席等を含む職員の研修プログラムの策定及び実施を図る。	④国際感覚、コミュニケーション能力を備えた人材の育成・強化 ・国際的に活躍できる人材を育成するため、「国際学会等若手体験研修(チャレンジ)プログラム」等を活用することにより、必要な研修を実施する。	
	・役職員向けの英語研修等の継続・強化による語 学力の向上を図る。	・現行の英語研修を継続実施するとともに、英文 資料の読解力向上など職員全体の英語レベルの底 上げを目的とした研修の見直しを図る。	

中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平成 25 年度の業務の実績
-	⑤国際広報、情報発信の強化・充実 ・英文ホームページの強化・充実を図るため、薬 事制度、業務内容、審査報告書及び安全性情報 等の英訳公開を推進する。	⑤国際広報、情報発信の充実・強化 ・英文ホームページの充実、強化を図るため、特 に審査報告書の英訳を推進するとともに、薬事制 度、業務内容及び安全性情報等の英訳公開を引き 続き推進する。	○ PMDAパンフレット、業務報告の英語版を作成するとともに、英 文ホームページに掲載し、DVDを作成した。 新医療機器 2 品目の審査報告書英語版を公開した。
			○ 安全性情報に関して、従来からの医薬品・医療機器等安全性情報等の英訳公開に加えて、医薬品リスク管理計画の概要を英訳公開した。
	・国際学会における講演、ブース出展等を継続的 に実施する。	・国際学会における講演、ブース出展等を継続的に実施する。	〇 6月のDIA米国年会、11月のDIA日本年会、3月のDIA欧州年会に ブースを出展し、広報活動を実施した。
	・海外関係プレスへの情報配信を推進する。	・海外関係プレスへの情報配信を推進する。	○ 毎月発行されるニュースレターに適宜情報を提供した。
	オ 治験相談等の円滑な実施 ・優先相談、事前申請資料確認等を実施し、承認	オ 治験相談等の円滑な実施 ・優先対面助言、事前面談申請資料確認等を引き 続き実施し、承認申請までの指導・助言に努める。	○ 医療機器については、優先対面助言指定及び優先対面助言品目 に係る信頼性基準適合性相談の申込みはなかった。
	申請までに指導・助言を提供する機会を増加させる。	続さ美施し、承認中請よどの指導・切音に労める。 また、優先治験相談について、引き続き、随時相 談申し込みを受け付け、治験相談の手続きの迅速 化を図る。	Also at Alfa Salar
			た。 ○ 由請前から積極的に治験相談等を活用するなどの対応をとるよ
-			うに、業界との定期的な意見交換の場等を通じて、医療機器メーカーに協力を呼びかけた。さらに、申請時によくある不備事項については、講習会等において具体的事例を示し、改善を呼びかけ
			た。
		•	
·			

			平成 25 年度の業務の実績
中 期 目 標	中期計画	平成 25 年度計画	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
·			【対面助言の実施状況】 平成21 平成22 平成23 平成24 平成25
			年度 年度 年度 年度 年度
			対面助言実施件数 110 112 141 173 169
	· .	. •	(医療機器) 104 105 136 165 162
			(体外診断用医薬品) 6 7 5 8 7
			取下げ件数 1 1 4 3 12
	· · · · · ·		(医療機器) 1 1 4 3 11
		-	(体外診断用医薬品) 0 0 0 1
			実施・取下げ合計 111 113 145 176 181 (医療機器) 105 106 140 168 173
		· .	(医療機器) 105 106 140 168 173 (体外診断用医薬品) 6 7 5 8 8
			41) INSTRUCTIONS
	÷		【うち医療機器事前評価相談及び体外診断用医薬品事前評価相談の実施状況】
			平成21平成22平成23平成24平成25 年度 年度 年度 年度 年度
			年度 年度 年度 年度 年度 対面助言実施件数 - 2 3 3 1
·			(医療機器)
			(体外部)用医薬品) - 0 0 0 0
			取下げ件数 - 0 0 0 0
			(医療機器) - 0 0 0
			(本外診断用医薬品) - 0 0 0 0
			実施・取下げ合計 - 2 3 3 1
		·	(医療機器) - 2 3 3 1
-		,	(体外診断用医薬品) - 0 0 0
•		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	【うちファーマコゲノミクス・バイオマーカー相談の実施状況】
	,		平成21平成22平成23平成24平成25
			年度 年度 年度 年度 年度
		-	対面助言実施件数 0 0 0 0 0
			取下げ件数 0 0 0 0
		-	実施・取下げ合計 0 0 0 0 0
			注1:ファーマコゲノミクス・バイオマーカー相談は、平成21年 度より実施。
			注2:医療機器事前評価相談及び体外診断用医薬品事前評価相談
			は、平成22年度より実施。 注3:医療機器事前評価相談、体外診断用医薬品事前評価相談及
·			びファーマコゲノミクス・バイオマーカー相談は、資料搬入
			日を実施日として集計。 注4:医療機器事前評価相談及び体外診断用医薬品事前評価相認
			は、品質、非臨床、臨床の区分を設定。
			○ 小阪 付款 / 市 許証 / 江和 秋 D ブドラー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
·	・新医療機器等の治験相談等については、相談の 申し込みから対面相談までの期間及び優先治験相	新医療機器等について、治験相談担当者の適正 配置及び柔軟な相談体制の構築を図ることにより、	ーカー相談を除く)については、平成25年度までに200件の処埋能
	一 単し込みから対面相談までの期間及い優先行験相談の第1回目対面までの期間等を短縮し、相談の	申し込みのあった全ての治験相談に対応する。ま	力を確保した上で申込みのあったすべての治験相談に対応すると
	手続きの迅速化を図る。	た、新医療機器等の治験相談について、申し込み から対面相談までの期間を3ヶ月程度とする。	の目標に対し、168件の相談を実施し、原則すべての相談に対応し た。
		W SAI THINK CONNING CO	
		<u> </u>	

中期目標	中 期 計 画	平成 25 年度計画	平成 25 年度の業務の実績
	・また、治験相談については、質の高い相談を実施するとともに、全ての相談に対応することとすることとし、処理可能な枠数として、平成25年度までに、最大で200件程度を確保することとする。	・相談担当者に対する目標の達成状況の周知、治験相談の実施方法や記録作成方法の改善等により、業務を適切に遂行する。 具体的には、対面相談から記録確定までの期間 30業務日を60%について達成する。 また、処理可能な枠数として、最大で200件程度 を確保する。	○ 治験相談の実施日から記録確定日までの期間を対象品目のうち 60%について30勤務日以内とすることを目標としていたところ、 平成25年度は158件中154件 (97.5%) について達成した。
	・平成21年度中に相談区分の見直しを行い、治験相談を含む相談の質・量の向上を図る。	・新医療機器等の事前評価相談制度を、業務量も 踏まえつつ推進する。	○ 開発段階から品質、有効性及び安全性に関する評価を行うため、 事前評価相談制度の試行的運用を平成22年10月から開始し、平成 24年度から正式に実施している。
	カ 新技術の評価等の推進 ・バイオ・ゲノム・再生医療といった先端技術の 評価については、中期目標期間を通じ、高度な知 見を有する外部専門家を活用する。	カ 新技術の評価等の推進 ・バイオ・ゲノム・再生医療といった先端技術を 応用した医療機器の治験相談、承認審査について、 科学委員会を含め高度な知見を有する外部専門家 を活用するとともに、欧米規制当局との当該医療 機器に関する情報共有に努める。	○ バイオ・ゲノムといった先端技術分野を中心に指導・審査技術 水準を向上することが求められていることから、審査及び安全対 策における専門協議等の場において、科学的な重要事項に関する 専門的意見を聴くため、高度な知見を有する外部の専門家に対し、 PMDAの専門委員としての委嘱を引き続き行っている。(平成26年3 月31日現在での委嘱者数は、1,159名(安全対策に関して委嘱され た専門委員を含む。))
			○ 平成25年度の専門協議の実施件数は71件(書面形式49件、会議 形式22件)であった。
			○ 細胞・組織利用製品に関する治験相談や承認審査に関して、外部専門家と議論を行い、活用した。科学委員会の細胞組織加工製品専門部会において、分野横断的なテーマについて外部専門家の意見を聴取し議論を行った。平成25年8月20日科学委員会においてとりまとめられた「iPS細胞等をもとに製造される細胞組織加工製品の造腫瘍性に関する議論のまとめ」、及び平成25年12月16日子導入細胞の製造に用いられた非増殖性遺伝子組換えウイルスの残存に関する考え方について」における考え方を、薬事戦略相談等において活用した。また、EMAやFDA等との電話会議、国際学会での会合等を利用して、細胞・組織利用製品の規制やICH等での検討テーマに関する意見交換を行った。
	・先端技術を応用した製品に係る国の評価指針の 作成に協力するとともに、本機構としても、評価 の際に考慮すべき事項(point-to-consider)を積 極的に公表する。	・「次世代医療機器評価指標(歯周組織治療用細胞シート、整形外科用カスタムメイド人工股関節及びコンピュータ診断支援装置)」(平成23年12月7日付け薬食機発1207第1号)の周知徹底を図る。	○ 平成25年5月29日付薬食機発0529第1号「次世代医療機器評価 指標の公表について」で示された自己iPS細胞由来網膜色素上皮細胞、活動機能回復装置、重症下肢虚血疾患治療用医療機器の評価 指標の策定に協力した。
		また、先端技術を応用した製品に係る国の評価指針の作成に引き続き協力するとともに、評価の際に考慮すべき事項(point-to-consider)の作成対象に係る選定を引き続き実施する。	○ 平成25年4月15日付事務連絡「細胞・組織加工医薬品等の製造に関連するものに係る原薬等登録原簿登録申請書及びその申請書に添付すべき資料の作成要領に関するQ&Aについて」の作成に協力するとともに、ホームページへの掲載や学会等における講演等により内容の周知徹底を図っている。
			○ コンパニオン診断薬プロジェクトが中心となり、コンパニオン診断薬とそれに関連する医薬品の基本的考え方について整理の上、「コンパニオン診断薬等及び関連する医薬品の承認申請に係る留意事項」平成25年7月1日付業食審査発0701第10号審査管理課長通知及び同日付のQ&Aの作成に協力した。さらに当該通知を踏まえ、開発の考え方を示す、「コンパニオン診断薬及び関連する医薬品の開発に関する技術的ガイダンス」及びそのQ&A(平成25年12月26日付審査管理課事務連絡)の作成に協力した。また、コンパニオン診断薬の承認書記載に関する留意事項を示した平成26年2月19日付薬食機発0219第4号医療機器管理室長通知及び平成26年3月28日付薬食機発0328第7号医療機器管理室長通知の作成に協力した。

			•			
中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平 成 25	年度の業	務の実	績
	・臨床試験実施前の細胞・組織利用医療機器に関する事前審査について、迅速な実施を図る。また、カルタヘナ法に関する事前審査について、行変側期間を第1種使用の承認については6ケ月、第2種使用の確認については3ケ月とし、それぞれ50%(中央値)について達成することを目標とす	・細胞・組織利用医療機器に関する初期の臨床開発について、薬事戦略相談の利用等を促し、迅速な実施を図る。また、カルターナ法に関する事前審査について、行政側期間の目標(第1種使用の承認については6ヶ月、第2種使用の確認については3ヶ月、それぞれ50%(中央値))を達成する。	○ 遺伝子組換え生物 の規制による生物の に定める第一種使用 審査を実施している は6ヶ月、第二種使 50%(中央値)につ	日等の承認と第二種(。行政側期間を第- 5月等の確認につい	ーる法律(カル 吏用等の確認 ー種使用等の ては3ヶ月と	レタヘナ法)」 に関する事前 承認について し、それぞれ
	ప .		【カルタヘナ法】	に係る審査状況(行 平成21平成22 年度 年度		戊24 平成25
		-	第一種使用等 事前審査件数 審査期間(中央値	0 0 0 一月 一月		0 月 一月
			第二種使用等 事前審査件数 審査期間(中央値 注:「第一種使用等」		2.0月 1.	
		・日本発シーズの実用化を促進するため、薬事戦	「第二種使用等」	とは、それを防止・	する場合をい	う。
	・国民により有効でより安全な医療機器を速やかに提供していくため、先端技術を利用した新医療機器開発が適切に行われるよう、早い段階から薬事上の相談に応じる体制を整備する。	・日本発文とのメデザは ・日本発文との大学報告を通知に実施するとともに、ニー より適切に対応できるよう、関西地域などへの出 張相談を実施するほか、必要に応じて改善策を講 じる。	を持つ大学・研究機 初期から必要な試験	機関、ベンチャー企 倹・治験に関する指 7月から実施してお	業を主な対象 導・助言を行	として、開発 う薬事戦略相
			○ 平成25年度は、大 等で計121件(内数))の出張個別面談を	実施した。	
			○ 平成25年6月14日 同年7月1日より、 治療用医薬品に係る いて対応している(細胞・組織加工製 3確認申請制度につ	品に続いて、 いても、薬事	従来の遺伝子
			○ また、平成25年1 別面談、事前面談を		DA関西支部に	こおいても、個
			1	薬事戦略相談の実施	恒件数】	
				平成23年 平成24 度(注1) 年度	平成25 年度	合計
			医薬品関係(再生 医療関係を除く)	45 83	78 [6]	206 [6]
			医療機器関係(再 生医療関係を除く)	70 200	134 [12]	404 [12]
			再生医療関係	3 19	25 [2]	47 [2]
			合計	118 302	237 [20]	657 [20]

	中 期 目 標	中期計画	平成 25 年度計画	平 成 2	5 年 度	の業	務の実	· 績
				事前面談	平成23年 度 (注1)	平成24 年度	平成25 年度	合計
				医薬品関係(再生 医療関係を除く)	71	89	147 [12]	307 [12]
				医療機器関係(再 生医療関係を除く)	39	93	91 [7]	223 [7]
		•		再生医療関係	43	72	108 [7]	223 [7]
				合計	153	254	346 [26]	753 [26]
				対面助言	平成23年 度(注1)	平成24 年度	平成25 年度	合計
				医薬品関係(再生 医療関係を除く)	19	26	58	103
		· .		医療機器関係(再 生医療関係を除く)	3	5	33	41
÷				再生医療関係 (注3)	9 (11)	9 (15)	32 (45)	50 (71)
				合計 (注3)	31 (33)	40 (46)	123 (136)	194 (215)
				る十分な確認	重は、関西支部 重は、細胞・組 画の届出を行	部における。 織加工製品 う前に、当該 必要な範囲	尾施件数の内 スは遺伝子 変製品の品質 けで、複数日に	
		・スーパー特区について、必要な対応を行う。	・スーパー特区に採択された案件について、厚生 労働省が実施する薬事相談に協力する。 -	先端医療開発する。に終了している。開催されなかった。また、略は、スーパー変事施略相いがずまが、する。は、案件がなかった。	従って、果 さものの関係 特区採択調 ‡(医薬品戦 れも迅速に対	薬事相談会 案件への協 発題に対す 略相談 2 件	こついては、 協力態勢は維 る治験相談 ・、医療機器	、平成25年度、 É持した。 等については、 戦略相談2件)
			・資金面の問題による革新的医療機器の実用化の 遅れを防ぐため、中小・ペンチャー企業の相談及 び承認申請に係る財政負担の軽減を図る。	○ 有望なシーズ による事業のでは、 には、 にている。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	医療機器の倉 び申請にすり とび申請きすり とび申請手数	川出が遅れける財政負担が遅れずいの受ける リートリートリートリートリー リートリートリートリートリー リートリートリートリートリートリートリートリートリートリートリートリートリートリ	ることを減を 担を軽値を を実施 を実施し、	ぐため、楽事なることを目的でいる。 ることを新医療を助成する「基 があるで付申記録をを付申記録をではいる。 では、本では、本では、本では、本では、本では、本では、本では、本では、本では、本

【評価項目11 業務の迅速な処理及び体制整備(医療機器)】

自己評定

Α

評

Α

(理由及び特記事項)

○ 厚生労働省が定めた「医療機器の審査迅速化アクションプログラム」 に基づき、平成21年度から、審査員の増員、新規採用者の研修等に全力 を挙げるとともに、審査の進捗状況管理の強化や審査品目の多寡に応じ て、弾力的に審査員を配置するなど、承認審査等の処理能力を高めるた めの各種取組みを精力的に進めてきた。

その結果、新医療機器の総審査期間(中央値)については、優先品目(目標10ヶ月)は9.0月、通常品目(目標14ヶ月)が6.3ヶ月であり、特に通常品目は目標を大幅に上回る成果を達成した。また、新医療機器の承認件数は、優先品目14件、通常品目80件であり、平成24年度(優先品目5件、通常品目41件)と比較して、大幅に件数を増加させた(平成21年度以降最多。)。

一方、改良医療機器(臨床あり品目)については、総審査期間(中央値)(目標10ヶ月)は11.6月であり、目標を達成できなかったものの、行政側期間(中央値)(目標6ヶ月)については、5.7ヶ月であり目標を達成した。また、承認件数は63件であり、大幅に増加(平成24年度と比較して1.4倍)し、平成21年度以降で最多であった。

これは、改良医療機器(臨床あり品目)について、特に、申請年度が 古く審査が長期化している品目の処理を精力的に進めてきたことを反映 したものである。総審査期間及び申請者側期間の目標達成には至らなか ったものの、平成24年度以前に申請され、審査中であった品目を相当数 削減させることができた。

改良医療機器	平成24年度末	平成25年度末
(臨床あり)	審査中品目	審査中品目
平成21年度申請	0	0
平成22年度申請	7	2
平成23年度申請	7	1
平成24年度申請	32-	6
平成25年度申請		33

また、改良医療機器(臨床なし品目)については、総審査期間(中央値)(目標6ヶ月)は7.5ヶ月であり、目標を達成できなかったものの、行政側期間(中央値)(目標4ヶ月)については3.7ヶ月であり目標を達成した。また、承認件数は231件であり、平成24年度の229件より増加させ、平成21年度以降最多であった。

これは、改良医療機器 (臨床なし品目) について、特に、申請年度が 古く審査が長期化している品目の処理を精力的に進めてきたことを反映 したものである。総審査期間及び申請者側期間の目標達成には至らなか ったものの、平成24年度以前に申請され、審査中であった品目を大幅に 削減させることができた。

(委員会の評定理由)

(安良云の群と理由) 新医療機器の総審査期間(中央値)についても、第二期中期計画を踏まえ 策定された年度計画で具体的な目標を定めており、優先品目については目標1 0ヶ月に対して実績は9.0ヶ月、通常品目については目標14ヶ月に対して実績 は6.3ヶ月と目標を上回っていると評価する。これを行政側期間と申請者側期間に分けてそれぞれの審査期間(中央値)を分析すると、優先品目の行政 期間は目標6ヶ月に対して実績5.1ヶ月、申請者側期間は目標4ヶ月に対して 実績は3.5ヶ月、通常品目の行政側期間は目標7ヶ月に対して実績4.0ヶ月、 申請者側期間は目標7ヶ月に対して実績は1.6ヶ月と目標を上回っている。特 に通常品目については、総審査期間、行政側期間、申請者側期間の各目標を 大きく上回っており、高く評価できる。なお、新医療機器の平成25年度の承 認件数は、優先品目で14件(平成24年度:5件)、通常品目で80件(同:41件) となっており、大幅に件数が増加しているにもかかわらず、目標を上回って いることは高く評価する。

また、その他の医療機器分野の総審査期間(中央値)については、改良医療機器(臨床あり品目)は目標10ヶ月に対して実績は11.6ヶ月、改良医療機器(臨床なし品目)は目標6ヶ月に対して実績は7.5ヶ月と目標を下回っている。これは、申請年度が古く、審査が長期化している品目の処理を精力的に進めてきたためであり、行政側期間の目標は達成したものの申請者側期間の目標が達成できなかったものである。なお、改良医療機器(臨床あり品目)、改良医療機器(臨床なし品目)に関して、平成24年度以前に申請され、審査中であった品目を大幅に削減できることができたことは評価できる。また、改良医療機器(臨床あり品目)及び改良医療機器(臨床あり品目)の平成25年度の承認件数は、それぞれ63件、231件と第二期中期計画期間中最多を記録しているが、今後は、目標が達成されるよう、一層の努力を期待する。

後発医療機器については、総審査期間の目標4ヶ月に対して実績3.9ヶ月と 目標を達成しており評価できる。

(各委員の評定理由)

・「在庫一掃」にむけて努力されている。

・滞貨状態にあった品目の審査も適切に進められ、デバイス・ラグの解消も順調 に進捗している。

・これまで期間を短縮しきれなかった医療機器の審査も、昨年あたりから確実に 短縮され成果が上がっている。特に新医療機器の総審査期間は、優先品目が9. 0月、通常品目は6.3月となり、目標を大幅に上回り、承認件数も大幅に増加し ていることは評価できる。

・迅速な処理体制確立に向け、様々に研究、努力されており、高く評価できる。

・各数値目標は上回っているものと下回っているものの両方が存在し、著しい乖離はなく、全体として中期計画どおりと評価できるため。

(業務への提言)特になし。

(その他の意見)特になし。

改良医療機器	平成24年度末	平成25年度末
(臨床なし)	審査中品目	審査中品目
平成21年度申請	7	0
平成22年度申請	16	7
平成23年度申請	36	11
平成24年度申請	143	23
平成25年度申請	-	106

さらに、後発医療機器については、総審査期間(中央値)(目標4ヶ月)は3.9ヶ月であり、目標を達成した。承認件数は958件となり、申請件数が平成24年度1,075件から平成25年度は924件と減少したことから承認件数は減少したものの、平成23年度の実績を上回った。審査中件数については、平成24年度末561件から平成25年度末458件と103件削減させることができた。

○ 審査期間の数値目標については、患者、医療関係者が医療機器を入手できるようにするために承認されることが最終目標であることから、総審査期間の目標達成が最も重要と考えており、それが達成できない場合に、改善すべき点を明確にするため、その内訳である行政側期間と申請者側期間を設定しているものである。

一方で、さらなる総審査期間短縮の改善の可能性を考慮すると、目標 未達成であった項目については、未達成の要因分析や改善方策について、

検討していく必要がある。

以下、この観点から目標値を達成できなかった①改良医療機器(臨床あり品目)の総審査期間及び申請者側期間、②改良医療機器(臨床なし品目)の総審査期間及び申請者側期間、並びに③後発医療機器の申請者側期間の要因分析及び改善方策を明らかにする。

① 改良医療機器(臨床あり品目)の総審査期間及び申請者側期間について

(要因分析)

総審査期間に時間を要した要因としては、行政側期間は目標達成した ものの、前述のとおり、申請者側期間が目標未達成であったため、結果 として総審査期間も未達成となったものである。

(改善方策)

申請者側期間の改善方策としでは、

i)承認申請前の段階で積極的に安全性確認相談、性能試験相談、臨床評価相談、申請前相談等の対面助言等を活用し、申請資料のまとめ方及び評価の十分性等について助言・指導を受けるとともに、助言・指導された内容については確実に問題点を解決した上で申請すること、

ii)多数の品目について同時期に申請する場合には、行政側からの照会 に対して迅速に対応できるようリソースを確保すること

等について、業界との定期的な意見交換の場等を通じて、申請企業に協力要請を行う等の取組みを実施している。さらに、申請時によくある不備事項については、講習会等において具体的事例を示し、改善を呼びかけている。

これらの取組みは、これまでに一定の成果を上げており、今後、さらに継続して実施していく。

総審査期間の改善方策としては、上述した申請者側期間の改善方策を推進することに加え、行政側期間についても進捗管理の徹底を図るなど、 更なる期間短縮に努めることにより、総審査期間の目標達成が可能となるよう取り組んでいく。

② 改良医療機器 (臨床なし品目) の総審査期間及び申請者側期間について

(要因分析)

申請者側期間に時間を要した要因は、承認審査において、追加の試験 成績書の提出が必要と判断され、追加試験に時間を要した事例、申請資料におけるデータの評価が不十分なため評価し直しが必要であった場合 など、資料作成に時間を要した事例及び申請企業が同時併行して複数件 の申請を実施した場合であって、これらの品目に対する照会に対応できる申請者側のリソースが不十分なため、回答作成に時間を要した事例が 多いことが挙げられる。

総審査期間に時間を要した要因は、行政側期間は目標達成したものの、 前述のとおり、申請者側期間が目標未達成であったため、結果として総 審査期間も未達成となったものである。

(改集方策)

申請者側期間の改善方策としては、i)承認申請前の段階で積極的に安全性確認相談、性能試験相談、臨床評価相談、申請前相談等の対面助言等等を活用し、申請資料のまとめ方及び評価の十分性等にでいて助言・信義を受けるとともに、助言・指うされた内容については時期にあると、 ii)多数の品目について同時期に申えること、ii)多数の品目について同時期に申スを場合には、行政側からの照会に対して立までできるリソースを確請場合には、行政側からの照会に対して立まに対応である。リソースを確請すること等について、業界との定期的な意見交換の場等を通じて、申請を当まることに協力要請を行う等の取組みを実施している。さい事時によきを呼びかけている。これらの取組みは、これまでに一定の成果を上げており、今後、さらに継続して実施していく。

総審査期間の改善方策としては、上述した申請者側期間の改善方策を 推進することに加え、行政側期間についても進捗管理の徹底を図るなど、 更なる期間短縮に努めることにより、総審査期間の目標達成が可能とな るよう取り組んでいく。

③ 後発医療機器の申請者側期間について

(全般)

後発医療機器についても、改良医療機器(臨床あり品目)及び改良医療機器(臨床なし品目)と申請企業がほとんど同じであり、目標未達成の要因分析や改善方策についても概ね同じである。

要因分析)

申請者側期間に時間を要した要因としては、承認審査において、追加の試験成績書の提出が必要と判断され、追加試験に時間を要した事例、申請資料におけるデータの評価が不十分なため評価し直しが必要であった場合など、資料作成に時間を要した事例及び申請企業が同時併行して複数件の申請を実施した場合であって、これらの品目に対する照会に対応できる申請者側のリソースが不十分なため、回答作成に時間を要した事例が多いことが挙げられる。

(改善方策)

申請者側期間の改善方策としては、

- i) 承認申請前の段階で積極的に申請手続相談、申請前相談等の対面助言等を活用し、申請資料のまとめ方及び評価の十分性等について助言・指導を受けるとともに、助言・指導された内容については確実に問題点を解決した上で申請すること、
- ii)多数の品目について同時期に申請する場合には、行政側からの問合せに対して迅速に対応できるリソースを確保すること等について、業界との定期的な意見交換の場等を通じて、申請企業に協力要請を行う等の取組みを実施している。また、申請時によくある不備事項については、講習会等において具体的事例を示し、改善を呼びかけ

、 これらの取組みは、これまでに一定の成果を上げており、今後、さらに継続して実施していく。

「数値目標]

月

○新医療機器(優先品目)の審査期間(下記の期間に関し、それぞれ50% ○ 新医療機器(優先品目)の審査期間は、総審査期間(中央値)は9.0 について達成)

平成21~22年度 総審査期間16ヶ月、行政側期間8ヶ月、申請者側期 間9ヶ月

平成23年度 総審査期間15ヶ月、行政側期間7ヶ月、申請者側期間8ヶ 平成24年度 総審査期間13ヶ月、行政側期間7ヶ月、申請者側期間6ヶ 平成25年度 総審査期間10ヶ月、行政側期間6ヶ月 申請者側期間4ヶ

○新医療機器(通常品目)の審査期間(下記の期間に関し、それぞれ50%に ○ 新医療機器(通常品目)の審査期間は、総審査期間(中央値)は6.3 ついて達成)

平成21~22年度 総審査期間21ヶ月、行政側期間8ヶ月、申請者側期 間14ヶ月 平成23年度 総審査期間20ヶ月、行政側期間8ヶ月、申請者側期間12 ヶ月 平成24年度 総審査期間17ヶ月、行政側期間7ヶ月、申請者側期間10 ケ月 平成25年度 総審査期間14ヶ月、行政側期間7ヶ月 申請者側期間7ヶ

○改良医療機器(臨床あり品目)の審査期間(下記の期間に関し、それぞれ ○ 改良医療機器(臨床あり品目)の総審査期間は、総審査期間(中央値) 50%について達成)

平成21~22年度 総審査期間16ヶ月、行政側期間8ヶ月、申請者側期 間ファ月

平成23年度 総審査期間14ヶ月、行政側期間7ヶ月、申請者側期間6ヶ 平成24年度 総審査期間12ヶ月、行政側期間7ヶ月、申請者側期間5ヶ

平成25年度 総審査期間10ヶ月、行政側期間6ヶ月 申請者側期間4ヶ 月

○改良医療機器(臨床なし品目)の審査期間(下記の期間に関し、それぞれ | ○ 改良医療機器(臨床なし品目)の審査期間は、総審査期間(中央値) 50%について達成)

平成21~22年度 総審査期間11ヶ月、行政側期間6ヶ月、申請者側期 間5ヶ月 平成23年度 総審査期間10ヶ月、行政側期間6ヶ月、申請者側期間5ヶ

平成24年度 総審査期間9ヶ月、行政側期間5ヶ月、申請者側期間4ヶ月 平成25年度 総審査期間6ヶ月、行政側期間4ヶ月 申請者側期間2ヶ月

○後発医療機器の審査期間(下記の期間に関し、それぞれ50%について達成)

平成21年度 総審査期間8ヶ月、行政側期間5ヶ月、申請者側期間3ヶ月 平成22年度 総審査期間6ヶ月、行政側期間4ヶ月、申請者側期間2ヶ月 平成23年度 総審査期間5ヶ月、行政側期間4ヶ月、申請者側期間1ヶ月 平成24~25年度 総審査期間4ヶ月、行政側期間3ヶ月 申請者側期間 1ヶ月

○医療機器の相談件数について、処理可能な枠数として、平成25年度までに、 ○ 治験相談(事前評価相談及びファーマコゲノミクス・バイオマーカー 最大200件程度を確保。

月、行政側期間(中央値)は5.1月、申請者側期間(中央値)は3.5月で あり、いずれも目標を達成した。

月、行政側期間(中央値)は4.0月、申請者側期間(中央値)は1.6月で あり、いずれも目標を達成した。

11.6月、行政側期間(中央値)は5.7月、申請者側期間(中央値)は5.5 月であり、行政側期間について目標を達成した。

は7.5月、行政側期間(中央値)は3.7月、申請者側期間(中央値)は 3.7月であり、行政側期間については目標を達成した。

○ 後発医療機器の審査期間は、総審査期間(中央値)は3.9月、行政側期 間 (中央値) は1.8月、申請者側期間 (中央値) は2.1月であり、総審査 期間及び行政側期間について目標を達成した。

相談を除く) については、平成25年度までに200件の処理能力を確保し た上で申込みのあったすべての相談に対応するとの目標に対し、168件 ○カルタヘナ法に関する事前審査について、行政側期間を第1種使用の承認に ○ カルタヘナ法に関する事前審査については、第1種使用等の承認につ ついて6ヶ月、第2種使用の確認については3ヶ月とし、50%について達 成 (医療機器)

[評価の視点]

○医療機器について、的確かつ迅速な審査を実施していくために、中期計画 実績:○ に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。

(具体的取組)

・最新の医療動向等を踏まえた相談、審査の実施

- ・3トラック審査制の導入及び実施
- 審査手続における電子化の促進等
- 審査業務プロセスの標準化の推進及び審査業務のマネジメント機能の強化

の相談を実施し、原則すべての相談に対応した。

いては0件、第2種使用等の確認については24件、審査期間中央値は0.9 ヶ月であり、目標を達成した。

- 医療関係者のニーズを把握するため、国内外の学会、タウンホールミ ーティング、依頼講演等への参加を通じて、積極的に医療関係者と意見 交換を行い、それを踏まえた相談及び審査を実施している。
- 平成18年10月、「医療ニーズの高い医療機器等の早期導入に関する検討 会 (座長:北村惣一郎 (独立行政法人国立循環器病研究センター名誉総 長))」が厚生労働省に設置された。以後、同検討会は活発に検討活動を 行っている。PMDAも同検討会の運営に協力するとともに、同検討会の検 討結果を踏まえ治験相談や承認申請に対応し、平成25年度には医療機器 20品目を承認した。
- 審査等の高度化及び迅速化を図るための取組みの1つとして、平成23 年度より3トラック審査制(新医療機器、改良医療機器及び後発医療機器 の各トラック)を完全実施しており、平成25年度においては、前年度にお ける実施経験を基に、当該制度の更なる定着を推進した。
- 平成25年度における審査関係業務システムの開発・改修作業等の実施 状況は、①業務・システム最適化計画(次期審査システム)の推進、② 治験中機器不具合報告システムの開発、③医薬品等承認原議及び治験届 等の電子媒体変換を実施し、審査・調査業務の更なる迅速化・効率化を 推進した。
- 審査の透明化及び効率化を促進するため、平成21年度に公表した「医 療機器製造販売承認申請書添付資料概要作成の指針(新医療機器、改良区分) の改訂版である「医療機器製造販売承認申請書添付資料概要作成の指針(新 医療機器)」をホームページに掲載し、講習会で紹介するなど内容の周知 徹底を図った。また、改良医療機器については「改良医療機器の製造販 売承認申請書添付資料作成に際し留意すべき事項について」を、後発医 療機器については「後発医療機器の製造販売承認申請書添付資料作成に 際し留意すべき事項について」及び「後発医療機器(承認基準なし・臨床 なし) 申請区分における医療機器製造販売承認申請書添付資料作成の指 針」を、それぞれホームページに掲載し、講習会で紹介するなど周知徹底 に努めた。
- 新医療機器及び改良医療機器(臨床あり)について、厚生労働省と協 カレ、審査プロセスのメトリックス管理システムのためのマイルストー ンを確定し公表した (新医療機器:平成25年11月20日付薬食機発1120第 1号医療機器審査管理室長通知、改良医療機器(臨床あり): 平成26年3 月28日付薬食機発0328第4号医療機器審査管理室長通知)。
- 審査の基本的考え方については、審査基準の明確化を図る観点から、 平成20年度に作成し、その後の制度改正に伴い改定等してきた「新医療 機器等の承認申請資料に関する留意事項について」、「改良医療機器の承 認申請資料に関する留意事項について」及び「後発医療機器の承認申請 資料に関する留意事項について」をPMDAホームページに掲載するととも に担当職員に周知し、審査等において活用している。
- 審査期間に係る中期計画の目標の達成に向けて、審査等業務を迅速が つ的確に行うため、理事長始め幹部が承認審査業務等の進捗状況を確実 に把握し、必要に応じてその進行の改善を図ることを目的とした「審査 等業務進行管理委員会」を3ヶ月に1度開催し、業務の進捗状況等を検 証するとともに、特に新医療機器等については関係情報を総合的にとら

- え、業務遂行に係る課題解決のための方針について検討を進めた。
- 審査の進捗状況管理等のため、審査センター長を筆頭とする「進捗確 認に係る審査セグメント内会議」を平成25年度も引き続き開催し、QMS 調査等も含めた新医療機器に係る審査状況全体の現況と課題に対する情 報共有、対応策と今後の方針等の検討等を行った。(平成25年度11回実

なお、「進捗確認に係る審査セグメント内会議」においては、引き続 き、審査担当部長からの報告を踏まえた、審査センター長及び審議役か らの必要な指導と、審査に長期間を要したような問題品目の問題点・改 善方策を検討し、その結果について審査セグメント内へ周知等も行われ ている。

○新医療機器について、中期計画で掲げている新しい審査方式の導入等に関す | 実績:○ る取組が着実に進展されているか。

- 施及びそのためのガイダンスの整備
- ・特定内容の一部変更承認に関する短期審査方式の実施。
- ・医療機器承認基準等の策定の協力及びHP等での公表の推進

- 後発医療機器の同等性審査方式の導入及び実施
- 品目 (クラスⅢ、IV医療機器) に対する審査の重点化
- ○デバイス・ラグ解消に向けて中期計画で設定された新医療機器等の審査期間 | 実績:○ の目標が達成されているか。

- ・治験相談段階から安全性及び有効性に関する評価を行う仕組みの導入、実 〇 開発段階から品質、有効性及び安全性に関する評価を行うため、事前 評価相談制度の試行的運用を平成22年10月から開始し、平成24年度から 正式に実施している。平成25年度においては、上半期と下半期に分け相 談実施依頼書を受け付け、第3分野の1品目について実施した。
 - 「医療機器の特定の変更に係る手続きの迅速化について」(平成20年11 月10日付薬食機発第1110001号)に則り、平成25年度に承認した30品目に ついて、審査側の持ち時間(信頼性調査期間を除く。)は2ヶ月以内であ った。
 - 厚生労働省が行う医療機器の承認基準等の作成に協力するため、平成 25年度においては、医療機器承認基準等審議委員会を5回開催した。平 成25年度に制定された認証基準は3件、同年度に改正された認証基準は 26件であった。
 - 医療機器の基準等に関する情報については、認証基準及び承認基準並 びにそれらの構成要素であるJIS、ISO/IEC、行政通知及び一般的名称等 を相互に関連付けた最新情報を、基準等情報提供ホームページにより情 報発信を行っている。また、医療機器の英文版ホームページにより、海 外に向けての情報提供を継続して行っている。当該情報等については、 月2回以上の定期更新を行っている。
 - 原材料を変更する場合の手続きについて、その考え方を明確にした「医 療機器の原材料の変更手続きについて」(平成25年3月29日付け薬食機発 0329第7号)をもとに、個別品目毎に簡易相談において対応した。
 - 「後発医療機器の製造販売承認申請書添付資料作成に際し留意すべき 事項について」(平成21年3月27日付薬食機発第0327004号)に基づき、 平成25年度申請の後発医療機器においても同等性審査方式を引き続き実 施した。
- ・クラス II 医療機器の第三者認証制度全面移行に対する協力及びハイリスク | 〇 厚生労働省が行う認証基準の策定及び改正に協力した。平成25年度に 制定された認証基準は3件、同年度に改正された認証基準は26件であっ た。また、クラスⅢ認証基準については素案3件の作成に協力した。
 - 新医療機器 (優先品目) の審査期間は、総審査期間 (中央値) は9.0 月、行政側期間(中央値)は5.1月、申請者側期間(中央値)は3.5月で あり、いずれも目標を達成した。
 - 新医療機器 (通常品目) の審査期間は、総審査期間 (中央値) は6.3 月、行政側期間(中央値)は4.0月、申請者側期間(中央値)は1.6月で あり、いずれも目標を達成した。
 - 改良医療機器(臨床あり品目)の総審査期間は、総審査期間(中央値) 11.6月、行政側期間 (中央値) は5.7月、申請者側期間 (中央値) は5.5 月であり、行政側期間について目標を達成した。

- 改良医療機器(臨床なし品目)の審査期間は、総審査期間(中央値) は7.5月、行政側期間(中央値)は3.7月、申請者側期間(中央値)は 3.7月であり、行政側期間については目標を達成した。
- 後発医療機器の審査期間は、総審査期間(中央値)は3.9月、行政側 期間(中央値)は1.8月、申請者側期間(中央値)は2.1月であり、総審 査期間及び行政側期間について目標を達成した。
- ○「PMDA国際戦略」に基づき、欧米やアジア諸国との連携により、積極的 実績:○ な国際活動を推進し、医療サービスの向上とPMDAの国際的地位の確立を 図るための諸々の施策が着実に実施されているか。

(具体的取組)

- ・欧米、アジア諸国、諸国際機関との連携強化
- ・国際調和活動に対する取組の強化

- 人的交流の促進
- ・国際感覚、コミュニケーション能力を備えた人材の育成・強化
- 国際広報、情報発信の強化・充実
- ○新医療機器に係る治験相談等の円滑な実施のため、中期計画に掲げられてい┃実績:○ る各種取組が着実に行われているか。

(具体的施策)

・承認申請までの指導・助言を提供する機会の増加

- HBDでは共同議長としての役割を果たすとともに、日本におけるHBD Ea st 2013 Think Tank meeting等の開催に尽力した。その他、CVIT2013、T CT2013、CRT2014におけるHBD Scientific Sessionの開催に協力した。ま た、米FDAを始めとする守秘協定締結機関とは、定期的な情報交換・提供 の他、円滑なコミュニケーションを取っている。
- 7月、9月、2月のIMDRF会議への役職員が参加し、運営委員としても ガイダンス文書の最終承認に関わったりするなど、中心的な役割を果た した。その他、HBD、ISO TC210等の活動に尽力している。 また、調査報告書の内容をより国際整合したものにするために、ARCB と定期的な検討を行った。
- QMS調査手法の国際整合等について検討を進めるため、IMDRF、MDSAP P ilotの会議に出席した。会議においては監査機関のあり方について検討 しており、必要な体制整備のための意見交換を行うことができた。
- HBD会合会議等の機会を利用し、FDA医療機器国際担当とのコミュニケ ーションを図り、今後の連携強化に向けた話し合いを行った他、中国、 台湾からの研修生を受け入れ、マレーシア及びタイからの研修生を受け 入れるための準備を進めた。
- 米国FDA等のトレーニングコースに計画的に職員を派遣し、人材の育成 ・強化を図った。また、「国際学会等若手体験研修(チャレンジ)プロク ラム」により、国際感覚を備えた人材の育成を図ったほか、国際人材育 成プログラムに必要な体制整備とそれに伴う研修体制整備を実施し、選 抜制の国内英語研修及び英語通信教育研修の検討を進め、研修委員会の 了承を得た。
- DIA、RAPS等においてブースを出展し、積極的な広報活動を実施すると ともに、HDB EAST 2013 Think Tank meeting の開催やRAPS2014のWS及び セッションの企画等に尽力した。また、毎月発行されるニュースレター に適宜情報を提供した。

○ 申請前から積極的に治験相談等を活用するなどの対応をとるように、 業界との定期的な意見交換の場等を通じて、医療機器メーカーに協力を 呼びかけた。総相談件数は、162件と、21年度以降年々増加し、25年度は 昨年より3件減少したものの、24年度とほぼ変わらなかった。

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
104件	105件	136件	165件	162件

- ・新医療機器の治験相談について、申込みから対面相談までの期間(3ヶ月│○ 医療機器については、優先対面助言指定及び優先対面助言品目に係る 程度) の達成
 - 信頼性基準適合性相談の申込みはなかった。

- ・全ての相談に対応可能な体制の確保
- 相談区分の見直し、相談の質・量の向上
- ○医療機器に係る新技術の評価等の推進を図るため、中期計画に掲げられてい |実績:○ る各種取組が着実に実施されているか。

(具体的取組)

・再生医療等の先端技術の評価における外部専門家の活用。

・先端技術を応用した製品に係る国の評価指針の作成への協力

・カルタへナ法に関する事前審査についての目標の達成

- 治験相談手続きについては、実施要綱の制定、適切な業務改善策の実 施、相談の申込みの随時受付等により、治験相談の申込みから実施日ま での期間については目標である3ヶ月程度を堅持した。
- 治験相談(事前評価相談及びファーマコゲノミクス・バイオマーカー 相談を除く) については、平成25年度までに200件の処理能力を確保した 上で申込みのあったすべての治験相談に対応するとの目標に対し、168件 の相談を実施し、原則すべての相談に対応した。
- 開発段階から品質、有効性及び安全性に関する評価を行うため、事前 評価相談制度の試行的運用を平成22年10月から開始し、平成24年度から 正式に実施している。

- バイオ・ゲノムといった先端技術分野を中心に指導・審査技術水準を 向上することが求められていることから、審査及び安全対策における専 門協議等の場において、科学的な重要事項に関する専門的意見を聴くた め、高度な知見を有する外部の専門家に対し、PMDAの専門委員としての 委嘱を引き続き行っている。(平成26年3月31日現在での委嘱者数は、 1.159名(安全対策に関して委嘱された専門委員を含すPa))
- 平成25年度の専門協議の実施件数は71件(書面形式49件、会議形式22 件)であった。
- 細胞・組織利用製品に関する治験相談や承認審査に関して、外部専門 家と議論を行い、活用した。科学委員会の細胞組織加工製品専門部会に おいて、分野横断的なテーマについて外部専門家の意見を聴取し議論を 行った。平成25年8月20日科学委員会においてとりまとめられた「iPS細 胞等をもとに製造される細胞組織加工製品の造腫瘍性に関する議論のま とめ」、及び平成25年12月16日薬事・食品衛生審議会生物由来技術部会に おいて示された「遺伝子導入細胞の製造に用いられた非増殖性遺伝子組 換えウイルスの残存に関する考え方について」における考え方を、薬事 戦略相談等において活用した。また、EMAやFDA等との電話会議、国際学 会での会合等を利用して、細胞・組織利用製品の規制やICH等での検討テ ーマに関する意見交換を行った。
- 平成25年5月29日付薬食機発0529第1号「次世代医療機器評価指標の 公表について」で示された自己iPS細胞由来網膜色素上皮細胞、活動機能 回復装置、重症下肢虚血疾患治療用医療機器の評価指標の策定に協力し
- 平成25年4月15日付事務連絡「細胞・組織加工医薬品等の製造に関連 するものに係る原薬等登録原簿登録申請書及びその申請書に添付すべき 資料の作成要領に関するQ&Aについて」の作成に協力するとともに、ホー ムページへの掲載や学会等における講演等により内容の周知徹底を図っ ている。
- コンパニオン診断薬プロジェクトが中心となり、コンパニオン診断薬 とそれに関連する医薬品の基本的考え方について整理の上、「コンパニオ ン診断薬等及び関連する医薬品の承認申請に係る留意事項」平成25年7 月1日付薬食審査発0701第10号審査管理課長通知及び同日付のQ&Aの作成 に協力した。さらに当該通知を踏まえ、開発の考え方を示す、「コンパニ オン診断薬及び関連する医薬品の開発に関する技術的ガイダンス」及び そのQ&A (平成25年12月26日付審査管理課事務連絡) の作成に協力した。 また、コンパニオン診断薬の承認書記載に関する留意事項を示した平成 26年2月19日付薬食機発0219第4号医療機器管理室長通知及び平成26年 3月28日付薬食機発0328第7号医療機器管理室長通知の作成に協力した。
- カルタヘナ法に関する事前審査については、第1種使用等の承認につ いては0件(申請なし)、第2種使用等の確認については24件、審査期 間中央値は0.9ヶ月であり、目標を達成した。

・早い段階から薬事上の相談に応じる体制の整備

・スーパー特区についての必要な対応

- 〇 日本発の革新的医薬品・医療機器の創出に向け、有望なシーズを持つ 大学・研究機関、ベンチャー企業を主な対象として、開発初期から必要 な試験・治験に関する指導・助言を行う薬事戦略相談事業を平成23年7 月から実施しており、平成25年度は、個別面談237件、事前面談346件、 対面助言123件と、前年度を大幅に上回る実績を残した。
- 平成25年度は、大阪、京都、神戸、福島、名古屋、広島、福岡等で計 121件(内数)の出張個別面談を実施した。
- また、平成25年10月に設置されたPMDA関西支部 (PMDA-WEST) において も、個別面談、事前面談を実施している。
- 先端医療開発特区(スーパー特区) そのものの取組み期間は既に終了している。従って、薬事相談会については、平成25年度も開催されなかったものの関係案件への協力態勢は維持した。

また、スーパー特区採択課題に対する治験相談等については、薬事戦略相談4件(医薬品戦略相談2件、医療機器戦略相談2件)を実施し、いずれも迅速に対応した。医療機器治験相談については、案件がなかった。

医薬品医療機器総合機構				
中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平成 25 年 度	の業務の実績
(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセス の迅速化	(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセス の迅速化	(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセス の迅速化		
ク 適合性調査に関し、適切かつ効率的に調査を実施 すること。	【各種調査】 医薬品及び医療機器に関して、承認申請等に係る 試験及び治験の適正な実施の促進並びに申請資料の 信頼性の確保を図るとともに、その製造工程や品質 管理体制を適正に維持管理していくために、下記の とおり、各種調査をはじめとした取組を実施する。	【各種調查】		
	ア 新医薬品の信頼性適合性調査の円滑な実施・今後、治験関係の資料・記録の電子化が高まること、国際共同治験に関係する施設(医療機関、治験の運用管理システムの企業拠点)が国内外にまたがることから、国内治験を想定した現行合性調査については、機構職員が企業に訪問して実施する方式、企業訪問型書面調査)をディスは、企業訪問型書面調査)をディスは、	ア 信頼性適合性調査の円滑な実施 ・新医薬品に関する企業訪問型書面調査(以下「訪問書面調査」という。)について、50%以上の実施率を維持する。また、訪問書面調査とGCP実地調査(依頼者調査)の同時調査のためのチェックリストを用いて、効率的な調査を行う。	験が、医薬品及び医療機器の安 基準に関する省令に示される基 臨床試験の実施の基準に関する 資料の信頼性の基準のそれぞれ 等について、書面と実地による	認申請資料及びその根拠となる試全性に関する非臨床試験の実施の 達(GLP)、医薬品及び医療機器の 省令に示される基準(GCP)、申請 に沿って収集されたものであるか 調査を効率的に実施した。 等の年度別実施件数】
	から段階的に導入し、平成25年度までに調査件 数の50%以上を同方式により実施できるように する。		平成21	平成22 平成23 平成24 平成25
	9 0.		年度	年度 年度 年度 年度
			適合性書面調査 2,140	2, 359 2, 437 2, 737 2, 610
			新 医 薬 品 246	251 280 286 364
			後発医療用医薬品 1,004	1,040 1,118 1,188 1,086
			医療機器 890	1, 068
			G C P 実 地 調 査 175	171 149 197 242 158 140 187 222
			新 医 薬 品 164 後発医療用医薬品 10	10 8 9 15
			医療機器 1	3 1 1 5
			再審查資料適合性書面調查 66	138 111 127 80
•			新医薬品 66	135 109 112 71
			新医療機器	3 2 15 9
				135 109 112 71
			新 医 薬 品 65	
			新医療機器	
			再評価資料適合性書面調査 —	
			G L P 調 査 26	30 32 39 21
			医薬品 18	26 23 29 18
			医療機器 8	4 9 10 3
			<u> </u>	

中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平成 25 年度の業務の実績
			注:適合性書面調査(医療機器除く)、CCP実地調査(医療機器除く)、 再審査資料適合性書面調査(医療機器除く)、GPSP調査(医療機器除く)、再評価資料適合性書面調査及びGLP調査の件数は、調査が終了した品目数である。医療機器の適合性書面調査、GCP実地調査、再審査資料適合性書面調査及びGPSP調査の件数は、調査が終了した器目数である。(平成26年1月より調査が終了した品目としている。)
			○ 平成25年度の新医薬品のGCP実地調査(企業)125件(成分数ベース)中124件(99.2%)は適合性書面調査と同時に実施した。
			○ 新医薬品の適合性書面調査については、PMDA職員が企業に訪問して実施する方式(企業訪問型書面調査)を平成21年度から導入し、平成25年度は140件(成分数ベース)中124件(88.6%)を企業訪問型で実施した。
			○ 信頼性調査業務の標準的事務処理期間は設けられていないが、 当該品目の承認審査に係る審査事務処理期間に影響を及ぼさない ように処理することに努めた。
			○ 平成24年10月12日付PMDA理事長通知として発出した承認申請資料に係る適合性書面調査及びGCP実地調査並びに再審査及び再評価申請資料の適合性書面調査及びGPSP実地調査に係る手続きについて周知するとともに調査を実施した。 ・新医薬品の承認申請に係る調査の手続き通知:薬機発第1012063
			・医療機器の承認審査に係る調査の手続き通知:薬機発第1012064 号
			 ・医薬品の再審査及び再評価申請に係る調査の手続き通知:薬機発第1012065号 ・医療機器の再審査及び再評価申請に係る調査の手続き通知:薬機発第1012066号
			○ 新医薬品適合性書面調査 (品質・非臨床) チェックリストについて、従前のチェックリストに記載されている確認すべき資料等が例示であること等を改めて明確にすべく見直しを行い、PMDAの旧Pに改訂版を掲載するとともに、平成26年3月31日付事務連絡「新医薬品適合性書面調査チェックリストについて」を発出することにより周知した。これに伴い、平成13年8月22日付け事務連絡「新医薬品適合性書面調査チェックリスト等について」は廃止した。
			○ GLPに関する国際調和活動を担う唯一の機関であるOECD (経済協力開発機構)は、OECDが盟各国のGLP査察官を対象としたトレーニングコースを2~3年に一度開催している。本コースは開催のための実務は主催国が実施することになっており、平成25年10月に実施された第11回目のコースを、アジア圏での初開催としてPMDAが主催した。当日は、27カ国より83名が参加し、コンピュータシステム及び信頼性保証部門に対する査察方法を中心とした講義・演習が提供された。参加者からは、コース内容はもとより、事前
		WEET HERE WATER DOOR TO	準備・当日対応のレベルの高さに対して高い評価を得ることができた。
	・申請品目ごとに実施している信頼性適合性調査 の効率化を目的として、治験を実施するうえで共 通する、企業、医療機関、治験審査委員会等のシ ステムを調査するGCPシステム調査制度の導入 に向けた検討及び検証を行う。	・新医薬品に関し、改訂されたEDCチェックリスト(EDCシステムシート)を用いて、効率的な調査を実施する。また、EDCの調査におけるプロセス管理的な調査手法について、EDC以外の分野での活用可能性について検討する。	○ GCPシステム調査に関する検討の一環として、平成25年10月より EDC管理シートを用いた調査(平成25年3月27日付薬機審長発第032 7001号機構審査センター長通知)を本格的に開始した。 本管理シートを用いた調査手法は、有効な手法であると考えられたため、他の業務への適用も検討し、平成25年度は、安全性情報等の収集、評価、提供にかかる業務について、管理シートを用いて行うパイロット調査を実施した。

中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平成 25 年度の業務の実績
			○ 現在、承認申請時に、CDISC標準に準拠した治験データの提出義務化が検討されている。それに伴い、治験実施中のデータについても、CDISC標準が利用される事例が増加することが見込まれる。これに対応した新しい調査手法を導入することとし、導入状況及び今後の予定を正確に把握するため、業界団体加盟企業に対する実能調査を実施した。
		・医療機器に関し、調査部門と審査部門との連携を 強化し、適切な時期に信頼性適合性調査を実施する。	○ 医療機器の臨床試験に係る戦略相談において、GCPに関する相談 (事前面談、対面助言) に対応する等、GCPを遵守した適切な臨床 試験の実施及び承認申請資料の信頼性の向上への取組みを実施し た。
			○ 平成25年度の調査終了件数は、適合性書面調査は1,160件、GCP 実地調査は5件であった。
	イ 再審査適合性調査の円滑・効率的な実施 ・製造販売後調査等が既に終了した品目に関し、 より適切かつ効果的な時期にGPSP実地調査、 書面調査を実施することにより、効率化を進める。	イ 再審査適合性調査の円滑・効率的な実施 ・医薬品については、引き続き再審査申請後速やかに再審査適合性調査に着手するとともに、調査の効率化を進める。 ・医療機器については、再審査申請後の適切な時期に再審査適合性調査に着手する。	○ 新医薬品及び新医療機器の再審査資料が申請資料の信頼性の基準、医薬品及び医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施に関する省令に示される基準(GPMSP)又は医薬品の市販後調査の基準に関する省令に示される基準(GPMSP)に沿って収集作成されたものであるか否かについて、書面及び実地による調査を実施している。
			○ 平成25年度の調査終了件数は、新医薬品は71件、新医療機器は 9件であった。
			○ 医薬品の再評価資料が申請資料の信頼性の基準等に沿って収集 作成されたものであるかについて、書面による調査を実施しているが、平成25年度は対象となる品目はなかった。
ケ GMP/QMS調査に関し、中期目標期までに、適切に実地調査を実施できる体制ること。	間終了時 ウ GMP/QMS調査の円滑な実施 ・GMP/QMS調査の効率的な在り方について、 検討・実施する。	ウ GMP/QMS調査の円滑な実施 ・医薬品・医療機器の製造販売承認に係るGMP/ QMS調査について、行政側期間に影響を及ぼさな いように処理するため、審査部門との連携を図る。	○ 審査事務処理期間に影響を与えないよう、調査を実施した。 ①平成25年度に実地調査を国内111件(うち医薬品75件、医療機器・体外診断薬36件)、海外120件(うち医薬品・医薬部外品94件、医療機器・体外診断薬26件)実施した。 ②書面調査は2,137件(うち医薬品・医薬部外品1,249件、医療機
			図書面調査は2,13/1代(りら医楽品) 医楽品の76日1,249円、 医療・体外診断薬888件) 実施した。 ③国内施設に対する査察を7件(うち医薬品6件、医療機器・体外診断薬1件)、海外施設に対する査察を2件(医薬品2件、医療機器は実績なし)実施した。 ④ホームページに申請の際の留意点を掲載するとともに、申請時期についても遅延のないよう、各種講習会やGMP研究会等で要請
			した。また、QMSについては調査用資料の記載について具体的に示したホームページの改訂を行った。
		・GMP証明書の発給に係るGMP調査の実施状況 確認業務を、厚生労働省と協力し適切に実施する。	○ GMP適合証明書の発給に伴う手順書を作成し運用した。また、MR A締結国に対する証明については、EUdra-GMDPシステムの構築及び運用を平成25年10月より開始した。
		・GMP/QMS調査業務を適切に管理するとともに、調査の迅速化・効率化のための改善を図る。	① 実地調査に際し、調査担当者により作成された重要事項確認票を用いてミーティングを行い、調査担当者への調査事項の周知、調査レベルの統一化を進めた。
			② GMP: 各調査についてリスク評価(点数化)を行うことにより、 リスクの低い製造所については書面調査を行った。すでに初回の 調査を行い、過去の調査履歴があるものについては簡略的な査察 を実施し、効率化に結びつけた。

中 期 目 標	中期計画	平成 25 年度計画	平成 25 年度 の業務の実績
			③ 平成25年12月2日付で事務連絡「医薬品等適合性調査の申請に当たって提出すべき資料について」を発出した。これはGMP適合性調査申請時に提出してもらうべき資料について具体的な工程フローの例示とともに整理・合理化したものであり、平成26年度の大更新時期を迎えるに当たってGMP適合性調査のより一層の効率化に資するものである。
			④ QMS:実地調査を行う範囲を明確化するとともにQMS講習会等で周知を図った。また医療機器規制制度改定に合わせ新たに設置された調査平準化ワーキンググループに厚生労働省、第三者認証機関と共に参加し、実地調査判定の統一化の検討を進めている。さらに、当該ワーキンググループの成果を反映させた適合性調査業務実地手順書の改訂を実施した。
		・GMP調査については都道府県、QMS調査については都道府県及び第三者認証機関との連携体制の構築に努める。	① GMP:調査当局会議で都道府県の薬務課の点検を順次行った。リーダー調査員育成のための教育資料の作成を行った。② GMS:厚生労働省、第三者認証機関と共に、調査報告書の統一、書面・実地調査の判定等調査業務の平準化のためのワーキンググループを設置し運用を行った。
		・GMP/QMS調査に係る相談窓口の円滑な運用を図る。	① GMP:簡易相談等の質問と回答についてデータベースで管理を行い、過去の回答との整合性を図っている。また、事例について、 打合せ会議において定期的に情報の共有を図っている。、平成25年度は医薬品の簡易相談を44件実施した。さらに、ホームページに 簡易相談についての情報を掲載し円滑な運用を行った。
			② QMS: 簡易相談はホームページ等による情報提供が充実してきたことより減少傾向であるが、本年度に採用された職員1名について依頼者との事前調整を含め積極的に関与させる等OJTを進めた。 平成25年度は3件の医療機器等の簡易相談を実施した。
	・GMP/QMS調査については、平成25年度までに、以下のとおり、リスク等を勘案して、一定の頻度で実地調査を実施できる体制を構築する。①厚生労働大臣許可施設は、概ね2年に一度②都道府県知事許可施設(機構調査品目の製造施設に限る。)は、概ね5年に一度③国外の施設(機構調査品目の製造施設に限る。また、MRA等の対象品目の製造施設を除く。)	・GMP/QMS調査について、リスク等を勘案して一定の頻度で実地調査を実施できる体制の構築に努める。	 ① GMP:基礎票を元に製造所プロファイルデータベースを作成するとともに、申請時点のリスクも評価の上、リスクの高い製造所に対して実地調査を実施した。平成25年度の実地調査件数168件。 ② GMP:大臣許可施設(血液製剤、ワクチン、バイオ医薬品)については一定の頻度で実地調査を行っており、ウイルス不活化工程を有する血液製剤、動物由来製品の実地調査において、特にウイルスバリデーションと製造工程の確認を入念に実施した。
	は、過去の調査歴等を踏まえ、適切に実施。		③ 過去の調査実績、海外を含めた不具合情報の収集体制を整備したことにより、品目及び施設のリスク情報の管理体制が整備され、調査申請にかかるリスク評価が迅速に行える体制が整備された。平成25年度の高リスク医療機器製造施設への実地調査件数は61件である。
	・アジア等の海外の製造所に対する実地調査を積 極的に実施する。	・GMP/QMS調査について、アジア等の海外の 製造所に対する実地調査を積極的に実施する。	① GMP:海外の製造所についてはリスクの高い、血液製剤、アジアの原薬、無菌製剤等の製造所への実地調査を行った。平成25年度の上記施設に対する実地調査件数は93件である。
			② アジア地域にある医療機器製造所に対して優先的に実地調査とすることとし、過去に不具合情報のあったカラーコンタクトレンズ製造施設等4申請(中国、ベトナム、シンガポール及びフィリピン)について実地調査を行った。
	・審査の担当者をGMP/QMS調査チームに組み入れるとともに、GMP/QMS調査の担当者を審査チームに組み入れることにより、調査及び審査の連携を推進し、それぞれの質を高める。	・審査の担当者を調査チームに組み入れるととも に、調査の担当者を審査チームに組み入れることに より、調査及び審査の連携を推進し、それぞれの質 を高める。	① GMP:1~2週間分の調査申請をリスク評価の上、実地・書面の 判断を行ってその結果を審査各部へ情報提供した。また、依頼に 基づき審査官がGMP調査へ同行した(平成25年度8件)。

	中期目標	中	期計	画	平 成	25 年 度 計	+ 画		平成 25	年 度 の 業 務	の実績
									② QMS:医療機器審査部 造所を掲載するととも し、QMS調査に同行の有 リスクの高い医療機器 力を得ながらQMS調査を との合同調査17件)	に定期的に実地調査 無を照会している。 の調査においては、	情報を審査各部に提供 また、再生医療製品等 関係部門の審査員の協
					・調査部門とし ・運用を図る。	て国際水準のの品質	重 システ	ムの構築	① GMP:9月にPIC/S実た。なお、平成26年5	地審査を受けた。特 月の総会で加盟が承	段の指摘事項はなかっ 認される見込み。
			٠						② QMS:国際基準を踏ま の検討結果を基にした に関する業務手順書を	不備事項指摘の判定	E施するため、IMDRFで 及び調査報告書の作成
Ē	FETTING ALL LAW FETTING II . O NOTE ON THE AUTHORITY	以	台田	評定 A				評定	A		<u> </u>
Ļ	評価の視点等 【評価項目12 業務の迅速な処理及び	·体制整備(各種調查)】 ————————————————————————————————————								<u> </u>	
			○ 査ぼ 分 対 別同ま数	及び特記事項) 医薬品等の基準適合性調 開に影響を及ぼさない。 等の件数を実施した。 た、新医薬品の適合性書 ベース)中124件(88.6	うに処理すること 面調査については、	に努め、平成24年月 平成25年度は140年	まとほ	GMP/QM 造所に対 者と審査 いる。ま 0%以上を	評定理由)) S調査については、平成25 し、リスクを勘案の上、他 員の連携による合同調査 た、中期計画で、平成25年 と企業訪問型書面調査によ 近を達成しており、調査体	受先的に実地調査を 及び審査の推進など E度までに新医薬品の り実施する計画とし	関施、GMP/QMS調査担当 、適切に調査を行って の信頼性適合性調査の ているが、当年度は88
			査を 度(AP/QMS調査については、 実施した。同調査の処理 (2,642件) と同程度の件 かように、十分な成果を上	1件数については2, 枚を処理した。			だと判断	合調査は順調に実施されて		
	【数値目標】○平成25年度までに新医薬品の信頼性調査件数の5面調査により実施。	0 %以上を企業訪問型書	施す 度は 〇 平	医薬品の適合性書面調査 る方式(企業訪問型書面 140件(成分数ベース)中 成25年度の新医薬品のGC 4件(99.2%)は適合性書	調査)を平成21年 124件(88.6%)を P実地調査(企業)	度から導入し、平原企業訪問型で実施 企業訪問型で実施 125件(成分数べ〜	25年した。	したこと ・リスクが を行った ・計画を着	は高く評価される。 高いと考えられるアジア等 ことも注目される。 実に実施し、目標を達成さ 点の各項目は順調に実施さ	の海外製造所に対し れており評価できる	って、優先的に実地調 る 。
			る適 合性 調査	成24年10月12日付PMDA理 合性書面調査及びGCP実均 書面調査及びGPSP実地調 を実施した。 医薬品の承認申請に係る	地調査並びに再審査 査に係る手続きに	及び再評価申請資料	斗の適 ともに	(業務への ・特になし			
			・医 ・医 20 ・医	療機器の承認審査に係る 薬品の再審査及び再評価 65号 療機器の再審査及び再評 2066号	調査の手続き通知 申請に係る調査の	: 薬機発第1012064 ⁴ 手続き通知:薬機発	号 第101	(その他の ・特になし			
	[評価の視点]○新医薬品の信頼性適合性調査について、企業訪問型に実施しているか。	書面調査を導入し、着実	〇 新 施す	○ 医薬品の適合性書面調査 る方式(企業訪問型書面 140件(成分数ベース)中	i調査)を平成21年	度から導入し、平原	戊25年				1 .
	○治験を実施する上で共通する、企業、医療機関、治 ムを調査するGCPシステム調査制度の導入に向け いるか。	験審査委員会等のシステ た検討、検証を実施して	〇 GC 理シ 審査	○ Pシステム調査に関するは 一トを用いた調査(平成 量センター長通知)を本格 で理シートを用いた調査 他の業務への適用も検言	[25年3月27日付楽₹ 『的に開始した。 『手法は、有効な手	暖番長発第0327001 法であると考えられ	ラ機構 れたた				

○再審査適合性調査について、円滑かつ効率的に実施されているか。

○GMP/QMS調査の円滑な実施にあたり、中期計画に掲げられている各種|実施:○ 取組が着実に行われているか。

(具体的な取組)

- ・GMP/QMS調査の効率的な在り方についての検討・実施
- ・GMP/QMS調査のリスク等を勘案し、一定の頻度で実地調査を実施で きる体制の構築
- ・アジア等の海外製造所に対する実地調査の積極的実施
- ・調査及び審査の連携の推進

評価、提供にかかる業務について、管理シートを用いて行うパイロット 調査を実施した。

○ 現在、承認申請時に、CDISC標準に準拠した治験データの提出義務化 が検討されている。それに伴い、治験実施中のデータについても、CDIS C標準が利用される事例が増加することが見込まれる。これに対応した 新しい調査手法を導入することとし、導入状況及び今後の予定を正確に 把握するため、業界団体加盟企業に対する実態調査を実施した。

実施:〇

- 新医薬品及び新医療機器の再審査資料が申請資料の信頼性の基準、医 薬品及び医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施に関する省令に示 される基準 (GPSP) 又は医薬品の市販後調査の基準に関する省令に示さ れる基準 (GPMSP) に沿って収集作成されたものであるか否かについて、 書面及び実地による調査を実施している。
- 医薬品の再評価資料が申請資料の信頼性の基準等に沿って収集作成さ れたものであるかについて、書面による調査を実施しているが、平成25 年度は対象となる品目はなかった。

[GMP]

- 適合性調査の実地・書面の判定については、リスク評価(点数化)に 基づいて行っている。リスクの低い製造所については書面調査とし、過 去に調査履歴があるもの、MRA (MOU) 対象となる調査では当該国のGMP適 合証明書により簡略的な調査を実施して効率化に結びつけている。また、 製造所プロファイルデータベースを作成し、申請時点のリスクも評価の 上、リスクの高い製造所に対して実地調査を実施した。
- 国内大臣許可施設及び海外血液製剤製造施設については、2年に一度 の調査を目指して年度計画を策定した上で実施しており、ウイルス不活 化工程を有する血液製剤、動物由来製品の実地調査においては、特にウ イルスクリアランス試験などウィルス混入のリスク評価と製造工程の確 認を入念に実施した。
- 海外の製造所については、リスクの高い血液製剤、アジアの原薬、無 菌製剤等の製造所への実地調査を行った。特にアジアについては、欧米 に比べリスクが高い製造所が多いことから、不良医薬品の国内流通を最 小限に抑える目的で、優先的に実地調査を行った。平成25年度の上記施 設に対する実地調査件数は93件。
- 審査部門とは、月1度の打合せ会議で懸案事項と進捗について情報交 換を行い、GMP調査に反映している。また、1~2週間分の調査申請をリ スク評価の上、実地・書面の判断を行ってその結果を審査各部へ情報提 供するなど、連携を推進した。平成25年度のGMP調査への審査員の同行は
- 9月にPIC/S実地審査を受けた。特段の指摘事項はなかった。なお、平 成26年5月の総会で加盟が承認された。

- QMS調査については、過去5年間の申請実績のデータを解析し、審査事 務処理期間に影響を与えないよう調査を実施している。また、調査用資 料の記載について具体的に示したホームページの改訂を行ったほか、適 切な時期にQMS調査申請を行うよう講習会・ホームページ等を通じて徹底
- 過去の調査実績、海外を含めた不具合情報の収集体制を整備したこと により、品目及び施設のリスク情報の管理体制が整備され、調査申請に かかるリスク評価が迅速に行える体制を整備したほか、実地調査を行う 範囲を明確にすることにより調査の効率化を行った。平成25年度の高リ スク医療機器製造施設への実地調査件数61件。
- QMS調査においては平成25年度中に62件の実地調査を行った。特にアジ ア地域にある医療機器製造所に対しては優先的に実地調査とすることと

しており、平成25年度中に4申請(中国、ベトナム、シンガポール及び フィリピン)について実地調査を行った。

○ 医療機器審査部門に対し、定期的に実地調査予定及び実地調査情報を 提供し、QMS調査への同行の有無を照会するなど、情報共有を図った。ま た、再生医療製品等リスクの高い医療機器の調査においては、関係部門 の審査員の協力を得ながらQMS調査を合同で実施した。平成25年度の審査 部門との合同調査17件。

薬品医療機器総合機構		·	13
中期目標	中期計画	平 成 25 年 度 計 画	平成 25 年度の業務の実績
(2) 審査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上	(2) 審査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上	(2) 審査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上	
審査等業務及び安全対策業務の信頼性を一層向上さ			
せることにより、国民や医療関係者が安心して使用できる医薬品・医療機器を提供すること。			
ア 審査等業務及び安全対策業務において、国際的に 見ても遜色のない水準の技術者集団を構築するため 職員の技能の向上に努めること。また、欧米やアジ アの規制当局、内外の研究機関・研究者との更なる 連携の強化を図ること。	ア 研修の充実 ・審査等業務及び安全対策業務の質の向上を図る ため、医薬品審査等を念頭に平成19年度に策定 した研修プログラムについて、実施状況を評価す るとともに、内容の充実を図り、その着実な実施 を図る。	ア 研修の充実 ・研修評価の実施とその結果に基づく研修内容の見 直しを図る。特に、強化した安全対策研修プログラ ム、医療機器研修プログラムを実施するとともに、 実施状況を踏まえ、必要な見直しを行う。	○ 平成 21 年度に策定した研修評価方法により、新任者研修及び実地研修(施設見学等)について評価を実施し、内容の充実等を図った。 ○ 安全対策研修プログラムとしては、医薬品の副作用等被害に関
	ଝାୟର ି	・専門領域ごとの職務精通者による教育・指導を行 う研修を実施することで、職員の技能の向上を図る。	する研修、RMP(リスク管理計画)に関する特別研修を実施した。
			○ 医療機器研修プログラムとしては、医療機器の設計管理などを 紹介する特別研修に加え、心臓血管外科、整形外科領域等の医療 機器を用いた製品トレーニング研修、医療機器に関する基礎知識 習得を目的とした第1種、2種ME技術研修等を実施した。
			○ 新任者研修において新薬審査及び医療機器審査に関するケース スタディを実施した。また、生物統計担当者を内部講師とした臨 床試験デザイン研修、国立医薬品食品衛生研究所の協力による審 査パート別研修等を実施した。
		・GMP/QMS調査員について、国際水準に見合った教育研修を推進する。	① GMP:調査要領で規定された調査員の研修要件(IS019011)に基づいた教育訓練の計画を立て、実施している。また、製薬協の協力の下GMP2ヶ月研修を実施した。(京大iPS研究所1名、アステラスファーマへ1名を派遣)
		÷	② QMS:各国のQMS調査員の教育要件の比較を行った他、IS017021 等の国際基準に沿った調査員教育、調査員要件を満たす訓練を行 うために調査担当者の資格要件の設定を行った。また、:米国の医 療機器製造所での実地研修の実現に向けて米国Advamed (米国医療 機器団体)との協力体制を構築した。
	・医療機器審査等及び安全対策業務を念頭においた研修について、内外の大学や研究所等への派遣や米国FDAの審査機関の研修方法を参考にして充実を図ることとし、平成21年度中に、そのた	・平成21年度に策定した医療機器審査等業務及び 安全対策業務に関する強化研修プログラムを引き続 き実施するとともに、内容の拡充を図る。	
	元夫を図ることとし、平成と「千度下に、そのための研修プログラムを策定する。	・医療機関における医療機器の臨床使用の実情を理解するための病院実地研修(手術立会い研修)や医療機器の操作を通して医療機器の理解を深めるための製品トレーニング研修を推進する。(再掲)	○ 医療機器研修プログラムとしては、医療機器の設計管理などを 紹介する特別研修に加え、心臓血管外科、整形外科領域等の医療 機器を用いた製品トレーニング研修、医療機器に関する基礎知識 習得を目的とした第1種、2種ME技術研修等を実施した。(再掲)
		-	○ 心臓血管外科、整形外科領域等の医療機器を用いた製品トレー ニング研修を計4回実施した。
		・ME (Medical Engineering) 技術研修を推進する。(再掲)	○ 医療機器に関する基礎知識習得を目的とした第1種、2種ME技術研修等を各1回実施した。(再掲)
	・医薬品、医療機器等の適切な安全対策や医療安全対策を検討する上で臨床現場の経験や企業による安全対策業務の知識が必須であることから、臨床現場や企業に対する調査の現場での研修を実施する。	・医薬品、医療機器等の安全対策に資することを目 的とし、臨床現場等への派遣研修を実施する。	○ 医療実態に即した安全対策の企画立案ができるよう、薬剤師序 院実地研修を実施した。
. ,		·	
		·	

中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平成 25 年度の業務の実績
	・医療機器等の製造工程や品質管理方法の理解を 深め、医療機器等の市販後安全対策業務の質の向 上を図る。	・医療機器等の製造工程や品質管理方法の理解を深めるため、企業の協力を得ながら医薬品製造所における実地研修、医薬品、医療機器等の製造施設などの見学等を実施し、市販後安全対策業務の質の向上を図る。	① 医薬品製造施設等におけるGMP実地研修 (2ヶ所)、医薬品や医療機器の製造工程の理解を深めるための施設見学 (9ヶ所) を実施した。 ② GMP:10月に連携大学院協定を締結している武蔵野大学薬学部製剤学研究室の協力により、実際に経口製剤を製造し、評価する研修を行い、製造管理、品質管理の知識向上を図った。
			③ QMS:11月に医療機器の組み立て及び放射線滅菌実施施設での実 地教育に参加した。2月には医療機器製造所の協力の下、滅菌施 設の技術担当者を招聘しての専門教育を実施した。
	イ 各国規制当局との連携の推進 審査等業務及び安全対策業務に関し、中期目標期間を通じ、欧米やアジアの規制当局との連携の強化を図る。特に米国FDAや欧州EMEAについて、リアルタイムでより詳細な情報収集や意見交換が可能な体制を整備する。	イ 各国規制当局との連携の推進 ・審査等業務及び安全対策業務に関し、欧米やアジ アの規制当局の制度等の把握に努め、更なる連携の 強化を図る。特に米国FDAや欧州EMAとはリア ルタイムでより詳細な情報収集や意見交換が可能と なる体制を維持する。	① インターネット等を通じて、各規制当局の発信する情報(FDA Voice 等)を収集し、適宜、翻訳して内部へ情報提供を行った。(37件) ② FDA から情報提供された安全性に関する緊急案件について、PMDA/MHLW に、タイムリーに必要な情報が担当部署に提供されていることを確認し、不足する場合には別途情報提供する等の
			支援を行った。 ③ 秘密保持協定に基づき international Liaison Officer を含む EMA 幹 部と定期的に面談し、日 EU 間で調整が必要な事項について協議を行った。
	ウ 外部研究者との交流及び調査研究の推進 ・連携大学院として大学院生の受け入れを通した 交流を推進することにより、臨床現場等における 臨床研究・臨床試験に関する基盤整備及びレギュ ラトリーサイエンスの普及に協力する国内外の研究 助向等の把握や研究活動に関する情報発信等を積 極的に行う。	ウ 外部研究者との交流及び調査研究の推進 ・連携大学院に関する協定の締結とそれに基づく大 学院生の受け入れ、研究指導等を実施することに より、レギュラトリーサイエンスを推進し、人材 の養成、流動化を図る。	○ 従来の筑波大学、横浜市立大学、山形大学、岐阜薬科大学、神戸大学、千葉大学、武蔵野大学、岐阜大学、帝京大学、就実大学、静岡県立大学、大阪大学、京都薬科大学、岡山大学、名古屋大学、名古屋大学、大阪大学及び熊本大学の2校と連携大学院協定を締結した。また、平成23年4月から平成25年11月まで、岐阜薬科大学大学院から学生1名を修学職員として受け入れ、研究指導等を実施した。その成果として、原著論文が公表された。学生による研究成果のPMDA内部報告会を開催した(平成26年3月)。学生は、博士(薬学)の学位を取得した(平成26年3月)。
		・大学等への講師派遣の調整を行う。	○ レギュラトリーサイエンスを普及させる一環として、大学等から PMDA 職員に対し講義の依頼があった際の調整等を随時行った(平成 25 年度:29 大学 51 コマ)。
	・大学院生の受け入れについては、内部規程等の 整備を行い、適正に実施していく。	・連携大学院協定に基づく大学院生の受け入れを、 各種規程に基づき適切に実施する。	○ レギュラトリーサイエンス推進連絡会議、連携大学院協定に関する委員会を立ち上げ、客員教員の待遇及び処遇の改善を行うとともに、平成 26 年度 PMDA における修学職員の受け入れ実施要領を作成し、連携大学院の学生を適切に受け入れる環境作りを始めた。
イ 患者それぞれの特性に着目し、当該患者に最も有 効でかつ安全な医療を提供できるような医薬品や医 療機器に係る治験が円滑に実施できるように支援す るとともに、当該製品に係る審査を円滑に実施する こと。	エ ゲノム薬理学等への対応の推進 ・中期目標期間を通じ、新技術を応用した製品に 係る国の評価指針の作成に協力する。	エ ゲノム薬理学等への対応の推進 ・オミックス・バイオマーカー等を利用した医薬品 評価など新技術を応用した製品に係る国での評価指 針の作成に協力するとともに、ICH等の国際会議で 積極的な貢献を果たす。	○ 医薬品・医療機器の審査の科学的な考え方を明確化することで、製品開発の促進や審査基準等の国際連携の推進、審査迅速化につなげることを目的として、平成25年度は、11のPMDA内横断的基準作成プロジェクト・ワーキンググループの活動を通じて、国の評価指針作成等に協力した。具体的には、コンパニオン診断薬プロジ
	・ゲノム薬理学の医薬品開発への利用を促進するため、国の評価指針の作成に協力するとともに、海外規制当局との連携、情報共有を推進して、米国FDA、欧州EMEAとの3極与同での助言を実施できる体制を確立するなど、国際的な手法の確立に貢献できるよう、そのための検討を進める。	・ゲノム薬理学を含むオミックス関連の国での評価 指針作成に向けての検討に協力するとともに、「フ ァーマコゲノミクス・バイオマーカーに関する対面 助言」の利用を推進する。	ェクトより3つの通知及び2つのQ&A、医薬品製法変更等プロジェクトより1つのQ&A、マイクロドーズ臨床試験プロジェクト及びナノ医薬品プロジェクトより2つの通知及びQ&A、ナノ医薬品プロジェクトではさらに1つの通知及びQ&Aの作成に協力した。

	· .		Y
中期目標	中 期 計 画	平成 25 年度計画	平成 25 年 度 の 業 務 の 実 績
			○ 横断的プロジェクトの活動について学会や科学委員会等での発表を行い、広報活動を行うとともに、評価方針等について専門家との意見交換を行った。
			○ 平成25年度において、PMDAの横断的プロジェクトである、小児 医薬品ワーキンググループ、オーファン医薬品ワーキンググループ、QDD評価プロジェクト、ナノ医薬品プロジェクト等に関して、それぞれの課題について検討するため、欧米規制当局の専門家と
			電話会議や打合せ等を実施し、意見交換を行った。ナノ医薬品プ ロジェクトにおいては、本年度発出された海外規制当局との共同 リフレクションペーパー作成に協力した。また、多くのプロジェ クトにおいて、ワークショップや国際学会での講演やパネルディ
			スカッションにも参加し、国際的な整合化に向けた対応に協力した。 た。
	これ ※ エナンル版をの 林 佐	オー適正な治験の推進	○ 平成21年度から導入したファーマコゲノミクス・バイオマーカー相談を、引き続き実施している。
	オ 適正な治験の推進 ・中期目標期間を通じ、国内における治験の質を 確保するため、医療機関等における実地調査等を 踏まえ、適正な治験の普及についての啓発を行う。	・引き続き医療機関等におけるGCP実地調査の充 実を図るとともに、医療関係者等への治験の啓発、 関係団体との連携に努める。	○ GCPの実地調査の対象である医療機関等との間で、調査終了後に GCPや治験の実施に関する意見交換を実施した。 製薬企業の開発・薬事担当者、監査担当者、治験施設支援機関、 医療従事者等を対象とする「GCP研修会」を東京と大阪で開催し、
			書面適合性調査やGCP実地調査において指摘の多い事例を紹介すること等により、適正な治験の推進に関する理解を求めた。また、研修会資料をホームページに掲載して関係者への周知を図るとともに、医療従事者が参加する学会等においてPMDA職員が講演を行い、関係者との意見交換に努めた。
			V、関係有との息見交換に労めた。 【GCP研修会 参加者数】
			開催地 平成21 平成22 平成23 平成24 平成25 年度 年度 年度 年度
			東京 1,165 1,048 1,086 1,254 1,189 大阪 461 455 418 471 404
			計 1,626 1,503 1,504 1,725 1,593
ウ 審査報告書の公開をはじめとした審査等業務及び 安全対策業務の透明化をより一層推進すること。	・業務の透明化を推進するため、厚生労働省と協力し、優先審査の結果を含む審査報告書やその他	カ 審査報告書等の情報提供の推進 ・国民に対する業務の透明化を推進するため、厚生 労働省と協力し、関係企業の理解と協力を得て、審	務の透明性を確保するため、関係企業の理解と協力を得て、厚生
	審査等業務に係る情報を、国民、医療関係者から みて、よりアクセスしやすい形で速やかに提供す るとともに、審査に関連する情報の提供内容を拡 充するなど、情報公開の充実のための取り組みを	査報告書や資料概要など審査等業務に係る情報を、 速やかに医薬品医療機器情報提供ホームページに掲載する。	□ 再審査報告書を公表するための厚生労働省通知案等の作成に協
	積極的に推進する。		カするとともに、新医薬品は平成21年度から、新医療機器は平成 22年度から、再審査報告書の公表を実施している。
		・PMDAの審査等業務及び安全対策業務の海外への広報のため、継続的に審査報告書及び安全情報等の英訳版を作成し、英文ホームページにおいて公表する。	英文ホームページに掲載し、DVD を作成した。3 月 20 日までに

中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平成 25 年度の業務の実績
	・新医薬品及び新医療機器に関する審査報告書については、行政側、申請者側の双方が努力することにより、承認後直ちに、機構HPに掲載するとともに、医薬品に対応することとする。また、新医薬品及び新医療機器に関する資料概要についても、承認後3ヶ月以内にHPへの掲載を行うこととする。	・行政側、申請者側の双方が速やかに公表資料の作成及び確認をできるようにすることにより、審査報告書については承認後直ちに、資料概要については承認後3ヶ月以内に情報公開する割合を高める。また、医薬品の再審査報告書については結果通知後速やかに情報公開するよう努める。	(新医薬品の審査報告書) ○ 新医薬品は、申請内容に基づいて、薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品第一部会及び第二部会で審議される品目(以下「審議品目」という。)と報告される品目(以下「報告品目」という。)に分類されるが、新薬承認情報のうち審議品目に係るものについては、審査の状況・結果をまとめた「審査報告書」及び申請資料の概要をまとめた「申請資料の概要」を、報告品目に係るものについては、「審査報告書」をれぞれ情報提供の対象としている。これらについては、厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知に基づき、品目ごとに関係企業との公表内容の調整を行った上で、PMD Aのホームページに掲載している。
			○ 平成25年度における公表状況は、審査報告書120件(承認から公表までの中央値4日)、申請資料の概要81件(承認から公表までの中央値35日)、再審査報告書38件(結果通知から公表までの中央値8日)であった。なお、審査報告書については、承認から1ヶ月以内に公表したものの割合は99.1%(平成24年度100%)であり、資料概要については、承認から3ヶ月以内に公表したものの割合は95.0%(平成24年度100%)であった。
			(新医療機器の審査報告書) ○ 平成25年度における公表状況は、審査報告書19件(承認から公表までの中央値28日)、申請資料の概要18件(承認から公表までの中央値89日)、再審査報告書9件(結果通知から公表までの中央値5日)であった。 なお、審査報告書については、承認から1ヶ月以内に公表したものの割合は73.7%(平成24年度81.8%)であり、資料概要については、承認から3ヶ月以内に公表したものの割合は77.8%(平成24年度73.3%)であった。
			(一般用医薬品及び医薬部外品の審査報告書) ○ 平成18年3月31日に、公表手順等を定めた厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知が発出されたことを受け、審査報告書の公表を行うこととなった。さらに、当該通知が平成20年10月31日に改訂され、申請資料の概要についても公表を行うこととなった。平成25年度においては、一般用医薬品に係る審査報告書5件、申請資料の概要4件を公表した。医薬部外品に係る公表案件はなかった。
	・審査に関連する情報公開請求への対応のあり方 について、中期目標期間中に、厚生労働省とも連 携して検討を行い、その結果を踏まえ、適切に対 応する。	・審査に関連する情報公開請求への対応のあり方については、対象となりうる文書の取扱い等について、必要に応じ厚生労働省との関係も含めて整理を行う。	○ 情報公開の対象文書の取扱いについては、一部の文書について、 厚生労働省と調整のうえ整理を行った。
	キ 外部専門家の活用における公平性の確保 ・適切な知見を有する外部の専門家を活用する。 その際、公正なルールに基づき、審査等業務及び 安全対策業務の中立性・公平性を確保するととも に、必要に応じてルールの見直しを行う。	キ 外部専門家の活用における公平性の確保 ・適切な知見を有する外部の専門家を活用する。	○ 審査及び安全対策における専門協議等の場において、科学的な 重要事項に関する専門的意見を聴くため、高度な知見を有する外 部の専門家に対し、PMDAの専門委員としての委嘱を引き続き行っ ている。(平成26年3月31日現在での委嘱者数は、1,159名(安全対 策に関して委嘱された専門委員を含む。))

中期目標	中 期 計 画	平 成 25 年 度 計 画	平成 25 年度の業務の実績
		・当該専門家の活用に当たっては、専門協議等の 実施に関するルールに基づき、審査等業務又は安 全対策業務に関与する場合における寄付金等の状	○ 専門委員への協議に関しては、判断の公平性・透明性が担保されるようにすることが必要である。このため、審査報告書の公表、専門委員の利益相反状況の公表等によって透明性を十分に確保し、
		況を確認し、その結果を公表等することで透明性 を確保する。	外部からの検証が可能な仕組みとすること等を盛り込んだ規定である「医薬品医療機器総合機構における専門協議等の実施に関する達」(平成20年12月25日) に基づき、承認審査や安全対策に係る
			専門協議を依頼した専門委員の寄附金・契約金等の受取状況について、運営評議会と審査・安全業務委員会に報告を行っている。
エ 審査等業務及び安全対策業務の信頼性確保及び 層の効率化を図るための情報システム基盤を整備		ク 情報システムの充実による審査・安全業務の質の 向上	
358.	・取り扱う情報量の増加及び各情報の相関性・正確性の深化が予想される審査業務及び安全対策業務においては、その変化に対応できるための情報システムの機能追加を行い、業務の質の向上を図る。	・審査等業務・安全対策業務の拡充に必要な既存の 情報システムの機能改善等の充実について、システ ム最適化、添加物使用前例データ更新及びICH- E2B/R3対応を考慮しつつ計画的に進め、業務 の質の向上を図る。	○ 業務・システム最適化計画の具体化に向け、現行の審査系システムの要望事項等への対応、システムの統合化、情報の一元管理を目的とした次期審査システムについて、結合テスト、総合テストを完了した。また、実運用に即したシナリオに沿って業務が滞りなく遂行できることを確認するため、実運用テストを実施した。
			○ PMDA ホームページと医薬品医療機器情報提供ホームページの 統合の検討を踏まえ、特段の改修等は実施しなかった。

評価の視点等	【評価項目13	審査等業務及び安全業務の信頼性の向上】	自己評定	A		評 定	А		
,			予算事業) よる最先端	日事項) 薬品・医療機器・再生医療製品 による人材交流の一環として、大 技術に関する特別研修・セミナー 務の質の向上を図った。	(学・研究機関等の研究者に	修機会の提 イエンスの 品実用化促	務及び安全対策業務 供を行い職員の資質 普及や連携大学院の 進事業」に基づく力	での向上に努める の推進、「革新的医 大学等研究機関と	いては、引き続き系統的な とともに、レギュラトリー、 薬品・医療機器・再生医療 薬品が交流や研究協力を推 作りを進めており、内外双 作りを進めており、内外双
			開発の促進 を目的とし ワーキン、適 機関等との	医療機器の審査の科学的な考え大や審査基準等の国際連携の推進、 て、平成25年度は、11のPMDA内構 グループの活動を通じて、国の精 正かつ円滑に治験が実施される。 意見交換や、東京・大阪でのGCF き続き積極的に取り組んだ。	審査迅速化につなげること 断的基準作成プロジェクト・ 価指針作成等に協力した。 よう、GCP・治験に係る医療	の質の向上 ため、関係 資料の概要 料の概要18	に努めていることを 企業等の協力を得て 81件、再審査報告書 件、再審査報告書	と評価する。また、 、新医薬品につい §38件、新医療機 9件をホームペー	・審査業務の透明化に資す いては審査報告書120件、申 器の審査報告書19件、申請 ジで公開するなど、引き続 進が図られていることを評
			120件(承認の 公表値)、第 日)、9件での 日)、9件で 合書でい を を を を 重 の り、9件で い り、9年で い り、9年で い り、9年で い り、9年で い り で り、9年で り り り り り り り り り り り り り り り り り り り	務のより一層の透明化を図るためから公表までの中央値4日)、申請中央値35日)、再審查報告書38件新医療機器の審查報告書19件表料の概要18件(承認から公表ま符り研究と表しるのが、一次ではいて公表での中央値であるが安全対策における専門的に関する専門的意見を聴くために公式ルールに基づき活用した。	青資料の概要81件(承認から (結果通知から公表までの中 (認から公表までの中央値28 での中央値89日)、再審査報 (日)を、関係企業等の協力 た。 (3歳等の場において、科学的	・研修や外部 ・業務の ・3 ・3 ・3 ・3 ・3 ・3 ・3 ・3 ・3 ・3 ・3 ・3 ・3	との交流、および調研究者との交流、および調研究者との交流が適性を向上させるため ン診断薬プロジェクについての適正な治	切に行われているの職員研修が進展 トの実施などによ 験が進められてい に研究、努力され	。 していることは高く評価し り、抗がん剤など、ニーズ ることも評価したい。 ており、評価できる。
			以上のように	、十分な成果を上げた。			.:		
[数値目標] 〇特になし						特に、連携 目される。)取り組みも重要と4 大学院協定を結ぶ大	学を更に増やし、	人材交流を進めている点も っているが、それらに直接
		審査等に係る研修プログラムについて、実 の充実、研修の着実な実施が図られているか	。 〇 平成21年	度に策定した研修評価方法により 等)について評価を実施し、内容		与はしない	のが PMDA の方針	であるそうだが、	アドバイスやサポートをすったので、今後に期待します
		いて、内容の充実を図るため研修プログラ な実施が図られているか。	〇 医療機器	研修プログラムとしては、医療様 に加え、心臓血管外科、整形外科		(その他の意 ・特になし。	見)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

○医薬品・医療機器等の完全対策に資するため 臨床現場や企業に対する調査 の現場での研修を実施しているか。

製品トレーニング研修 医療機器に関する基礎知識習得を目的とした第 1種 2種MP技術研修等を実施した。

実績・○

- 安全対策研修プログラムとしては 医薬品の副作用等被害に関する研 修 RMP(リスク管理計画)に関する特別研修を実施した。
- 医療実能に即した安全対策の企画立案ができるよう。薬剤師病院実地 研修を実施した。
- 医薬品製造施設等におけるGMP実地研修(2ヶ所)、医薬品や医療機器 の製造工程の理解を深めるための施設見学(9ヶ所)を実施した。

○審査等業務及び安全対策業務に関し、米国FDA等とリアルタイムでより詳 細た情報収集や意見交換が可能な体制を整備する等、欧米やアジアの規制当

○ 各リエゾンオフィサーやインターネット等を通じて、あるいは守秘取 決めに基づき配信された各規制当局の情報を把握するとともに、それを、 適宜、翻訳してメールや定期的な会議において内部へ情報提供を行った。 また、リエゾンオフィサーは能動的に派遣先の規制当局との円滑な情報 交換に努めた。

○連機大学院として、大学院生の受け入れを通した交流を推進し、レギュラト」実績:○ リーサイエンスの普及に協力するとともに、レギュラトリーサイエンスに関一〇 従来の筑波大学、横浜市立大学、山形大学、岐阜薬科大学、神戸 する研究活動に関する情報発信等を積極的に実施したか。

局と連携強化を図ったか

大学、千葉大学、武蔵野大学、岐阜大学、帝京大学、就実大学、静 岡県立大学、大阪大学、京都薬科大学、岡川大学、名古屋大学、名 古屋市立大学及び北海道大学の 17 校に加えて、金沢大学及び能本大 学の2校と連携大学院協定を締結した。

平成23年4月から平成25年11月まで、岐阜薬科大学大学院から 学生1名を修学職員として受け入れ、研究指導等を実施した。その 成果として、原著論文が公表された。学生による研究成果の PMDA 内部報告会を開催した(平成26年3月)。学生は、博士(薬学)の 学位を取得した(平成26年3月)。

レギュラトリーサイエンスを普及させる一環として、大学等から PMDA 職員に対し講義の依頼があった際の調整等を随時行った (平 成 25 年度: 29 大学 51 コマ)。

レギュラトリーサイエンス推進連絡会議、連携大学院協定に関す る委員会を立ち上げ、客員教員の待遇及び処遇の改善を行うととも に、平成 26 年度 PMDA における修学職員の受け入れ実施要領を作 成し、連携大学院の学生を適切に受け入れる環境作りを始めた。

○ゲノム薬理学等への対応を促進するため、国の評価指針の作成に協力すると ともに、海外規制当局との連携、情報共有を推進して国際的な手法の確立に 貢献できるように検討を進めたか。

- 医薬品・医療機器の審査の科学的な考え方を明確化することで、製品 開発の促進や審査基準等の国際連携の推進、審査迅速化につなげること を目的として、平成25年度は、11のPMDA内横断的基準作成プロジェクト ・ワーキンググループの活動を通じて、国の評価指針作成等に協力した。 具体的には、コンパニオン診断薬プロジェクトより3つの通知及び2つ のQ&A、 医薬品製法変更等プロジェクトより1つのQ&A、マイクロドーズ 臨床試験プロジェクト及びナノ医薬品プロジェクトより2つの通知及び Q&A. ナノ医薬品プロジェクトではさらに1つの通知及びQ&Aの作成に協 カした。
- 横断的プロジェクトの活動について学会や科学委員会等での発表を行 い、広報活動を行うとともに、評価方針等について専門家との意見交換 を行った。
- 平成25年度において、PMDAの横断的プロジェクトである、小児医薬品 ワーキンググループ、オーファン医薬品ワーキンググループ、QbD評価 プロジェクト、ナノ医薬品プロジェクト等に関して、それぞれの課題に ついて検討するため、欧米規制当局の専門家と電話会議や打合せ等を実 施し、意見交換を行った。ナノ医薬品プロジェクトにおいては、本年度 発出された海外規制当局との共同リフレクションペーパー作成に協力し た。また、多くのプロジェクトにおいて、ワークショップや国際学会で の講演やパネルディスカッションにも参加し、国際的な整合化に向けた 対応に協力した。

○国内における治験の質を確保するため、医療機関等における実地調査等を踏│実績:○

まえ、適正な治験の普及についての啓発を実施しているか。

○ GCPの実地調査の対象である医療機関等との間で、調査終了後にGCPや 治験の実施に関する意見交換を実施した。

製薬企業の開発・薬事担当者、監査担当者、治験施設支援機関、医療 従事者等を対象とする「GCP研修会」を東京と大阪で開催し、書面適合 性調査やGCP実地調査において指摘の多い事例を紹介すること等により、 適正な治験の推進に関する理解を求めた。また、研修会資料をホームペ 一ジに掲載して関係者への周知を図るとともに、医療従事者が参加する 学会等においてPMDA職員が講演を行い、関係者との意見交換に努めた。

○審査業務に係る透明化の推進を図るため、中期計画に掲げられている各種取「実績:○ 組が着実に実施されているか。

(具体的な取組)

・審査業務に係る情報をよりアクセスしやすい形で速やかに提供するなど、 情報公開充実のための取組を推進しているか。

- 医薬品・医療機器の適正使用を推進するとともに、承認審査業務の透明性を確保するため、関係企業の理解と協力を得て、厚生労働省と協力 しつつ、審査報告書などの新薬等の承認審査に関する情報を医薬品医療 機器情報提供ホームページに掲載している。
- 再審査報告書を公表するための厚生労働省通知案等の作成に協力する とともに、新医薬品は平成21年度から、新医療機器は平成22年度から、 再審査報告書の公表を実施している。

・新医薬品及び新医療機器に係る審査報告書等のHP掲載についての目標の 達成。

(新医薬品の審査報告書)

- 新医薬品は、申請内容に基づいて、薬事・食品衛生審議会薬事分科会 医薬品第一部会及び第二部会で審議される品目(以下「審議品目」という。) と報告される品目(以下「報告品目」という。)に分類されるが、新薬承 認情報のうち審議品目に係るものについては、審査の状況・結果をまと めた「審査報告書」及び申請資料の概要をまとめた「申請資料の概要」 を、報告品目に係るものについては、「審査報告書」をそれぞれ情報提供 の対象としている。これらについては、厚生労働省医薬食品局審査管理 課長通知に基づき、品目ごとに関係企業との公表内容の調整を行った上 で、PMDAのホームページに掲載している。
- 平成25年度における公表状況は、審査報告書120件(承認から公表まで の中央値4日)、申請資料の概要81件(承認から公表までの中央値35日)、 再審査報告書38件(結果通知から公表までの中央値8日)であった。 なお、審査報告書については、承認から1ヶ月以内に公表したものの 割合は99.1% (平成24年度100%) であり、資料概要については、承認か ら3ヶ月以内に公表したものの割合は95.0% (平成24年度100%) であっ

(新医療機器の審査報告書)

- 平成25年度における公表状況は、審査報告書19件(承認から公表までの 中央値28日)、申請資料の概要18件(承認から公表までの中央値89日)、 再審査報告書9件(結果通知から公表までの中央値5日)であった。 たお、審査報告書については、承認から1ヶ月以内に公表したものの 割合は73.7% (平成24年度81.8%) であり、資料概要については、承認 から3ヶ月以内に公表したものの割合は77.8% (平成24年度73.3%)で あった。
- ○適切な知見を有する外部の専門家を活用し、その際、公正なルールに基づき、 審査等業務、安全対策業務の中立性・公平性を確保しているか。
- 高度な知見を有する外部の専門家に対し、PMDAの専門委員としての委 嘱を引き続き行っている。(平成26年3月31日現在での委嘱者数は、 1.159名(安全対策に関して委嘱された専門委員を含む。))
- 専門委員への協議に関しては、判断の公平性・透明性が担保されるよ うにすることが必要である。このため、審査報告書の公表、専門委員の 利益相反状況の公表等によって透明性を十分に確保し、外部からの検証 が可能な仕組みとすること等を盛り込んだ規定である「医薬品医療機器 総合機構における専門協議等の実施に関する達」(平成20年12月25日) に 基づき、承認審査や安全対策に係る専門協議を依頼した専門委員の寄附 金・契約金等の受取状況について、運営評議会と審査・安全業務委員会 に報告を行っている。
- ○審査等業務及び安全対策業務の信頼性確保及び一層の効率化のために、様々↓実績:○

- - PMDA ホームページと医薬品医療機器情報提供ホームページの 統合 の検討を踏まえ、特段の改修等は実施しなかった。

医薬品医療機器総合機構			1 4
中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平成 25 年度の業務の実績
(3) 安全対策業務の強化・充実	(3) 安全対策業務の強化・充実	(3) 安全対策業務の強化・充実	
薬害肝炎検証委員会の中間とりまとめを踏まえ、医薬品・医療機器の使用における副作用等のリスクを回避し、副作用等発生時の早期対応のための関係者の危機管理(リスクマネジメント)体制をより一層強化すること。	市販後安全対策の体制整備により、厚生労働省と ともに、迅速かつ的確な安全対策を講じ、副作用被 害等の発生・拡大の防止を図る。それにより、患者 の治療が確保され、医薬品等が医療の場で有効にそ の役割を果たせるようにする。 また、医薬品等の研究開発、審査、市販後に至る 一貫したリスク・ベネフィットの管理・評価ができ	薬害肝炎検証委員会の報告を踏まえ、医薬品・医療機器の使用における副作用等のリスクを回避し、副作用等発生時の早期対応のための関係者のリスクマネジメント体制をより一層強化するため、市販後安全対策の体制整備をさらに進め、厚生労働省とともに、迅速かつ的確な安全対策を講じる。	
	るよう、審査部門と安全対策部門の連携を強化し、もって、承認審査の迅速化の基盤とする。 副作用等の分析・評価に当たっての基副作用等の分析・評価に当たっての基副作用等の分析・評価に当たっての基副作用等の分析・評価の際には、先入観を持たず、命の尊さと最新の科学的知見に立脚して評価にあたるものとする。また、医学・裏学の進歩が知見の不確実性伴うことから、常に最悪のケースを想定し、予防原則に立脚し、安全対策の立案・実施に努めるものとする。	・予防接種法の見直しの状況を踏まえ、必要な対応 を行う。	○ 医療機関への必要な問い合わせを実施し、厚生労働省と連携して全ワクチンについて定期的な検討を行った。また、特に、子宮頸がん予防ワクチンについては、副反応報告の精査を行い、添付文書改訂に加えて調査報告書を作成した。
ア 副作用等情報の評価の高度化、専門化に的確に対応できるよう、副作用等情報の整理及び評価分析体制を大幅に充実強化し、体系的、恒常的に副作用情報の網羅的な評価を実施すること。また、1丁技術の活用により、複数の副作用情報に新たな19連性を見いだし、新規の安全性情報発見・解析を行う法を研究、活用する等効率的・効果的な安全性情報の評価体制を構築し、随時改善を図ること。	ア 副作用・不具合情報収集の強化 ・医療機関報告について、厚生労働省と連携し、 報告の増加を促す対策を講じる。	ア 副作用・不具合情報収集の強化 ・医療機関報告について、報告の増加を促すための 対策を厚生労働省と協力して実施する。	○ 引き続き、報告の増加を促すための対策について検討を行った。
	・患者からの副作用に関する情報について、厚生 労働省と連携し、安全対策に活用する仕組みを構 築する。	・患者からの副作用等報告のためのサイトにおける 予備調査で得られたデータや意見等から必要な改善 を行うための検討を行い、本格運用に向けた準備を 進める。	○ 患者からの副作用報告は、担当チームの担当者がすべて確認して、緊急な対応の要否等について判断した。また、医療機関への詳細調査の実施に向けて手順等の整備を行った。
		・患者からの副作用報告を安全対策に活用するため のシステム改修に着手する。	○ システム改修に着手した。
	・副作用情報・不具合情報等の報告システムについて、ICHのE2B等の国際的な開発状況、情報技術の進展等を踏まえ、システムの強化・高度化を図り、効率的・効果的な安全性情報等の収集	・副作用情報・不具合情報等の報告システムについて、ICHのE2B等の国際的な開発状況、情報技術の進展等を踏まえ、旧システムとシームレスに扱えるよう必要なシステムの構築を開始する。	○ プロトタイプを構築し小規模テストを実施した。また、システム構築に着手した。
	を推進する。	・公表した副作用報告データベースについて、引き 続き利用にあたっての意見等を聴取し、情報公開の 方法について必要に応じ検討、改善を図る。	○ 副作用報告データベースを継続して公表した。
	・使用成績調査等の副作用情報の電子化を行い、 電子化された情報を安全対策に活用するためのデ ータベースを構築する。	・使用成績調査データ等のデータベース化のため、 必要な要件と運用について引き続き検討する。	○ 使用成績調査データ等のデータベース化に関しては、データの提出者である製薬企業側の要望に対して PMDA 内で検討中であったが、平成 25 年9月より検討が開始された次世代審査・相談体制と密接に関連すると考えられたため、次世代・相談体制の進捗状況等を考慮の上、検討することとした。

中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平成 25 年 度 の 業 務 の 実 績
	イ 副作用等情報の整理及び評価分析の体系化	イ 副作用等情報の整理及び評価分析の体系化	
	<整理及び評価分析の体系化> ・医薬品の副作用等情報の評価の高度化、専門化に的確に対応できるよう、平成23年度には、審査部門に対応した薬効分類、診療領域を踏まえた。	<整理及び評価分析の体系化> ・平成21年度に策定した新支援システムを利用し た新たな手順に従い業務を行うとともに、必要に応 じ手順の見直しを行う。	○ 本年度は改訂の必要がなかった。
	分野ごとのチーム編成(おおむね12チーム)の 実現を目指し、段階的にチーム数を拡充するなど、 副作用等情報の整理及び評価分析体制を大幅に強 化・充実し、同時に17技術を活用する等の方策 を講じ、国内の医薬品副作用・感染症報告全体を 精査する。	・医薬部外品、化粧品の副作用報告を受け付けるための体制とシステムを整備する。	○ 医薬部外品・化粧品の副作用報告を受け付けるための留意事項 通知を発出した。
		・国内の医薬品副作用・感染症報告の全症例について、精査(因果関係評価若しくは報告内容の確認) を、原則として翌営業日中に行う。	○ 国内の医薬品副作用・感染症症例の15日報告分については、翌 営業日中に因果関係評価等の精査を行った。
	・副作用等情報の整理及び評価分析に当たっては、 副作用を早期に発見し、その拡大防止策を講ずる ため、データマイニング手法を積極的に活用する とともに、諸外国の例を参考に随時改善を図る。	・データマイニング手法の活用方法に関する業務手順については、業務改善すべき点を継続的に検討し、必要に応じ改善点を手順書に反映する。	○ 本年度は改訂の必要がなかった。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		・データマイニング手法の更なる高度化について、 引き続き専門家を含む協議会で検討の上、随時改善 を図る。	○ 医療情報データベース等の他の業務を優先し、これまでの検討を 踏まえた報告書については、年度内には取りまとめに至らなかった。
		・医療機関からの副作用等報告について確認を行い、詳細情報の調査については、その重要な不足情報を特定した上で報告者に直接問い合わせを行い、安全対策に積極的に活用する。	○ 企業に連絡されていない重篤症例については、適宜必要な問い 合わせを行った。また、医療機関報告を安全対策措置の根拠症例 として活用した。
	・医療機関からの副作用等報告に係るフォローアップ調査を機構自ら行う体制を、平成21年度から段階的に整備し、平成22年度には、全報告について実施できるようにする。	・フォローアップ調査を各企業に還元するシステム について、利用者の意見を聴取しつつ改善を図る。	○ 医療機関からの副作用報告について、PMDA において調査を行い、データベース化するためのシステム改修を実施しており、企業へのフィードバックは継続して実施している。
	・副作用等情報入手から添付文書改訂等の安全対 策措置立案までのプロセスを標準化し、透明化を 図るとともに、処理の的確化及び迅速化を図る。	・副作用等情報の入手から添付文書の改訂等の安全 対策措置立案までの作業に関して策定したプロセス に沿って業務処理の的確化及び迅速化を図るととも に、プロセスについて必要に応じ改訂を行う。	の公表」と「調査結果の公表」について追記すべく改訂案を関係
	<企業に対する指導・助言体制> ・流付文書については、企業が最新の知見を医療現場に情報伝達する重要なものであることから、承認審査時点以降も最新の知見を反映し、厚生労働省とともに、必要な公的確認が行われる仕組みを明確化する。	事法等制度改正についてのとりまとめ」を踏まえて、添付文書に関するシステムの整備について厚	な制度の導入に同けて、厚生労働省と共に検討を行い、油面ング
	・安全対策措置立案までの目標を設定し、プロセスの標準化・効率化を図ることにより、着実に迅速化する。目標については、例えば、企業との初回面会から調査結果通知までの期間を、中央値でみて現行の期間から短縮することなどを検討する。	作業工程に関して設定した目標について、必要に応 じ追加、見直しを行う。	○ 本年度には、必要な改訂はなかった。
		・平成21年度に策定した業務の標準手順に従い業務 を行い、業務の迅速化を図るとともに、必要に応じ 手順の見直しを行う。	○ 公表した標準的な業務処理手順について、「評価中のリスク情報 の公表」と「調査結果の公表」について追記すべく改訂案を関係 者に確認中であり、業界団体にも提示した。

	•		
中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平成25年度の業務の実績
	・医薬品・医療機器の添付文書や医療関係者・患者への情報伝達ツールの作成・改訂を企業が自主的に行う際の相談について迅速に対応する。	・医薬品・医療機器の添付文書や医療関係者・患者 への情報伝達ツールの作成・改訂を企業が自主的に 行う際の相談について迅速に対応する。	○ 企業からの情報提供資材の配布等に関する指導・助言を迅速かつ適切に実施した。また、医薬品業界団体及び厚生労働省との連絡会を5回開催し意見交換を行った。
	・医療現場において、より安全に医薬品・医療機器が用いられることを目的とした企業からの医療安全相談について、迅速に対応する。	・医療現場においてより安全に医薬品・医療機器が 用いられることを目的とした企業からの医療安全相 談について、迅速に対応する。	○ 企業からの医療安全相談を31件実施した。
	〈安全対策の高度化等〉 ・レセプトデータ等の診療情報データベースのア クセス基盤を平成25年度までに整備し、薬剤疫 学的解析を行い、薬剤のリスクを定量的に評価す ることとする。具体的には、平成23年度からそ の試行的活用を開始し、平成25年度までに、副 作用の発現頻度調査や薬剤疫学的な解析を実施で きる体制を構築する。	< 安全対策の高度化等> ・安全対策の高度化等> ・安全対策への活用のための医療情報データベースの構築を引き続き進め、医療情報データベースの試行的活用を開始し、薬剤疫学的な解析が可能な運用体制を整剤疫学分析手法に関するガイドラインの策定を引き続き進める。また、レセプトデータ、DPCデータ、病院情報システムデータについて、安全対策への活用可能性の検討を引き続き実施する。	 ① 医療情報データベースを構築するとしていた10拠点のうち、平成25年度に構築する3拠点への医療情報データベースの構築を開始した。また、薬剤疫学的な解析が可能となるよう、医療情報データベースの利活用に関する有識者会議を設置・開催し、利活用に係るルールについて協議した。 ② 薬剤疫学研究の実施に関するガイドラインについて、PMDAホームページ上に公開した。
			③ 市販の健康保険組合レセプトデータを用いた安全性評価の結果を安全対策に利用する検討を試行的に実施し、平成25年度は「ロキソプロフェンと横紋筋融解症」「イトラコナゾールの処方実態」「ARB、CCBの処方実態」について評価し、その結果を添付文書改訂の参考として利用した。
			④ レセプトデータ、DPC データ等の活用検討については、薬剤疫学的手法によるリスク評価等の試行調査の結果をとりまとめ、国内外の学会等で発表した。
			⑤ 病院情報システムデータについては、医療情報データベースシステム利活用に向けた検討として、医療情報データベースの分析手法高度化のためのデータ検証 (バリデーション) 事業を開始した。
	・埋め込み型のリスクの高いトラッキング医療機器 (埋め込み型補助人工心臓)について、経時的な不 具合発生率など医療機器の稼働状況に係るデータを 収集、評価するシステムを構築し、安全対策等に活 用すべく適切な運用を図る。	・埋め込み型のリスクの高いトラッキング医療機器 (埋め込み型補助人工心臓) に関連した市販後のデータ収集のために構築されたシステムの安定稼働の ために必要な改善を行う。また、このような市販後 データ収集の枠組みにつき、その運用のあり方を引き続き検討する。	○ 参加施設数、登録症例数の増加を図った(平成26年3月31日時点、参加26施設から287例(植え込み型216例、体外設置型71例)が登録)。次年度以降の運用継続に備え、データセンター業務の調達を行った。現状の運用体制の課題について整理し、外部委員で構成される検討会等に報告するとともに、運用の方向性について検討を行った。様々な部署との調整等が必要となることから、運用のあり方については、次年度以降も継続的に検討を行うこととした。
	・医療機器の特性から一定の割合で発生する、構造上の欠陥とは言えない不具合の発生率を把握し、 科学的な評価手法を開発する。	・医療機器の特性から一定の割合で発生する、構造 上の欠陥によるものとは言えない不具合の発生率を 把握し、科学的な評価手法について引き続き検討す る。	○ 調査委託先より最終報告をうけ、冠動脈ステントの5年調査結果について、PMDAHPでの公表に向けた報告書案を作成した。また、他の試行調査での検討も踏まえ、不具合評価体制構築に関する検討を行い、公表に向けた素案を作成した。
	・ゲノム薬理学の市販後安全対策への利用について、調査研究を促進する。	・ゲノム薬理学の市販後安全対策への利用について、調査研究を促進する。	○ 職員を国立医薬品食品衛生研究所に派遣し、ファーマコゲノミクス研究の推進に協力した。また、PMDA内のファーマコゲノミクスに関するプロジェクトチーム(オミックスプロジェクト)に3名の職員を参加させた。
イ 収集した安全性情報の解析結果等の医療関係者、企業へのフィードバック情報の利用拡大及び患者への適正使用情報の提供手段の拡大を図り、医療機関での安全対策の向上に資する綿密な安全性情報機関体制の強化を図ること。同時に、安全対策業務の成果を国民に分かりやすくする観点から成果をより的確に把握できる指標を設定すること。	,	ウ 情報のフィードバック等による市販後安全体制 の確立	

中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平成 25 年 度 の 業 務 の 実 績
ウ 救済業務及び審査関連業務との連携を図り、適切 な安全性の評価を実施すること。	エ 救済業務との連携及び審査から一貫した安全性 管理の体制 ・個人情報に十分配慮しつつ、被害救済業務の情 報を安全対策業務に活用する。	エ 救済業務との連携及び審査から一貫した安全性管理の体制 ・救済部門と安全部門の連携を強化し、引き続き個人情報に十分配慮しつつ、救済業務の情報を安全対策業務に活用する。また、薬事制度の見直しの状況を踏まえ、救済給付請求症例を安全部門と共有するための必要なシステム開発に着手する。	○ 健康被害救済部との連絡会を毎月実施して情報交換を行い、救済業務の情報を安全対策業務に活用した。また、救済部門と連携して、救済給付請求症例の情報を安全対策支援システムに取り入れるための改修の検討を進めた。
	・新医薬品について、審査等業務担当及び安全対策業務担当が共同で助言を行うなど、治験段階から市販後までの医薬品の安全性を一貫して管理する体制を、平成21年度から段階的に導入し、平成24度から本格的に実施する。また、これらの業務を円滑に行うための情報支援システムを整備する。	・リスクマネジャーのスキルアップを図るととも に、審査部門との連携を強化しつつ、開発段階から 製造販売後までの安全性監視の一貫性をより高めて いく。	○ 提出された医薬品リスク管理計画 (RMP) について、リスクマネージャー間で情報を共有し、審査上の論点を踏まえての議論を行った。また、製造販売後に RMP を変更する場合の事例についても共有し、整合性を図った。
	・安全対策業務全体のマネジメント機能を強化し、 各チームが有機的に連携し、業務を的確に遂行す る。	・部内でのチーム横断的な会議を定期的に開催し、 安全対策業務全体のマネジメントを行い、業務を的 確に遂行する。	○ 各案件について進捗状況管理表にて、管理を行った。
	・医薬品等のリスクに応じ、国際的な市販後安全 対策の取組とも整合を図りつつ、承認時に求める 市販後の調査、安全対策等を合理的、効果的なも のとし、それらの実施状況・効果の評価を適時適 切に行い、厚生労働省とともに、必要な見直し等 を図る仕組みを構築する。そのための検討を平成 21年度から開始し、平成23年度までには、新	・米国FDA及び欧州EMA等の海外規制当局とも、より早期の段階から安全性に係る情報を交換するよう努める。また、リスク管理計画の関連通知の周知、リスクに応じた製造販売後調査の企画立案や適時適切な評価の実施に努める。	○ 米国 FDA 及び欧州 EMA に国内の最新情報を提供するなど連携 構築に努めた。また、医薬品リスク管理計画(RMP)について、 学会、説明会等において発表を行った。また、RMP に関する厚生 労働科学研究の班会議に出席し、議論を行った。平成 25 年度は、 4 品目の RMP を公表した。
	たな仕組みを導入する。	・見直した実施方法により市阪直後調査が円滑に実施されるよう、企業に対し助言等を行う。	○ 市販直後調査の付与条件について整理を行うなど、個別品目の 市販直後調査の適正化を図った。
	・承認条件として全例調査が付された品目については、製造販売後調査等によって得られた安全性及び有効性に関する情報を適時適切に評価し、国民、医療関係者に速やかに提供できるようにする。	・承認条件として全例調査が付された新医薬品については製造販売後調査等によって得られた安全性及び有効性に関する情報を適時適切に評価し、国民、医療関係者に速やかに提供できるような仕組みを検討する。	○ 承認条件として付された全例調査について、適切に評価し、4 件の承認条件解除を行った。

(理由及び特記事項) ○ 医療情報データベース基盤整備事業についてシステム開発を推進し、	評価の視点等	【新評価項目14 副作用・不具合情報収集の強化並びに整理 及び評価分析の体系化】	自己評定	A		評 定	A	
CONTINUE TO SOME THE	○特になし [評価の視点] ○中期計画に掲	。 場げる副作用・不具合情報収集の強化のための施策を適切に実施	で 医療情報 で 医療情報 で 医療情報 で 実 利 を	データベース基盤整備事業につい解析を行うための検討を進めた。 とこかに参加施設数、登録ることに 音報収集事業を進めている全対策 の公表などに取り組み、安全対策 十分な成果を上げたと考える。	埋め込み型補助人工心臓レ を増加するなど、医薬品、 加え、医薬品リスク管理計 業務の充実・強化を着実に	医療にはす化え異すまいにす高に関 要機、、るに、常るたて全る度 要機、、なに、常るたて全る度 にはす化え異すまいにす高 に対	副作用情報では、PMDA 24年3月たで、PMDA 24年3月たい。PMDA 14年3月たいもり、第15中、記事では、15年3月ので、1	自ら詳細調査を実施する体制を整備するととに開始している思考からの副作用報告に開始している思考からの副作用報告に等を地で開始しているに等を表表を認いませるに等をもとしてを担当る。 は、一人のできる。 は、一人のでは、一人のでは、一人のできる。 は、一人のできる。 は、一人のできる。 は、一人のでは、一人のでは、 は、一人のでは、 は、一人のでは、 は、一人のでは、 は、 は、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に

○審査部門に対応した薬効分類、診療領域を踏まえた分野ごとのチーム編成(1) 2チーム) の実施を目指し、副作用等情報の整理及び評価分析体制を大幅に 強化・充実するとともに、IT技術を活用する等の方策を講じ、国内の医薬 品副作用・感染症報告全体を精査しているか。

べての報告を確認して、緊急な対応の要否等を判断している。また、医 療機関への詳細な調査が必要な報告について、調査を行うための手順書 や体制を整備した。

実績:〇

○ 高度化、専門化に対応できる体制に拡充した12チーム体制に加え、部 内横断的業務として各チーム職員を指名して、発がん副作用、先天異常 副作用に対応した。IT技術を利用し平成21年度に新支援システムを導入 した業務フローにて安全対策を実施している。15日報告分については、 翌営業日中に因果関係評価等の精査を行った。

○副作用を早期発見し、その拡大防止策を講ずるため、データマイニング手法 実績:○ を積極的に活用するとともに、諸外国の例を参考に随時改善を図っているか。|〇 医療情報データベース等の他の業務を優先し、これまでの検討を踏まえ

から添付文書改訂等の安全対策措置立案までのプロセスを標準化し、透明化

を図るとともに、処理の的確化及び迅速化を図っているか。

た報告書については、年度内には取りまとめに至らなかった。

○医療機関からの副作用等報告に係るフォローアップ調査をPMDAが自ら行 | 実績:○

う体制を整備し、全報告について実施しているか。また、副作用等情報入手□○ 企業に連絡されていない重篤症例については、適宜必要な問い合わせ をし、調査を行った。また、医療機関報告を安全対策措置の根拠症例と して活用した。

公表した標準的な業務処理手順に従い、的確かつ迅速な安全対策措置 の立案を行った。

○中期計画に掲げる企業に対する指導・助言体制に関する施策を着実に実施し|実績:○ ているか。

○ 厚生労働省とともに添付文書の記載要領を検討する厚生労働科学研究 に参加、協力し、添付文書に最新の知見を反映するための方策等を検討

また、企業からの情報提供資材の配布等に関する指導・助言を行い 医薬品リスク管理計画 (RMP) の作成・改訂の相談にも、適切かつ迅速 に対応した。

○診療情報データベースのアクセス基盤を整備し、薬剤疫学的解析を行い、薬 | 実績:○ 剤のリスクを定量的に評価する体制を構築できたか。

○ 診療情報データベースのアクセス基盤たる 10 拠点の医療情報データベ ースの整備を着実に進めるとともに、薬剤疫学的解析を行うための「医 療情報データベースの利活用に関する有識者会議」を設置、開催し、利 活用に関するルールに関する協議を実施した。

○埋め込み型のリスクの高いトラッキング医療機器(埋め込み型補助人工心臓) について、経時的な不具合発生率など医療機器の稼働状況に係るデータを収 集、評価するシステムを構築し、安全対策等に活用すべく適切な運用を図っ ているか。

|実績: 〇

○ 埋め込み型補助人工心臓レジストリに関して参加施設支援等、運用に 関する業務を実施した(平成26年3月31日時点、参加26施設から287 例 (植え込み型 216 例、体外設置型 71 例) が登録)。また、次年度以降 の運用継続に備え、データセンター業務の調達を行った。

○医療機器の特性から一定の割合で発生する、構造上の欠陥とは言えない不具 実績:○ 合の発生率を把握し、科学的な評価手法を開発し、適切に運用しているか。 また、ゲノム薬理学の市販後安全対策への利用について、調査研究を促進し ているか。

○ 委託先にて収集・解析された冠動脈ステントに関する5年調査のデ タの提供を受け、速報として一部の結果を纏めたものをPMDAのHPにて公 表した。

○個人情報に十分配慮しつつ、救済業務の情報を安全対策業務に活用している 実績:○ か。また、新医薬品について、治験段階から市販後までの医薬品の安全性を 〇 毎月定期的に、安全・救済連絡会を開催し、健康被害救済部との意見 一貫して管理できる体制を導入し、実施しているか。さらに、安全対策業務 全体のマネジメント機能を強化し、各チームが有機的に連携し、業務を的確

交換を行った。 新薬審査部の各分野に対応すべく、13名のリスクマネージャーを選任

(各委員の評定理由)

・適切に推進されている。

- ・副作用の15日報告分については翌営業日中に因果関係評価等を精査するなど、 スピードを重視した対応。
- ・更なる情報の収集や分析の体系化に向け努力されており、評価できる。

・評価の視点の各項目につき、順調に実施していると評価できるため。

(業務への提言)

- ・医療情報データベース基盤整備事業に対する期待は大きい。医薬品の迅速で的 確な安全対策の実施が期待されるということであり、PMDA の中核業務とも 言える医薬品の安全性を担保していただきたい。
- ・レセプトデータの分析の成果について、今後明らかにしていって頂きたい。
- 処理医薬情報データベース基盤整備事業の発展が期待される。

(その他の意見) ・特になし。

に遂行しているか。

し、新薬審査部の一員として、初回面談前の販売名の確認、治験相談及 び新薬審査に参画し、承認前より製造販売後調査の立案に寄与するとと もに、製造販売後の安全性について把握し、必要な安全対策を実施した。

- ○医薬品等のリスクに応じ、国際的な市販後安全対策の取組とも整合を図りつ 実績:○ つ、承認時に求める市販後の調査、安全対策等を合理的、効果的なものとし、 それらの実施状況・効果の評価を適時適切に行い、厚生労働省とともに、必 要な見直し等を図る仕組みを導入し、適切に運用しているか。
 - 製薬業界の意見も聴きつつ、厚生労働省とともに、承認時に求める市 服後の調査、安全対策等の合理化、効率化等について検討し、医薬品リ スク管理計画(RMP)制度の着実な導入を図った。
- ○承認条件として全例調査が付された品目については、製造販売後調査等によ

については医療従事者への速やかな伝達を行った。

医薬品医療機器総合機構	<u> </u>		1 5
中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平成 25 年度の業務の実績
(3) 安全対策業務の強化・充実 薬害肝炎検証委員会の中間とりまとめを踏まえ、医 薬品・医療機器の使用における副作用等のリスクを回 避し、副作用等発生時の早期対応のための関係者の危 機管理(リスクマネジメント)体制をより一層強化す ること。	害等の発生・拡大の防止を図る。それにより、患者	(3) 安全対策業務の強化・充実	
	もって、承認審査の迅速化の基盤とする。 副作用等の分析・評価に当たっての基本的姿勢を 職員が理解するものとする。すなわち、副作用等の 分析・評価の際には、先入観を持たず、命の尊さと 最新の科学的知見に立脚して評価にあたるものとす る。また、医学・薬学の進歩が知見の不確実性を伴 うことから、常に最悪のケースを想定し、予防原則 に立脚し、安全対策の立案・実施に努めるものとす る。。		
イ 収集した安全性情報の解析結果等の医療関係者、企業へのフィードバック情報の利用拡大及び患者への適正使用情報の提供手段の拡大を図り、医療機関での安全対策の向上に資する綿密な安全性情報提供体制の強化を図ること。同時に、安全対策業務の成果を国民に分かりやすくする観点から成果をより的確に把握できる指標を設定すること。	ウ 情報のフィードバック等による市販後安全体制 の確立 ・医薬品医療機器情報提供ホームページについ て、平成25年度までにアクセス数の倍増を目指 す。	ウ 情報のフィードバック等による市販後安全体制の確立 ・ホームページのシステム最適化の事業の中で、医薬品医療機器情報提供ホームページのデザイン、機能の見直しを行い、必要な改善を行うことにより、アクセス数について対平成20年度比100%増を目指す。	○ PMDAホームページと医薬品医療機器情報提供ホームページの統合の検討を踏まえ、特段の改修等は実施しなかった。アクセス数は年間約10.8億回であり、平成20年度比では68%増であった。なお、約4,000医療機関を対象とした調査において76%が「正確な情報を入手できる」と、79.3%が「信頼できる情報を入手でき
	・副作用のラインリストについて、関係者がより 活用しやすい内容とするとともに、副作用報告か ら公表までの期間を、平成23年度から4か月に 短縮する。	報告から4ヶ月の期間で実施する。	る」と情報提供ホームページは高く評価されている。 副作用報告から4ヶ月の期間でラインリストの公表を実施し、延べ3,610件の死亡症例についての因果関係評価の決定を行った。
		・公表した副作用のラインリストについて、引き続き、利用にあたっての意見等を利用者から聴取し、 公表の方法について必要に応じ検討、改善を行う。	○ 継続してラインリストの公表を行った。
	・当該ラインリストにおいて、平成22年度から 機構が調査した医療機関からの副作用報告につい て迅速に公表する。	・医療機関からの副作用報告のラインリストを迅速 に公表する。	○ 医療機関からの副作用報告のうち、PMDAが調査したものについて、ラインリストを公表した。
	・医療用医薬品の添付文書改訂の指示について、 指示書の発出から2日以内にWebに掲載する。	・医療用医薬品の添付文書改訂の指示について、指 示書の発出から2日以内にホームページに掲載す る。	○ 添付文書の改訂指示について、全て指示の発出から2日以内に 掲載した。
	・副作用報告データ及び使用成績調査データについて、平成23年度から関係者が調査・研究のために利用できるようにするものとし、そのための検討を平成21年度から開始する。	・使用成績調査データ等のデータベース化のため、 必要な要件と運用について引き続き検討する。	○ 副作用報告データについては、加工可能なデータとして提供した。使用成績調査データ等のデータベース化に関しては、データの提出者である製薬企業側の要望に対してPMDA内で検討中であったが、平成25年9月より検討が開始された次世代審査・相談体制と密接に関連すると考えられたため、次世代・相談体制の進捗状況等を考慮の上、検討することとした。
		・公表した副作用報告データベースについて、引き 続き利用にあたっての意見等を聴取し、情報公開の 方法について必要に応じ検討、改善を図る。	○ 公開された副作用報告データについては、論文等にも利用され ており、より使いやすいものとなるよう、検討を継続する。

中期目標	中期計画	平 成 25 年 度 計 画	平成 25 年 度の業務の実績
	・医薬品医療機器情報配信サービスについて、内容をより充実したものにするとともに、医療機関や薬局の医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者等の本サービスへの登録について、関係機関の協力を得て強力に推進すること等により、平成23年度までに6万件程度、平成25年度までに15万件程度の登録を目指す。	・医薬品医療機器情報配信サービス(PMDAメディナビ)について、広報を強化し、厚生労働省や関係機関の協力を得て年度末までに15万件の登録を目指す。	○ 昨年度に引き続き広告会社を通じたインターネットを含む各種 媒体による広報等の施策を実施し、平成25年度からは、都道府県 にご協力いただき、薬剤師免許証交付時に広報資料を配布した。 さらに、薬学教育協議会にご協力いただき、全国74の薬系大学の 5年生に対して薬学生向けのリーフレットを配布した。PMDAメディナビの登録数は、24年度末の84、146件から25年度末には約18,60 0件増加し、102,790件となった。 なお、約1,400医療機関を対象とした調査において72%が「院内に周知している」と回答しており、実際の情報活用者は登録者よりもかなり多いと推測される。また、同調査において72.3%が「迅速な情報を入手できるようになった」と評価されている。 さらに、診療報酬における基準調剤加算の施設基準及び病棟薬剤業務実施加算の留意事項の例示としてPMDAメディナビによる情報提供が記載されるなど、最新の医薬品情報の提供方法としての 活用を推進した。
	・医療用医薬品・医療機器の添付文書改訂の根拠となった症例など、副作用・不具合症例に係る情報を提供する。	・医療用医薬品・医療機器の添付文書改訂の根拠 (調査報告書) について引き続き公表するとともに、 情報公開の方法について必要に応じ検討、改善を図 る。	○ 医薬品の「使用上の注意」の改訂の根拠についての調査結果概要を160件公表した。
	・医薬品・医療機器を安全かつ安心して使えるよう、医薬品・医療機器に関する一般消費者や患者からの相談業務を実施する。	・医薬品・医療機器を安全に、かつ安心して使える よう、医薬品・医療機器に関する一般消費者や患者 からの相談業務を引き続き実施する。	○ 医薬品・医療機器に関する一般消費者や患者からの相談業務に ついて、医薬品相談10,244人 (12,617件)、医療機器相談547人 (591件)の電話相談を受け付けた。
	・患者に対する服薬指導に利用できる情報の提供 の充実を図る。	・患者向け医薬品ガイドがより医療現場等において活用されるよう、厚生労働省と連携しつつ、その内容、作成範囲等について検討する。	○ 新規に75品目の患者向医薬品ガイドを作成し、既存のガイドの 変更を300品目行った。
	・「緊急安全性情報」等について、医療機関に対する情報伝達の方法等についても、平成21年度に厚生労働省とともに検討を行い、その結果を踏まえ、適切に対応する。	・平成23年度に策定された「緊急安全性情報等の提供に関する指針について」に基づき、適切な運用に協力する。	○ 「緊急安全性情報等の提供に関する指針について」に基づき、 2件の安全性速報の作成に適切に対応した。
	・「緊急安全性情報」、「医薬品・医療機器等安全 性情報」等を全面的に見直し、医療機関において、 提供される情報の緊急性・重大性を判別しやすく する方策を、厚生労働省とともに推進する。	・平成23年度に策定された「緊急安全性情報等の提供に関する指針について」に基づき、適切な運用に協力する。	○ 「緊急安全性情報等の提供に関する指針について」に基づき、 2件の安全性速報の作成に適切に対応した。
	・後発医療用医薬品の適正使用推進のための情報 提供の充実を図る。	・後発医療用医薬品の適正使用推進のための情報提 供の充実を図る。	○ 後発品の品質情報について継続して情報提供HPに掲載した。また、平成25年12月よりPMDAメディナビで掲載のお知らせの配信を開始した。
	・医療現場においてより安全に医薬品・医療機器が用いられることを目的とした医療安全情報の発信を定期的に行なう。	・医療現場においてより安全に医薬品・医療機器が 用いられることを目的とした医療安全情報の発信を 定期的に行う。	○ 集積された事故やヒヤリ・ハット事例等に基づき、7件のPMDA 医療安全情報の作成・メディナビ発信を行った。
	・各職能団体等が発信する医療安全情報を収集 し、情報提供の充実を図る。	・引き続き、各職能団体等が発信する医療安全関連 の指針や提言等の情報について、情報提供ホームペ ージへの掲載等を行い、情報提供の充実を図る。	○ 関係職能団体等が発信する医療安全関連の指針等の情報収集を 行ったが、結果的に平成25年度は発信されなかった。
エ 講じた安全対策措置について、企業及び医療機関 等における実施状況及び実効性が確認できる体制を 構築すること。	オ 講じた安全対策措置のフォローアップの強化・ 充実 ・安全対策措置の効果について、企業が実施する 評価と並行して、必要に応じて独自に調査・確認 ・検証できる体制を、平成23年度から構築する。	オ 講じた安全対策措置のフォローアップの強化・充実 ・安全対策措置の効果について、診療情報データを用いて独自に調査する体制を整備する。	○ DPCデータを用いた安全対策影響措置効果の評価についての検討を 行い、国内学会での発表を行った。
	・企業が医療機関等に対して確実に情報を伝達しているかなど、企業における安全対策措置の実施状況を確認するとともに、企業から伝達された情報の医療機関内での伝達・活用の状況を確認するための調査を平成22年度から段階的に実施する。	・企業が医療機関等に対して確実に情報提供しているか等、企業における安全対策措置の実施状況を確認するとともに、企業から提供された情報の医療機関及び薬局内での伝達・活用の状況を確認するための調査を継続的に実施する。	○ 医療機関内における情報伝達、活用などの状況について、平成24年度の調査結果をホームページで公開した。また、平成25年度の調査として、実地調査を中心とした1) 医薬品の安全性情報に関する優良事例の調査、2) 医療機器の安全性情報に関する基礎的調査、3) 海外における医薬品安全性情報の取扱いに関する調査の3つの調査を実施した。

評価の視点等	【評価項目15 企業・医オローアップ】	経療関係者への安全性情報の提供とこれがある。	月 自己評定	Α		評定	A			
			実施し、副作 安全性情報 が調査/研究 情報提供 ィナビ)に	改訂指示情報については指示 F用のラインリスト公表までの の迅速な提供に引き続き努め、 記に利用できる副作用報告デー の一つとして実施しているメー ついては、広告会社を通じた、 等の施策を実施した結果、登録	発出から 2 日以内のWeb掲載を 期間を 4 ヶ月に維持するなど、 更なる情報提供のため関係者 夕を公表した。 ール配信サービス (PMDA メデ インターネットを含む各種媒体 录数は約18,600件増加し、102,	用のラインが、計画選びス(PMD)者等の登録	療関係者への安全 リストの公表を副 りに短縮している ハメディナビ)につい が前年度から約1 でが、中期計画に	作用報告から4 ことを評価する。 いては、医療機 万9千件増の102 おいては、平成	ついては、平成23年 ヶ月に短縮する計画 、医薬品医療機器作 関で薬局の医なでは3 で90件となっており 25年度までに15万年 「層の広報努力を期に	国としている 青報配信サー 安全管理責任 り、広田のの 中程度の登録
₹	この添付文書改訂の指示につ	3年度から4ヶ月に短縮する。 かいて、指示書の発出から2日以内	3,610件の死	告から4ヶ月の期間でライン! 亡症例についての因果関係評 の改訂指示について、全て指	価の決定を行った。	PMDAが集積ージも有効医薬品等のど、国民の)要件にメディナビ した情報が、企業 かに機能している。 ♪添付文書に関する 〕利便性を重視した	・医療関係者に適 情報などを、短期 業務が行われてV	いるのは、大きな 打切に提供されてお 間でホームページ へることも評価でき 条録件数などが増大	り、ホーム に掲載する る。
○医薬品医療様 セス数の倍均		こついて、平成25年度までに、ア	た。 なお、約4 を入手でき	, 1,000医療機関を対象とした調	平成20年度比では68%増であっ 査において76%が「正確な情報 る情報を入手できる」と情報提	・目標に達し、までいる。	を描できる。 【の各項目は順調に ・公表までの期間と	いくつかある。 目標は達成されて 実施されたと評価 改訂指示は目標達	「いないが、総合的」 「できるが、中期計「 を成されたが、アク	画上の数値 セス件数と
○医薬品医療 理責任者等6 5万件程度を	の登録を平成23年度までに	いて、医療機関や薬局の医薬品安全 2 6 万件程度、平成 2 5 年度までに	1 約18,600件(の増加し、102,790件となった 1,400医療機関を対象とした調 と回答しており、実際の情報: れる。また、同調査において なった」と評価されている。 診療報酬における基準調剤加:	。 査において72%が「院内に周知 舌用者は登録者よりもかなり多 72.3%が「迅速な情報を入手で 算の施設基準及び病棟薬剤業務 ディナビによる情報提供が記載	ディナビ者 おりとまて ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	&録件数は大幅な末 ?評価できないため	達成と判断せざる	5を得ず、全体とし	て中期計画
[評価の視点] ○医薬品医療 の方策を講	後器情報提供ホームページ に	こついて、アクセス数を倍増するた	O PMDAホー 計を踏まえ	、特段の改修等は実施しなか	報提供ホームページの統合の検 ったが、添付文書の改訂指示に 掲載するなど、迅速な情報提供	: '	5見)			
の方策を講しているか。 a	* スレレモに 副作田却生も	fがより活用しやすい内容とするたいら公表までの期間を4カ月で処理 いいて、PMDAが調査した医療機 ているか。	1. □ 副作用報	告から4ヶ月の期間でライン E亡症例についての因果関係評	リストの公表を実施し、延べ 価の決定を行った。				, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	Ē
	品の添付文書改訂の指示にて 或しているか。	ついて、指示書の発出から2日以内	に 実績:〇 ○ 添付文書 た。	の改訂指示について、全て指	示の発出から2日以内に掲載し			4.		
		-タについて、関係者が調査・研究 を整備し、適切に運用しているか。	○ 副作用報 成績調査デ 薬企業側の 討が開始さ	ータ等のデータベース化に関し 要望に対してPMDA内で検討中で	Eなデータとして提供した。使用 しては、データの提出者である であったが、平成25年9月より移 接に関連すると考えられたため、 総計することとした。	1				

- ○医薬品医療機器情報配信サービスについて、内容をより充実したものにする|実績:○ とともに、医療機関等の本サービスへの登録について、関係機関の協力を得 〇 25年度は、スマートフォン用の新規登録ページなどを開設し、利便性 て強力に推進しているか。
 - の向上を図った。また、新たに、平成25年4月に各都道府県で薬剤師免 許証交付時にリーフレットの配布や、平成25年9月に実務実習を受ける 薬学生と指導薬剤師向けの資材配布を実施した。

平成26年3月末で 102.790件の配信先が登録されており (平成25年度の 1年間で約18,600件の増加)、うち病院・診療所は約33,500件、薬局は約 31,100件、歯科診療所等の医療関係施設は約7,200件、製造販売業者・ 販売業者は約14,700件であった。

- ○副作用・不具合症例に係る情報を迅速に提供するとともに、医薬品等を安全 | 実績:○ 『 かつ安心して使えるよう、一般消費者等からの相談業務を着実に実施してい 〇 副作用報告から4ヶ月の期間でラインリストの公表を実施し、延べ るか。また、患者向医薬品ガイドのより一層の周知、利便性の向上を図ると ともに、患者に対する服薬指導に利用できる情報提供の充実を図っているか。

 - 3,610件の死亡症例についての因果関係評価の決定を行った。不具合に 関しては、不具合報告の受理後6ヶ月の期間で実施した。
 - 医薬品・医療機器に関する一般消費者や患者からの相談業務について、 医薬品相談10,244人(12,617件)、医療機器相談547人(591件)の電話相 談を受け付けた。
 - 新規に75品目の患者向医薬品ガイドを作成し、既存のガイドの変更を 300品目行い、情報提供の充実を図った。
- ○「緊急安全性情報」等について、医療機関に対する情報伝達の方法等につい 実績:○ て、厚生労働省と検討を行うとともにその結果を踏まえ、適切に対応してい│○ 「緊急安全性情報等の提供に関する指針について」に基づき、2件の るか。また、「緊急安全性情報」等を全面的に見直し、医療機関において提供 安全性速報の作成に適切に対応した。 される情報の緊急性、重大性を判別しやすくする方策を推進しているか。

- ○後発医療用医薬品の適正使用のための情報提供を充実するとともに、医療現 | 実績:○ 場においてより安全に医薬品等が用いられることを目的とした医療安全情報│○ 後発医療用医薬品については、後発医薬品相談を引き続き着実に実施 の発信を行っているか。また、各職能団体等が発信する医療安全情報を収集 し、情報提供の充実を図るとともに、その他の国民への情報発信の更なる充 実を図っているか。

 - し、平成25年度は626件の相談を受付けた。また、後発品の品質に関する 情報をHPにて引き続き掲載し、情報提供に努めた。
 - 医療現場において医療従事者が医薬品や医療機器をより安全に使用す るために注意すべき点などを図解等を用いてわかりやすく解説した「PMD A医療安全情報」を7件作成し、情報提供ホームページに掲載するなどに より周知に努めた。
 - (財) 日本医療機能評価機構が公表している「医療事故情報収集等事 業報告書」、「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業年報」等から医薬 品/医療機器に係るヒヤリ・ハット事例等を抽出し、平成25年度において は、医薬品関係2,680件、医療機器関係368件の評価を行って厚生労働省 に評価検討の結果報告を行った。また、厚生労働省での審議終了事例は 情報提供ホームページに掲載し、情報発信に努めた。
- ○中期計画で掲げている「講じた安全対策措置のフォローアップの強化・充実」 に関する施策を着実に実施しているか。
- 実績:〇
- 医療機関、薬局における情報の入手・伝達・活用状況に関する調査と して、安全対策措置後の医療機関、薬局における対応状況について、平 成24年度の調査結果を公表した。また、平成25年度の調査として医薬品の安全性情報に関する優良な取り組みを実践している医療機関等への調 査を実施した。

医薬品医療機器総合機構			16
中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平成 25 年度の業務の実績
(3) 安全対策業務の強化・充実 薬害肝炎検証委員会の中間とりまとめを踏まえ、医 薬品・医療機器の使用における副作用等のリスクを回 避し、副作用等発生時の早期対応のための関係者の危 機管理(リスクマネジメント)体制をより一層強化す ること。	(3) 安全対策業務の強化・充実 市販後安全対策の体制整備により、厚生労働省と ともに、迅速かつ的確な安全対策を講じ、副作用被 害等の発生・拡大の防止を図る。それにより、患者 の治療が確保され、医薬品等が医療の場で有効にそ の役割を果たせるようにする。 また、医薬品等の研究開発、審査、市販後に至る 一貫したリスク・ベネフィットの管理・評価がで るよう、審査部門と安全対策部門の連携を強化し、	(3) 安全対策業務の強化・充実	
	もって、承認審査の迅速化の基盤とする。 副作用等の分析・評価に当たっての基本的姿勢を 職員が理解するものとする。すなわち、副作用等の 分析・評価の際には、先入観を持たず、命の尊さと 最新の科学的知見に立脚して評価にあたるものとす る。また、医学・薬学の進歩が知見の不確実性を伴 ことから、常に最悪のケースを想定し、予防原則 に立脚し、安全対策の立案・実施に努めるものとす る。		
イ 収集した安全性情報の解析結果等の医療関係	ウ 情報のフィードバック等による市販後安全体制	 	
者、企業へのフィードバック情報の利用拡大及 び患者への適正使用情報の提供手段の拡大を図 り、医療機関での安全対策の向上に資する綿密 な安全性情報提供体制の強化を図ること。同時 に、安全対策業務の成果を国民に分かりやすく する観点から成果をより的確に把握できる指標 を設定すること。	の確立	の確立	
	・医薬品・医療機器を安全かつ安心して使えるよう、医薬品・医療機器に関する一般消費者や患者 からの相談業務を実施する。	・医薬品・医療機器を安全に、かつ安心して使えるよう、医薬品・医療機器に関する一般消費者や患者からの相談業務を引き続き実施する。	○ 医薬品・医療機器に関する一般消費者や患者からの相談業務について、医薬品相談10,244人(12,617件)、医療機器相談547人(591件)の電話相談を受け付けた。
	・患者への情報発信を強化するため、患者向医薬 品ガイドのより一層の周知を図るとともに、利便 性の向上を図る。	・患者向医薬品ガイドについて、カラー図面を取り 入れること等により、患者がより利用しやすいもの とするとともに、一層の周知を図る。	○ 患者向医薬品ガイドについて、分かりやすい内容とするよう製造販売業者を指導した。
	・その他国民等への情報発信の更なる充実を図る。	・一般向けの適正使用に関するお知らせの作成等に より、国民等への情報発信の充実に努める。	○ PMDAのホームページと医薬品医療機器情報提供ホームページの 統合を踏まえて、一般向けのコンテンツの見直しを継続して検討 した。
		・医薬品リスク管理計画について医療関係者等と共有し、医薬品の適正使用の推進を図るため、情報提供ホームページで公開する。	○ 平成25年度は、4品目の医薬品リスク管理計画 (RMP) を公表 した。
エ 講じた安全対策措置について、企業及び医療機関 等における実施状況及び実効性が確認できる体制を 構築すること。		オ 講じた安全対策措置のフォローアップの強化・ 充実	
	・情報提供業務の向上に資するため、機構が一般 消費者、医療関係者に対して提供した情報の活用 状況に関する調査を行い、情報の受け手のニーズ や満足度等を分析し、情報提供業務の改善に反映す る。	し、受け手のニーズを把握して引き続き情報提供業	報の入手・伝達・活用状況等に関する調査における、PMDAメディ

. 評価の視点等	【評価項目16 患者、一般消費者への安全性情報の提供】	自己評定	A	н	評 定	A	3	
「数値目標] ○特になし		変更を行う7 一般消費	事項) 下具合報告事例についての公表、 など、医薬品・医療機器の情報提 者からの相談に対しては、後発医 引き続き着実な対応を行っており	供の充実に努めた。 療用医薬品についての相談	ドもことでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きないないでは、大きないないでは、大きないないでは、大きないでは、またないでは、大きないでは、ためいでは、ためいでは、またないでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	を理由) に理由) 投消費者への安全性情報 ド3月までに492成分、 一の図表を入起と供を行っ 品相談件数は10,244人、 る取提供により、PMDAの3 に対する国民の関心が高い の努力を期待する。	3,409品目をホームペ 内容の充実とともに っていると評価する。 医療機器相談件数は5 そ全対策が広く周知さ	ージに掲載するとと より分かりやすす者 また、一般消費者等 47人となっている。 れるとともに、医薬
かつかも 安。に 安。に 後場の を の と を の と を の と の と の と の と の と の と の と の と の と の と の に の に の に の の に に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に に の に 。	場げている「講じた安全対策措置のフォローアップの強化・充実」	○ 定不 医談 300績 る医療 業品はに情報 に作告・説がに行 現に全に り書機品はに情報 に 東京を 新品 ・ 医た療信 財告療薬検供 回り は行 現に全好 財告療薬検供 ○ 業品はに情報・ 次に情報・ 次に情報・ 次に情報・ 次には、 の またり は、 は、 で は、 は、 で は、 は、 で は、 は、 に は、	報告の受理後4ヶ月の期間で実施した、受理後6ヶ月の期間で実施した、医療機器に関する一般消費者や患り、244人(12,617件)、医療機器相けた。 自の患者向医薬品ガイドを作成、情報提供の充実を図った。 こおいて医療従事者が医薬品や医、すべき点などを図解等を用いて、を7件作成し、情報提供ホーた。 に医療機能評価機構が公表してい、薬局ヒヤリ・ハット事例収等を持定係るとセリ・ハット事例収等を持て、原係公とセリ・ハット事例保を持ち続に係るヒヤリ・ハット事例保を持ち続に、原生とリ・ハットを開保3,680件、医療機器関係3684人)結果報告を行った。また、厚生・ムページに掲載し、情報発信に	値した。不具合に関しては、 者からの相談業務について、 記談547人(591件)の電話相 し、既存のガイドの変更を 療機器をより安全に使用す わかりやすく解説した「PMD -ムページに掲載するなど情 る「医療事故情報収集等事業 日間し、死位25年度において、 30日にないなどである。 が働省での審議終了事例は 労働省での審議終了事例は 努めた。	適医ななホ情をきればいる。 という では、 一、 で、	取、医薬品適正使用情報 ないで表に関する情報が た付文書に関する情報が た列便性を重視したメデットの努力が呼ばないでである。 を機器について電話相談の各項目につき、順調に の各項目につき、順調に であるが、文科とを検 でのでで充実することを検	などを、短期間でホー が行われていることは イナビィの登録件数な 炎などを積極的に行っ 実施していると評価で ああカして、学童期か	ムページに掲載する。評価できる。 ごが増大しており、 ていることも評価で ごきるため。
	受を着実に実施しているか。	〇 平成24年度 手・伝達・流	をに実施した医療機関、薬局にお 5用状況等に関する調査における 1度等の調査結果を公表した。					